

平成 30 年

# 小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会



平成 30 年

# 小樽市議会第 2 回定例会

平成 30 年 6 月 5 日開会

平成 30 年 7 月 2 日閉会



平成30年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月5日～7月2日（28日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 5日（火）	提案説明等	
6日（水）	休 会	
7日（木）	”	
8日（金）	”	
9日（土）	”	
10日（日）	”	
11日（月）	会派代表質問 [山田・面野 両議員]	議会運営委員会
12日（火）	会派代表質問 [斉藤 議員]	議会運営委員会
13日（水）	会派代表質問 [小貫 議員] 質疑及び一般質問 [石田 議員]	議会運営委員会
14日（木）	質疑及び一般質問 [石田・安斎・中村（岩雄） 各議員]	議会運営委員会
15日（金）	一般質問 [中村（吉宏）・酒井（隆裕）・川畑・ 林下・松田 各議員]	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
16日（土）	休 会	
17日（日）	”	
18日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
19日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
20日（水）	”	
21日（木）	”	
22日（金）	”	予算特別委員会（総括質疑）
23日（土）	”	
24日（日）	”	
25日（月）	本会議（会期延長等）	議会運営委員会、 予算特別委員会（総括質疑）
26日（火）	休 会	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
27日（水）	”	学校適正配置等調査特別委員会
28日（木）	”	
29日（金）	”	
30日（土）	”	
7月 1日（日）	”	
2日（月）	討論・採決等	議会運営委員会



平成30年  
第2回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 6月5日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号	3
	○提案説明 市長（議1～議10、報1～報4）	3
	○提案説明 新谷議員（議11、議12）	5
	採 決（議1）	7
1	日程第3 休会の決定	7
1	散 会	7

○ 6月11日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第2号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号	11
	○会派代表質問 山田議員	11
	○会派代表質問 面野議員	26
1	散 会	47

○ 6月12日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	49
1	欠席議員	49
1	出席説明員	49
1	議事参与事務局職員	50
1	開 議	51
1	会議録署名議員の指名	51
1	日程第1 議案第2号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号	51
	○会派代表質問 斉藤議員	51
	○議事進行について 斉藤議員	65
	○説明員から発言の申し出	67
1	延 会	83

○ 6月13日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	85
1	欠席議員	85
1	出席説明員	85
1	議事参与事務局職員	86
1	開 議	87
1	会議録署名議員の指名	87
1	日程第1 議案第2号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号	87
	○会派代表質問 小貫議員	87
	○質疑及び一般質問 石田議員	115
	○議事進行について 安齋議員	116
	○議事進行について 濱本議員	118
1	延 会	118

○ 6月14日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	119
1	欠席議員	119
1	出席説明員	119
1	議事参与事務局職員	120
1	開 議	121
1	会議録署名議員の指名	121
1	日程第1 議案第2号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号	121
	○議長からの発言（6月13日の濱本議員からの議事進行について）	121
	○質疑及び一般質問 石田議員	122
	○質疑及び一般質問 安斎議員	125
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	138
	○討 論 横田議員	141
	○討 論 石田議員	143
	○討 論 佐々木議員	145
	○討 論 斉藤議員	145
	○討 論 高野議員	145
	採 決（議7、議10）	146
1	散 会	146

○ 6月15日（金曜日） 第6日目

1	出席議員	147
1	欠席議員	147
1	出席説明員	147
1	議事参与事務局職員	148
1	開 議	149
1	会議録署名議員の指名	149
1	日程第1 議案第2号ないし議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号及び 議案第12号並びに報告第1号ないし報告第4号	149
	○一般質問 中村（吉宏）議員	149
	○一般質問 酒井（隆裕）議員	168
	○一般質問 川畑議員	177
	○一般質問 林下議員	186

○議事進行について	秋元議員	196
○一般質問	松田議員	197
予算特別委員会設置・付託		206
常任委員会付託		207
1 日程第2	陳情	207
1 日程第3	休会の決定	207
1 散 会		207

○ 6月25日（月曜日） 第7日目

1 出席議員		209
1 欠席議員		209
1 出席説明員		209
1 議事参与事務局職員		210
1 開 議		211
1 会議録署名議員の指名		211
1 日程第1	会期の延長	211
1 日程第2	議案第4号の訂正	211
○訂正理由説明	市長	211
採 決		211
1 日程第3	議案第13号	211
○提案説明	市長	211
採 決		211
1 日程第4	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	211
1 日程第5	休会の決定	212
1 散 会		212

○ 7月2日（月曜日） 第8日目

1 出席議員		213
1 欠席議員		213
1 出席説明員		213

1	議事参与事務局職員	214
1	開 議	215
1	会議録署名議員の指名	215
1	日程第1 議案第2号ないし議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号及び 議案第12号並びに報告第1号ないし報告第4号並びに請願及び陳情並びに 調査	215
	予算特別委員長報告	215
	○討 論 小貫議員	218
	採 決	219
	総務常任委員長報告	220
	○討 論 酒井（隆裕）議員	221
	○討 論 濱本議員	222
	○討 論 石田議員	222
	休憩を求める動議 秋元議員	226
	採 決（動議）	226
	○議長からの発言（石田議員への発言の取り消し勧告について）	226
	○石田議員の発言（発言の取り消し勧告について）	226
	○議長からの発言（地方自治法第129条の規定による発言の取り消しについて）	226
	○議事進行について 石田議員	227
	○議事進行について 石田議員	227
	○討 論 齊藤議員	227
	○討 論 中村（誠吾）議員	229
	採 決	230
	経済常任委員長報告	231
	○討 論 小貫議員	232
	採 決	233
	厚生常任委員長報告	233
	○討 論 高野議員	234
	採 決	235
	建設常任委員長報告	235
	○討 論 川畑議員	236
	採 決	237
	学校適正配置等調査特別委員長報告	237
	○討 論 酒井（隆裕）議員	239
	採 決	239
1	日程第2 議案第14号	240
	○提案説明 市長	240

採 決	240
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第14号	240
○提案説明 高野議員（意1、意2）	240
○提案説明 面野議員（意3、意11）	241
○提案説明 秋元議員（意4）	242
○討 論 酒井（隆裕）議員	243
○討 論 高橋（龍）議員	244
採 決	245
1 閉 会	245

第2回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
2	平成30年度小樽市一般会計補正予算
3	平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
4	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
5	小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案
6	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
7	小樽市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案
8	小樽市中小企業振興基本条例案
9	動産の取得について [除雪グレーダ]
10	小樽市副市長の選任について
11	小樽市非核港湾条例案
12	小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案
13	製造の請負契約について
14	人権擁護委員候補者の推薦について
報告1	専決処分報告 [小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例]
報告2	専決処分報告 [小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例]
報告3	専決処分報告 [小樽市税条例の一部を改正する条例]
報告4	専決処分報告 [小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例]

○意見書案

1	カジノ実施法廃案を求める意見書 (案)
2	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書 (案)
3	教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (給特法)」の見直しを求める意見書 (案)
4	地域材の利用拡大推進を求める意見書 (案)
5	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書 (案)
6	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書 (案)
7	日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書 (案)
8	非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書 (案)
9	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書 (案)
10	国立小樽海上技術学校の存続を求める意見書 (案)
11	ライドシェア導入の際には慎重な議論と制度設計を求める意見書 (案)
12	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書 (案)
13	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書 (案)
14	2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 (案)

○陳情

24	中村善策美術館 (仮称) の設立方について
----	-----------------------

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

山田議員（自由民主党）（6月11日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の行政運営の姿勢について
  - （1）議案第4号について
  - （2）議案第10号について
  - （3）市長職務の認識について
  - （4）平成30年度人事異動について
  - （5）おたるWAKI・あい・あいトークについて
  - （6）全国防災・危機管理トップセミナーへの出席について
- 2 市長の政策について
  - （1）先輩起業家訪問ツアーについて
  - （2）道の駅等について
  - （3）観光施策について
  - （4）公共交通について
  - （5）人口減少対策について
- 3 消防について
  - （1）消防署所の統廃合等について
  - （2）消防団について
- 4 教育について
- 5 その他

面野議員（立憲・市民連合）（6月11日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 議案について
- 2 次期総合計画について
- 3 財政について
- 4 除排雪について
- 5 その他

齊藤議員（公明党）（6月12日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 財政問題について
  - （1）財政は「引き続き」厳しいのか？
  - （2）財政調整基金残高について
  - （3）新たな財政健全化計画を
- 2 ふれあいバスと地域公共交通について
  - （1）協定書について
  - （2）事業者との意思疎通について
  - （3）財政負担削減の方法について
- 3 除排雪について
  - （1）市内路線バス運休の責任について
  - （2）除雪対策本部会議の公開について
  - （3）排雪量について
  - （4）基準等の見直しについて
- 4 高島漁港区における観光船事業について
  - （1）関係者の処分について
  - （2）是正措置の実効性とそれが履行されない場合の責任の所在について
  - （3）当該観光船事業者が市長の後援会関係者であることに対する市長の責任について
- 5 市政全般における「ゆるみ」と「士気低下」に対する森井「市長」の責任
  - （1）副市長の選任同意案の提出について
  - （2）海上技術学校存続への対応について
  - （3）人事異動について
  - （4）人事評価結果の給与反映を1年間延期するための条例改正に関する専決処分報告について
  - （5）勤労青少年ホームにおける階段裏ひる石の不適切処理について
- 6 その他

**小貫議員（日本共産党）（6月13日1番目）**

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 地方自治と民主主義が活かされる市政へ
  - (1) 公平で透明性のある人事を求める
  - (2) 人事評価について
  - (3) 職員の資格取得について
  - (4) 議会審議を保障した議案提出を
  - (5) 決算見込みについて
- 2 国に対して意見を言える市政への転換を
  - (1) 新幹線トンネル残土の成分公表について
  - (2) 小樽市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案について
  - (3) 小樽海上技術学校の存続について
  - (4) 指定難病の医療費助成非認定について
- 3 小樽のこれからのまちづくりについて
  - (1) 人口減少の中のまちづくり
  - (2) 除排雪の改善で快適な冬を市民に
- 4 福祉のまちづくり推進を
- 5 その他

**○質疑及び一般質問**

**石田議員（無所属）（6月13日2番目）（6月14日1番目）**

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 森井市長の政策について
- 2 その他

**安斎議員（無所属）（6月14日2番目）**

答弁を求める説明員 市長、選挙管理委員会委員長及び関係説明員

- 1 不適切処理・対応に関連して
  - (1) 固定資産税・都市計画税の算定に関わって
  - (2) 青少年ホームでのアスベスト処理について
- 2 4月の市長選に関連して
  - (1) 出馬表明について
  - (2) 辻立について
- 3 除排雪について
- 4 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（6月14日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 究極の子育て支援—病児保育について
- 2 松前神楽について
- 3 その他

○一般質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（6月15日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽市公共施設等の管理・更新と市民プール建設について
- 2 小樽海上技術学校について
- 3 除排雪について
- 4 民泊について
- 5 高島漁港区における観光船事業に対する条例違反の許認可等の是正措置と職員の処分について
- 6 その他

酒井（隆裕）議員（日本共産党）（6月15日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 学校給食について
  - （1）学校給食無料化や助成について
  - （2）おいしい給食について
- 2 障害者支援について
  - （1）タクシー助成について
  - （2）ストマ用装具給付について
- 3 その他

川畑議員（日本共産党）（6月15日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 忍路トンネルの安全対策について
- 2 市民のための住宅政策について
- 3 雪堆積場の対策について
- 4 その他

**林下議員（立憲・市民連合）（6月15日4番目）**

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 高島漁港の観光船事業について
- 3 除排雪について
- 4 人口減少と公共交通について
- 5 その他

**松田議員（公明党）（6月15日5番目）**

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 介護保険料について
- 2 介護職員の担い手不足について
- 3 施設入所及び医療機関の入院に係る身元保証人について
- 4 空き家対策について
- 5 既存借上住宅制度について
- 6 住宅確保要配慮者支援について
- 7 その他

平成30年  
第2回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成30年6月5日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

13番 酒 井 隆 行

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	林 秀 樹
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	伊 藤 和 彦
総 務 部 長	日 栄 聡	財 政 部 長	前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長	加 賀 英 幸	生 活 環 境 部 長	鉢 呂 善 宏
医 療 保 険 部 長	相 庭 孝 昭	福 祉 部 長	勝 山 貴 之
保 健 所 長	貞 本 晃 一	建 設 部 長	上 石 明
消 防 長	土 田 和 豊	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	金 子 文 夫
教 育 部 長	飯 田 敬	総 務 部 長	西 島 圭 二
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久	企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

**開会 午前10時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、平成30年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月25日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第10号及び報告第1号ないし報告第4号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 平成30年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件についての提案理由の説明に先立ち、一言、申し述べさせていただきます。

初めに、小樽市立病院における単回使用医療機器の使用、固定資産税・都市計画税の評価がえにおける路線価の再算定及び勤労青少年ホームにおけるアスベスト処理において、不適切な取り扱いがあったことについてです。

これらのことは、市の公務に対する信頼を損なうものであり、関係者の方々には御迷惑をおかけし、市民の皆様や議会の皆様には御心配をおかけいたしました。深くおわびを申し上げます。

今後は、事故内容を十分に検証し、事務処理手順の見直しなどを進めるとともに、職員に対しては、法令等の遵守はもとより、強い自覚と緊張感を持って職務に当たるよう指導し、再発防止に努めてまいります。

（「あんたが守らないいでしょ」と呼ぶ者あり）

次に、議案に関連して申し上げます。

まず、副市長の選任についてです。

昨年11月の前副市長辞任以降、これまでの間、副市長不在の中で市政執行を続けてまいりましたが、職員の負担が大きく、また、議会からも早急に選任するべきとの御指摘をいただいていたことから、一日も早い選任が必要であると考えていたところであり、このたび、提案できる運びとなりましたので、前総務部長の前田一信氏を副市長として起用する選任同意案を提出するものであります。前田氏は、これまで市職員としてコンプライアンス推進室長、会計管理者、総務部長などの要職を歴任しており、特に総務部長としては、市政運営や議会との調整に手腕を発揮されました。

（発言する者あり）

副市長として適任であると確信をしておりますので、議員の皆様のご同意をいただき、新たな副市長とともに市政運営に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、この後の補正予算案で関係事業費を計上しておりますが、本年5月24日に、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に本市が追加認定されました。北前船は、

明治時代の北海道の開発を物流面で支え、本市のみならず、北海道の発展の礎となったものであり、そのストーリーで認定を受けたことは、まことに喜ばしく、光栄であると感じております。

これも、ひとえに御尽力いただきました関係者の皆様、議員の皆様の御協力のたまものであり、この場をおかりして感謝を申し上げる次第であります。

市といたしましては、これを機に、歴史的価値の高い文化財の活用を通じた地域活性化に向け、これまで以上に、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。

それでは、上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの平成30年度各会計補正予算について説明を申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、港湾整備事業特別会計において、当初予算にひき船建造に係る経費を計上いたしました。年度内の竣工が困難になったことから、2年間で建造するため、事業費の一部を減額するとともに、債務負担行為として、この減額分と同額の経費を計上いたしました。これにつきましては、ひき船建造に向けて、早期に着手をしなければならないことから、先議をお願いするものであります。

次に、議案第2号及び第3号は、一般会計及び後期高齢者医療事業特別会計の通常分の補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものといたしましては、先ほども申し上げましたが、5月24日付で、本市が北前船の寄港地として日本遺産に追加認定されたことに伴い、独自事業として、日本遺産認定記念シンポジウムの開催、フェリーでの北前船ストーリー船上講座などを実施する日本遺産地域活性化事業費、本定例会で提案する小樽市中小企業振興基本条例に基づき設置する中小企業振興会議を運営するための中小企業振興会議運営経費を計上したほか、当初予算に計上した子どもの生活実態調査事業費について、国の補助制度を活用するとともに、調査結果のより詳細な分析を行うために、事業費を増額いたしました。

また、昨年12月に強風により屋根の一部が破損した旧し尿処理場の建物の一部を解体するために、旧し尿処理場施設保全事業費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金、寄附金、繰入金を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は、2,418万5,000円の増となり、財政規模は551億3,449万6,000円となりました。

次に、特別会計におきましては、後期高齢者医療事業特別会計において、本年度、保険料軽減特例や高額療養費制度等の見直しがあるため、この制度改正の周知を行う制度改正周知関係経費を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第10号までについて説明を申し上げます。

議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、私の平成30年7月分の給料月額を50%減額するものであります。

議案第5号小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防職員福利厚生会が職員福利厚生会と統合したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号小樽市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税のわがまち特例の新設、市たばこ税の製造たばこの区分の整備及び税率の変更等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第7号小樽市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案につきましては、旅館業法の一部改正に伴い、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されること等により、旅館・ホテル営業の構造設備の基準を見直すとともに、所要の改正を行うものであります。なお、旅館業法の一部改正

の施行期日が6月15日であり、同日で施行する必要があることから、先議をお願いするものであります。

議案第8号小樽市中小企業振興基本条例案につきましては、中小企業の健全な発展を推進するため、中小企業の振興に関する基本理念のほか、施策の基本となる事項等を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展と市民生活の向上に寄与するものであります。

議案第9号動産の取得につきましては、除雪グレーダを取得するものであります。

議案第10号小樽市副市長の選任につきましては、先ほど申し上げましたとおり、前田一信氏を選任するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額及び後期高齢者支援金等賦課総額の算定の際に用いられる国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の定義に病床転換支援金を追加するため、小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成30年3月29日、専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、基準省令等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する規定を基準省令等のおり適用するため、小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を平成30年3月30日、専決処分したものであります。

報告第3号につきましては、地方税法等の一部改正及び所得税法等の一部改正に伴い、わがまち特例の特例率を変更するなど平成30年度税制改正に伴う所要の改正を行うため、小樽市税条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日、専決処分したものであります。

報告第4号につきましては、人事評価結果の給与反映等を1年先送りにするとともに、所要の改正を行うため、小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を平成30年5月24日、専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御同意、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、議案第11号及び議案第12号について提出者から提案理由の説明を求めます。  
（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 22番、新谷とし議員。  
（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○22番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、議案第11号小樽市非核港湾条例案及び議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案の提案説明を行います。

議案第11号小樽市非核港湾条例案についてです。

広島と長崎に原爆が投下され、間もなく73年目を迎えます。平均年齢80歳を超えた被爆者の方々の後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいという強い思いで始めた被爆者国際署名は世界各国に広がり、国際世論と諸国民の運動で、ついに昨年7月に国連で核兵器禁止条約が採択されました。

その後、10カ月余りで条約に署名した国は58カ国、批准は10カ国になっています。条約発効にはもう少し時間がかかりそうですが、確実に核兵器禁止条約採択が効力を発揮しています。

4月23日から5月4日にスイスのジュネーブで開かれた2020年核不拡散条約（NPT）運用検討会議の準備委員会では核兵器禁止条約が焦点の一つとなり、この会議で演説した被爆者で日本被団協事務局次長の児玉三智子氏の訴えに、核保有国の代表らも核兵器のない世界という目標は同じだ、核兵器を

使ってはならないと言わざるを得ませんでした。日本から出席した河野太郎外相は、被爆国として核兵器の非人道性を知る我が国は、核廃絶に向け国際社会の取り組みを先導する義務がある、と演説しました。日本政府は速やかに核兵器禁止条約に署名し、批准してこそ、その義務を果たすことができます。また、果たさなければなりません。

6月12日には朝鮮半島の非核化に向けて、初の米朝首脳会談が行われる見通しとなり、核兵器の脅威を取り除くのは軍事的圧力ではなく、世論と外交の力であることが鮮明になってきました。

こうした世界の核廃絶と非核化の流れの中で、地方自治体の果たす役割も重要になっていると考えます。

小樽市議会は、1982年に全道に先駆け核兵器廃絶平和都市宣言を決議し、現在に至っていますが、小樽港にはこれまで米空母初め多くの核兵器搭載可能艦が寄港しています。しかし、神戸方式の小樽市非核港湾条例を制定するならば、核兵器搭載可能艦の寄港はなくなり、核廃絶に向けた大きな力になるのは明らかです。核兵器廃絶平和都市宣言を実行あるものにしてこそ、小樽港の未来があるのではないのでしょうか。本条例案に議員各位の賛同をお願いいたします。

次に、議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案についてです。

小樽市が取り組んでいる小樽市人口減少問題研究会の中間報告で示されている市民アンケートで、除雪・排雪の満足度は定住志向の市民で不満の割合が一番大きく、転出志向の市民はさらに不満の割合が大きくなっています。

5月11日に開催された小樽市議会主催の市民と語る会では、2会場とも除排雪改善を求める声が相次ぎました。市民生活で除排雪が大きなウェイトを占めており、こうした市民の切実な要求に応えることが重要です。

本条例案は、2013年に制定された小樽市自治基本条例でうたわれている、安全で安心なまちづくりの理念を基本に、山坂や狭隘道路が多い小樽市で、市が主体となり、市民及び事業者が協力し合い、秩序ある雪処理を行うことによって安心して安全かつ快適な冬の暮らしを築くことを目的に、施策の基本となる事項を定め、提案するものです。

条例案では、市の役割、除雪対策本部の規定、市民の役割及び事業者の役割を定めました。

市の役割は、9項を定め、第1項から第8項は地域総合除雪計画に基づく施策の充実及び推進で、地域総合除雪計画の公表、周知を図るとともに、市民及び事業者の意見を聞き、その協力が得られるように努めること、町会が実施する除排雪事業及び貸出ダンプの利用など雪対策の取り組みを積極的に支援すること、高齢者世帯または障害者世帯で援護を必要とする世帯への雪処理支援、通学路、観光客の安全確保をすることなどを定め、除排雪業務を進めるに当たって、業者の選定及び委託の透明性を確保し、公正に行われるよう努めなければならないことを規定し、第1項から第8項までの役割を推進するため、建設部、福祉部、産業港湾部、教育委員会及び消防本部からなる除雪対策本部を設置し、会議は公開とします。除雪対策本部長を副市長とし、副市長不在の場合は建設部長がその代理を務めるとします。

また、市民が長い冬を家に閉じこもらず、冬を明るく暮らせるように冬のスポーツ、レクリエーションなどの振興を図ることを定めました。

市民の役割は、自主的な雪処理と雪処理の相互協力を行い、路上駐車、道路への雪捨てなどの迷惑を行わず、住みよい地域づくりに努めるようにすること、援護を必要とする世帯へ雪処理の支援に努め、スポーツ、レクリエーションなどの関心を持ち、冬を明るく過ごせるように努めていただくものです。

事業者の役割は、地域の雪処置において市民と協力し、スポーツ、レクリエーション、地域の冬のお祭りなどの応援に努めていただくものです。

以上、本条例を今定例会で可決し、市民の願いに応えられるよう、議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) ただいま上程中の案件のうち、議案第1号については先議とすることとし、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号について、可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月10日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午前10時21分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 秋元智憲

議員 酒井隆裕



平成30年  
第2回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成30年6月11日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

13番 酒 井 隆 行

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	林 秀 樹
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	伊 藤 和 彦
総 務 部 長	日 栄 聡	財 政 部 長	前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長	加 賀 英 幸	生 活 環 境 部 長	鉢 呂 善 宏
医 療 保 険 部 長	相 庭 孝 昭	福 祉 部 長	勝 山 貴 之
保 健 所 長	貞 本 晃 一	建 設 部 長	上 石 明
消 防 長	土 田 和 豊	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	金 子 文 夫
教 育 部 長	飯 田 敬	総 務 部 長	西 島 圭 二
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久	企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村吉宏議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** まず、先般本会議において、全国市議会議長会より市政振興により表彰をさせていただき、まことにありがとうございました。市議会議員として市政の一翼を担って以来、市民から見た市政の無理・無駄・無理解を民間企業の改善方法からコスト意識や会計の複数年度管理など具体的に質問したことを覚えています。これも議会事務局を初め関係説明員の皆様、議員各位の御指導のたまものと感謝いたします。これからも市民のために役立つよう努力してまいります。

では、1項目めの質問を始めさせていただきます。

議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について、お聞きいたします。

この、減給条例案は、水産関連施設以外の設置が規制されている高島の漁港区に、市が観光船の乗降を含めた発着施設建設ほか許可した責任をとるために提案したと認識しています。昨年、第3回定例会では、1カ月10%の提案、これが否決されたため、第4回定例会と、ことし第1回定例会で減給50%、1カ月の減給条例案が提案され、議会で否決されたと記憶しております。今回、第2回定例会で4回目となる市長の減給条例案を拝見すると、我々の意図する考えをまるで無視するかのごとく同じ内容の議案が提出されています。

そこで森井さんにお聞きしますが、減給条例案提出は御自分の非を認め責任をとるものと認識していますが、改めて市長が減給条例案を出す動機は何かお答えください。

次に、議案では一度目は余りにも軽過ぎると否決、二度、三度目も否決、今回四度目となる減給条例案の出し方についてお聞きいたします。

訴訟や裁判では一度判決が出されると、次に再審など行う場合、えん罪や新たな証拠などが出されない限り、二度同じ事案の審議はできないと認識していますが、そのことがそのままこの条例に当てはまるとは考えませんが、この四度目となる条例案は二度目、三度目と内容が同一です。

そこでお聞きしますが、市長としての責任の重さ、認識、とり方、また、この決断は以前と考えは変わらないというのかお聞きいたします。

そもそも、私は市長が二度、三度、四度と同一の再提案すること自体、理解ができません。何か足すことは考えなかったのか、お答えください。

さらに、出すからには、可決されることを前提に提案されていると考えますが、御自身で可決の見込み、可能性があると考えるのか、お答えください。

次に、議案第10号小樽市副市長の選任についてお聞きいたします。

私は以前、副市長の辞任に関連して、庁内外を初め、さまざまな角度から市長と副市長の職務遂行時の信頼度や信頼関係構築の努力などをお聞きいたしました。副市長の職務は庁内の調整役として、また、市長の職務の随行や補佐するなど、欠かせない存在であり、その人物が職務に精通し、適しているのか、また、その任に適しているとすれば、最大限の信頼関係の構築をしなければならないと私は考えます。

お互いの本音を出し合い、考え方を知った上で、適所適材なのか見定めることが市長の責務責任と考えます。4月の定例記者会見では副市長の候補については、考えているがアプローチはまだで、5月の定例記者会見でも何も進展していないと語っていましたが、突然、5月24日に起用する方針を発表。私も25日の各社新聞報道で副市長候補のことを知りました。さぞかし、この短時間でさまざまなジャンルの人と会い、意見を交わし、老若男女を問わず、副市長にふさわしい人物を探していたことと推察します。

そこでお聞きしますが、まさか1人だけのアプローチとは考えませんが、今まで副市長の任にふさわしい方、何名に要請されたのか、お答えください。

次に、候補に挙がっている方と信頼関係が構築されたと推察するが、過去、庁内で総務部長として職務の実績を市長はどのように評価して、この副市長選任案を出されたのか、お答えください。

また、議会との調整力については、どのように評価したのか、お答えください。

次に、一昨年12月9日付で議会から市長へ勧告書を手交しようとしたのですが、市長は庁内で行方不明、部長は市長の居場所がわからない状況がありました。

そこで、市長にお聞きしますが、副市長を選任できた場合、このような危機管理能力のない事態は解消できるのか、お答えください。

また、その方法や根拠は何かお答えください。

次に、市長職務の認識についてお尋ねいたします。

ある企業の社長からこのようなお話をお聞きいたしました。森井市長から、来春の統一地方選挙の市議会議員に立候補する新人を推薦するため、挨拶に伺いたいと打診があったそうです。すぐさま、その社長は法に抵触する心配を考え、このような話は受けられないと断ったそうです。

最初に市長、思い当たる企業の社長とこのようなお話を本当にしましたか、お答えください。

あわせて、市長が辻立ちを行うことは、市政全般にわたり市民の声を聞くため、御自身の名前を染め抜いた旗を持ち、おじぎをする行為を欠かせない公務と見解を述べていましたが、新人を推薦することも公務なのでしょうか、お答えください。

次に、今さらながら、平成27年の森井候補の市長選ビラを見比べ、小樽はよくなったのか。何も変わらないと多くの市民から疑問の声が寄せられています。そこで、市長の任期が残り1年を切りましたが、この3年間について、市長選挙ビラの5項目において、元気が出る経済対策を掲げていますが、市長が考えた経済施策の中で小樽の営業マンとなり、予算づけをして実行でき、かつ成果が出た事案は何かありますか、お答えください。

次に、30年度人事異動についてお聞きいたします。

昨年、例年あるかないか程度と思うぐらいの早期退職や希望降任が私の記憶する限り、多いと認識しています。これまでの早期退職者数、希望降任者数はどのようになっていますか。山田市政3期目の4年間、中松前市長の4年間、現森井市長の3年間の合計の比較をお聞かせください。

森井氏が市長のお役目になって以来、職員は将来を悲観して、このような判断をせざるを得ないと考えます。また、職員の異動による経験値不足やなれるまでの一部混乱が市民生活に影響を及ぼすものと心配しています。医師を除き、昇任した部長職5名、次長職10名、課長職22名の職務の引き継ぎは、どのように行われましたか、お答えください。

次に、平成30年度の人事異動の狙いや効果的な業務に向けてのマンパワーの配置や組織の見直しはどうしたのか、主なものをお示してください。

次に、市長公約のおたるWAKI・あい・あいトークについてお聞きいたします。

平成28年11月21日、梅広会館において、第1回おたるWAKI・あい・あいトークが手宮地区、厩、

末広、手宮、末広三、梅ヶ枝、豊川、清水、源、石山、東石山、錦の11町会にチラシが配られ、手宮地区の防災について開催されました。そのときの内容は、小樽市の防災の取り組みについての説明、その後、行われた手宮地区の防災についての意見交換の様子はホームページで拝見させていただきました。

最初に、市民の声を聞く、このような会の開催についての趣旨をお答えください。

あわせて、平成29年度は、なぜ開催されなかったのか、お答えください。

さらに、30年度も始まり、ことしも開催しないのでしょうか。行う予定があれば、時期やスケジュールなどお聞かせください。

この項最後に、防災に対しての市長のリーダーシップについてお聞きいたします。

本年6月6日、市長を対象とした全国防災・危機管理トップセミナーが開催されました。趣旨はこうです。日本は、その自然条件から地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しており、こうした災害はどこでも起こる可能性があります。災害時には、短期間のうちに膨大な業務に対応、処理することが求められ、市町村長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。このため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、市町村の災害対応力の向上等につながるよう、全国の市長を対象とした全国防災・危機管理トップセミナーを開催しますと通知がありました。

では、市民生活を守る重要なこのセミナーに、市長は出席されたのでしょうか。市長欠席の場合の理由を含めお答えください。

特に災害に対する危機管理は、市長の職務として重要と考えます。さらに、災害が起こったときの初期対応が運命を左右すると聞きます。これからも同様の勉強会やセミナーが開催されると聞きます。市長は今後職務として、防災危機管理にどのように取り組むのか、お答えください。

1項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 山田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の行政運営の姿勢について御質問がありました。

初めに、議案第4号の減給条例案についてですが、まず、減給条例案を提出する動機につきましては、高島漁港区における公益通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果に係る分区条例違反とふれあいパス事業に係る契約規則違反について、私としての責任をとるためであります。

次に、市長としての責任につきましては、分区条例違反に係る管理監督責任と誤った条例解釈を適法であるとしてきた私自身の責任に加え、ふれあいパス事業における契約規則違反に係る管理監督責任として、減給50%、1カ月としたものでありますが、昨年の第4回定例会と本年第1回定例会における提案時と考え方は変わっておりません。

次に、減給内容の変更につきましては、職員とも協議をした結果、やはり私の責任のとり方としては、減給50%、1カ月が相応であると判断し、同じ内容で提案をしたものであります。

次に、条例案の可決の見込み等につきましては、昨年の第4回定例会と本年の第1回定例会で否決された内容での提案でありますので、同じように否決される可能性は否めませんが、みずからを律するという認識の下で、私自身が相応と考える内容で提案をしておりますので、議員の皆様には御理解をいただきたいと思っております。

次に、議案第10号についてですが、まず、このたびの副市長選任に当たっての要請につきましては、

私としましては、これまでも常々副市長にふさわしい方について考えをめぐらせてきましたが、実際に要請をしたのは前田氏のみであります。

次に、選任候補者の実績に対する私の評価につきましては、市政運営について私と共通認識を持ち、政策の実現に当たって献身的に私を支えてくれたほか、昨年12月からは副市長不在という厳しい状況の中、多くの直面する諸課題に対し、私と一緒に立ち向かってくれました。また、私と議会との意見が対立する状況においては、議会側と折衝を行ったり、時には私に対し厳しい意見を述べたりするなど、局面打開に向け調整に尽力をされました。これらのことから、私としましては、全幅の信頼を寄せているところであり、副市長としてふさわしい者と評価をしております。

次に、危機管理能力のない事態は解消できるのかなどにつきましては、私の行動予定は担当職員が管理をし、副市長や総務部長などと情報共有することにより把握をされております。しかし、庁内においては、私の判断で担当職員に行き先を告げず一時的に席を離れることもありますので、職員が庁内での行き先を全て把握していないことをもって、危機管理能力がないとの御指摘には当たらないと認識をしております。

次に、市長職務の認識についてですが、まず、挨拶に伺いたい旨の打診等につきましては、さまざまな場所に時として挨拶に伺うことはございますが、この件がどなたのお話なのかは見当が付きません。また、一般的にこれから政治家を志す方を紹介する行為につきましては、政治活動の一環であるものと認識をしております。

次に、私の考えた経済施策の中で予算づけをして実行でき、かつ成果が出た事案につきましては、観光分野では観光都市としてさらに発展していくため、今後10年を見据えた指針となる第二次小樽市観光基本計画を策定したほか、観光振興室と観光協会の連携を強化するための新庁舎開設、地域活性化を目的とした日本遺産認定に向けた取り組みでは、本年5月に北前船の日本遺産に追加認定されたことなどが挙げられます。商工業や農水産分野では、空き店舗の活用などまちのにぎわいづくりに寄与するため、関係機関と連携のもと進める商業支援事業のほか、ふるさと納税に対するお礼の品として地場産品を活用し、平成27年度は約3,300万円であった寄附額が平成29年度には約1億2,000万円と3倍以上となっていることや、商談会や物産展の開催、農水産品のブランド化などの取り組みと相まって、地場産品のPRや売り上げ増加につながっております。また、港湾分野では、関係構築が進むロシアとの貿易拡大に向けた企業訪問や貨物誘致などが挙げられ、市長就任後、小樽の営業マンとして地域の活性化につながる施策に鋭意取り組んできたところであります。

次に、平成30年度の人事異動についてですが、まず、早期退職者数、希望降任者数につきましては、医療職を除き山田元市長の3期目の4年間における早期退職者数は70名、希望降任者数は1名、中松前市長の4年間における早期退職者数は66名、希望降任者数は2名、私が市長に就任してからの3年間における早期退職者数は44名、希望降任者数は15名であります。

次に、昇任者の引き継ぎにつきましては、一般的には人事異動の内示をした後、発令までの間において前任者が作成する事務引継書をもとに相応の時間をかけて引き継ぎを行っております。その後、後任者が業務を遂行する上で必要がある場合には随時前任者に確認し、業務に支障を来さぬよう対応をしておりますので、このたびの昇任者についても同様であると考えております。

次に、平成30年度の人事異動の主な内容につきましては、昨年の第4回定例会で提案した平成30年度に向けた組織改革に係る事務分掌条例の改正案が否決されましたので、必要最小限の体制変更しか行っていない中、市民プールと総合体育館との複合施設建設に向けた検討のため、総務部企画政策室に担当主幹を、今年度から都市マスタープラン策定業務が本格化するため、建設部に担当主幹を配置すると

ともに人材育成のため総務省自治行政局、国土交通省北海道運輸局、北海道銀行へ職員を派遣したほか、平成28年5月から不在であった保健所長を配置したところであります。

次に、おたるWAKI・あい・あいトークについてですが、まず、トークの趣旨につきましては、公約に掲げました市政のオープン化を実現するための具体的な施策の一つとして私自身が直接地域に出向き、市政への理解を深めてもらうとともに、広く地域の方々の声を聞いて、市民協働のまちづくりを積極的に進めることを目的として新設をしたものであります。

次に、平成29年度に開催されなかった理由につきましては、市がトークの開催地区を決定するのではなく、開催を希望する地区連合町会長から申し込みをしていただき、日程等を調整して決定する仕組みとなっておりますが、昨年度はその申し込みがなかったため開催には至らなかったものであります。主な要因といたしましては、市から地区連合町会長へ周知する機会が少なかったこと、各町会の各種行事等とトーク開催の日程調整ができなかったこと、トークの申し込みから準備・開催までの作業に約3カ月間を要することなどによるものと考えております。

次に、今年度の開催につきましては、浜小樽地区連合町会よりお申し出をいただきましたので、現在、日程や会場等、開催に向けての調整を進めているところであります。また、その他の地区連合町会に対しても、トークの趣旨等を御理解していただいた上で、開催を検討していただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、全国防災・危機管理トップセミナーへの出席についてですが、まず、6月6日開催の同トップセミナーにつきましては、私も代理も出席はしておりません。その理由といたしましては、日程が今定例会の会期と重複し、遠方である東京都への出張よりも定例会を優先させたためであります。なお、7月には北海道の市町村長を対象とした同様のトップセミナーが札幌市で開催されることから、私が出席する予定であります。

次に、防災危機管理に対する今後の私の取り組みにつきましては、大規模な災害発生時においても災害対策本部長として迅速な情報収集を行い、的確な判断、指揮がとれるよう今後開催される防災危機管理トップセミナーなどに精力的に参加をして、災害への危機管理能力の向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、平時からの備えを十分に行うため、本市職員や住民に対する災害への心構えを啓発し、総合防災訓練や町会自主訓練を通じて、災害時の役割や行動手順の確認をするなど、さまざまな取り組みを進め、災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** それでは、2項目めに市長の政策についてお聞きいたします。

初めに、先輩起業家訪問ツアーについてお聞きいたします。

札幌市では、昨年7月、起業志望者向け講座、先輩起業家訪問ツアーを開催しました。これは、先輩起業家を訪問し、起業に至るまでの軌跡や体験談とともに事業内容について紹介、将来の社長を目指す方々に松下幸之助の「失敗したところでやめてしまうから失敗になる。成功するところまで続ければ、それは成功になる」という名言どおり、先輩起業家からアドバイスを聞けるというものです。本市では商人塾、商工会議所でも企業をする際の注意やアドバイスをしていると聞きます。

そこで、お聞きしますが、起業を考えている小樽の人々が先輩起業家の生の声を聞くことができ、将

来起業を目指す方々に、このような講座の開設はできないものかお聞きいたします。

また、同様の趣旨で行われている施策があれば、開催状況をお示してください。

次に、道の駅等についてお聞きいたします。

私は、以前、道の駅や海の駅など、地域の核となる情報・交流・地域住民のにぎわいづくりに関して質問してまいりました。本来、道の駅は道路利用者が休息所として地域の方々のための情報発信基地として、まちとまちとの連携、地域づくりの三つの機能を目的に誕生、20年以上たった今、再び地域の情報発信の場として活用されてきていると聞いております。地域の交流・情報発信として、道の駅があったらいいなと思う場所が小樽市内で考えられるか、まず、お聞きいたします。

次に、市長に、みなとオアシスについてお聞きします。みなとオアシスは北海道の登録が10港あり、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する港を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を、国土交通省港湾局長が登録すると聞いています。このみなとオアシスの機能や具体的に備えるべき施設は、主にどのようなものなのかお聞かせください。

また、登録するとどのような業務を行うのか、お答えください。

さらに、みなとオアシスについて、市長は取り組む考えはありますか、お答えください。

次に、観光施策についてお聞きいたします。

小樽の観光は、昭和59年の小樽博覧会から訪れる観光客がふえ、340万人となり、昭和61年に運河散策路が整備され、平成10年小樽雪あかりの路が開催されたときは666万人、平成11年マイカル小樽が開業したときは、最高の973万人を数えました。しかし、その後、さまざまな要因で下降線をたどり、平成23年の東日本大震災で604万人まで激減しました。今日、皆様方の御努力下、平成27年度は795万人まで回復、29年度は806万人を数え、14年ぶりに800万人を超えたと聞きます。

最初に、小樽を訪れる、ここ最近の観光入込客数の大まかな内訳や宿泊客の推移や外国人宿泊客数をお答えください。

あわせて、近年、再利用した建物や新たに完成した主な施設やイベントは何かお答えください。

私は、市内観光地へリピーターとして地元の人に魅力を伝える努力が足りないと感じています。さらに本市の高齢化率は37.91%を数え、年間減少者数は約2,000人、人口10万人以上の都市では10年先に行っているとお聞きいたします。小樽に関するある試算では、観光入込客数の定住人口への換算値、これは定住人口12万2,159人に匹敵、これは観光総消費額約1,500億円と推計され、観光は育成され、今や小樽の大きな基幹産業ではないでしょうか。

市長に今の小樽観光の状況をどう捉えているのか、認識をお答えください。

よくないところは抑え、よいところは伸ばす、企業や会社では当たり前のことです。また、事前準備としてマーケティングリサーチや企業存続のためのマネジメントは重要と考えます。観光部への昇格を前提に新たな専門分野を創設するなど工夫が考えられます。市長が考える今後の小樽観光構想をお尋ねいたします。

また、現在、草花が整備され、遊歩道として多くの市民が利用し、人通りが多くなった旧国鉄手宮線沿線に、市民から観光客と市民が交流する施設の建設要望があります。市民から現実的な案として、手宮線沿線に、この交流施設を建設するという案は、市長としてどのように考えますか、見解をお答えください。

次に、公共交通について伺います。

本市において、公共交通機関といえば中央バスを思い浮かべますが、昨年12月からのダイヤ改正で大

幅な便数の減となり、市内利用者の不便な状況を危惧してお聞きいたします。

最初に、市民からバスの大幅便数減による不便な状況があると聞きます。では、このような不便な状況を聴取する機会がありますか。また、利用者の声を事業者に届ける意見交換会は行っていますか。お答えください。

昨年12月、政府の国家戦略特区の合同区域会議が東京都内で行われ、兵庫県養父市で規制緩和を活用、自家用車による旅客運送を行う計画をまとめたと聞きます。その後、諮問会議で正式認定を受ける見込みで、実現すれば全国初と聞きます。養父市では、市内タクシー業者や住民でつくるNPO法人が実施主体となり、受付と配車を担当。一般のタクシー業者と競合しないように、市内でも交通事業の悪い地域に限定することを明記し、初乗り600円など料金についても定めたと聞きます。養父市の例を出しましたが、決してこのような状況がよいとは思いません。事業者、市利用者が協力して安心・安全で快適な地方公共交通の確立を願うものです。

平成30年度の小樽市地域活性化協議会の進捗状況は進んでいますか。現在の状況をお聞かせください。

この項、最後に、人口減少対策についてお聞きいたします。

本年3月に小樽市人口減少問題研究会が中間取りまとめを出しました。今調査の目的は、これまでの市の政策が市民の不満や不安を適切に解消できなかったため、人口減少に歯どめがかけれなかったとも言えることから、どこに問題があるのかを突きとめ、この問題に対する政策立案を提起する、その根拠をアンケートによる分析やインタビューによる調査によって明らかにすることと聞いております。

では、単純に全国的な人口推移を見ると、団塊の世代の高齢化に伴い、人口減少はどうしても起きてしまう必然的な事象と考えますが、市長の見識をお聞きいたします。

次に、低出生率が続くと、地域生活や経済社会に良好な環境を与えることができなくなり、地域的なアンバランスの状況が進展し、特に若年層の偏りが今後の地方再生のカギを握ると聞きます。

では、中間取りまとめが出され、この後さらに分析された最終報告書が完成しますが、公表時期など今後のスケジュールをお示しください。

以上、2項目目を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、私の政策について御質問がありました。

初めに、先輩起業家訪問ツアーについてですが、本市では起業希望者などを対象に経営の基本を学ぶ小樽商人塾を平成21年度から開講しており、昨年度からは受講者を対象としたアンケート調査を踏まえ、先輩起業者の体験談や受講者との交流など、カリキュラムを充実させて実施してきたところであります。今年度からは、本市を含む産学官で構成する小樽地域雇用創造協議会が厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を受託し、起業希望者などを対象とした地元経営者からの講義や創業間もない起業家に対するフォローアップセミナーなどを予定しており、御提案を参考に効果的な取り組みを検討しながら、起業希望者の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、同様の趣旨の事業といたしましては、移住、起業希望者の小樽体験ツアーとして、小樽へ移住し起業をお考えの方を対象に、先輩起業者の事業所を実際に訪問し、懇談する機会を設けるなど、交流機会の創出に努めているところであります。

次に、道の駅等についてですが、まず、市内における道の駅の候補となり得るような適所の有無につきましては、道の駅は国土交通省への登録申請に当たっては、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能の三つの機能を求められていることから、交通量の多い幹線道路と接続可能な一定規模の敷地を確保する必要があります。しかしながら、市有地においては、こういった条件を満たすような適所はなく、また民有地においては、本市の財政が厳しい中、大きな土地を取得することは困難でありますので、現時点では適所を見出せていない状況であります。

次に、みなとオアシスにつきましては、みなとオアシスの機能は、交流、休憩、情報提供の機能に加え、努力義務として災害支援、商業機能を有するものとなっております。具体的な個別施設例としては展望施設、旅客施設、観光案内施設、耐震強化岸壁、市場などとなります。また、地方自治体、港湾管理者、当該港湾で活動しているNPO及び協議会等がみなとオアシスを登録できますが、登録を受けた後の業務としては、港を核とした地域の活性化に向けて、例えば地域住民やクルーズ旅客等が交流するイベントの開催や、小樽市内の観光情報の発信、地場製品の販売等を行うものであります。

次に、みなとオアシスについて取り組む考えがあるかにつきましては、みなとオアシスの登録には地域住民や観光客、港湾利用者などの交流を創出する場として、観光案内施設などの機能を兼ね備えた代表施設が必要であり、それを満足する既存施設は現在のところないものと考えております。そのため、小樽港の魅力発信やにぎわいの創出につながる制度と認識をしておりますが、現状では登録することは難しいと考えております。今後も引き続き、事業主体の動向を初めとした情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光施策についてですが、まず、本市の観光入込客数につきましては、平成29年度対前年度比101.9%の806万1,600人で、内訳といたしましては、道内客が493万400人、道外客が313万1,200人。宿泊客、日帰り客では、宿泊客が75万7,500人、日帰り客が730万4,100人となっております。宿泊客数の推移、直近の3年間では、平成27年度が70万200人、平成28年度が73万6,200人、平成29年度が75万7,500人、そのうち、外国人宿泊客数については、平成27年度が12万8,223人、平成28年度が17万826人、平成29年度が20万5,587人となっており、5年連続して過去最高を更新し続けております。

次に、近年、再利用された建物や新たに完成した施設、イベントにつきましては、主なものとして歴史的建造物や産業遺産の利活用では、小樽芸術村や旧国鉄手宮線散策路の整備、新たに完成した施設ではJR小樽駅改装に伴ってオープンした駅なかマート「タルシェ」などの飲食・物販施設やホテル・トリフィート小樽運河、新たなイベントでは小樽ゆき物語や祝津にしん群来祭り、小樽堺町ゆかた風鈴まつりなどが挙げられます。

次に、本市観光の状況の認識につきましては、平成29年度において観光入込客数が806万1,600人と、平成15年度以来14年ぶりに800万人を超え、宿泊客数についても6年連続で増加をし、75万7,500人と好調に推移している状況であり、宿泊施設も増加傾向にあることから、長年の課題であった宿泊滞在型観光への移行が進んでいるものと認識をしております。

また、平成25年度小樽市観光客動態調査では、観光客1人当たりの平均消費額は1万8,355円、年間観光総消費額は1,255億円となっており、観光は地域経済に大きな効果をもたらす本市の基幹産業の一つであると認識をしております。

次に、今後の小樽観光構想につきましては、第二次小樽市観光基本計画で示した「ホンモノの小樽とふれあう」、観光客と市民が触れ合い、新しい発見があり、また来たいと思えるまちを目指し、「小樽の魅力を深める」、「小樽の魅力を広める」、「小樽の魅力を共有する」の三つの方向性を基軸に、観

光振興施策を実施してまいります。

好調に推移している本市観光の現状に満足することなく、本市の有する数々の観光コンテンツをより魅力あるものに磨き上げ、また、潜在する観光素材を掘り起こし、さらには地域経済の域内好循環を図るため、観光と地場産品を積極的に結びつけていくなど、本市経済にさらなる潤いをもたらす観光都市づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、観光地経営の視点を持ち、マネジメントやマーケティング、取り組みの効果測定などを行うこともできる新たな観光推進組織、地域DMOの構築を視野に、観光振興室と観光協会の執務室を同一の建物に移し、業務の連携を強化しつつ、推進体制の整備を進めているところであります。

なお、産業港湾部を港湾部と観光経済部の二つの部署に改編する考えがあり、先般、議会提案をしたところではあります。現在、観光振興室を部に昇格させることは考えておりません。

次に、旧手宮線沿線の観光客と市民が交流する施設の建設につきましては、旧手宮線は遊歩道として整備されたことを契機に、特に外国人観光客の撮影スポットとして人気が高まっている一方、市民は散策はもとより通勤・通学路として日常的に利用しているものと認識はしておりますが、沿線での交流施設の建設については、本市として現在のところ考えておりません。

次に、公共交通についてですが、まず、バスの大幅な便数の減少に対する市民の声を事業者へ届ける機会につきましては、バス事業者のことに限りませんが、市民からの御意見、御要望等をお聞きする場としては、地区連合町会長と市長と語る集いや町会長と市との定例連絡会議があり、また、建設部、福祉部、教育部、生活環境部などの公共交通にかかわる部門と北海道中央バスが意見交換を行う定例会議において御意見等を伝えております。それ以外にもさまざまな場面で御意見等が寄せられた際には、事業者に伝えるなどの対応をしております。

次に、平成30年度の小樽市地域公共交通活性化協議会の進捗状況につきましては、今年度は第1回目の協議会を8月に開催する予定としております。現在までの取り組みといたしましては、小樽市内の公共交通の現状や課題を整理するためのアンケート調査の実施に向け、他都市やバス事業者等へヒアリングを行うとともに、国の指導を受けながら調査項目や実施方法等の検討を進めてきております。内容につきましては、郵送等による市民ニーズアンケート調査や実際に路線バスへ乗り込み、利用実態を把握する調査を予定しており、協議会の下部組織である分科会において内容を検討の上、7月から調査を開始し、その結果を8月の協議会に報告することとしております。

次に、人口減少対策についてですが、まず、全国的な人口推移についての私の見解につきましては、戦後、日本は二度のベビーブームなどにより、人口は増加してはりましたが、議員御指摘の団塊の世代の高齢化が進んでいることにあわせ、合計特殊出生率の低下により少子化が進んでいることが全国的な人口減少の要因と認識をしております。

次に、小樽商科大学との人口減少問題共同研究の最終報告書の完成と公表の時期につきましては、現在、最終報告書の取りまとめを行っている最中であり、6月末までには完成させる予定となっておりますので、7月中には公表できるものと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** それでは、3項目め、消防についてお聞きいたします。

消防署所の統廃合などについてお聞きいたします。

市内の消防施設は小樽市消防長期構想に従って、平成22年に朝里出張所の建てかえを行い、昨年には長橋出張所と塩谷出張所を統合したオタモイ支署が誕生いたしました。一方、手宮、高島地区の手宮出張所と高島支署は建設してから50年近く経過しているため、設備など相当傷んできているとお聞きいたします。

最初に、手宮、高島地区の消防施設の状況をお聞かせください。

また、この地区は大きなタンクがあり、それに備える特殊な資機材があると聞きます。どのようなものかお聞かせください。

次に、大型はしご車について伺います。近年、本市における建物も高層階のマンションなどがふえ、高層火災が起きたときの対応も危惧されます。30年前は高層階の建物は少なかったと認識しています。

では、この当時、消防本部で所有していたはしご車は何階まで届いたのか、性能などについてお答えください。

また、はしご車の更新状況、さらには現在の大型はしご車の性能をお聞きし、過去5年間の出動件数は何件あったのか、お答えください。

次に、いかに高性能な機能があっても、自在に操るには日ごろの訓練が欠かせません。

では、過去5年間において、大型はしご車を活用した地域の方々や消防団を含め、行った訓練等の実績をお聞かせください。

さらに、高速道路網の整備により、北後志地区から救急車の乗り入れが多くなると予想されます。

そこで、救急車のほかに北後志地区との消防連携の一環として、大型はしご車による人命救助の要請があった場合、どのような対応をとるのかお聞かせください。

次に、消防団についてお聞きいたします。

消防庁では、消防団等充実強化等を踏まえ、さまざまな消防団員確保の全国的な運動を展開してきているとお聞きします。しかし、消防団員数は年々減少しており、本市の消防団においても同様であり、そのような状況の中、本市消防団は知恵を絞り、幅広く活動を行っているとお聞きします。

では、本市消防団では団員の報酬はどのようになっていますか。年報酬や火災、警戒出動、退職など、各支出項目をお聞かせください。

次に、活動内容についてお聞きいたします。

本市の消防団では、それぞれ地域の事情や要望、過去の活動もさまざまに差があり、また、活動内容にばらつきがあると聞きますが、どのように統一された活動が望まれるのか、見解をお示しください。

以上、3項目めの質問を終えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、消防について御質問がありました。

初めに、消防署所の統廃合等についてですが、まず、手宮、高島地区の消防施設の状況につきまして、手宮出張所が昭和45年、高島支署が昭和47年に建築され、いずれも老朽化が著しく、新耐震基準を満たしておりません。特に高島支署は、最新の津波ハザードマップでは津波浸水区域に立地していることで、万一の際、災害拠点としての活用が厳しい状況にあります。これらのことから、現在、同施設の統廃合による新庁舎の建設を計画しております。

また、大型タンクに備える特殊な資機材としましては、化学消防ポンプ自動車、化学消火薬剤や耐熱

服を配備しております。

次に、30年前、当時のはしご車の性能につきましては、最高到達点が31.8メートルで、11階まで届いておりました。更新状況等につきましては、平成24年に最高到達点が40.9メートルで、13階まで届くはしご車に更新しており、当該車両はコンピューター制御による各種安全装置のほか、傾斜地でも車両を水平に保ち、はしごの角度を水平より下向きに伸ばせる性能を有していることから、河川や海の救助活動にも対応が可能です。

また、平成25年から29年までの出動件数は65件となっております。

次に、大型はしご車を活用した地域の方々や消防団を含めて行った訓練等につきましては、火災予防を周知するための防火教室、市民の皆さんに消防の仕事を知っていただくための消防フェア、毎年実施している火災予防運動期間中の消防訓練など、平成25年から29年までの5年間で82件実施しております。

次に、北後志地区から大型はしご車による人命救助の要請があった場合の対応につきましては、平成3年に締結した北海道広域消防相互応援協定に基づき、大型はしご車を応援出動させることになるものと考えております。また、後志4消防本部では、毎年合同訓練を行い、連携体制の強化を図っているほか、消防車両に地図情報の端末装置を装備していることから迅速な対応が可能と考えております。

次に、消防団についてですが、まず、消防団員の報酬につきましては、小樽市消防団条例に基づき、年報酬、出動報酬、訓練報酬、警戒報酬及び機械係報酬を支給しております。年報酬は、消防団員の階級に応じた額を2回に分けて、出動、訓練及び警戒報酬は消防団員が出動し該当業務に従事した場合に1回または日額で、機械係報酬は機械係に指名された団員に月額で、それぞれ定額を支給しております。また、消防団員が退職した場合は、小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき、5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じた額を個人の口座に支給しております。

次に、消防団の活動内容につきましては、本来の消防団としての活動は統一されているものと考えております。しかしながら、消防団の活動は各地域の実情に応じ対応していかなければならない場面も多々あると考えておりますので、各分団で活動に多少の違いが生じることはやむを得ないものと考えております。なお、消防団の活動につきましては、今後も分団長会議等で協議をまいります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** それでは、最後に教育についてお聞きいたします。

政府は本年2月1日、小・中学校の長期休みの一部を別の時期に分散する大型連休キッズウィークに関し、全国で少なくとも11市が導入を検討していることを明らかにしました。香川県丸亀市など、5市は新たに学校休業日を設定、那覇市など6市は祭りなどに合わせた既存の独自の休業日を活用する。これを踏まえ、政府は平成29年度中に改めて全国約1,800自治体の取り組み状況に関する委細な調査を行い、導入を促したと聞きます。キッズウィークは政府が休み方改革の一環として30年度に創設、大人の有給休暇取得をふやし、観光需要の喚起にもつながる必要な政令改正などは終えており、29年度補正予算と30年度当初予算に関連経費約80億円を盛り込み、各地での地域の実情に応じた連休のあり方など話し合う協議会の設置も求められると聞きます。

そこで、地域の祭りなどにあわせた独自の休業日の活用について、子供たちにとってのメリット、デ

メリットを教育長はどのように考えるのかお聞かせください。

また、このキッズウイーク導入について教育長の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林秀樹）** 山田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、教育について御質問がございました。

初めに、地域の祭りなどにあわせた休業日の活用についてですが、以前は住吉神社の祭りの際には、市内の多くの学校では休業日としたり日課の短縮を行っておりましたが、現在では日課を短縮している学校が1部あるのみとなっております。祭りなどにあわせた休業日の活用につきましても、祭りという地域伝統文化に親しく触れ合える機会を得ることができるほか、家族とのだんらんが得られるなどのメリットがございます。

一方で学習指導要領で示されている各教科の指導に支障のないよう、適切に年間授業日数を確保するための調整が必要となることや、必ずしも祭りの日に保護者が休暇を得ることができるとは限らず、貴重な機会が十分に活用されないなどの課題もあるものと認識をいたしております。

次に、キッズウイークにつきましては、大人と子供が向き合う時間を確保し、休日における多様な活動機会の充実を図ることを目的に、学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に分散化して行うものであり、昨年学校教育法施行令が改正され、今年度より制度化されたものでございます。キッズウイークの導入につきましては、本制度の趣旨を踏まえ、実施に向けて検討する必要があるものと考えておりますが、現行の長期休業日が広く認知されていることや、保護者の休暇取得の促進といった課題もございますことから、校長会や保護者などの御意見を伺うとともに、市長部局を通じて本市の経済界の意向などについて把握してまいりたいと考えております。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

**○23番（山田雅敏議員）** 再質問を行います。

まず、議案第4号です。

そもそも、この条例案、これは4回目となりますが、私の質問では何か足すことは考えなかったのかお答えくださいということとして、お答えが、再度この50%、1カ月、こういうふうな答弁がございました。そのことについて、もう一度、市長は勘案して何か足すことは考えなかったのかお聞かせ願います。

それから、その次に質問した、みずから律するため、この可決されることを前提に提案されるということでお聞きしましたが、その点について、この可決の可能性、もう一度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

（「同じことしか答弁しないってそれだけじゃ」と呼ぶ者あり）

それから、議案第10号小樽市副市長の選任についてであります。

この質問では、1項目めでは、1人だけのアプローチなのかということをお聞きしました。市長は一人のみということをお聞きしましたが、いろいろな方、私は、こういう副市長候補というのは、いろいろな方にいろいろな可能性があるために、この1人だけというのは私は少し疑問が残っております。どうして1人だけなのか。本当にそれがベストなものなのか、再度市長にお聞きいたします。

それから、その次に質問しました、市長はどのように評価して副市長選任案を出されたのか。その職務の実績、その点について、我々が見ると、なかなか部長の時代の職務の実績が、とても副市長になったときの活動に対して能力があるのかなという、そういう心配をしているのです。その心配な点について、市長はどのようなふうにお考えになるのか、その点を聞かせてください。

それと、この議案第10号に対しての最後の質問です。庁内で行方不明、この部分です。部長は市長の居場所がわからない状況があったと。これは前もって市長に対して、この時間に何う、これをたしか言ったはずで。なぜ、この時間、手交する時間に部長もわからなかったのですか。そういう状況があった、私はこの危機管理能力、普通の場合ではないのです、トイレに行って帰ってくる、そういうような問題ではないのです。実際に市長が議会とお話をして、その勧告書を手交しようとした、事前に通告しているはずで、時間を。それを解決できるのかできないのか、もう一度お聞かせください。

再質問は以上、その点だけお聞きします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 山田議員の再質問にお答えをいたします。5点あったかと思えます。

1点目は、このたびの議案第4号について、何か足すことを考えなかったのかということで、改めてお聞きになられたと思いますが、それらも含めて、先ほども答弁いたしましたけれども、このたび、議案を出すに当たって、職員とも議案についてどのように提案をするかということ協議したところでございます。しかしながら、その中で、やはり私自身の責任のとり方として、今までも出させていただいた内容が相応ではないかということ判断したものですから、結果、足すことなく同じ内容で提案をさせていただいたところでございます。

そして、可決の見込み、可能性はあると考えていたのかということで御質問、改めてお聞きしたいということでありましたけれども、これについても先ほど答弁させていただいたように、提案の内容は同じでありますので、否決される可能性というのは否めませんが、しかしながら私自身といたしましては、その内容が相応であると思っておりますので、可決していただきたいという思いで議員の皆様提案をさせていただいているところでございます。

（「言えば可決されるってものじゃないですよ」と呼ぶ者あり）

副市長に対してのアプローチについて、山田議員からは、何人もの方々に対しアプローチすべきだったのではないかという、そのような観点でお話しされたかと思えますが、今までもお話しさせていただいたように、この間、私なりにどなたがふさわしいかということでは、いろいろ考えをめぐらせてきたところでありますけれども、その中で、まずはこの方と思ってアプローチをした前田氏が、それに対して答えていただけるということでありましたので、結果、1人であったというところでございます。

そして、ベストなのかという御指摘もありましたが、私自身、そのように考えをめぐらした中でこの人と思った方が、その方自身が一緒にやりますというふうに言っていたということもあり、また、今までもお話しさせていただいたように、職員としてもしっかりやってきていただいた、また、副市長不在の中でもいろいろな取り組みを頑張っていたいただいたということもあり、ベストであると私自身は認識をしているところでございます。

そして、その職員自身の職務の実績についてということですが、今も少しお話ししましたけれども、総務部長に就任して以来、今年の春まで、たくさんの市が抱えている諸課題であったりとか、また、政策の実現、公約も含めた実現に向けてともに歩んでいただいた方でございます。それを方向性と

してそれに進めていくということにおきましては、一緒に取り組んでいただいたこともあり、やはり共通認識をしっかりと持っていただいているということにおいては、大変心強いと感じているところでございます。

また、特に昨年の12月からは、副市長が不在という状況の中で、各案件について多く直面する諸課題に対し、私自身と一緒に立ち向かい、それに対して献身的に、そして最大限努力をしていただいたと思っています。

また、先ほども答弁させていただきましたけれども、皆様との、議会とのさまざまな意見のぶつかり合い等の中で対立した状況におきましては、議会側の方々に対しても市として代表して折衝することにも当たりましたし、また逆に私に対しましてその状況を打破するために、時々において厳しい御意見もいただいたところでございます。

ですので、やはり私といたしましては、その職務の実績を考えますと、非常に能力もある、適している方だと認識をしているところでございます。

そして、最後5点目ではありますが、一昨年の手交する時間になぜその状況がわからなかったのかということの御指摘があり、それに伴い危機管理能力がないのではないかという御指摘かと思っておりますけれども、これも先ほど答弁させていただきましたが、私自身がその判断で担当職員に行き先を告げずに離れることはもちろんありますので、そのときも私はそのことについて伝達はしておりませんでしたので、それは私自身がそのようにしたということ自体においては、今、お話ししているとおりでございますけれども、そのことをもって、その担当職員が危機管理能力がないということにおいては、私は御指摘は当たらないと考えておりましたので、先ほどもそのように答弁をさせていただいたところでございます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 何ですか。

**○23番（山田雅敏議員）** 今の答弁では不足している部分があります。

**○議長（鈴木喜明）** では、御説明ください。

**○23番（山田雅敏議員）** 先ほどの質問では、その時間に勧告書を手交としていた時間は、前もって通告していたと思います。その点について、どうしていなかったのかということをお聞きしているのですが、御答弁では、その点が抜けていたと思います。いかがでしょうか。

**○議長（鈴木喜明）** 山田議員に申し上げますけれども、その時間にいなかったのは、市長が自分の都合で知らせずに出たと。それで、総務部長がそのことを知らないのは当然ということで、危機管理能力に関しては、その点で問うことではないと。当人、市長は申しましたけれども、その点について私に責任があると言っていたのですね。

(発言する者あり)

いいですか。そういう答弁をしたと、私は聞いておりますけれども。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

**○23番（山田雅敏議員）** 再々質問します。

同じ観点から、先ほどの質問も、再度、質問させていただきますが、みずから律するという先ほどの市長の答弁ですが、みずから律するために、可決されることを考えるのであれば、市長が先ほど言ったように、可決されないかもしれないということもおっしゃっていました。

そこで、なおさらお聞きするのですが、可決されるために、やはり、何か足す、そういうことをしなければ、私は可決される可能性は低いと思いますが、その点をもう一度お聞かせください。

それと、副市長の選任についての質問ですが、このアプローチの仕方、確かにお一人のみ当たったときに、その方が副市長の受諾を受けたということはわかりますが、その前提として、やはり市長の、そういう方を起用する判断、また、市長が思う、その方との信頼関係や職務の実績、それが、やはり不足しているように私は思います。

再度、再々質問ですが、ベストなのかどうか、この2点をお聞きいたします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 山田議員の再々質問にお答えをいたします。

今、基本的には2点であったかなと思いますけれども、1点目におきましては、可決されるために何かを足すべきではないかと。そして、何もしないで出した場合においては可決される可能性は低いと思うがという御指摘であったかと思っておりますけれども、私も先ほど答弁の中で、否決される可能性は否めませんということで、可決の可能性は必ずしも高いとは限らないとは思ってはいるところでございます。

しかしながら、先ほども答弁させていただいたように、やはり私自身の身の処し方、特に、減給条例という枠組みにおきましては、私個人自身が、私個人で、判断だけでは、残念ながら決められない状況でございます。しかしながら、自分自身の責任のとり方としてやはり示すこと、またそれを形にしようとするにおいて、皆様に対して、改めてその内容を吟味していただき、その可能性について探るといっても、もちろん、その手だてのうちの一つであるというふうに思っておりますので、このたびは、その協議をした後に、改めてこの内容でいきますということでお示しをさせていただいたところでございます。

ですので、低いと思いますかと言われると、低い部分はあるとは思いますが、それでもぜひ、理解をいただきたいと思って提案をさせていただいているところでございます。

（発言する者あり）

もう1点、現状の選んだ方が、ベストなのかというお話がありましたけれども、これは先ほども、るるお話させていただきましたので、内容については、今、長く語ることをすると、また長引いてしまいますので、今、答えはしませんが、ベストだと私自身は思っているところでございます。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の市長にお聞きをしたいのですが、山田議員が、1項目めの、みずからを律すると。この律するというのは、減給条例を可決してということも含んでの御質問だと思うのですね。それで、可決をすることをもっと、要するに努力しないのかということも含めての御質問だと思います。ですから、否決されると思いますではなくて、可決されることの努力をしないのかということについて質問をされている部分もありますので、その点もお答えいただきたいと思っております。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 改めて御説明させていただきますけれども、私自身もこれに対して、それを律するつもりで提案をさせていただいているところでございます。山田議員が御指摘のように、可決される可能性の低いものを出すということもあるのかもしれませんが、だからといって、全く出さないというわけにもいかないと思っています。それこそが、一番それを律しようとする意識がないということにほかならないということでもありますので、先ほども答弁させていただきましたが、その内容を協議させていただいて、そのことについて、改めて、この場においてもそうですけれども、私としては、これが

相応であるということで皆様にお伝えをさせていただき、それに対して御理解をいただくことによって、可決にしていきたい。いわゆる、この場においても、その努力の一環であるというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 山田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 質問に入る前に、1点、御報告申し上げます。

（「いらないうて」と呼ぶ者あり）

私たち、立憲・市民連合は、本年4月に民進党から会派名の変更を行いました。

（「何回かわるのさ」と呼ぶ者あり）

会派の構成議員は、これまで同様5名で市政に取り組んでまいります。市民の皆様、関係者の皆様につきましては、今後とも御指導、御鞭撻のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（「もうかわるなよ」と呼ぶ者あり）

それでは、立憲・市民連合を代表して質問します。

まず、日本遺産認定に係る予算について、お聞きいたします。

昨年、日本遺産に認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の追加認定として、今年度、本市も日本遺産に仲間入りを果たすことが決まりました。追加認定にかかわった担当者初め小樽市、また関係者の皆様の御尽力に心から敬意を表します。

今回の追加認定は、関係自治体との協議や文化庁へのアプローチなど、これから地域型の認定を目指す本市としては、非常に価値のある経験にもつながったのではないかと思います。

しかし、喜んでばかりいられる状況ではありません。まずは、今回の追加認定を受けてからの本市の日本遺産の有効利用や、広域連携をどうやって進めていくかという課題は、これから始まります。

過去に、私たちの会派では、今回の追加認定を受けた小松市や文化庁へ行政視察に伺った際、認定を受けてからが肝心であり、勝負どころだということを学んできました。今回、北前船をテーマとした日本遺産は、これまで認定を受けた67件の日本遺産の中でも、一番広域であり、また、連携自治体数も、四国遍路に次ぐ2番目の多さです。さまざまな可能性を秘めている一方で、自治体間の具体的な事業に関する一体性や、温度差などの懸念も考えられます。以前、関係者との意見交換では、追加認定前の段階で、既に温度差を感じる自治体があるとも聞いています。今後の追加認定を含めた38の自治体の広域連携について、どのような方向性で進められ、どういった課題が挙げられ、協議が進められているのか御説明ください。

次に、今定例会で補正予算が計上されている250万円の事業費ですが、どのような事業に充てられるのか、御説明ください。

次に、認定後に受けられる文化庁からの支援や補助金ですが、38の自治体があるわけです。その地域によって北前船の存在や価値観、文化財の数など、さまざまな違いがありますし、地域によって地元への周知や、観光客へのPRのやり方などに違いが見られると思います。そうなると、構成自治体の事業

内容や費用にも差が出てくることとなりますが、文化庁では、日本遺産を通じた地域活性化への支援として、大きく四つの支援を積極的に行うと示していますが、この支援や補助金は、構成自治体がおのの個別に申請を行うものなのか、御説明ください。

次に、地域型の日本遺産認定についてお聞きします。今年度、日本遺産の認定の総数は、67件となりました。当初、文化庁が示していた2020年までに100件程度という予定に変わりがないのが確認されていますか、伺います。

次に、歴史文化基本構想の策定作業については、今年度、最終策定に向けて作業を進めていると伺っています。今後、日本遺産申請にかかわる作業は、教育委員会と産業港湾部とがどのように連携して作業を進めていくのか、御説明ください。

次に、私たちの会派では、たびたび議会や委員会では日本遺産について質問を行ってきました。限られた時間ですから、歴史文化基本構想とテーマやストーリーの作成は、同時進行して調整していくべきと提案申し上げてきましたが、現状、テーマやストーリーの作成作業はどのように行われているのか、具体的な協議や作業状況、また、庁内のみで作業が進められているのか、外部の関係者などを交えて進めているのかを含めて御説明ください。

次に、テーマ、ストーリーの公表予定時期、どういった経緯で最終決定をするのか、現在のお考えをお示ください。今年度は、全国から76件の申請があり、結果的に13件の認定となりました。例年に比べて認定件数は減少しています。道内からは、新規申請は3件、認定を受けたのは上川町を代表自治体としたシリアル型の「カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～」のみであり、依然として狭き門となっています。初年度の申請で認定を受けられず、二度、三度とチャレンジする自治体もあると伺っています。文化庁が、予定どおり2020年までの認定を実施するとすれば、来年度と再来年度の二度の申請を受け付けることとなりますが、本市の計画として、来年度に向けて地域型の申請を目指しているのか、スケジュールをお示ください。

小樽には、テーマとなり得る素材が数多くあるとも言われており、その精査も極めて困難な作業であるとも伺っています。過去には、一つの自治体が地域型のテーマを数点、同時申請するといった方法をとったこともあるようですが、本市の申請の基本は、複数のテーマを申請するのではなく、一つのテーマで申請する方向であると考えてよろしいでしょうか。

次に、炭鉄港推進協議会（仮称）について伺います。炭鉄港の日本遺産認定に向けて空知管内の旧産炭地8市町と、小樽市、室蘭市で今月下旬に、炭鉄港推進協議会（仮称）を設置すると報道がありました。以前から、空知総合振興局やNPOの方々を中心となり、炭鉄港をテーマにイベントやセミナーを開く取り組みを進めていることは伺っておりましたし、旧産炭地や港湾、鉄道の関係自治体の地方議員による北海道「炭鉄港」市町村議員連盟が発足するなど、今回の推進協議会の設置は、認定に向けて大きな一歩になったことと思います。具体的な取り組みや方針などは、これから協議会を通して進めていくところだとは思いますが、質問します。

昨年8月、小樽市主催のシンポジウム「日本遺産の認定に向けて」の中で、炭鉄港をテーマに、各種イベントや観光振興に取り組んでいるNPO炭鉱の記憶推進事業団理事長をパネラーとしてお招きするなど、小樽市としても炭鉄港をテーマとした日本遺産の認定に前向きな状況だと思いますが、小樽市が構成文化財として提案できるもの、現状どのように考えているのか、お示ください。

次に、担当者の体制についてですが、現在、日本遺産に関する本市の担当者は何名で業務を行っていますか、お示ください。今後、北前船の認定後の取り組み、地域型の認定への取り組み、炭鉄港のシリアル型での申請への取り組みなど、業務がふえる一方と考えますが、担当職員の増員はお考えですか。

次に、中小企業振興会議に係る運営経費についてお聞きいたします。

昨年8月から、(仮称)小樽市中小企業振興基本条例検討委員会が開かれ、条例案の条文や方針について検討・協議が行われてきました。まずもって、7回の検討委員会を終えられ、条例案の策定まで至りましたことに、委員初め事務局の皆様へ敬意を表するところです。

第1回検討委員会で講演をしてくださった北海学園大学の犬貝准教授は、各地の中小企業振興基本条例の取り組みに関して携わってこられた方で、講演の中でも触れられていましたが、条例制定後の運用が重要であると指摘がありました。道内の多くの自治体で本条例が制定されており、それぞれの地域の特色や、産業構造を生かした条例として運用されていますが、成果としてすぐに見られないことや、具体的な運用が難しいなどの課題もあると伺っています。

そんな中、本市の検討委員会最終回で、委員の皆様のご総括を含めた挨拶では、委員会が有意義だったこと、今後の条例の広がりへの期待感、条例運用への協力、今後設置される中小企業振興会議への参加意欲など、前向きな所感が述べられており、今後の展開に期待をしているところです。そこで、今後の取り組みについて何点か質問します。

今回、補正予算で計上されました中小企業振興会議運営経費について、具体的にどのような経費に予算が充てられるのか御説明ください。中小企業振興会議の委員は、20人以内で組織し、学識経験者、中小企業の振興に関係ある者、公募による者などのうちから市長が委嘱とありますが、検討委員会の設置要綱とおおむね同様と考えます。検討委員会では、先ほど述べたとおり、最終回の挨拶で振興会議の中でもお役に立ちたいと、意欲的な委員もいらっしゃいましたが、検討委員会の委員が、振興会議の委員として委嘱されることもあり得るのか、選任方法をお示しください。

次に、これまで市が事務局などを担いながら、産官学など外部の団体と連携して、中小企業振興や地域産業の活性化に関する協議や審議を行う組織は、構成されてこなかったのでしょうか、お示しください。現在、本市が進める中小企業振興への事業についてお示しください。

道内初め、全国的に本条例を先行して運用している自治体が数多くありますが、有益に運用されている自治体、なかなか成果が見えない自治体があると思います。よい取り組みと、そうではない取り組みを学び、本市に生かしていただきたいと願いますが、現在把握している他都市から学び、本市へ生かすべきと考えている活動、また本市の特色、強みを生かした取り組み方針があればお示しください。

第1項目めの質問を終わります。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

(森井秀明市長登壇)

**○市長(森井秀明)** 面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま議案について御質問がありました。

初めに、日本遺産認定に係る予算についてですが、まず、広域連携の方向性及び課題につきましては、今後、38自治体と事務局であるANA総合研究所で構成する北前船日本遺産推進協議会として、情報発信、人材育成、調査・研究等を進めてまいります。全国を五つのブロックに分け、本市は北海道・青森ブロックの一員となりますので、その中でツアーの受け入れなどの連携を図っていく方向性となっております。

また、課題につきましては、瀬戸内海沿岸から日本海沿岸の広い範囲に多数の自治体が分散しており、なかなか一堂に会して協議を行う機会を持ちづらいところではありますが、ブロック内会議やブロック

代表会議などを通じて、事業の企画や進捗確認を行うことになっております。

次に、補正予算計上の事業費250万円の内訳につきましては、北前船日本遺産推進協議会として情報発信を行うための公式ウェブサイト、公式動画、公式ガイドブックに、本市の情報を掲載するための費用として134万円、また、本市の独自事業として、北前船ストーリーを紹介する周遊マップ製作やフェリーに学芸員等が乗り込んで北前船ストーリーを語る船上講座のほか、協議会が開催する研究会等への学芸員やガイドの派遣費用などとして116万円を計上しております。

次に、文化庁が行う地域活性化への支援に関する申請につきましては、北前船日本遺産推進協議会として申請を行うものであり、構成自治体が個別に行うものではありません。

次に、地域型の日本遺産認定についてですが、初めに、日本遺産の認定件数の予定につきましては、昨年、本市日本遺産担当が日本遺産サミットの相談ブースで文化庁の担当の方に伺ったところ、切りのよい100件となる見込みとの回答をいただいております。その後、変更があったとは聞いてはおりません。

次に、日本遺産申請作業の教育委員会と産業港湾部との連携につきましては、本市の地域型の申請において、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上で、建造物や遺跡、名勝地、祭りなど、地域に根差して継承・保存がなされている文化財にまつわるものを捉える必要があります。それら文化財の所管は教育委員会であることから、テーマの設定やストーリーの選定など、常に情報交換をし、必要に応じて協議を行いながら連携して作業を進めてまいります。

次に、テーマやストーリーの作成作業につきましては、その前段として、先般、日本遺産担当者が文化庁に出向き、御助言をいただいていたところであり、今後、庁内関係部署、NPO、文化財保存団体、商工会議所、民間事業者等で構成する協議会を組織し、当該協議会の意見を伺いながら、作成作業を進めてまいります。

次に、テーマやストーリーの公表予定時期、どういった経緯で最終決定をするのかにつきましては、まずは協議会の中でテーマやストーリーについて意見を伺うとともに、庁内関係部署と協力、調整を図り、最終決定してまいりたいと考えております。また、公表時期は、テーマは協議会での方針が決定次第公表し、タイトルやストーリーにつきましては認定発表後となります。

次に、地域型の申請とスケジュールにつきましては、昨年の北前船の申請では、協議会においてストーリー確認、構成文化財選定、地域活性化計画検討を行いながら、文化庁の担当の方と数回相談させていただき、1月末の申請となりました。同様の手順、スケジュールで来年の1月末に地域型の申請を目指したいと考えております。

次に、複数のテーマを申請するのではなく、一つのテーマで申請する方向かにつきましては、文化庁の担当の方から、地域型で複数のテーマを申請することは理論上可能ですが、認定は難しいのではないかとのお話を伺っておりますので、一つのテーマで申請する方向で考えているところであります。

次に、炭鉄港推進協議会（仮称）についてですが、小樽市が構成文化財として提案できるものにつきましては、現状は協議会が設置されていないため、具体的にお示しすることはできませんが、港や鉄道に関する文化財が組み込まれる可能性があるものと考えております。

次に、担当者の体制についてですが、まず日本遺産に関する担当者数につきましては、現在、直接担当しているのは産業港湾部主幹と主査の2名ですが、教育委員会との連携の中で、学芸員等の支援をいただいております。

次に、担当職員の増員につきましては、今後、認定後の各種事業については、主に産業港湾部で業務の分担を図るとともに、地域型の協議会における自走できる事務局の構築を図りながら、担当職員が認

定申請事務に専念できる体制を組んでまいりますので、現在のところ、増員の予定はありません。

次に、中小企業振興会議に係る運営経費についてですが、まず予算の内容につきましては、今定例会に提案の中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興施策等を調査・審議し、条例に規定する施策の基本方針などを具体化するため、中小企業振興会議を新たに設置することから、その運営経費を計上したものであります。なお、会議は今年度に3回の開催を予定し、20名以内の委員による附属機関として設置することから、必要な委員報酬、講師謝礼、事務経費を予算額として計上したものであります。

次に、委員の選任方法につきましては、条例制定に向けた検討委員会では、関係する多くの方々から幅広く御意見をお聞きする必要があることから、直接関係する団体等である経済団体、中小企業、金融機関のほか、地元の教育機関などを加えた委員構成としたものであり、特に本市産業の特徴である水産食料品製造や機械金属製造、商店街の各団体を委員としたものであります。このたびの中小企業振興施策等を調査、審議する中小企業振興会議の委員につきましても、同様の視点が必要と考えておりますことから、検討委員会委員をベースとしながら、本市の強みを生かすべく、関係団体等の選定を進めるとともに、委員選任の方法につきましても、各団体等からの推薦や市民公募などを予定しております。

次に、中小企業振興などの検討を行ったこれまでの組織につきましては、平成11年度から14年度まで設置し、地場産業の振興や新産業の創出を検討した地場産業振興会議、平成15年度から17年度まで設置し、民間主導による即効性のある活性化プログラムとして経済的波及効果が期待できる観光をキーワードに検討を進めた地域経済活性化会議などが挙げられます。

次に、本市が進めている中小企業振興事業につきましては、総合計画の体系に基づき、地場企業の経営基盤の強化として金融機関との協調融資や創業支援などを、物づくり産業の活性化と競争力強化として新技術、新製品、開発助成や小樽がらす市の開催などを、地場製品の販売拡大と新たな市場開拓として物産展や商談会の出展支援、海外への販路拡大事業などを、また、小売業の振興として商店街にぎわいづくり支援事業などの取り組みを進めております。

次に、今後に向けて生かすべき他都市の活動や本市の特色、強みを生かした取り組み方針につきましては、検討委員会での講演にもありましたとおり、中小企業振興基本条例に基づく中小企業、産業振興のモデルとされる墨田区など、効果的な施策を検討する会議の設置、運営が肝要でありますので、関係者の連携のもと、この会議をいかに実効性のあるものとしていくかが重要と考えております。本市には、歴史的な集積がある水産食料品や機械金属製造のほか、裾野の広い観光産業など、町の強みである多様な業種と、熱意のある多くの関係者や関係団体等があることから、情報の共有や役割分担を図りながら、現在の事業の検証や新たな事業を検討することにより、中小企業振興に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

**○16番（面野大輔議員）** 次に、次期総合計画について質問します。

5月中旬、小樽市総合計画審議会に諮問されました、第7次小樽市総合計画の基本構想の原案について質問します。2016年12月に示されました、市長決裁文書の次期小樽市総合計画策定の基本方針、この中の策定スケジュールでは、基本構想の原案作成は、2017年度9月から12月に作成、審議会への諮問・答申は同年度3月、議案提出・議決が2018年度6月の予定となっております。

このたび原案について、5月14日の総合計画審議会に諮問したと御案内いただきましたが、当初予定

のスケジュールとのずれが生じていることは耳にしておりましたが、その理由を御説明いただき、基本構想の今後のスケジュールをお示しください。

次に、基本計画のスケジュールについて、現在検討中のことと思いますが、案作成や審議会への諮問・答申のスケジュールにずれが生じる可能性があれば、こちらについても理由、今後のスケジュールをお示しください。

次に、成果指標の設定について、第6次小樽市総合計画では、各施策に対して数値目標を設定し、中間点検報告書や行政評価における施策評価にて取りまとめていました。現在策定中の次期総合計画では、成果指標の設定を考えているのかお示しください。

次に、総合計画の中で大きなテーマとなる人口減少の抑制について、これまで、森井市長が就任後、人口減少の課題に力を注ぎ、取り組んでこられたようですが、それらの事業は、中長期的な視点のものばかりです。もちろん重要な視点ですし、進めなければならない事業ではありますが、ほかの自治体も取り入れている事業ばかりで、小樽市だけが突出した事業には思えず、将来的に人口減少対策に結びつくのか疑問です。第6次総合計画や総合戦略の中でも、人口減少対策は重点課題とされてきましたし、事業も行ってきたものと考えますが、おおむね推計どおりの人口減に推移しているとも聞いています。総合計画がなければ、さらに人口減少が進んでいたのかもしれませんが、それはわかりません。私が、今回、原案に目を通して感じたことは、数値や地区区分を除いて、小樽市の部分を他都市に置きかえても何ら違和感はなく、特に港湾を有する自治体でも合致するテーマや施策であるということです。

次期総合計画は、第6次総合計画を踏襲としている点が非常に多く、この計画では、10年後の本市は、推計どおりに推移してしまうのではないかという危機感を感じました。時間のない中だと思いますが、もっと本市の独自性を取り入れ、ありきたりではない、市民にも共感してもらえる基本構想の策定が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、平成22年と平成27年に行われた国勢調査の結果を受けて、人口が何人減少し、人口減の影響で地方交付税が幾ら減額になったのか、分析は可能でしょうか。

次に、将来人口への適用について質問します。道内他都市では、コンパクトシティ構想の素案を取りまとめ、都市計画審議会への諮問を行う動きや、国の支援を受け、コンパクトシティ事業を進める自治体が出てきました。今回の原案の中で、コンパクトで効率的なまちづくり、コンパクトなまちづくりという文言がたびたび使用されていますが、将来人口への適用というテーマは、コンパクトシティをイメージした姿勢なのでしょうか。

次に、小樽市人口減少問題研究会の中間取りまとめが公表されました。アンケートデータに基づく分析、小樽市経済団体、市議会に対するヒアリング調査とその分析、これまでなじみのなかった指標などを用い、より詳細な分析がなされているものだという感触でした。感想とすれば、おおむね課題としてきた点が、数値や記述によって、より鮮明になったという感じです。最終報告がどのような形式なのかはわかりませんが、中間報告の内容から大きく結果がそれるということはないと思います。

この最終報告書が、どのように有効活用されるかが重要なところだと考えますが、本研究会の最終報告が示される時期と研究会がいつまで継続するのか、お示しください。

次に、最終報告書には、政策提言や課題解決に向けた事業提案など、一步踏み込んだ助言が示されるのか、また、その報告書をどのように活用していくのか、次期総合計画への反映を含めて、現時点でのお考えをお示しください。

次に、周知の取り組みについて質問します。原案の中でも触れられていますが、市民参加と協働によるまちづくりの推進をうたっています。人口減少や高齢化社会が進む本市では、ますます重要な取り組

みとなってくだらうと思います。しかし、総合計画を策定しても、住んでいる市民の皆さんに理解が広がらなければ、聞こえのよい市民参加と協働によるまちづくりの推進という姿勢も、有名無実化は否めません。策定後の周知の方法は、広報おたる、小樽市ホームページ、各種団体への配付などと予測できますが、第6次小樽市総合計画は、何冊発行し、どこに配付されたのか、お示してください。

仮に、次期総合計画の冊子を全戸配布するとなれば、発行、郵送にかかる費用はどの程度になるのか、試算は可能ですか、御説明ください。

次に、昨年の子ども会議では、総合計画の策定に向けた中学生の意見交換を行いました。参加された生徒の皆さんにとっては、自分たちが会議で発言した内容がどのように活かされているのか、自分が住んでいるまちの課題や将来のこと、ずっと住み続けたい、住み続けられるまちなのか、将来を担う子供たちに対して、総合計画策定後の認知は重要になってくると思いますが、これまでどおりの冊子や概要版を配付しても、意欲的に目を通してもらえるか疑問が残ります。小・中学生に対しては、どのような周知の取り組みを考えているのか、また、過去の策定後の取り組みはどのようにされているのか、御説明ください。

以上で、2項目目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、次期総合計画について御質問がありました。

初めに、基本構想策定スケジュールにずれが生じた理由につきましては、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例の制定や小樽市民会議100などの市民参加の取り組み、構想原案の調整などに予想以上に時間を要したため、策定の基本方針でお示ししていたスケジュールより半年程度おくらしているものがあります。

また、今後のスケジュールにつきましては、現在、審議会での審議とパブリックコメントを行っておりますので、それらの結果も踏まえて検討した後、第4回定例会までに議案提出する予定としております。

次に、基本計画策定のスケジュールにつきましては、基本構想策定のおくれに伴い、当初お示したスケジュールよりもおくらしております。今後、基本構想の審議と並行して基本計画の策定作業を始め、基本構想に対する審議会からの答申も踏まえて、年内をめどに基本計画案を策定する予定としております。案ができ次第、審議会へ諮問し、年度内をめどに答申をいただきたいと考えております。

次に、成果指標の設定につきましては、今後の基本計画の策定作業の中で、目標、管理型の市政運営を推進するため、施策の進捗度や成果を的確に図ることができる成果指標の設定を検討してまいりたいと考えております。

次に、独自性のある、市民の共感を得られる基本構想の策定につきましては、計画体系において、本市の現状や市民の意向等も踏まえて、新たに人口対策を柱としたほか、人口との関連も深い「子ども・子育て」を一つのテーマとして設定し、重視していく姿勢を示したことから、独自性があるものと考えております。

なお、基本構想は、施策の基本的な方向性を示すものですので、他の自治体と共通する部分も多いものと認識しておりますが、この方向性に沿って事業化する段階では、本市の実情や市民ニーズに応じた効果的な取り組みを行うことで、個性あるまちづくりを進め、市民の共感を得られるよう努めてまい

りたいと考えております。

次に、平成22年と平成27年の国勢調査による人口減少数と地方交付税への影響額につきましては、人口減少数は、マイナス1万4人となりました。また、地方交付税の算定基礎となる測定単位には、国勢調査人口が多く用いられており、人口減少により、基準財政需要額は減少するものの、人口急減補正により、その影響が段階的に緩和される要素もあるほか、毎年度の地方交付税総額が異なることから、地方交付税の影響額の分析は難しいものと考えております。

次に、将来人口への適用とコンパクトシティにつきましては、将来人口への適用は、人口減少の抑制を図るとともに、人口が減っても安心・快適な暮らしが持続できるようにするための方向性を示すもので、その一つとして、コンパクトで効率的なまちづくりを掲げたものですが、これは、人口減少社会に適応するための方向性として、近年、国が推進している中心拠点や生活拠点が、利便性の高い公共交通で結ばれた多極ネットワーク型のコンパクトシティをイメージしたもので、本市の地形や公共交通網の整備状況などの特性を生かした、目指すべき方向性と考えているものであります。

次に、小樽商科大学との人口減少問題共同研究の最終報告書が示される時期と研究会の継続につきましては、現在、最終報告書の取りまとめを行っている最中であり、6月末までには完成させる予定となっておりますので、7月中には公表できるものと考えております。また、研究会については、最終報告書の公表をもって終了するものです。

次に、最終報告書の内容と今後の活用につきましては、最終報告書の内容については、アンケートなどの分析結果から示される課題や課題解決に向けた取り組みの方向性などが盛り込まれるものと考えております。また、最終報告書の活用については、報告書で示される取り組みの方向性などを次期総合計画の基本計画に取り入れることを検討するほか、課題解決に向けた事業案の検討などを行い、効果的な人口対策につなげていきたいと考えております。

次に、総合計画の配付先や配付にかかる費用などにつきましては、第6次総合計画は1,500冊を作成し、市内のほか、審議会委員や報道機関、官公庁、市内の中学校、高校、大学などに配付をいたしました。また、第7次総合計画の冊子を全戸配布する場合の費用を試算いたしますと、冊子の仕様や数量によって単価は異なりますが、仮に第6次総合計画の冊子の発行単価と現在の世帯数により単純計算をいたしますと、発行に約6,900万円、郵送に約2,400万円かかることとなります。

次に、小・中学生に対しての周知の取り組みにつきましては、第6次総合計画は、中学校へ冊子を送付したほか、「小樽市くらしのガイド」に概要版を掲載し、各家庭への配付を通して周知を図りました。第7次総合計画の周知につきましては、できるだけわかりやすい概要版を作成し、中学校に加えて小学校への配付も検討するほか、各家庭へも配付するなど、周知を図ってまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

**○16番（面野大輔議員）** 次に、財政について、お聞きいたします。

本市では、おおむね毎年、中期財政収支見通しが示されています。今後5年間の収支を推計し、厳しい財政状況への対応が示されておりますが、年々、財政状況は深刻化している状況だと感じています。

昨年示された資料では、2020年度には財政調整基金が枯渇してしまうと推計されておりました。主な原因は、人口減少が大きなウエートを占めていると考えています。しかし、人口減少問題は、以前からさまざまな機関などで懸念されており、すぐにV字回復するような課題ではないことは周知の事実で、

数年先の状況をおおむね予測がついたのではないかと思います。就任後4年目、森井市長は、このような状況を予測して財源対策を行ってこなかったのでしょうか、御説明ください。

以前、本市では、財政健全化計画を策定し、赤字の解消を図ってきた経緯がありました。このときの計画策定に至った主な原因と、計画に盛り込まれた具体的な対策について御説明ください。

次に、逗子市では、平成28年度一般会計決算の歳入が見込みより大幅に減少し、次年度以降も歳入増加が見込めず、昨年6月、緊急財政対策本部が設置され、10月には、財政対策プログラムが策定されました。11月には、緊急財政対策本部市民説明会を開催し、財政状況や今後の具体的な財源対策などを市民に向けて説明しました。自治体の人口、環境、予算規模など違いはあるものの、財政状況の概要は4点挙げられており、8年間で市税が大きく減少、行財政改革での財源確保、前年度の剰余金、財政調整基金、貯金の取り崩しなどで行政サービスを維持してきた、財政調整基金の残りが少なくなり、積み立てる余力がない、今後、増加が見込まれる社会保障費、この4点、本市も同様の課題を抱えています。

しかし、逗子市と本市で大きく違う点は、具体的な対応や対策にあると感じます。プログラムの中には、テーマを掲げ、事業ごとに廃止、縮小、休止、受益者負担の適正化に区別し、一つ一つの事業削減額、見直しの視点を明文化し策定しています。子育てや教育、高齢者へのサービス、イベント開催事業費への補助金、市有施設の開館日数、時間変更など、多岐にわたり見直しが行われています。

そこで、本市との対応、対策を比較したときに、小樽市中期財政収支見通しでは、2020年には、財政調整基金が枯渇すると推察されている中で、対応策は、毎年、変わりばえのない三つのテーマが挙げられており、歳入増・歳出削減への対応、効率的な行政運営を目指して、そして、三つ目はその他です。この中に明確な数値が示されているのは1点のみで、2018年度の予算要求額は、対2017年度第3回定例会補正後予算比マイナス2%と設定します。この程度の取り組み方針の示し方で、本市財政が健全化に向かうというなら、私は何も異論はございませんし、心配が過ぎただけです。

そこで質問ですが、逗子市のような具体的な対応ではなく、中期財政収支見通しで示している抽象的な取り組みによって、本市の財政は健全化に向かうという理解でよろしいでしょうか。率直にお答えください。

次に、ふるさと納税の経費分を差し引いた実質寄附額について質問します。

本市では、平成28年度から、ふるさと納税制度による個人の寄附者に対し、お礼の品として地元特産品の贈呈を開始しました。現在、ポータルサイトのふるさとチョイスでは、約200点の小樽産の水産加工品や酒、お菓子などの食品に加え、水族館の招待券など、多岐にわたるお礼の品が掲載されています。小樽市への寄附金と市内のお礼の品の協力事業者にとっても、売り上げに貢献ができることで、行政や地域経済の助けになっていることと思います。

そこで、ふるさと納税による個人の寄附について、お礼の品の贈呈を開始した平成28年度以降、寄附金からふるさと納税関係経費を差し引いた実質的な寄附金がどれほどになっているのか、質問します。年度ごとに分けてお示しください。

次に、ふるさと納税が開始された平成20年度以降、29年度までで最大と最小の年度と、それぞれの実質的な寄附額をお示しください。

以上で、3項目目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま財政について御質問がありました。

初めに、人口減少問題を予測した財政対策につきましては、本市の財政状況は、人口減少が進み、地域経済が縮小する中では、大きな税収の伸びは期待できないことから、限られた財源の中で市政を運営していくためには、財政の健全性を確保し、持続可能な財政基盤の構築に向けて、常に改善に努めてまいりました。

また一方で、そうした財政状況にあっても、安心して子育てできる環境づくりや、教育力の向上、快適で利便性の高い生活環境づくりに重点を置きつつ、観光振興の推進や産業経済対策の充実など、人口減少に歯どめをかける施策にも取り組んできたところであります。

次に、過去に策定した健全化計画について、策定に至った主な原因と計画に盛り込まれた具体的な対策につきましては、平成16年に国の三位一体の改革により、本市の一般会計の歳入の約3分の1を占める地方交付税が大幅に削減され、赤字団体に転落したことから、財政再建団体への転落回避を目的に、財政再建推進プランを平成17年3月に策定しました。その後、平成18年度から自己責任で起債の発行が可能となりましたが、赤字額が一定以上の自治体は、原則7年以内に赤字額を解消する財政健全化計画の策定を前提に許可されることとなり、平成19年3月に小樽市財政健全化計画を策定しました。

当該計画では、職員数の削減や給与等の削減などの人件費の抑制、事業の廃止、縮小や指定管理者制度の導入などの事務事業の見直し、また、受益者負担などの歳入の見直しなどに取り組みました。

次に、中期財政収支見通しで示している取り組みにより、財政は健全化に向かうのかとのことにつきましては、先ほど答弁いたしました小樽市財政健全化計画は、平成22年度決算で累積赤字が解消となり計画を達成しましたが、他会計等からの借り入れに依存しない、真の財政健全化を目指すため、中長期の収支見通しを立てた上で、その後の財政運営を行う必要があることから、5年程度の中期的な収支状況を予測した中期財政収支見通しを作成し、毎年の予算編成において、この収支状況を見据えながら、具体的な事業の見直し等について取り組んできたところであります。

しかしながら、本市の財政状況は、依然として厳しい状況にあることから、財政の健全化に向けた歳出削減や収入増の取り組みについて、より具体的な計画が必要であると認識しており、現在、検討を進めているところであります。

次に、個人の寄附で、平成28年度以降の寄附金からふるさと納税関係経費を差し引いた額につきましては、平成28年度は、寄附金5,089万2,280円からふるさと納税関係経費596万2,560円を差し引いた4,492万9,720円です。平成29年度は、総合博物館の車両展示のガバメントクラウドファンディング分を除いた寄附金からふるさと納税関係経費を差し引いた約8,000万円となる見込みです。

次に、平成20年度から29年度までで、個人の方による寄附金の合計による最大及び最小の年度と金額につきましては、平成27年度までは、各年度の寄附金の合計を、お礼の品の贈呈を開始した平成28年度以降は、各年度のガバメントクラウドファンディング分を除いた寄附金からふるさと納税関係経費を差し引いた金額では、最大は平成29年度で約8,000万円の見込み、最小は平成24年度で1,197万588円です。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

**○16番（面野大輔議員）** 4項目め、除排雪について質問いたします。

さきに行われた第1回定例会で修正されたものの、2018年度の除雪費業務委託料は、当初予算から計

上されていました。昨年の排雪のタイミングや考え方、始業式に向けての通学路の排雪の遅延、実際に行われている除排雪業務と市民ニーズとの乖離、市長のもとへ直接届いている市民の声と私が感じる市民の声との大きな違いなど、さまざまな課題を残し、昨年の検証も十分になされず、中身のないタイミングありきの予算計上では、到底認められることはできないということで、除雪費委託料の修正をする決断に至りました。現在のところ、2017年度の除排雪に関して、最終的な執行額と第3回定例会補正後の予算に対する執行率、市民の苦情件数、課題について説明ください。

次に、第1回定例会で予算計上された除雪に関する事業の中で、修正された事業は地域総合除雪の業務委託料と塩谷4丁目に新設する雪堆積場の設置運営費用でした。まず、地域総合除雪の業務委託料の積算について、当初予算に計上された時点では、昨年度の除排雪業務の検証、分析が行われた事実はないと考えますが、例えば、出動基準の変更や塩谷4丁目以外の雪堆積場の新設、置き雪対策、ステーション構成の変更、新たな制度など、昨年度と大きく変更する点、見直す点はないという根拠で計上された予算額だったという認識で間違いはないかお答えください。また、現在もその認識のまま、大きな変更を行わないという認識であると考えてよろしいですか。

次に、委託料の予算は、今定例会での計上はされておりません。市長の減給条例案は、過去から議会の反対があってもなお、内容を変えず上程されてきましたが、第1回定例会で修正された除雪の委託料を含めた予算については、今定例会へ計上されていないので、議会の意見が正しかったと認識されたという考え方でよろしいですか。

次に、新たな雪堆積場の設置、運営費用についてです。

以前から、雪堆積場の拡充について、市長は言及していましたが、ただ拡充すればいいというわけではないということは、説明するまでもありません。

しかし、第1回定例会で提案された塩谷4丁目に新設する雪堆積場の設置根拠は、説明を受けても今ある課題の解消につながるとは考えられず、市が有する休閑地を消去法で選定したような理由でした。庁内での協議もまとまった感じはなく、利用する方々の調査をしっかりと行ったわけでもなく、利用者のニーズに答えられるのかも疑問が残るものでした。肯定できる情報、判断材料が余りにも乏しい提案でした。

しかし、実際に雪堆積場が不足しているという課題もあるので、早期に有用な雪堆積場の拡充は欠かせないものだと思います。

そこで、現在の状況について質問します。昨年度は利用できなかった色内ふ頭の雪堆積場について、今年度は使用再開できるのか、できないのであれば、いつから使用再開できるのか、現在、着手している補修工事のスケジュールを踏まえた上で御説明ください。

次に、昨年度の排雪について、色内ふ頭への受け入れが禁止され、中央ふ頭への排雪量が増加したため、海上への流出を防止するフェンスが破損し、エリア外へ雪が流出したという事案が発生したとのことでした。中央ふ頭での受け入れ許容量の算定や、現場の排雪状況でこのような事態の発生を防ぐことはできなかったのでしょうか。所感をお聞かせください。

また、以前に同じ事案が発生したことはなかったのか、お示してください。

次に、昨年度の中央ふ頭への排雪量は何立方メートルだったのか、お示してください。また、昨年度よりも中央ふ頭への排雪量が多い年はなかったのか、お答えください。

次に、雪堆積場のいずれかが使用不能となった場合、どのような対応をお考えですか。御説明ください。

次に、現在の設置されている全ての雪堆積場で、どれだけ受け入れが可能かお示してください。

次に、色内ふ頭の受け入れ量は何立方メートルと算定としているのか、お示してください。

次に、今後、色内ふ頭の使用禁止が続く中で、このような事態が発生することは十分に考えられます。短期間でフェンスの補修ができなかった場合、受け入れを大幅に抑制せざるを得ない状況になると大きな問題が発生すると考えます。昨年の経験を踏まえ、今後どのような対応を行っていくべきと考えますか、お答えください。

次に貸出ダンプ制度についてお聞きします。

これまで市長の課題意識に対して、さまざまな物議をかもししてきた制度です。確かに、財源の問題や一部で適切に運用されていない実態など、解決に向けての検討が必要であった点はあったのかもしれませんが、しかし、2016年度から雪堆積場の排雪を対象外と変更された点については、地域除雪懇談会でも利用者から多くの非難を浴びている状況です。この変更点の問題は雪堆積場が許容量を超え、あふれた場合です。道路に降り積もった雪を寄せておくスペースがない地域では、道路に放置しておくしかありません。そんな状況で数日も降雪が続く、または、暖気が入りザクザク路面になった場合、有事の際の救急車、消防車はもちろん、ごみ収集車や灯油の運送など、ライフラインにも支障が起きることは明白です。直近の3年間の利用団体数の推移を見てみると、変更後の2年前から確実に減少しています。それに伴って決算額も減少しています。

本制度の趣旨は、雪の多い本市で、行政の除排雪が行き届かない地域、または、地域の自主的な頑張りに対して、排雪費用の削減を図ることを目的としているはずですが、いわば行政と市民の連携事業です。しかし、市長は市民の声に耳を傾けずに予算の縮小に努め、趣旨から外れた変更を行った結果、利用団体数の減少を引き起こしたと考えます。本来、利用団体を減少させることなく、いかに予算額の中で利用者全体が納得できる制度にするかを考えていかなければならないという点を重視すべきだと考えます。全利用者に100点満点をつけてもらうのは不可能です。生活に支障が及ばない合格点をつけてもらえる制度を考えるべきです。

現状では、利用できなくなった団体の採点は0点でしょう。そんな私の思いをもとに提案いたします。

以前の議会での答弁で、雪堆積場には駐車場の雪や民家の屋根の雪など、対象外の雪まで堆積場に寄せられて、雪に色分けができず、結果として対象外の雪までもこの制度で排雪されている事実があると答弁がありました。確かにそういった事実はあるのかもしれませんが、一軒一軒の敷地や屋根の雪を確認することは不可能です。しかし、該当する道路に降った雪の量を積算し、定量的な基準を設定することで公平性が担保されます。

現在、雪対策課には、さまざまな情報を取り込んだデータベースが存在します。利用団体の該当する道路延長、道路幅、それにその地域の降雪量を算定し、本制度でどれだけの量を排雪できるかという考え方です。降った雪の全量を対象とするのか、何割にするのかなどは、予算や利用者の生活の影響などを配慮する必要があります。全量を対象とすることが利用者の願いですが、限りある財源の中で、どのレベルに設定をするのかの分析を行わなければなりません。

そして、以前に課題として挙げられていた民家の敷地や屋根の雪に関しても、利用団体としてはできるだけ雪堆積場に雪を残したくはないですから、対象外の雪を堆積場に寄せる不適切な個別の利用者に対しても対応が図られるだろうし、積み込みに関しても、以前は満載にせず運搬回数で水増ししていた事例も、こういった仕組みにすることによって利用者は積み込みにもシビアになり、不適切な積載量にならないか見守る状況になると考えます。

初年度には申請者の道路延長、道路幅を計算するため、膨大なデータ量を取り扱わなければいけません。一度データベースが完成すれば、道路の規格変更などがなければ、長期的にデータを使用するこ

とが可能となります。降雪量を乗じて本制度での排雪量が算定できる仕組みです。

1979年から実施されてきた本制度、近年では利用団体数も増加傾向にあるのは、住民にとっては助かる制度であり、裏を返せば市の除雪だけでは十分ではないというあらわれでもあります。

2016年度から雪堆積場の排雪を対象外とした変更後、利用者の個別の相談、地域除雪懇談会での意見を踏まえ、この間、何かよい改善策がないかと試行錯誤してきました。できる限り利用者を排除することなく、それでいて全利用者の合格点を模索するのは大変困難な作業であります。今後ますます厳しくなる財政状況を踏まえ、全体的な合格点、妥協点を皆様の理解と協力を得て、よりよい制度に変えていかなければならないと思います。この項最後に、今ほど述べさせていただいた、私の提案に対する御意見をお聞かせください。

再質問を留保して、会派代表質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、今年度の除排雪について御質問がありました。まず、平成29年度の除雪費の執行額等につきましては、除雪費の決算見込み額は約14億9,780万円で、第3回定例会補正後の除雪費との割合は約103%となっております。また、市民の皆様から寄せられた市民の声の件数は2,535件であります。

除排雪に関する課題につきましては、現在、昨年度の除排雪の検証を進めているところではあります。これまでの議会議論などで取り上げられた一部の地域での排雪のおくれが見受けられたことや、雪堆積場の確保などについては、重要な課題であると認識をしているところであります。

次に、平成30年度の当初予算に計上した地域総合除雪業務の委託料につきましては、平成29年の第3回定例会に補正予算として計上した委託料に準じたものであります。現在、昨年度の除排雪の検証を進めているところではあります。今年度、新たな取り組みが必要になる場合には、これらに係る経費を含めた委託料を補正予算として計上するなどの対応も考えております。

次に、第1回定例会で修正された除雪費につきましては、平成30年度予算は第1回定例会で減額修正されたことから、その判断を踏まえ、昨年度の除排雪に関する検証を終えた上で改めて補正予算を計上すべきと考えております。

現在これらの検証作業を進めており、今定例会に補正予算を計上することはできませんでしたが、今後においては、速やかに今年度の除排雪計画を策定し、第3回定例会に補正予算を計上してまいりたいと考えております。

次に、色内ふ頭雪処理場につきましては、色内ふ頭の護岸工事等の完了には数年の時間を要するため、色内ふ頭雪処理場の今年度の再開は困難であります。また、再開については、護岸工事等の進捗のほか、市内の雪堆積場の状況等も考慮し判断してまいりたいと考えており、現時点で再開の有無や時期についてお答えすることはできません。

次に、中央ふ頭の流雪防止柵が破損したことにつきましては、流雪防止柵が破損する数日前からの気象状況などにより、場内融雪が進まず、海上に雪山ができるような状況下で発生したもので、受け入れ量よりは融雪状況に左右されるものと考えており、場内監視の強化が必要と思われれますので、御指摘の受け入れ許容量の算定等は困難なものと考えております。

また、ここ数年、当雪処理場から港内に雪の塊が流出した事例はありません。

なお、流雪防止柵破損前の対応としましては、地域総合除雪、貸出ダンプ、他の道路管理者については使用を制限してまいりましたが、当雪処理場で最も受け入れ量が多い市民の皆様については、市民生活に多大な影響と混乱を与えるおそれがあることから、制限等は行いませんでした。

本件についてはその日のうちに復旧し、特に被害等の報告は受けておりませんが、港内に雪の塊が流出し港湾機能等に影響を与えかねない状況が生じたことから、今後においては、問題の発生が予想される場合には、市民の皆様に対する受け入れ制限を検討するとともに当該雪処理場の負担を軽減するため、新たな雪堆積場の増設が必要と考えております。

次に、中央ふ頭雪処理場での受け入れ量につきましては、昨年度は約154万6,000立方メートルでありました。また、平成25年度から29年度までの5年間でこの受け入れ量を上回っているのは、25年度の約165万7,000立方メートル、26年度の約166万8,000立方メートルであります。

次に、雪堆積場のいずれかが使用不能となった場合の対応につきましては、地域総合除雪、貸出ダンプ及び他の道路管理者は直接連絡を行い、別の雪堆積場へ変更することになります。また、市民の皆様につきましては、市のホームページへの情報記載や現地で案内看板を設置するなど、市民への周知方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、現在設置している、全ての雪堆積場の受け入れ量につきましては、現在12カ所の雪堆積場を開設しており、平成24年度から29年度の各雪堆積場における最大受け入れ量を想定量と仮定した場合、これらを合計し、288万立方メートルを受け入れることが可能と考えております。

次に、色内ふ頭雪処理場の受け入れ量につきましては、平成24年度から28年度までの過去最大受け入れ量を受け入れ想定量と仮定した場合、約19万6,000立方メートルとなります。

次に、中央ふ頭基部雪処理場の流雪防止柵破損に伴う今後の対応につきましては、事故等で受け入れができなくなった場合は市民生活に多大な影響と混乱を与えるおそれがあることから、中央ふ頭基部雪処理場の負担を軽減するため、雪堆積場の増設が急務であると考えております。

次に、貸出ダンプ制度の提案につきましては、現場条件が多岐にわたり、排雪量の算定や現場確認方法などについて課題も多く検討に時間を要するため、直ちに実施することは難しいものと考えておりますが、このたび御提案いただいた制度の見直しについては、一つの案として検討していきたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 16番、面野大輔議員。

**○16番(面野大輔議員)** それでは、再質問させていただきます。

まず、日本遺産認定に係る予算についてですが、250万円の内訳を説明いただきました。そこで、日本遺産の活用というのは、もちろん、市民の皆様の協力が不可欠であることは皆さんも同じ所感をお持ちだと思うのですが、やはり、日本遺産が認定されたということが市民の皆様へと周知されなければ、市民の皆様もどういうものなのかというのが余りわからない状況、現在はそうだと思います。

認定されている自治体でも、やはり市民への周知が難しいということで、私たちが伺ってきたのですが、垂れ幕やポスターなどをつくるというふうに説明を受けましたが、市民への周知はどのように進めて広がっていくのか。具体的にポスターをどこに張るのかや垂れ幕はどこに設置するとか、そういったことがもし決まっていればお答えください。

それから、今回、北前船をテーマにして、小樽市では文化財が七つ、認定のテーマの中に加わっていると思うのですが、その文化財のある現地に、日本遺産に認定された構成文化財なのですよと認識できるような何か演出、例えば、一番簡単なものだと看板とかになるのでしょうか、そういった文化

財の現地に何か演出は考えているのか、お答えください。

次に、文化庁からの支援、補助に関することですが、推進協議会が中心となって申請を行っていくという御答弁をいただきましたが、まず、小樽市として独自事業を進めるために、どのような支援や補助金を申請できるのか、できないのか。独自事業の補助金というのは推進協議会に対して申請できるものなのか、できないものなのか、お答えください。

次に、広域連携に充てられる補助金や支援についてなのですが、私も質問の中で例示させていただきましたが、38の自治体で構成されているわけで、その中には、やはり、文化財の数も違ってきたり、予算規模も異なっている自治体、さまざまな38ありますから、いろいろな大きさ、取り組み方の違いというものが出てくると思うのですが、この全体的な広域連携に充てられる費用は、何か基準を設けて38の自治体に案分されて補助金として充てられるのか、または、そうではない何か基準があるのか、もし現時点で広域連携の補助金についても決まりがあればお示しください。

次に、地域型に関してですが、テーマやストーリーの作成作業、今後協議会を設置してこれから取り組んでいくということでしたが、この協議会の設置はいつごろをめどとして考えているのか、説明してください。

次に、当初、地域型の認定はずっと小樽市歴史文化基本構想の策定から、地域型の認定ということをメインで、もちろん考えてこれまで取り組んできたと思いますが、まさかシリアル型がとれたので、地域型はとらなくても結果、日本遺産は一つ認定されているからいいやという、そんな甘い姿勢で取り組んでおられるということではないと思うのですが、いま一度、地域型がメインで目指しているという、もちろん姿勢であるということを確認させてください。

次に、中小企業振興会議に係る運営経費についてですが、過去にも地場産業振興会議ですとか地域経済活性化会議などが外部組織との連携でそういった会議、中小企業振興にかかわる会議があったということですが、それらの会議と今回の中小企業振興会議、どのような点が異なるのか、大きく異なる点があれば、お示しください。

また、振興会議では、やはり事業、協議を進めていった上で、こういった事業をやったほうがいいのかというときに、行政で事業費が必要な案件というのも出てくると思うのですが、そういった場合、行政の予算にまで、この振興会議の中でいろいろ話し合われるものなのか、その辺があれば、決まっているというか、そういう会議になるかがわかるのであればお示しください。

次に、2項目めの総合計画についてです。国勢調査の結果を受けて、人口が1万4人、国勢調査の間に減って、8億4,000万円くらい地方交付税の総額が減少したということで、資料に目を通したのですが、過去の5年間の人口減少の影響に対してどれくらい地方交付税に影響があるのかというのは、算出できないということでしたが、次の国勢調査が平成32年に行われるはずですが、33年度の次回の国勢調査の影響を受けて、どれくらい交付税が減るのかということは、逆に概算は可能なかどうか、お聞かせください。

次に、人口減少問題研究会の最終報告書の件で、1点お尋ねしますが、最終報告書の取りまとめで一旦、共同研究は終了ということでしたが、中間の取りまとめを拝見した限りでは、おおむね教育であったり、子育てであったり、若い世代の雇用の場であったりと、今までも皆さんが認識していたものとそう変わらないものなのかなというふうには感じたのですが、この最終報告書をもって終了ということではなくて、やはり最終報告書を踏まえて、より人口減少対策に効果的な具体策や事業案の検討にも研究会として今後携わっていただくことはできないのか、今のところどうのお考えなのか、私は、研究会ともう少しそういう深いところまで協議、詰めることができたほうが、より具体的な政策や事業案がで

きるのかなというふうに思いますので、その点、今後の研究会とのかかわりについてお答えください。

次に、総合計画の冊子を全戸配布するとどれくらいお金がかかるのかということで、およそ1億円かかるということで、これは現実的には無理なお話だと思います。ですが、やはり新聞をとっていない方、広報おたるを見られない方、ホームページを閲覧できる環境にない方にはなかなか届きづらいと思います。この総合計画をせっかく策定しても。なので、例えば概要版などを税の納付用紙みたいなものですか、そういったようなできるだけ多くの市民の皆様と共有と理解をしていただきたいと思います。そういったような皆様に周知する方法として、こういったことを検討していただけないか、お答えください。

次に、財政についてですけれども、社会変化に伴う行財政を推進していくのが、私は、市長に課せられた大事な責務だというふうに思っています。財政健全化計画以降、森井市長就任前までの財政調整基金の収支は潤沢とは言えないまでも、少なくとも枯渇するというような文言は今まで、中期財政収支見通し上でも、そういうふうにはうたわれていなかったのかなというふうに感じています。

やはり、そういった状況を乱したトップである森井市長の責任は非常に大きいと思いますが、現在の財源状況、健全化に向けて頑張っているという姿勢はわかりますけれども、実際に現状にまで陥ってしまったことに対する責任はどう感じているか、見解をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

次に、除排雪についてですが、現在、今年度の業務委託料について分析、検証が行われていて、新たな制度が必要であればそれに次の予算にのせるかもしれないみたいなことを言われましたけれども、今のところ新たな制度というようなことを考えているものがあるのか。今、新たな制度があればというお答えだったので、何かなければそのような答弁にはならないと思うので、新たな制度はどのようなものをお考えなのか、まずはお示してください。

(「口から出任せなんじゃないの」と呼ぶ者あり)

それから、毎年、分析とか検証とかというのは、議会の中でも委員会の中でも審議、質疑がされているのですが、やはり毎年内容が曖昧だなというふうに感じています。もっと数値的であったり、客観性であったり、そういったものをもとに検証と結果を示していただきたいのですが、第3回定例会で補正予算を組む際には、ぜひ、それらの分析した検証結果をお示しいただいて、理にかなった補正予算を提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、当初予算で一度、予算計上はされておりましたけれども、やはり今の御説明を聞くと、前年度の検証、分析、それらをもとに予算を組み立てていくという方法では、今後においても当初予算で除排雪についての予算を計上するのは、事実上不可能なのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、中央ふ頭での昨年のフェンスの破損についてですが、融雪量が原因であったというふうな説明をいただきましたけれども、その次の答弁で、平成29年度よりも、中央ふ頭への排雪量が多い年はなかったのかということで質問させていただきました。154万立方メートルに対して、平成25年度、平成26年度は165万立方メートル、166万立方メートルということでしたが、このときにはフェンスが壊れたということはなかったというふうに今の答弁で理解しましたが、やはり、融雪量とかが原因ではなくて、例えば、フェンスが古かったとか、現場の雪堆積場の管理運営をしている方が現場を少し見誤ったとか、そういったことではないのか、単純に融雪量が原因だったというのであれば、では、どのくらい融雪するのに時間がかかって、どのくらい陸域に雪が捨てられたなどもわかればお答えください。

次に、色内ふ頭の使用禁止が続く中で、もし短期間でフェンスが補修できなくなった場合、受け入れ

を大幅に抑制せざるを得ない状況になると大きな問題が発生するので、昨年の経験を踏まえて、今後どのような対応を行っていくべきかというお答えに、新たな雪堆積場を探すということでしたが、それは多分、容易に、すぐ雪堆積場が探せるような状況ではないと思います。

私が質問した趣旨は、中央ふ頭の利用について、例えばフェンスが破損しないためにあらかじめ、昨年の経験を踏まえて、これくらいになったらもう海上には雪を捨てないだとか、あとは1枚目のフェンスが破損しても、まだ2枚目も用意しておいて、そこから2重にするとか、フェンスをもっと頑丈なものにするとか、これは具体的な例示ですけれども、簡単に違う場所に捨てればいいのだということではなくて、現状の環境のまま工夫をして改良を行うべきではありませんかという質問の趣旨だったのですが、この辺については何か中央ふ頭での現在の環境で対応できるようなことの考えがないのか御説明ください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。市長。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 面野議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願います。

私からは、まず1点目。日本遺産の登録のことにおきまして、今回の北前船のことで満足して地域型は力が入らなくなるのではないかと懸念のことでの御質問であったかと思っておりますけれども、今までもお話しさせていただいたように、このたび、歴史文化基本構想をつくって日本遺産の登録へというのは、地域型を目指し、目標としてやっているところでございます。このたびは皆様のお力添えや多くの関係者の方々に御協力いただき、北前船の案件において、広域という形で登録はさせていただきましたけれども、これだけに満足することなく、しっかり地域型に向けてこれから進んでいきたいと思っておりますので、それについてこれからも御協力をお願いしたいと思っております。

それと、財政のことにおきまして、私から1点、お答えをさせていただきます。

今までも、社会情勢に合わせて市長自身が財政の健全化はもちろんですが、持続可能な取り組みをするために、その責務を果たすべきだ、果たすべき役割を持っているという御指摘がある中で、今までの中期財政収支見通しの中で、少なくとも枯渇するとはうたわれていないのではないかと表現があったかと思っておりますけれども、やはり、中期財政収支見通しの中では今までも毎年、財政の対策を行っていかなければ、徐々に徐々に、財政調整基金の減少等も含めて、起こり得るということで皆様にお示しをしてきているというふうに考えているところでございます。

ですから、それが全く枯渇するということを大前提として、そのような面野議員がおっしゃるようなうたわれ方ではないかもしれませんが、その危機感そのものにおいては中期財政収支見通しでも皆様にお伝えをしてきたと思っております。

ですので、この責任はもちろん、市長としては非常に大きい物だったと思っておりますので、そのように陥ることのないように、これからもその財政健全化に向けた対応策等について、皆様にお示しをさせていただきながら、そのようなことに陥ることなく、そして市として必要な取り組み等においてはしっかりと、先ほどは子育てできる環境づくりや教育力の向上、さらには生活環境づくり、観光振興の推進、産業の振興などのことも含めてお伝えさせていただきましたが、それらはそれらでしっかり手を打って、人口減少に歯どめをかけたり、産業振興を図りつつ、財政の健全化はしっかり取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

(発言する者あり)

それともう一つ、除排雪における当初予算における考え方御質問があったかと思いますが、先ほども答弁させていただきましたが、このたびの当初予算で上げさせていただいたものにおきましては、昨年の予算、補正予算で組んだものを基本的には踏襲をさせていただいておりますので、つまり昨年度、3月末までに取り組んだことにおける検証結果という意味合いにおいては入れ込むことはできておりません。

ですから面野議員がおっしゃるように、当初予算に組み込むに当たって、前年度の冬のものの検証結果を反映させて出すことは、正直、時間的にも難しいものではないかと思っているところでございます。

このたびは議員の皆様からの御指摘もあって、減額修正の中で改めて出し直しを下さいという話がありましたので、それによってその検証する時間ができたというふうに考えてはいるところでございますが、今後において除排雪における予算を組むに当たって、その前年度における雪の状況を常に検証した上で出すべきだということになるとしますと、どうしても当初予算において計上するのは難しいのではないかなと感じているところでございます。

ですので、今後において、その予算のあり方、出し方におきましては、議員の皆様からも当初予算に計上すべきではないかという御議論もありましたので、その出し方におきましては、今年度は第3回定例会でということをご予定しておりますが、来年度以降どうすべきかということは、皆様に投げかけさせていただきながら判断をしていきたいなと思っているところでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（日栄 聡）** 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは2点お答えしたいと思います。

まず、総合計画の人口減少の件について、商大との共同研究、これが最終報告書をもって終了することなのですが、それが終わっても連携ができないかということだと思っておりますが、それにつきましては、本質問でもお答えしましたが、最終報告書の公表をもって共同研究は終わるのですけれども、中身が非常に職員にとっても難しい内容等もございますので、分析などそういった解釈の面ですとか事業の展開において、商大にお聞きしながら事業、検討するようしていきたいと考えております。

それから、続きまして、総合計画の構想についてなのですが、これをもう少し多くの方に知ってもらえないかと、新聞をとっていない方もいらっしゃるのと、そういう方にも何とか手元に届くようにできないかということなのですけれども、総合計画のことを構想も、生まれ育った町に誇りを持ってもらうということもありますし、愛着を持ってもらいたいということもございますので、できるだけ多くの方の手元に届くように、その手法について、これからしっかりと研究してまいりたいと、このように考えております。

(「行政でつくった文書に愛着が湧くわけないでしょ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（加賀英幸）** それでは、面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは七つの質問にお答えさせていただきます。

まず、日本遺産の認定後の市民への周知、これについてはどのように進めていくのかということでございますが、まずは、当然ホームページには既に掲載させていただいております。この後、認定の記念

シンポジウムを開催させていただきますので、その中で市民に日本遺産についての、そういった内容についてお知らせしたいと考えております。

それとあわせて、ポスター、垂れ幕、これについては現状ではまだ掲示する場所については決まっておりませんが、市民の方がたくさん集まる、多くの方が集まるところに効果的な場所を選定いたしまして、掲示させていただきたいと思っております。

次に二つ目の、北前船の七つの構成文化財、これであることの表示等についてのこと、お尋ねがございましたが、これについては今回の補正予算の中には入っておりません。ただし、これについては、事務局の中でも、この件についてのお話をしておりますので、今後どのような形でできるか、これについては検討してまいりたいと考えております。

それと文化庁から支援について、小樽市として独自の補助金、これを推進協議会にできるのかどうかというお話がございましたが、これにつきましては、現状の推進協議会の事業の進め方の中では、独自事業の補助金、こういったものについては予定されてございません。

次に、38の自治体が認定されたということで、広域連携の事業に協議会の予算を充てられるということについて、それぞれの自治体に案分されるのかどうかというお話だったかと思いますが、これについては先ほど答弁したように、推進協議会から支援という形の中で直接補助金をいただくことがないという形になっておりますので、これについても同じく案分されるような状況にはございません。

それと地域型認定を目指す上での協議会の設置、このめどについてはということでございますが、これは今定例会終了後、直ちに協議会設置の準備を進めてまいりたいと思っております。

それで、今、予定といたしましては、10月を目途に協議会については設置してまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

次、中小企業振興基本条例の関係の質問でございますが、地場産業振興会議と地域経済活性化会議、これと今回、中小企業振興会議が設置されますけれども、その違いについては何かあるのかという御質問だったと思いますが、まず、中小企業振興会議と地場産業振興会議、地域経済活性化会議、このものについては地域経済の活性化ということを目標にやっておりますので、その中身については、大きく変わるものではございません。

ただし、中小企業振興会議につきましては、条例に基づく附属機関として設置するものでございますので、2年という委員の任期を意識しながらも、条例の理念や規定をベースに今後、継続して検討を進めていくということになりますので、常設会議として設置運営していくということから、地場産業振興会議、地域経済活性化会議、これとは大きく違うのかなというふうに思っております。

それと、振興会議の中で行政の事業費の予算まで、これについて話し合いが行われるかどうかということでございますが、この会議につきましては、これから実施していったら、どのような形でその会議を進めていくかということこれから検討するような形になりますが、さまざまな意見をもらう中では、こういった予算にかかわる部分についても一定程度、話がある可能性がございますが、予算の部分につきましては、当然、行政側がそういった部分について責任を持って措置するような形になりますので、ここの分については、会議の中で話があったとしても、それを我々、行政側が内容を確認して、予算に反映していくと、そういうような形で進んでいくのかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 私から総合計画に関する質問の中で、国勢調査人口に伴う地方交付税の関係、影響についての御質問がございました。

平成32年度国勢調査人口で概算の計算はできるのかということでもございましたけれども、そもそも平成32年国勢調査人口がどのようになるのか、今のところわからない状況でもございますし、先ほど国勢調査人口の交付税の影響の答弁の中でも答弁しているのですが、人口が国勢調査人口に置きかわった場合に改めてその人口で計算はするようになるのですけれども、段階的に急減補正ということで、年度年度で補正される、激変緩和といいますか、そういった措置がございます。

また、先ほどの答弁の中で、毎年度の地方交付税総額が異なるという言い方をしているのですが、そういった中で交付税の基準財政需要額を計算する単位費用という費目、基礎となる数字なのですけれども、それらについても毎年変わります。

ですから、いよいよ予算とかを組む段階になりますと、この何年間かのそういった経緯を見ながら予算というのは計上するようにはなりますが、現時点でこの32年度国調の人口の影響額について、どのようになるかという見込みというのは、立てるのは難しいというふうなことで御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 建設部長。

**○建設部長(上石 明)** 面野議員の再質問にお答えいたします。私からは4点お答えさせていただきます。

まず1点目、現在も分析している中で新たな制度があれば示してほしいということですが、現在、まだ検証中であることから、新しい制度等については、現時点ではお示しはできません。

二つ目です。今、分析、検証について、数字的とか客観的に検証していただきたいということでしたけれども、私としましては、できれば、今、面野議員がおっしゃったとおり、数値的客観的に検証はしていきたいと考えております。

ただ、客観的検証としましては、例えば交通事業者の方から意見を聴取とありますし、また、除雪懇談会等で、地域の方々からもお話を聞いておりますので、そういった意見もきちんと反映させていきたいと考えております。

三つ目です。防止柵の破損の原因が融雪量の原因と御説明したのですが、フェンス防止柵等が古かったのではないということなのではございますけれども、そういったことではなくて、今回、破損が起こったのが2月下旬です。ことしの冬の特徴としましては、1月下旬から2月下旬にかけて雪の量が例年より多かったということと、やはり気温がずっと低かったと。その中で中央ふ頭に投げた雪がなかなか解けなかったと、そういった中でフェンスに負担がかかったということが原因であります。

そして、陸域にどれくらい雪を捨てたかということですが、量的には把握しておりません。ただ、今回その日に復旧をしておりますので、さほど影響はなかったのですが、やはり面野議員からもお話があったとおりに、やはり、その日に復旧できたのはいいけれども、例えばこれが一日、二日かかったらどうなるかということもありますので、そういった対応は今後していきたいというふうと考えております。

四つ目です。中央ふ頭の部分で、現状の環境を強化して、ここでもう少し投げられないかというようなお話でしたけれども、やはり1カ所に負担が今ある中で、何かあったときにいう場合は、代替等も考えないといけないので、今、私どもとしましては、中央ふ頭へそういった2重のフェンスをすとかそこに強化を図るというよりは、やはり、リスク分散のことを考えますと、ほかの雪捨て場の確保は検討していかなければいけないというふうには考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 16番、面野大輔議員。

○16番（面野大輔議員） 何点か再々質問させていただきます。

まず、市長に先ほどお答えいただきました、財政の状況についてですが、いろいろやってはいるのだけれども、うまくはいかないということでしたが、本当にうまくいっていないのですよね。何もやっていない。市長は、仮の話は余り答えてはいただけないのですが、仮にこの中期財政収支見通しのような財政調整基金が枯渇して、収支均衡予算が組めなくなった場合は、どういった取り組みで財源確保を行うのか。例えばですけれども、市長の公約を後回しにしてでも収支均衡予算を保ちますという、そういう姿勢なのか、それとも、先ほど、以前の財政健全化計画のときに行ったような、例えば職員数の削減、給料の削減、受益者負担だとか、こういう自分ではないところに持っていかうとするのか。仮の話ですから、もしかしたら答えていただけないのかもしれませんが、ぜひ、その辺の市長の姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

それから、日本遺産の市民への周知についてなのですが、もちろん、シンポジウムをやって多くの皆様に周知、取り組みをされていくのは重要であり、やらなくてはいけないことだと思うのですが、ただ、シンポジウムとなると数が限定されてくると思うので、例えば博物館ですとか、そういったところに何か少し長期的な、その日、単日では終わらないような、何かこういうイベントというか、日本遺産に認定されましたというものをPRできるような、何かそういうものが必要なかなと思いますがいかがでしょうか。

次に、除排雪についてですけれども、現在、検証、分析をされていて、本答弁の中で、新たな制度が必要かもしれないということで、何かあるのですかと言ったら、お示しできないということで再答弁いただきましたが、これは、あるという前提でお示しできないのか、それとも今のところ何もないのだけれども、もしかしたらこれから出てくるかもしれないというようなニュアンスなのか、どちらなのでしょう。そちらをお答えください。

中央ふ頭への排雪について、リスク分散というようなことで再答弁いただきましたけれども、やはり、これは雪堆積場の増設をもってして何とかそのリスクの分散をすれば、昨年、起きたような事態にはならないと考えているということで、このリスク分散という意味では、また新たな雪堆積場がベストなところが見つからなければ、また塩谷4丁目でどうですかという提案にもなり得るのか。その部分お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 面野議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外は、担当部長より答弁させていただきます。

私からは1点答弁させていただきます。財政のことにおいて、おっしゃるように仮定のことというふうな話ではありますので、現状において、それがどのような状況なのかということが見込めないことから、それについて答弁するのは難しいと思いますが、しかしながら、先ほど答弁させていただきましたけれども、そのような状況になることのないように、やはり、財政の健全化に向けた歳出削減や収入増の取り組みについて、より具体的な計画が必要であるとは認識しておりますから、それを今、検討を進めておりますが、それをしっかり検討を進めて皆さんにお示しをし、それを取り組むことによって、先ほど言ったような状況にならないよう取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

(「いつまで検討するのさ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(加賀英幸) 面野議員の再々質問にお答えします。

私からは1点お答えさせていただきます。

日本遺産の市民への周知について、博物館などで長期的なイベント等で市民にPRする方法ができないかどうかということでございますが、これにつきましては、関係機関の支援をいただきながら、協議させていただきながら、効果的な周知方法、それについて検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 面野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、現在、検証している中で、何か新しい制度をお示しできないのかという点ですけれども、シーズンが終わりまして、先ほど市長からの答弁もありましたが、やはり排雪の部分におくれとか、公共交通の部分、バスがとまったとかいろいろありますので、そういった中で、まずはどういったことが今後できるのかと、今の制度の中でできるのか。もしできないのであれば、やはり原因をきちんと検証しながら、何か対策できるのかということを考えていかなければいけないと思っておりますので、まだ今、検証途中なので、正直、今のところ何かあるというふうにはお示しはできないというところであります。

二つ目、雪捨て場の件です。新たな雪捨て場の中で、第1回定例会でお示ししました塩谷4丁目の件は出てくるのかという件ですけれども、これについても、我々としてもシーズンが終わってから、新たに雪捨て場の候補というのを探しております。その中から何点かは出てきているのですが、ただ、雪捨て場の候補としましては、いろいろな条件があると思うのですけれども、ただ、我々としてはシーズン通して投げられるところがないといけなかなと考えております。

そうなりますと、今、第1回定例会でお示ししました、塩谷の雪捨て場についても、現在では候補としては挙がっております。ただ、ここありきではなく、ほかの雪捨て場としてなり得るところは、今、探しているところということであります。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時42分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 中村吉宏

議員 中村誠吾



平成30年  
第2回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成30年6月12日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

13番 酒 井 隆 行

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	林 秀 樹
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	伊 藤 和 彦
総 務 部 長	日 栄 聡	財 政 部 長	前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長	加 賀 英 幸	生 活 環 境 部 長	鉢 呂 善 宏
医 療 保 險 部 長	相 庭 孝 昭	福 祉 部 長	勝 山 貴 之
保 健 所 長	貞 本 晃 一	建 設 部 長	上 石 明
消 防 長	土 田 和 豊	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	金 子 文 夫
教 育 部 長	飯 田 敬	総 務 部 長	西 島 圭 二
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久	企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**○11番（斉藤陽一良議員）** 平成30年第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、財政問題について伺います。

本市の財政状況は、森井さんみずから本年第1回定例会で述べているところでは、30年度当初予算の編成段階で既に20億1,000万円の財源不足を生じ、過疎対策事業債ソフト分の充当2億1,600万円や財政調整基金の取り崩し17億9,700万円という巨額の財源対策で何とか収支均衡予算としたものの、その時点での財調残高が枯渇寸前の3億6,700万円となり、危機的で、かつ引き続き大変厳しい状況とされています。

ここで森井さんは、さりげなく引き続きという言葉を通りかかっていますが、それには重大な疑義があります。この財政状況は、本当に引き続きでしょうか。中松市政にかかわって、森井さんが能力も資格もなく、我々は市長として認めないという意味で括弧つきであります。森井さんが市長というお役目につかれた平成27年度決算においては、中松市政の遺産を引き継いで、実質収支は19億2,000万円、実質単年度収支は17億4,000万円と他会計からの借入残高が残り、財政調整基金の残高は不十分であるとしても、単年度の収支という意味での本市の財政状況は、着実に改善しつつあったと言えます。

しかし、森井市政の2年目に当たる平成28年度決算では、実質収支は6億6,000万円と大きく落ち込み、実質単年度収支は3億円の赤字、さらに29年度決算見込みは、実質収支が首の皮一枚の1億円、実質単年度収支に至っては5億3,000万円の大幅赤字となっており、30年度はさらに厳しい状況を想定せざるを得なくなっています。

これは、森井さんが言うような、もともと厳しかった財政状況が引き続いて大変だといったようなものとは、到底言うことはできません。そうではなくて、嘗々として積み重ねられてきた山田市政、中松市政の財政健全化の取り組みなどにより、平成27年度決算では17億4,000万円という実質単年度収支の黒字幅となりましたが、森井さんの無為無策の3年間で実質単年度収支は2年連続の赤字が見込まれているなど、森井さんになってからこの方は、財政改善努力としては、これまでの取り組みを単に引き継いだというだけで、何ら新たに積極的に独自の財政改善の取り組みを行うこともなく、漫然と放置し、財政収支のマイナスの幅をさらに広げようとしているのが現実であります。

このことは、数ある森井さんの犯した小樽市政における失策のうちでも、後々まで禍根を残す最も罪深い失策の一つと言うべきであります。したがって、森井さんにおかれましては、財政状況についての現実を故意にごまかすような、引き続き厳しいといった認識を改め、みずからの招いた財政危機であるとの正確な認識に立って、新たに事務事業の評価やスクラップ・アンド・ビルドを含む抜本的かつ長期的な財政健全化計画を策定するなど、より積極的な財政再建策に取り組むのでなければ、本市の将来はないものと考えます。見解をお願いします。

次に、財政調整基金残高の推移について伺います。

昨年11月に示された、平成30年度から34年度までの中期財政収支見通しでは、29年第3回定例会後の財政調整基金残高は17億5,000万円で、想定どおり4億円の収支改善を見込んでも、29年度末残高は21億5,000万円としています。さらに30年度の基金繰入額を10億2,700万円とした場合、30年度末残高は11億2,300万円、さらに31年度に10億200万円の繰り入れを想定しており、31年度末残高は1億2,100万円となり、32年度末には財政調整基金そのものが枯渇すると見込まれています。現状で、30年第2回定例会補正後の財調残高は9億7,000万円とされていますが、この算定根拠と30年度末の財調残高の見込みをお示してください。

また、財政調整基金の今後の推移について、直近のデータによる見通しをお示してください。

このようになっていたらくでは、本市財政が立ち行かなくなることは目に見えています。事態は、既に手おくれに近づいていると考えます。政治家としては、やりたくない案件であっても、しっかりと市民に説明責任を果たし、財政規律の徹底と抜本的な歳出削減から逃げることなく、歳入増につながる政策をしっかりとした計画の裏づけをもって行き、新たな財政健全化計画の策定が第一の急務と考えますが、見解を求めます。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、より積極的な財政再建策に取り組むことに対する見解につきましては、本市の財政構造は私が就任する以前から、歳入では市税等の自主財源に乏しく、歳出では人件費や扶助費などの義務的経費の占める割合が高く、硬直した状況でありました。

平成22年度末決算において累積赤字は解消されたものの、それまでの間、他会計借入金などの財源対策により収支均衡予算を編成してきたものであり、平成24年度当初予算以降も、予算計上に当たっては、財政調整基金を取り崩さなければ収支均衡予算が編成できない状況にあったほか、決算においても平成24年度と25年度には、2年連続で財政調整基金を取り崩さなければならない状況にありました。さらに、他会計等からの借入金についても、平成26年度末の残高が約42億3,000万円に上っております。そうした財政状況の中、財政健全化に向けたさまざまな取り組みを行い、他会計借入金等を計画的に償還するなど、財政の健全性の確保に努めてきたところであります。

今後におきましても、歳出削減や歳入増などの取り組みを進め、将来的に持続可能な財政運営に努めていかなければならないものと考えております。

次に、財政調整基金の残高が、平成30年第2回定例会補正後は約9億7,000万円となる根拠と、平成30年度末の見込みにつきましては、平成30年第2回定例会補正後の財政調整基金残高と示した9億7,000万円は、平成29年度現計予算における財政調整基金繰入金約13億5,800万円を全額取り崩すものとし、平成30年度当初予算及び第2回定例会補正予算における取り崩し額、約11億9,800万円を差し引き、算定をしたものであります。

また、平成30年度末の残高見込みは、平成29年度決算見込みにおきまして、最終的に財政調整基金繰入金を3億円としましたので、平成30年第2回定例会補正予算後の財政調整基金の残高は約20億2,500万円の見込みとなり、現時点で想定される今後の財政需要として、国庫支出金等の超過交付額返還金や除雪費などを考慮すると、平成30年第3回定例会補正予算後の時点では、約13億から14億円と

見込まれます。

なお、平成30年度末の残高見込みについては、歳入の動向など見通しの立たない部分もありますので、現時点ではお示しすることは難しいものと考えております。

次に、財政調整基金の今後の推移につきましては、平成29年度決算の詳細な分析が必要であることに加え、地方交付税を初めとした歳入の動向や、新たな財政需要など見通しの立たない部分もありますので、現時点で平成31年度以降の財政調整基金の見込みをお示しするのは難しい状況にあります。しかしながら、現在、今後の財政需要などについて調査をしており、それらを踏まえて、改めて収支見直しを作成しますので、その中で今後の財政調整基金の推移について、お示しできるものと考えております。

次に、新たな財政健全化計画の策定が急務であることに対する見解につきましては、現在、本市は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に示される、早期健全化基準を超える状況にはないことから、財政健全化計画を作成する状況にはありません。

しかし、人口減少が進み、地域経済が縮小する中では、大きな税収の伸びは期待できないなど、本市の財政は依然として非常に厳しい状況にあることから、財政の健全化に向けた歳出削減や歳入増の取り組みについて、より具体的な計画が必要であると認識をしており、現在検討を進めているところであります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

**○11番（斉藤陽一良議員）** 次に、ふれあいバスと地域公共交通について伺います。

まず、ふれあいバス事業費として、本年度当初予算に、昨年度当初と比較して4,350万円増の2億350万円が計上されましたが、このように増額となった理由と直近までの執行率をお示してください。あわせて、昨年度末未締結のまま市負担分の支払いを行い、市長みずから減給の理由にも挙げている、小樽市契約規則違反が明らかとなった協定書について、平成30年度分にかかわるバス事業者との協議の経緯と内容について、お示してください。

この問題をここまで大きくした原因は、平成29年11月29日付の樽ま推第210号で市も認めているように、平成28年8月23日のトップ会談の折、バス事業者側から、ふれあいバス事業者負担解消について求められていたにもかかわらず、森井さんが29年第2回定例会代表質問への答弁において、言及そのものがなかった趣旨の発言をし、さらに平成29年1月19日のトップ会談でも、法定協議会が進まない理由は、協議会での決定事項を、経営としてはやりたくない案件であっても受け入れるという中央バスの同意、確約の返答がないからであるという趣旨の発言を行ったことにあります。いかに言いわけしようとも、このような一方的で強硬な発言は、どこかの評論家の意見ならともかく、交渉事の一方の当事者として、しかもそのトップの発言として、なし得るものではありません。森井さんは、これらについて現時点でどのように考えているのか、真摯な反省の弁をお示してください。

さらに、貴社との意思疎通が図れるよう、できるだけ早い時期にお会いし、私の真意を伝えたいと述べ、当時から現在に至るまで意思疎通がなく、現時点でもないと考えておられるのか。さらに、その後、意思疎通のためにどのような努力をされてきたのか、また今後どのような努力をされるおつもりなのか、お示してください。

ふれあいバス事業については、現在1乗車当たり利用者が120円、残りの100円については、全額市の負担、すなわち小樽市民が全体で負担する形になっています。バス事業者には、現在でもバスの運行

そのものはもちろん、回数券の販売や車内での利用者対応、集計事務なども行っていただいています。市のトップの不始末が招いた結果であることを考えると、今さらバス事業者に改めて負担を求めて理解を得ることは、現時点では不可能と言っても過言ではないと考えます。逆に言えば、それほどまでに取返しのつかない失敗を、森井さんはやってしまったということになります。それにしても、厳しい市財政を考えれば、市の単費事業において、これだけの負担を放置することは許されません。

したがって、利用者へのサービス内容を安易に切り下げることなく、財政上の負担を極力削減する方法について、徹底的に検討すべきと考えます。低廉な経費で運用可能な乗車カードシステムなど最新のIT技術などを活用して導入できないか、早急に情報収集に努める必要があると考えますが、見解を求めます。

また、もし現在検討中のものがあれば、その内容についても含めてお示しください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、ふれあいパスと地域公共交通について御質問がありました。

初めに、ふれあいパス事業費の今年度の当初予算が、昨年度当初予算と比較して増額となった理由につきましては、昨年度はバス乗車料金の一部をバス事業者にも御負担いただくことで当初予算を計上しておりましたが、今年度はバス事業者の負担分を本市で負担することにしたためであります。

また、平成30年5月末までの予算執行率につきましては、予算額2億350万に対する執行額は1,663万4,820円であり、執行率は8.17%となっております。

次に、ふれあいパス事業の今年度の協定書締結に係る協議の経緯と内容につきましては、昨年12月6日、北海道中央バス株式会社小樽事業部へ、平成30年度についても現在と同様の制度内容での事業協力をお願いし、本年1月16日に協定書案をお示ししたところであります。その後、協定書の内容については、2月2日に社内で内諾を得た旨の連絡を受けました。また、ジェイ・アール北海道バス株式会社につきましては、1月30日に案をお示しし、同日社内決裁する旨の連絡を受けました。

なお、協定書につきましては、両者ともに本年4月1日付で締結をしております。

次に、私のバス事業者に対する発言の現時点の考え方につきましては、平成29年1月19日のトップ会談の際に、私が申し上げたことについて真意が伝わらず認識の違いが生じていることは、大変残念に思っているところであります。バス事業者との信頼関係は、今後の本市のまちづくりを考える上で、公共交通は大変重要なものであり、本市と交通事業者がそれぞれの役割や責務において連携をしなければならないことから、これからも協力、連携を密にし、持続可能な公共交通の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、意思疎通につきましては、バス事業者の前社長には、平成29年1月のトップ会談以降、面会はかなわず、私の真意を直接お伝えできなかったことは、大変残念に感じております。これまで前社長に対しましては、できるだけ早い時期にお会いしたい旨を文書等にてお伝えしたところであり、私といたしましても、意思疎通に向け努力をしてきたところでございます。

今後につきましては、先日の新聞報道において、株主総会後に次期社長が就任するとの記事が掲載されており、私の真意をお伝えしたい気持ちは変わっておりませんので、できるだけ早い時期にお会いできるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、乗車カードシステム導入可否などの情報収集することへの見解と現在の検討内容につきまして

は、他市の導入事例の調査や事業者及びICカードの委託業者からの情報収集は必要であると認識しており、これまでも行っておりますが、引き続き調査や情報収集をしております。

また、現在バス事業者、鉄道事業者及び委託業者と、現在使われているICカードを活用した場合の交付や精算方法などの課題について、協議、検討をしております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

**○11番（斉藤陽一良議員）** 次に、除排雪について伺います。

我が党は、本年第1回定例会の会期中、自民党及び当時の民進党とともに、森井さん宛てに平成29年度除雪に関する要望書を提出しました。これは第1回定例会における議会議論を踏まえて、いわば見るに見かねてといったものでありました。事実を確認すれば、本年2月2日、3日、中央バスは、JR小樽駅前発着の山手中通線を午前8時55分発から午後3時35分発までのそれぞれ全7便を、結局両日とも運休せざるを得ない状況に追い込まれました。

報道によれば、原因は入船公園と小樽市役所の周辺の市道の幅が雪山で狭くなり、対向車とすれ違うことができなくなり、安全な運行ができないと判断されたためということですが、市として原因も含め、この事実について間違いはありませんか。さほどの大雪でもないにもかかわらず、2年連続で、しかも同じ路線で公共交通に支障を来す不手際は、許されるものではありません。見解を求めます。

また、森井さんは、よりもよってこれまでの慣例を破って、破るのも、よいほうに破るなら結構ですが、わざわざ排雪箇所の市意思決定を行う会議に出席し、各ステーションからの排雪協議に迅速な対応を行わず、むしろタイミングをおくらせ現場の足を引っ張る形となり、市民からは雪山が高く、見通しがきかなく危険、道幅が狭くなって車が交差できない、通学路の歩道が確保できないなどの苦情が、それこそ大雪でもないのに異常に多く寄せられることになりました。

これらは、既に平成27年度から鳴り物入りで始まった、いわゆる森井さんの公約の一丁目一番地とやらで、除雪出動基準を第2種路線、15センチメートルから10センチメートルに下げたことの結果であります。議会からは、既にその当時から除雪出動回数をふやしても、排雪をしなければ雪山を大きくするだけで、かえって道路状態は悪くなるとの声が上がっています。一昨年、昨年は、まれに見る小雪で救われた部分が大きかったのですが、ことしはまさにその結果が失敗として現実にあられたということになると考えます。

ここまで明らかに自分の失敗が目に見えているにもかかわらず、森井さんは臆面もなく議会答弁や記者会見などで、市長みずからの市長就任以前に比べて、現状の除排雪は改善されているかのごとくそぶく始末です。

まず、排雪箇所の市意思決定を行う会議の議事録を作成し、原則全面公開すべきです。平成29年2月9日の市道住吉線における排雪中止問題でも問題になったところですが、地域総合除雪は市と共同企業体との業務委託契約であり、現場作業員に指示・監督する権限は、受託側の業務主任にあります。委託側である市の権限を有する者が、現場の作業員に対して直接指示等を行えば、労働者派遣法上の偽装請負の疑義を生じることは明らかです。

したがって、委託側の市の業務担当者が、受託側の業務主任との間で行う協議の内容にかかわる排雪箇所の市意思決定を行う会議の議事は、契約の履行、不履行にかかわる極めて重要な事項が含まれており、全てガラス張りでごにされるべきものであります。内容の透明性が確保されなければならないと

考えます。偽装請負の問題を別にしても、森井さんのように市長の権力をかさに着て、現場の作業を混乱させるような横暴を許さないためにも、議事録の作成と公開は最低限必要と考えます。現時点で正確な議事録は作成されているのか、お答えください。作成されていないとすれば、なぜか、その理由をお示しください。さらに、それを特別な場合を除き全面的に公開するかどうか、もし公開しない、あるいはできないとすれば、その理由についてもお示しください。

次に、排雪量について伺います。

累計降雪量は、平成27年が495センチメートル、28年が501センチメートルで、これは過去5年間の平均580センチメートルと比べても、かなり少ないほうでした。29年は564センチメートルとやや平均に近づきました。そもそも予算編成時点での排雪量約34万立方メートルについては、議会から見積もりが低過ぎるという指摘もありました。排雪量は、結果として何万立方メートルになったのか、また予算編成時点の見積もりは、現時点でも適正だったと考えているのか、見解を求めます。

除排雪については、その各種の基準や具体的な作業の手順、方法について、昨年度の問題点は十分に検証されなければなりません。本年度の除排雪予算は、当然その上で編成されるべきであります。昨年度の検証について早急に示されるべきと考えますが、いつまでに示せるのかお示しください。ただし、各種の基準、作業手順などの見直しについては、時間をかけてしっかりした議会議論を経て決定すべきであり、30年度においては、拙速に基準、手順や制度の改変は行うべきではないと考えますが、見解をお示しください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、除排雪について御質問がありました。

まず、中央バス山手中通線の運休原因につきましては、入船公園と小樽市役所周辺の道路幅が雪山により狭くなり、バスの走行に必要な幅員が確保されていないとバス事業者が判断し、運休に至ったものであります。

次に、2年連続で同じ路線で公共交通に支障を来したことにつきましては、バス事業者の皆様には大変御不便をおかけし、申しわけなく思っております。今後はさらなる情報共有を図る中でバス事業者の現場の声も確認しながら、路線バスの運行に支障とならないようしっかり除排雪を行ってまいりたいと考えております。

（「当たり前の話だよ」と呼ぶ者あり）

次に、排雪箇所の市の意思決定を行う会議の議事録の作成につきましては、私としては、きめ細やかな除排雪に取り組むことを公約として市長に就任していることから、本部員と共通理解を図るために会議に出席することはありますが、この会議の趣旨は、あくまで共通理解を図ることが目的であるため、議事録は作成をしておりません。

次に、議事録の公開につきましては、除雪対策本部の会議では、排雪作業の実施について市側の意思決定をしておりますが、その内容を公開した場合、排雪予定路線や時期が明確となり、付近沿線からの雪出しなどにより交通に支障を来すおそれや、気象状況等による予定の変更もあることから、会議の内容を公開することは難しいものと考えております。

（「市民を信用してないのかよ」と呼ぶ者あり）

次に、昨年度の排雪量につきましては、約40万立方メートルであります。また、平成29年第3回定

例会に計上した補正予算時の想定排雪量約34万立方メートルにつきましては、限られた財源の中で効率的な除排雪を行うために必要と思われる排雪量であり、例年の通年ベースの予算時の想定排雪量と比較してもほぼ同量であることから、適正であったものと考えております。

(「足りないって言ってんだよ、市民は」と呼ぶ者あり)

しかしながら、昨年度は気象状況などにより、さらなる排雪が必要になったことから、結果として想定量を超えたものであります。

次に、昨年度の除排雪に関する検証につきましては、現在、今定例会中に報告することができるよう、早急に検証作業を進めているところであります。

次に、本年度の除排雪に関する制度等につきましては、現在進めている検証結果を見定めた後、必要があれば新たな取り組みや制度の改善等について検討してまいりたいと考えておりますが、制度等の変更を行う際には、議会に報告をさせていただき、審議をお願いしてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇)

**○11番（斉藤陽一良議員）** 次に、高島漁港区における観光船事業について伺います。

この問題については、森井さんは、平成28年9月16日の本会議で、「全責任は私にある。議会の心配は不要」と豪語し、自身の後援会関係者である事業者に対して、港湾室内にあった疑問の声さえ押し切って、違法な係留を許可させ、一方では、現地の漁業者の声には一切応えないという、なりふり構わない利益誘導ともとられかねない行政を強行したと言っても、過言ではありません。

これに対して、議会は平成28年第3回定例会において、当時の5会派が一致して、森井市長に対する問責決議を可決、さらに最終的に自然閉会となった同年第4回定例会、会期末の平成28年12月19日、全4会派一致で高島袖護岸での係船環設置許可の取り消しを求める決議を可決しています。

その後も、森井さんは、これらの議会決議を足げにするがごとく、一連の許認可は適切、適法だと強弁し続けました。しかし、平成29年1月26日受け付けの公益通報及び同年3月27日受け付けの公益目的の通報により、小樽市コンプライアンス委員会は、平成29年8月21日、森井さんの主張を全て退け、一連の許認可が小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に違反するとの報告を行いました。

これにより、森井さんは小樽市職員倫理条例第17条第2項により、是正措置、再発防止策、さらに全責任は私にあると言い切るなど、一番責任の重い森井さん本人を含む関係者の処分を、一切の言い逃れを差し挟むことなしに行わなければならなくなりました。処分については、平成29年度末ぎりぎりに関係職員の処分が行われましたが、森井さんは、全責任は私にあると豪語していた以上、職員を巻き込んで処分するのではなく、この際全責任をとって辞職されるのが筋であり、それ以外には責任のとりようはないと改めて申し上げますが、見解をお示ください。

是正措置については、去る平成30年6月1日、産業港湾部から、その内容の一部が公表されました。是正措置として決定された不利益処分の内容としては、一連の許認可の取り消しは当然として、建築物の用途変更、または撤去を命じている点については、問題があります。これまでの経過から推測すると、当該事業者が命令に素直に従うとは考えにくく、その場合、どのようにして是正措置の実効性が担保されるのか、具体的にお示ください。

もし万が一にも、それが担保されないとしたら、森井さんは議会からのたび重なる疑義に耳をかすこ

となく、強引に許認可を行ったあげくに、小樽市の行政一般に取り返しのつかない汚点を残し、さらに市の港湾行政の無力を永久に市民の前にさらし続けることとなります。これは到底、1カ月50%の減給で済まされる話ではないと考えますが、見解をお示してください。

この項の最後に、言うまでもなく、当該観光船事業者は、森井さんの後援会関係者であります。森井さんには、どう見ても務まりようがない市長という職を辞すべき理由が、このほかにも幾つもあります。少なくともこの問題だけをとっても十分に市長の職を辞するに値する内容であります。

我が党としては、森井さんに職を辞していただきたいのはやまやまでありますが、少なくとも、仮にも市長という職にあった者の最低限の責任として、みずからの後援会関係者である当該事業者には、この問題について履行の義務が発生している是正措置を実行させてからやめていただきたい。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それをみずからの責任として果たしてから職を辞するということについて、同意、確約の返答をいただきたいと思いますが、見解を求めます。

(「責任ちゃんととってくださいよ」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

(森井秀明市長登壇)

**○市長（森井秀明）** ただいま、高島漁港区における観光船事業について御質問がありました。

初めに、関係職員の処分につきましては、条例違反となった行為にかかわった職員も処分の対象になり得ますので、小樽市職員分限懲戒審査委員会に諮問し、その答申に基づいて訓告等の措置を行ったところであります。

私自身の責任としては、減給50%、1カ月の減給条例を提案しており、この提案が本件における相応の責任のとり方であると考えております。

次に、是正措置の実効性が担保されるかにつきましては、小樽市職員倫理条例第20条の規定では、「市長等は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し」とあることから、観光船事業者に対し、是正期限である送達日から3カ月までの間、定期的に確認し、是正措置が履行されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、是正措置の実効性が担保されない場合の責任につきましては、是正期限まで至っておりませんので、今後とも是正措置が履行されるよう最大限努め、それを行うことが私の責任であると考えております。

次に、是正措置を実行させて辞職すべきことにつきましては、当該事業者に対し是正措置を履行させるよう努めてまいりますが、このことによって辞職をするつもりはありません。

(「だからあれだけ言われたでしょう、やめなさいって」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇)

**○11番（斉藤陽一良議員）** 最後に、市政全般における緩みと士気低下に対する森井市長の責任について伺います。

まず、この場合の市長は、括弧づきの市長であります。森井さんが市長に値するという意味ではあり

ません。小樽市役所を、現在のような荒廃のきわみに陥れた張本人という意味の括弧つきの市長であります。今定例会の提案説明の冒頭、森井さんは、小樽市立病院における単回使用医療機器の使用、固定資産税・都市計画税の評価がえにおける路線価の再算定及び勤労青少年ホームにおけるアスベスト処理において不適切な取り扱いがあったと、いかにも人ごとのように指導、再発防止に努めてまいりますと発言しました。果たしてそうなのか。その背景や関連の問題も含めて、順を追って正してまいりたいと思います。

まず、副市長の選任同意案の提出についてであります。提案説明で、森井さんは職員の負担が大きいと述べられました。副市長の不在で負担が大きいよりも、森井さんがいることの負担のほうがはるかに大きいのではないかと考えます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

これまで申上げてきた森井さんののていたらくに対して、何ら軌道修正の努力もせず唯々諾々とそれに従ってきたのが、本年3月まで一般職員のトップである総務部長の職にあり、今回副市長として選任同意案が提案されている、前田一信氏であります。総務部長は、市長部局事務方のトップとして、議会对応の要の立場にあります。しかし、前田氏は、残念ながら総務部長としては、議会对応において能力を十分に発揮したとは言えないと考えます。

副市長は、それに加えてさらに高い立場で市長を直接に補佐し、事務方へ必要な指示を行いながら議会との調整もこなすという、より困難な役割が求められます。その点、森井さんによる選任理由が明確でなく、副市長としての適格性に疑問を持たざるを得ません。改めて専任に至った理由について、説明を求めます。

次に、今回、前田氏を副市長に選任する理由の一つとして、森井さんが事前の口頭説明で言及された、海上技術学校存続への対応についてです。森井さんは、前田氏は廃校方針発覚当初から担当し、これまでの経緯を熟知していると評価しているようですが、むしろその対応は、全体として後手の印象を免れず、関係機関への働きかけや、地元及び道内選出国会議員との連携も十分とは言いがたいものでした。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

直近の平成30年5月に国土交通省、海技教育機構等へ要望活動を行った小樽市の方策も、いかにも苦し紛れの感を免れない、拭えない内容であり、いま一つ説得力を持ち得ていないのが、偽らざるところであります。要望活動に対する国交省、海技教育機構などの反応について、お示しください。

日ごろからの職員の士気の落ち込みが、このような問題への対応に影響することがないようにと祈るばかりであります。具体の案の提案のうち、道立小樽商業高校閉校後の施設利用については、学校適正配置計画との整合性、PTAや教育関係団体、地域団体等への説明や了解、土地建物の譲渡に関する北海道との折衝などについて、相手方に提案する前に、本来クリアしておかなければならないハードルが幾つも残されていると考えます。

後援会関係者への利益誘導にばかりきゅうきゅうとするのではなく、こういう問題にこそ、市長としての大所高所からトップの政治的判断が望まれるところであり、必要でもあると考えます。現時点での責任ある説明を求めます。

次に、平成30年4月1日付及び4月10日付人事異動について伺います。

まず、今回の管理職人事において、課長職から係長職への降任が2件ありますが、職員の士気という観点からは、降任希望が多く発生することは望ましいことではないと考えます。示せる範囲で、原因や今後の対応について見解を求めます。

また、今回の人事異動では、在職年数が短い異動が目立ちますが、係長職以下を含む今回の異動者の

うち、新採用を除く異動者の全職について、平均在職期間をお示ください。

さらに、範囲を管理職に限った場合はどうなるのかについても、お示ください。

次に、報告第4号、人事評価結果の給与反映を1年延期するための人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例に関する専決処分報告について伺います。

地方公務員法の一部改正による人事評価制度の実施については、平成28年3月14日の公益通報、平成27年度人事異動における市長の法令違反について、コンプライアンス委員会が平成28年7月20日、本件人事は小樽市職員倫理条例第15条第3号の規定による法令に違反するおそれのある事実と該当するとして、通報対象事実ありとの調査結果報告をしたことに対し、森井さんが同年8月1日、コンプライアンス委員会に通知した是正措置等の中で触れられています。すなわち、従前の昇任内申書自体が能力の実証としては、そもそも不十分ではないかと感じておりましたので、本年度の人事異動から、様式としまして異動内申及び昇任内申に加えて、留任内申を作成し、管理職については、全ての職員の内申書が提出されるように改善を図ったところでありまして、また、地方公務員法の一部改正により、全職員についての人事評価の実施が義務づけられましたので、今年度からその運用を開始したところと述べています。

そもそも、これが是正措置足り得るか大いに疑問がありますが、少なくとも森井さんとしては、この人事評価制度の運用開始をもって、能力の実証に基づいて人事異動が行われていると主張したいものと考えられます。しかし、あれから3年が経過して、まさにこのていたらくであります。新たな人事評価制度と大見えを切ったにもかかわらず、職員組合との協議により、部局等により評価のばらつきが見られるため、評価基準検討委員会を立ち上げ、29年度中に人事評価基準を策定し、30年6月の勤勉手当から給与反映する予定としたものの、基準策定がおくれ、給与反映の前提たる組合への提案さえできていないことは、地方公務員法第15条の任用の根本基準にかかわる重大な問題です。人事異動が能力の実証に基づいて行われるか否かにかかわるのです。当時、森井さんは、あのように大見えを切ったけれども、現実に人事評価制度が機能していない以上、人事異動における能力の実証は担保されていないということになるのではないですか、お答えください。

人事評価基準の素案作成がおくれ、平成30年1月に第1回策定委員会、3月末までに3回開催したということですが、現状はどうなのか、全くやる気が感じられません。このままでは、30年6月の勤勉手当からの給与反映に間に合わないとかわかっていながら、なぜ本年第1回定例会に提案して、議決を得なかったのか。なぜこのようにおくれたしまったのか、今後の進め方も含めて具体的にお示ください。

この問題は、まさに職員の行政事務遂行における、緩みそのものであると考えますが、その緩みが職員の日常業務の遂行を円滑に行えるように管理する立場にある職員課の中で起こっているというところに、事態の深刻さがあらわれていると考えます。このことは、全庁的な行政事務の遅滞、懈怠について総点検を行う必要があることを示しているのではないのでしょうか、見解をお示ください。

そもそもの原因は、森井さん、あなたの指導力のなさ政治家としての決断の鈍さにあると気づくべきであります。したがって、森井さんみずからの責任と力のなさに思いをいたし、速やかに身を引くことを決断することを求めます。見解をお示ください。

この項の最後に、勤労青少年ホーム1階、階段裏のひる石の不適切な処理について伺います。

まず、事案が発生した4月13日からの事実経過について、概要をお示ください。問題は、不特定多数の一般市民が立ち入る可能性がある公共施設で発生し、市民の健康に影響が及ぶ可能性のある事案に対して、直接の施設担当者、施設管理者、施設を管理する生活環境部、アスベスト問題を所管する生活環境部環境課、建築を担当する建築住宅課及び建設部、そして市長、これらがそれぞれの職責を果たす

ことなく、情報共有もなく、市民に対する危険回避のための機敏な対応もせずに1カ月以上も事態を放置し、放置どころか公表さえしないということからすれば、むしろ隠蔽の疑いもあり、重大です。

事案発生時の4月13日時点でホーム館長、事務長、実際に剥離行為を行った職員それぞれに、当該箇所にアスベストを含む材料が使われているという認識はあったのかどうか、お示してください。

もしアスベストを含むという認識があったのであれば、なぜ同じく生活環境部に属する施設でありながら、環境課に相談し、指示を仰がず、勝手に剥離行為に至ったのか。それはDIYプロジェクトとは全く違う次元の話だと考えますが、何か意識の上で関連があったのでしょうか、伺います。いかがですか。

4月17日及び18日の剥離行為の前後に、施設利用の制限等を行わなかったのは、誰が判断したのか、その必要がないと判断したためなのか。そうだとすれば、その理由を、それ以外であれば、なぜなのか。また、現在でも当時の判断は適切だと考えているのか、さらに現時点で施設の立ち入り規制をする必要はないのか、お示してください。

事案発生について市長に第一報が入ったのは、何月何日、何時ごろですか。その内容は、一体どういったことだったのか。また、報告によると、市長は4月20日、本件ひる石がアスベストを含む可能性について説明を受けていますが、即座に環境課に対応を指示しなかったのは、どのような理由からですか。環境課が、本件事案発生を認識したのはいつですか。なぜ環境課が事案発生を認識するのに10日以上もかかるのか、その原因、情報共有の悪さの原因はどこにあると考えますか。直属の生活環境部長と次長は何をやっていたのか、全く理解できません。わかるように説明していただきたい。

この件について我が党に報告があったのは、5月21日で新聞発表は5月24日です。その前に内部告発文書のようなものが、公明党を含む議会各会派宛てに送られてきていますが、議会への報告や新聞発表は、その内部告発で隠し切れないと判断したため、慌てて公表に踏み切ったということではないですか、お答えください。なぜ一般市民や職員の健康に影響が出る可能性のある重大な問題について、事案発生から1カ月以上も公表しなかったのか。隠蔽の意図はなかったと言われても、にわかには信用できないので、納得できる事実に基づいた説明を求めます。

本件事案について、5月21日、市議会正副議長及び各会派に報告があり、5月24日報道発表というのは、誰がいつ決めたものか。それについては市長、生活環境部長、同次長、環境課長などが決裁しているのか、お示してください。逆に、その時点までは議会への報告や新聞発表の必要はない、あるいは必要はあってもできない、もしくははしないという判断は誰がしたのか。そして、市長、生活環境部長、同次長、環境課長等は、そのことを了承していたのか、お答えください。

本事案において、ホーム職員が2日間にわたって行った剥離行為が、大気汚染防止法、その他の法令に抵触するおそれがあると市が認識したのはいつか、お答えください。

その行為はホーム職員が一人で行ったものですか、またその行為は、その職員が自主的に行ったものですか、それとも誰かに指示されて、または頼まれて行ったものですか、お答えください。

職員が剥離行為を行った際、ホーム館長は現場にいたのか、またはその行為が行われていることを認識していたのか、お答えください。

ホーム館長は、施設の管理者として、その際、作業をする職員に防じんマスクの着用等を指示したり、部外者の立ち入りの制限などを行いましたか、お答えください。

現時点で職員が行った剥離行為について、市は大気汚染防止法、その他の法令に抵触すると考えているのか。抵触するかどうかの法律上の判断の権限はどこにあり、いつ確定するのか、罰則の適用など刑事処分の可能性はあるのか、お聞かせください。

また、関係職員に対する市の処分や対象職員の範囲についてもお示しください。

最後に、これらの問題について、適切、迅速に情報を収集し、速やかに対処方針を最終判断し、決定するのは市長の役割です。今回の問題では、その市長が全く機能せず、庁内の情報共有もなされず、庁内どころか生活環境部内の情報共有もなされていないことが、あからさまになりました。市長は、アスベストにかかわる事案として報告を受けていながら、環境課に対応の指示もしていません。マニュアルがあるとかないとか以前に、市長には普通人に要求される、善良な管理者としての注意すら存在するのか疑問です。このような人物が市長の立場にあり続けること自体、小樽市民にとって極めて残念な事態であります。森井秀明氏の一刻も早い小樽市長辞職を求める多くの市民の声をお伝えし、森井市長の決断をお聞かせいただくことを求めて、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、市政全般における、緩みと士気低下に対する私の責任について御質問がありました。

初めに、このたびの副市長選任に至った理由につきましては、議員御指摘のとおり、副市長は市長を補佐し、職員への必要な指示を行いながら議会との調整もこなすという高度な職務遂行能力が求められますが、そういった意味で私の市政運営を補佐し、副市長不在の中、職員を統括し、議会との調整役も担ってきた実績を有する前総務部長の前田氏が適任であると考え、選任に至ったものであります。

次に、海上技術学校の存続要望活動に対する、国土交通省と海技教育機構の反応につきましては、5月25日に総務部長ほか、職員を国土交通省と海技教育機構に向かわせて、「国立小樽海上技術学校の存続に向けた小樽市の方策について」を提示してまいりました。

その際、国土交通省からは、「現時点では本方策に対する方向性をお示しすることはできないが、機構と協議しながら進める」とのお話をいただき、海技教育機構からは、「書面でしっかりとした提案をいただきありがたい。真摯に受けとめ、国土交通省とも協議した上で書面にて回答する」とのお話をいただいたところであります。

次に、海上技術学校の存続に向けての私の現時点での考え方につきましては、今回本市の方策を示すに当たり、本年3月23日に海技教育機構職員が来庁した際に、6月15日までに方策を示すよう求められたことから、この限られた期間において、現時点において本市でできる最大限の方策として旧祝津小学校と小樽商業高校について、お示しをしたものであります。

しかしながら、海技教育機構が商業高校を選択された場合につきましては、議員のお話のとおり、課題が幾つか出てくるものと考えておりますので、その場合にはこれらの課題を一つずつクリアしていかなければならないと考えております。いずれにしましても、海上技術学校の存続への強い思いに変わりはありませんので、今後も議員の皆様からのお力添えをいただきながら、関係機関等との協議や連携を進め、存続決定への道筋をつけていくことが私の責務であると考えております。

次に、課長職からの降任につきましては、降任を希望した理由については、個人のプライバシー保護の観点から申し上げることは差し控えさせていただきますが、今後とも職員一人一人が与えられた職務を全うできるよう、できる限り状況に応じた配慮をしてまいりたいと考えております。

次に、異動者における平均在職期間につきましては、医療職と消防職を除いた異動者全体の平均在職期間は、おおよそ3年3カ月であり、そのうち管理職全体では、おおよそ2年7カ月であります。

次に、人事評価制度と人事異動における能力の実証につきましては、人事評価は給与の反映には至っておりませんが、人事異動内申とともに人事異動における能力の実証資料として活用しておりますので、能力の実証は担保されているものと考えております。

次に、人事評価結果の給与反映手続のおくれや今後の進め方につきましては、担当職員が他の業務に追われる中、平成28年度の業績評価結果及び平成29年度的能力評価結果の集計と分析に時間を要し、労使協議の中で給与反映の前提としていた人事評価基準の素案作成がおくれ、第1回目の人事評価基準策定委員会の開催が本年1月にずれ込みましたが、その時点では6月まで一定の期間があったことから、平成30年度からの適用に何とか間に合わせるように取り組んだところであります。しかし、3月末、業績評価結果の12月勤勉手当への反映や上位評価者への割り増し分の原資確保など、改めて課題を認識したこともあり、職員団体への提案には至らず、1年先送りせざるを得ないと判断いたしました。結果として、定例会での提案ができず、専決処分により関係条例を改正したところであります。

今後の進め方につきましては、人事評価基準の策定などの諸課題を整理して、来年の1月末までには職員団体と合意に達するよう協議を進めるなど、平成31年6月の勤勉手当から人事評価結果を反映できるよう準備をしまいたいと考えております。

次に、全庁的な行政事務の総点検につきましては、私としましては、予定していた人事評価の給与反映ができなかったことは、緩みというよりは業務の進行管理に問題があったと認識をしております。

(発言する者あり)

来年度には必ず反映できるよう指導するとともに、各部局に対しても業務の遅滞や懈怠が生じないように、改めて注意喚起をし、業務の進行管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

次に、速やかに身を引く決断をすべきとのことにつきましては、私といたしましては、先ほど申し上げたとおり、緩みというよりは業務の進行管理に問題があったと認識をしております。したがって、今後においても迅速かつ適正な事務の遂行に向け、職員に対しては強い自覚と緊張感を持って職務に当たるよう指導をし、改善を図っていくことが私の責務でありますので、その御指摘をもって身を引くという考えは持っておりません。

(「指導できないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

次に、勤労青少年ホームにおける階段、ひる石の不適切処理の事実経過につきましては、去る4月13日に勤労青少年ホーム1階、階段裏に設置したロッカーを移動した際に、ひる石の一部を損傷しました。4月17日及び18日に損傷周辺部分を勤労青少年ホーム職員により除去作業を行い、その後、同日中にビニールで養生したものであります。4月23日には大気濃度測定を実施し、石綿の飛散がないことを確認しましたが、1階部分のひる石が手の届く高さであることや、一部剥落している部分からの劣化の進行に備える目的で、大事をとって1階の階段周りを囲む対策工事を行ったところです。

次に、事案発生した時点で職員にアスベスト材料が使用されていることについて認識はあったかにつきましては、ホーム館長を初め事務長、剥離行為を行った職員、それぞれ1階、階段下に石綿を含むひる石という建築材料が使われているという認識はありました。

次に、なぜ環境課に相談し、指示を仰がず剥離行為に至ったのかにつきましては、除去作業を行った職員は剥離行為が大気汚染防止法に抵触するという認識がなかったことから、環境課に相談と指示を仰がなかったものであります。また、DIYプロジェクトとは一切関係のないものであります。

次に、剥離行為前後の施設利用制限の判断等につきましては、ひる石がかたい状態であり、石綿が飛散するおそれはないものと考えたことに加え、ビニール養生をしていたことから、施設管理者であるホ

ーム館長が施設利用の制限等を行わなかったものであります。その後、大気濃度測定において石綿は不検出であったことから、利用制限を行わなかったことを改めて振り返ると、もう少し利用者に対し配慮した対応をすべきであったと思っております。

また、現時点では囲い込み工事も終了し、再度の大気濃度測定でも飛散がないことを確認していることから、規制の必要はないものと考えております。

次に、事案発生についての第一報と環境課への指示につきましては、4月20日、15時に担当課よりロッカーを移動した際に、階段裏のひる石を損傷したことから、ビニール養生に至った経過やひる石に関する説明及び大気濃度測定の実施など今後の対応について報告を受けております。既に建設部において、石綿の現場対応をしていることから、必要に応じて環境課へ発信するものと考えておりましたので、私からあえて環境課に指示をしなかったものであります。

次に、環境課の事案発生の認識と情報共有するまでの日数がかかった原因等につきましては、4月24日のひる石の分析調査の結果に伴い、階段下の囲い込み工事を行うに当たり、作業の届け出等の必要性が生じたことから、担当である環境課を含め建設部と協議を行ったところであり、この時点で環境課が本事案を認識したものでありますが、本事案についてのかかわりや情報共有に関する問題はないものと考えております。

次に、公表することとした経緯につきましては、本件についての議会等への報告は、石綿が不検出だったため健康への影響はないものと判断し、今定例会での報告を予定しておりましたが、環境課で大気汚染防止法違反に該当するのかが他都市の事例の調査や情報収集を行ったところ、同法、その他関係法令に抵触するおそれがあることが判明したため、5月17日に速やかに議会への報告や報道発表をすることを決めたものであり、投書によるものではありません。

次に、なぜ1カ月以上も公表しなかったのかにつきましては、繰り返しになりますが、ひる石が固化された状態であったので石綿の飛散性が低いと考えられており、剝離部分をビニールで養生したことから、飛散するおそれはないものと判断をしておりました。その後の大気濃度測定でも石綿は不検出であり、健康への影響はないものと考え、積極的な公表を行わなかったものでありますが、職員の除去作業が法令に抵触するおそれがあったことから、公表を行ったものであります。

(「違反だったんでしょ、だけど」と呼ぶ者あり)

次に、正副議長、各会派への報告及び報道発表につきましては、5月17日に生活環境部長及び同次長より、本件が大気汚染防止法、その他関係法令に抵触するおそれがあると私に説明があり、その中で正副議長、各会派への報告及び報道発表の方針を固めたものでありますので、書面による決裁は行っておりません。

次に、議会への報告及び新聞発表の必要性の判断につきましては、原部において今定例会での報告は必要であると考えておりましたので、できない、もしくはしないという判断はしておりません。

(「そんな話聞いてないよ」と呼ぶ者あり)

次に、剝離行為が大気汚染防止法、その他の法令に抵触するおそれがあると市が認識したのはいつかにつきましては、ホーム職員の剝離行為について、環境課において4月24日から法令違反について調査を進めたところ、大気汚染防止法に抵触するおそれがあることが極めて高くなったことから、5月17日に私への説明を行ったものでありますので、市として認識したのは、5月17日であると考えております。

(「法に違反してたんでしょ」と呼ぶ者あり)

次に、剝離行為は一人で行ったのか、またその行為はその職員が自主的に行ったのかにつきましては、

4月17日の除去作業はホーム職員2名により、18日は1名により自主的に行ったものであります。

次に、館長は剥離行為を認識していたのか等につきましては、職員が除去作業を行っている間、ホーム館長は両日とも外勤のため作業現場におらず、後からその行為についての報告を当該職員から受けたものであることから、防じんマスクの着用等の指示や利用者の立ち入り制限は行っておりません。

次に、大気汚染防止法、その他の法令に抵触するかにつきましては、大気汚染防止法については違反が見られ、本年5月30日付で同法の政令市の長である小樽市長から、施設を管理する部署の長としての小樽市長に対して嚴重注意の文書を発出したところですが、職員の剥離行為に悪質性や常習性が認められないことから、罰則の適用となる刑事処分には至らなかったものであります。また、他の法令については、違反行為には該当はしませんでした。

次に、関係職員の処分につきましては、行為者のほか、部長以下の上司について、職員分限懲戒審査委員会に諮問し、その答申に基づいて本件における処分を決定してまいりたいと考えております。

次に、辞職を求める市民の声に対する私の決断につきましては、このたびの不適切な取り扱いがあったことについて、市の公務に対する信頼を損ない、市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くおわびを申し上げます。このたびの出来事に対して、同じことを繰り返さないように改善をしていくことは、市長としての責務と考えておりますので、その議員の言葉をもって辞職する考えはございません。今後におきましても、市政の発展に尽くすことができるよう職責を全うしてまいります。

(発言する者あり)

(「おかしなこと言ってたよ、さっき」と呼ぶ者あり)

(「議会に報告なんて話ししてなかったって言ってましたよ、さっき」と呼ぶ者あり)

(「議長、11番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 11番、斉藤陽一良議員。

**○11番(斉藤陽一良議員)** ひる石の件で、今答弁ありましたけれども、4月13日の事態発生時点で館長を初め事務長、剥離行為を行った職員に、当該箇所にアスベストが使われているという認識が既にあったという趣旨の御答弁がありました。これは6月4日の市長定例記者会見での市の説明と全く異なります。真反対と言ってもいいのですが。

(「虚偽」と呼ぶ者あり)

以前にも記者会見の発言と議会答弁とが食い違うということがありましたが、市長定例記者会見も、この本会議答弁も、小樽市として正式な発言であります。

こうたびたび食い違うようでは、これからの私の議論に支障が大きいと考えますので、今の答弁が正しいのか、記者会見で言っていることが正しいのか、しっかり具体的にどちらが正しいのか根拠を示して、説明をいただかなければ、この場での再質問にこのまま入るといふわけにはいきませんので、議長の手元で整理をお願いしたいと思います。

**○議長(鈴木喜明)** ただいま、斉藤陽一良議員の議事進行であります。

要旨としましては、4月13日に、このひる石の事件が発生したとき、先ほどの市長の答弁では、館長並びに事務長は、当時ひる石の使用を認識していたという先ほどの答弁。それに対して、市長記者会見の中では、館長及び事務長は、その認識がなかったということを、きちんと精査していただきたいという旨だというふうには、それでよろしいですか。

(「職員です、職員」と呼ぶ者あり)

職員ですか。

(「当該行為を行った職員に認識がなかったという意味です」と呼ぶ者あり)

当該行為を行った職員に認識がなかったということを、記者会見ではお答えになったということであり、その件につきまして、まずこの場でその件について明確に答弁ができるのであれば、まずはしていただきたいと思えます。もし、それが不明確でありましたら、少し時間をとりますので、どうですか。

総務部長ですか、少しということであれば待ちますけれども、しっかりと答弁を、またここで違うと大変なことになりますので、その点をきちんと考えて答弁するようにお願いします。

(「それ以外にも虚偽ありますからね、後でやりますけど」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと根拠示してよ」と呼ぶ者あり)

整理に時間がかかるようでしたら、時間をとるようにしますけれども、いかがですか。

(「自分でわかるんじゃないですか。自分が発言したことですよ、だけど。発言した自分でわかんないんですか、だけど」と呼ぶ者あり)

(「市長の発言だったら、市長から休憩とってもらって確認してもらえばいいことじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、11番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 今の件ですか。今の件と同じ議事進行は……

(発言する者あり)

今、促して、時間がかかるようでしたら、時間をとります。総務部長、どうですか。

もし時間がかかるようでしたら、そちらから休憩をして、精査をしたいという旨を申し出ていただければ、そうしますけれども。

(「明らかに違うんだから、ちゃんと記者クラブにもちゃんと申し入れしてくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「少しっていうのは5分なのか、10分なのか……」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（日栄 聡）** ただいまの議事進行に対しまして、御答弁いたします。

6月4日の記者会見におきまして、市長がアスベストについて職員が知らなかったというふうに言ったのではないかということについてなのですが、それと今回の答弁とが合っていないということについてなのですが、6月4日の記者会見においては、市長は発言していません。

(「何」と呼ぶ者あり)

発言した、一緒にその場にいた職員が、それについて答弁をしております、青少年ホームの職員は知らなかったと聞いておりますと、そのように発言をいたしました。

正しくは、除去作業を行った職員は、階段裏にアスベストがあることは認識しておりましたが、ひる石がかたい状態であったことから、石綿が飛散するおそれがないものと判断し、作業を行ったものであります。これが正しい答弁だったのですけれども、その場にいた職員が知らなかったと聞いていますと発言したものでございまして、これにつきましては、その日のうちに報道機関に文書をもって説明をしております。

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長にお聞きしますが、今では、よくわからないのですけれども、市長の定例記者会見でそう言ったのか、言わなかったのかということですよ。

（「言ったけど訂正したということですか」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

総務部長。

**○総務部長（日栄 聡）** その定例記者会見の中では、市長はそれについての発言はしておりません。普通、記者会見の場には関係職員が後ろのほうに待機しておりまして、その場にいた職員がアスベストについて発言したということでございます。市長は、それについては発言はしておりません。

（発言する者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 今、総務部長がおっしゃったのは、市長が言った言わないというか、公式な記者会見の中でそういった話とというか、知らなかったということを使ったということは事実なのですか。

（「議長、そこでやりとりしていないで、ちゃんと整理してくださいよ」と呼ぶ者あり）

今、議事進行の中で総務部長がお答えになりましたけれども、明確な答弁ではない、わかりづらいので、ここで時間をとって精査して、そしてしっかりとした答弁をいただきたいと思っておりますので、暫時休憩といたします。

**休憩 午後 2時25分**

**再開 午後 4時15分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

齊藤議員の代表質問に対する市長の答弁に関し、齊藤議員からの議事進行を受け、議事の都合により審議が中断しておりましたが、その際に私から説明員に問いかけをしましたことにつきまして、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（日栄 聡）** 先ほど、公明党、齊藤陽一良議員の代表質問におきまして、勤労青少年ホームにおける階段、ひる石の不適切な処理についての御質問で、答弁内容と記者会見での発言が逆である旨の議事進行があり、議長から整理して説明するよう御指示がありました。整理いたしましたので、改めて説明させていただきます。この間、整理に時間がかかりまして、大変申しわけありません。

平成30年6月4日の記者会見において、記者から職員にアスベストについての認識があったのかという趣旨の質問があり、市長が同席の職員に確認を求めたところ、同席していた職員が、勤労青少年ホームの職員にはアスベストの認識はなかった旨の説明を行いました。その後、職員にはアスベストの認識がなかったことを前提にやりとりが継続されました。

しかし、当初から勤労青少年ホームの職員にはアスベストの認識があったにもかかわらず、発言した職員に誤認があったことが判明したため、記者会見終了後、すぐさま記者会見に出席していた記者に対し、おわびの上、訂正する旨の連絡を行い、同日中に生活環境部長名で訂正文書を報道機関に配布したものでございます。

したがいまして、記者会見での発言は訂正しておりますので、先ほど市長から答弁いたしました、職員には認識はあった旨の答弁が正しいものであります。

なお、先ほど齊藤陽一良議員の議事進行に対し、私より、市長は職員のアスベストの認識について発

言をしていない旨を申し上げましたが、正確には当該職員にアスベストの認識がなかったことを前提にやりとりが行われていることから、全く発言を行っていないという説明は不正確でありますので、訂正いたします。

**○議長（鈴木喜明）** 齊藤議員、議事進行については、これでよろしいですね。

これで、齊藤議員の議事進行については終わります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、齊藤陽一良議員。

**○11番（齊藤陽一良議員）** まず、再質問に先立ちまして、先ほどの本質問で時間を超過いたしました。まことに申しわけありませんでした。以後、十分に気をつけたいと思います。

それでは、再質問をいたします。

まず、財政について、名前は別として財政健全化計画のようなものの必要性については、お認めになったようでございますが、より具体的にそれがどういう内容で、どのような項目について、対象期間をいつまでとするのか。そして、いつごろまでに策定するのかというようなことについて考えておられることがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

それから、ふれあいパスの関係ですが、ふれあいパスのこのICカード化については、携帯電話の端末の活用だとか、経費がかからない新しい方法などが無いのかということ、ないということの御答弁ではなかったと思いますので、いろいろ方法があるのではないかと思いますので、改めて検討をいただきたいということで見解を求めたいと思います。

それから、除排雪について、排雪箇所市の意思決定を行う会議に、従来私も質問するときに、除雪対策本部会議とかと表現をしていたのですが、そういう名前前の会議はないと建設部はおっしゃいますので、排雪箇所市の意思決定を行う会議というふうに言いかえていますけれども、この会議について具体的な排雪箇所名とか日時等をリアルタイムで公表するということが、御答弁にありましたが、これまでもいろいろ問題になっていますように、前の日とか事前にいろいろ雪出しが行われるとか、そういういろいろな問題があるということは理解できますので、それはそれでいいのです。

ただ、その場でリアルタイムに一般公開しなくても、しっかりと議事録、事後に記録をとっておけば、前、住吉線であったように事後に問題が起きたときに、そのとき公開できれば、誰がどういう発言をして、市長がどんな指示をして、担当者がどう答えたかというようなことが、後からきちんと検証できると思うのです。そのときそのとき、その会議を行っているリアルタイムの公開ということではなくても、議事録をしっかりとって、後々それをみんなが共有できれば、いろいろな問題が防げるということがあると思うので、そういう、できることはやるべきだという趣旨ですので、もう一回御答弁をいただきたいと思います。

それから、高島についてですけれども、是正措置の実効性ということでお聞きしたのですが、何か定期的に確認するとかおっしゃっていましたが、その程度のことで、要するに実効性が担保できるのかと。きちんと実効性を担保する方策が考えられるべきではないのかと。相手があることですから、今こういう本会議場で答えるのは答えづらいという面もあるかもしれませんが、最終的に一番可能性があるのは、本質問で聞きましたけれども、森井さんの支援者でもあるのですから、森井さんからしっかり命令に従ってくれと、従ってもらわなければ困るのだと森井さんに言ってもらえば、きちんとやってくれるのではないかと。それが一番早いと思うのですけれども。実効性を担保するという点について、再度答弁を願いたいと思います。

それから、緩みの件ですけれども、海上技術学校の存続ということは、小樽市にとって、ただ小樽市

民だけではなくて、北海道民にとっても北海道唯一なわけですから、海上技術学校の存続というのは大問題なのです。したがって北海道に対する譲渡の要望だとか、あるいはいろいろ学校適正配置の部分で地元意見があるわけですから、そういう地元への説明、そういったことをもっと機敏にできることはやると。幾ら期限があつて急いでいたのだといつても、やれることはやるということが大事なのではないかと。なぜやらないのかと。まだやっていないということについて、説明を求めたいと思います。

それから、副市長の選任の件ですけれども、総務部長時代にいわゆる議会対応ということで、我々としてはとてもではないけど十分能力を発揮したという評価は、我々としてはできないと。そもそもそういった説明で森井さんが議会の同意が得られると思つて提案しているのだつたら、その森井さんの感覚が、政治感覚がどうかしているのではないのかと。もっときちんとした説明をして、同意を求めたのだつたら同意を求めてもらいたいと。説明になっていないということで、もう一度説明を求めたいと思います。

それから、人事評価の給与反映の件ですけれども、市長みずから、森井さんが人事評価制度というのが、これみよがしというか、大見えを切つて能力の実証の重要なポイントなのだというふうに挙げて、是正措置の一つということと言つたわけです。それが、その評価基準も何もまだ定まらないで、それで能力の実証に役に立っているということになるのかというのを、再度答弁いただきたいと。

それから、今のひる石の関係について、勤労青少年ホームの、先ほども言いましたけれども、もともとアスベストの認識がなかったのだつたら、マニュアルがあつても、そもそも剥離の行動というか行為は防げなかったかもしれないのです。ところが認識があつたと言うのですから、あつたのにやってしまったというところに、この罪が重いわけです。普通、そういうふうにアスベストという認識があれば、マニュアルがあつたとかないとかどう言う前に、上司というか専門家というか、そういう指示を待つて、しっかりした指示のもとにやると。やるというか、普通やらないと思うのですけれども、それが館長も事務長もスルーしてしまつて、勝手に大丈夫だと判断して削ってしまったという話は、そもそも信じられない行動なわけです。なぜこういう行動に出たのかという部分について、一番根本のところですが、再度説明をいただきたいと。

それから、剥離行為というはがすことが、万一防げなかったと。もうやってしまったとしても、4月20日の段階できちんと処理していれば、対処していれば、いわゆる一般利用者への危険というのは回避できた可能性があるのです。結果的に立入禁止とかしなくても、4月23日のサンプル採取で大気中から不検出だったからいいのだという話にはならないのです。17日とか18日に剥離をやって、22日までの間、サンプル採取したのは23日ですから、22日までの間に大気中で拡散して、そういうアスベストを含むものが希釈されてしまったという可能性はないのですかと、絶対ないという証明をできるのですかと。利用者に危険が及ぶ可能性というのは、否定し切れないのではないかと思います、いかがですか。

それから、市長を初め生活環境部長、次長、それからホーム館長、事務長、これらの危機管理能力というのは、もうゼロに等しいと言わざるを得ません。市長は、4月20日に報告を聞いていたわけですから、それで、建設部から何か環境課へ連絡が行くと思つていたみたいなの、本当に人事のような発言をしています。答弁をしています。責任逃れですよ、まさに。そういう指示をするのが、そして、確認するのが市長の責任なのではないですか。報告があつたのですよ、市長に。そういうアスベストの可能性についてこれから調査しますとか、測定しますとかという、そういう報告を聞いていながら、何で環境課に連絡しないのだと。生活環境部長とか、次長は、自分の部の中に環境課があるのですよ。にもかかわらず、13日にその事態が起こつて、24日に環境課がわかつたというのですよ。環境課が知つたのは、24日で

す。もう10日以上たっているのですよ。

こんなこと、自分の部の中に環境課を持っていながら、何の指示も対処もしていないというのは、本当に単なるそういう、理解していなかったとか、何とかという話ではなくて、もう故意ではないかと本当に思いますよ。わざわざごまかすために環境課に言わなかったのと言われますよ、本当に。

生活環境部長は、なぜ環境課に対応を指示しなかったのか。これを改めてお聞きしたいと思います。

もう1点、議会への報告というのは、やや1カ月近くたった、我々が聞いたのは、5月21日です。それで、6月4日に定例記者会見があって、市長は、剥離を行った職員に、その剥離を行っている時点で、アスベストの認識があったかどうかで、記者から聞かれて、知らないと言ったのですよ。何か、先ほどは発言しなかったと総務部長が言って、訂正しましたけれども、知らないと言っているのです。知らないという市長が威張って言える話ですか。事態発生から1カ月以上たっているのですよ、6月4日。全く対処の基本でしょう、これ。マニュアルをつくるのか、つくらないとかの以前に、再発防止策ということを考えるスタートラインですよ。本人に意識があった、認識があったのか、なかったのか。それも市長が知らないという威張って言っているのですよ。全く言語道断ですよ。こんな人に再発防止対策とかと言葉を言ってもらいたくないと思いますけれども。

だから、早くやめたほうがいいと言っているのですよ。なぜこんな基本的なことを把握しないで記者会見に臨んだのかと、明確にさせていただきたいと思います。

それともう1点。改めて今回の問題についてのしっかりした調査、それから問題点の洗い出し、関係者の処分等、すべきものを迅速にしっかりやっていただきたいという、そのことについての考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

説明員は、どなたがお答えになりますか。

（「少々お待ちください」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 斉藤議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、私からは、是正措置の実行についてでありますけれども、この点について二つほど質問があったと思うのですが、後半の質問、市長自身がその当該事業者に対して、みずから実行するように指摘すべきではないかという御指摘があったかと思っておりますけれども、私は、この件におきましては、その当該事業者と、おっしゃるように後援会というふうにも指摘もされていることもあり、私自身がそれに伴って直接やりとりをすることは、不適切ではないかと考えているところでございます。

（発言する者あり）

です。これについてのやりとりについては、当該事業者に対して、私自身から直接やりとりをするということは、ずっと行っておりませんので、この処分のことにおきましても、私が直接対応することは、やるべき行為ではないと考えておりますので、これについては、御指摘、そのようにありましたが、直接これについて、当該事業者に対し、このようにするべきということを考えてはございませんし、予定はしておりません。それが一つでございます。

（発言する者あり）

それから、副市長のことにおいて、きちんとした説明になっていないという御指摘もあったかと思

ますが、今までもこの議会における質問等における説明等でもお話をさせていただいておりますので、私なりにお伝えさせていただいていると思っておりますところではありますけれども、まず、やはり、ともに市政運営を担っていただくに当たって、今までも総務部長として、職務に対して対応していただいているところではあります。だからこそ、私自身の今の政策であったり、取り組みなど、共通認識を持っているということにおきましては、非常に重要なところだと思っておりますところでございます。

また、前田氏自身は、職員としても採用以来、長きにわたって、さまざまな職務を果たしてきておりますし、近年においても、コンプライアンス室長、会計管理者、そして、このたび総務部長まで務めていただいたところがございますけれども、市政そのものにおいては、全般に精通していると思っておりますところでございます。

また、その取り組みにおきまして、多くの市職員ともさまざまなことで一緒に取り組んでいただいておりますが、その中でも、市職員の模範となるすぐれた人格であること。それが、各職員の方々からも、それを認めていただいているのではないかと思っておりますところがございますので、今、お話しさせていただいたことについて、重要視して、検討させていただいていたところがございます。

また、総務部長として1年9カ月間にわたり、取り組んでいただいたことはもちろんなのですが、昨年12月から、副市長不在という厳しい状況の中におきましても、時々において、副市長がいないところにおいても、総務部長として、多くの直面する諸課題に対して、一緒に立ち向かっていただいた。それに伴っても手腕を発揮していただいたと思っておりますので、そのような観点から行きますと、非常に適している方であると思っておりますところでございます。

私からは、このようにお話をさせていただきましたけれども、この職員として働いている間におきましては、ここにいらっしゃる議員の方々も含めて、御本人といろいろな場面で仕事についてのことをやりとり、お話をされているというふうに思っておりますので、議員の皆様からにおいても、同意いただけるすぐれた人材ではないかと思っておりますところでございます。

(発言する者あり)

それからですね……

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 答弁が聞こえませんが、不規則発言は、発言中は、差し控えるように。

(「今発言していませんでしたよ」と呼ぶ者あり)

**○市長（森井秀明）** それでは、私からは、ひる石に伴うことにおいて、危機管理能力が乏しかったのではないかと、その御指摘の中で、市長みずからが、やはり確認すべきだったのではないかと、お話もあつたかと思えます。

私自身、4月20日の日に、最初に担当課からその説明を受けたところでありまして、そのときにおきましては、傷をつけてしまったということ、ビニールの養生を行ったという経過、さらには、ひる石自体において安定していて、飛散の状況ではないということ、また、それに伴う建設部がそこで立ち会っていた。建設部も一緒にその場面において安定しているということで、現場の職員とともに、そのような認識を持った上で、私に説明をしていただいたというふうに思っております。

ですから、飛散の状況がないということとともに、ビニール養生を行っていて、そのような飛散がないという状況の中で、この間においても、開館したままだとお聞きをされていて、その点について、私自身も開館のままでもいいのかというお話に対して、そのような説明を受けたものですから、ですから、それであれば、大気における濃度測定も、その後、大事をとって行うというふうに聞いておりましたので、20日の時点においては、私自身もその担当職員が、開館しているということに対して容認をさせて

いただいたところでございます。

しかしながら、安定しているという状況を担当である建設部も含めて、同席のもとでそのような判断が現場でなされたというふうに、私は認識をしておりましたので、このことをもって責任逃れではないかというふうには、私自身は思っていないところでございます。

また、23日に大気濃度測定を行った結果、その飛散もなかったということの後ほど、私自身も報告を受けたところでありますが、その結果をもって、そのまま開館も続けていたというところでございますので、今の御指摘において、御心配等もあり、やはり利用者の方々に対してもう少し配慮すべき対応が必要だったのではないかと私たちも思っておりますけれども、それをもって責任逃れではないかというふうにおっしゃっておりますが、私自身は、そのようには思っておりません。

(「何言いたいかわかんないですよ、今の答弁では」と呼ぶ者あり)

あと、記者会見の中で、基本的なことを把握もしないで記者会見に臨んだのかというふうなお話でありましたけれども、私自身は、そのような報告も受けたりとかしておりましたので、その内容においては、私なりに把握をし、記者会見に臨んだところでありますが、ただ、その記者会見の中でお話がありました、当該職員が、そのアスベストがそのひる石の中に含有されているということに対して、認識を持っていたか、いなかったかについては、私は、存じてはおりませんでしたので、そのように記者会見の中でも、わからなかったことでありますので、担当職員に確認をし、その上で対応させていただいたというところでございます。

このことについても把握すべきであった一つの要素であるということは、そのときに改めて感じたところでありますので、このような案件に限らず、一つ一つの案件に対して、私自身も、皆様から指摘されることのないように、きちんと把握した中で、物事を進められるように、これからも努力をしていきたいなと思っております。

(「記者会見で時系列はよくわからないって言ってたんですよ。職員がどうのこうのって話じゃないですよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 私から、財政問題についての再質問にお答えさせていただきます。

健全化に向けたより具体的な計画ということで、実際に、現在、策定する方向で進めてございます。

ただ、現時点では、どういった中身になるかということにつきましては、今は、具体的な項目、歳入歳出全般にわたりまして、具体的な項目を示しながら財政部から、原部に投げかけているような段階でございまして、それらの回答をもとに、今定例会終了後に、原部といろいろヒアリング等を行う予定になってございます。

そういったのを通じまして、具体的な対象ですとかといった内容、あるいは、期間についてもそういったことを通じた中で、最終的に決めていきたいなというふうに思っております。

また、いつ公表をするかという部分でございまして、例年、お示ししてございます中期財政収支見通し、これは、新年度予算編成を前に、お示ししてございますけれども、このことが一つの目安になるのかなというふうに思っております。

要するに、中期財政収支見通し的な部分についても、今回のこの計画の中でベースになりますので、そういった時期については、これまでのその中期財政収支見通しを公表した時期を一つの目安と考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

ふれあいパスについて御質問が1点ございました。携帯電話などを活用した新しい方法はないのかということでもございましたけれども、先ほど、市長の答弁でもございましたが、現在の、既存のICカードの活用について、今、検討しているということでもございます。

新しいシステムを構築するには、少しコストがかかるということもありまして、とりあえずICカード、既存のものということで検討しているのですが、先ほど議員から御指摘ありました携帯電話ですとか、スマートフォン、いわゆるITのものですけれども、いろいろ今、普及しております。それを活用できないのかどうなのかということは、これは、技術的なものを含めまして、検討していかないとならないということもございまして、他市の状況も含めまして考えていきたいと思っております。対象者が、高齢者ということもございまして、使いやすい方法が一番かなと思っておりますので、いずれにいたしましても、さまざまな方法を検討していったら、一番いいだろうと、使いやすい方法だろうというものを探していきたいと思っております。

（「ICカードあればスマートフォンに登録できるしょ、すぐ簡単に」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

私からは、除排雪に関しまして、排雪箇所を決定する会議の議事録についてですが、この会議におきましては、事前に協議が終わった協議簿に基づきまして、その排雪路線の決定をするわけですけれども、その決定したものにつきましては、協議簿に基づいて、協議簿に具体的な決定した内容を記載して、図面とともに各ステーションといいますか、事業者へ回答しているという状況になっております。それを我々も持っているという形になっておりますので、まずは、今のその協議簿の内容をもって、我々としては、その会議決定の議事録になっているのかなと思っておりますので、あえて新しく今、議事録をつくるということに対しては、考えていないところであります。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（加賀英幸） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

高島漁港区の是正措置の実効性の担保につきまして、市長が答えた以外に、どのような方策があるかについて、私からお答えさせていただきます。

今回の是正措置につきましては、建物の用途変更、または、撤去の義務づけをしたものであります。このことをもって直ちに実効性の担保になるものではございません。

また、是正処置の実効性の担保につきましては、最終手段といたしましては、行政代執行が考えられますが、行政代執行に当たっては、その適用については、慎重に検討を行っていく必要があると考え、現時点では、実施可能と断言することはできません。

まず、期限内に履行されない場合は、改めて義務の督促、そういったことをするなど、どのような方法が有効であるか、これについて、顧問弁護士とも相談しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

私からは、2点、お答えしたいと思います。

まず、海上技術学校の存続の件で、道に対する譲渡の要望ですとか、地域住民への説明が必要ではないかということですが、海技教育機構、この海上技術学校を持っているところですけれども、この機構からは、6月15日までに、市の方策、どういう方策があるのか、市として提示してほしいというような話がありまして、市といたしましても、まずは、存続してもらうことが第一ということで、市で持っております旧祝津小学校、それから、北海道の商業高校、この二つについて提示してきたところでございます。

北海道には、5月に、道の総合政策部の港湾担当の部署と、それから、教育庁の施設課に行ってきました、お話をしてまいりました。詳しい話は、また、機構が選ばれてからということになるわけですが、もしも、こちらのほうに、北海道のほうに、商業高校が選ばれた際には、北海道に強く要望をしていくということもしていかなければなりませんし、もちろん地域住民への説明というのも、至急行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、人事評価の給与の反映の件でございすけれども、斉藤議員がおっしゃるとおり、まだまだ進んでいない状況ではございます。しっかり議論をしてまいりたいと思っております。

人事評価の基準策定委員会も、一応設置いたしましたので、その中で協議を深めて、何とか給与、あるいは昇任に反映するようなことを決めていきたいと、そのように考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（鉢呂善宏） 斉藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

私から3点ほどと思います。

まず、なぜ、除去行為を行ったのかということですが、まず、ひる石は、非常に安定している物質であるというところ。それで、はがしたところが塊で落ちてきたというところが1点です。

それと、平成17年当時に、青少年ホームのひる石の部分について測定をしています。そのときは、1%未満であるという結果が出ています。これは、当時の規制値の範囲内ということでございます。その当時の規制値が1%で、現在は0.1%に変更になっているのですが、そのところについての認識は、17日、18日にはなかったということで、その本人は、安定しているということもあって、また、1%未満であるということもあったので、はがしてしまったというふうに言っております。

その後は、19日に建設部の職員が来ていただいたときに、0.1%になっているということを知りましたので、そのときまでは1%の認識をしていたということでございます。

その後、20日段階で剥離行為、きちんと対処できたのではないかとということですが、17日、18日に結果として大気汚染防止法違反の行為があったのですが、剥離行為を行いまして、その後、18日には、ビニールできちんと養生をしたということをしております。

その後、19日に建設部の職員に来てもらい、その部分を確認していただいたところ、ビニール養生も済んでいるので、これ以上の飛散はないものだろうというお話がありましたので、その段階でも、入館規制等については行わなかったということでございます。

事後処理の部分なのですが、今後、事故報告等の中で、市長からの答弁もありましたが、個人についての責任というのは出てくるのかなというふうに思っています。

それと同時に、今回の事例を踏まえまして、平成17年度から休止していたのですが、庁内のアスベスト対策委員会というものがありまして、その部分を今回復活させまして、今回の事象についての報告、そ

れから今後、どのような形で是正というか、文書の中でも是正処置というのを求められていますので、そこら辺についてどういう形で進めていこうかというのは、そこで考えていこうと思っています。

ただ、現在のところ、生活環境部の中で持っているのは、新たなマニュアルの更新、それから職員への周知という部分で、関係している施設の管理者等を集めて再度の勉強会、そういうことで一つ一つ対応していこうというふうには考えているところでございます。

(「商業高校の利用のところ、答弁訂正したほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 答弁はこれで終わりですか。いいのですか。

まず、人事評価制度の件ですが、総務部長がしっかり議論をしていきたい云々と言いましたけれども、聞いている内容としては、評価基準が定まっていないのに、それが実証になるのかという聞き方をしていますので、そのことについてお答えください。

それから、生活環境部長にお聞きしますけれども、ひる石の件であります。危険ではないと言い切れるのかということで、お話を聞いていますと、言い切れる。危険ではないと言い切れるととる答弁でありますけれども、そういうことでよろしいのか。

それから、生活環境部長が環境課にどうして言わなかったのかというのは、先ほどの答弁の中に含まれているような気もしますけれども、もう一度答えていただきたいということでもあります。

以上、3点。足りなければ、もう一度斉藤議員には聞きますので。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 生活環境部長。

**○生活環境部長（鉢呂善宏）** 全く危険ではなかったかというところにつきましては、20日の時点で大気の測定をしましょうと。その結果、23日に大気をとって検査をしております。

それで、大気の検査の部分は、1リットルの空気中にアスベストが何本浮遊しているかということで、それが10本以内であれば基準内、10本を超えるとオーバーということになるのですが、23日に採取した空気の中では、1本も出なかったということで不検出という結果が出ております。それをもってして、17日、18日に全くなかったのかということについては、科学的には、私も言い切れないところであります。

ただ、そういう部分では、飛散は少なかったのではないかというふうに推測をしているということですので、全く否定できなかったのかということについては、そうは言い切れないだろうというふうには思っています。

(「少なかったのか、なかったのか、危険じゃないのかってよくわかんない答弁」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 不規則発言には答えず。

**○生活環境部長（鉢呂善宏）** それと、どうして環境課に連絡しなかったのかというところなのですが、今回のように、アスベストの事例が出たときに、真っ先に環境課に連絡するというルールにはなっておりません。アスベストを除去するとか、囲い込みをするとか、工事をする際に作業等についての届け出をしなければいけない。その先が環境課ということになっています。

今回、青少年ホームの囲い込みの工事をするに当たって、届け出が必要ということで、24日になって環境課にその話をしたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

私からは、人事評価の基準、評価基準が決まっていないのに、実際に使えるのかどうかということなのですが、人事評価につきましても、業績評価と能力評価、この二つを用意しておりまして、主に給与に関しましては、業績評価を使うということになっております。

また、能力評価につきましても、昇任に使うという形になっておりまして、これを人事異動と内申とともに、この人事評価の能力評価を使って、人事異動の内申に使っていきたいと、そのように考えておりますので、内申に当たっては、問題はないものと考えております。

ですので、これからは、給与等の反映について、主に検討していくということになっております。

（発言する者あり）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、齊藤陽一良議員。

○11番（齊藤陽一良議員） 再々質問をさせていただきます。

まず、その財政再建というか、財政健全化計画のようなものについてですけれども、内容、どのような項目についてというところが、一番聞きたいところなのですが、昨日も少し議論に出ていましたけれども、職員定数だとか、給与だとか、いわゆる人件費の核心に踏み込む、そういう内容になるのか、どうなのかという、そういうことを考えているのか、どうなのかというのをもう一回、聞きたいと思います。

それから、除雪の話ですけれども、協議簿に書いてあるからいいということにはならないのですよ。さんざん住吉線のときに議論をしましたが、市長がどういう指示をしたのか。それで、どういう意見を言ったのか。そして、課長がどう受け答えをして、というところがはっきりしなかったから、ああいう問題が起きて、いつまでたっても解決しないということになったわけですが、そういったことを事後にきちんと検証するためには、要は、一言一句、誰がどういう発言をして、市長がどんな指示をして、担当者がどう答えたか。それらが、きちんと残っていないと。残せるものですよ、それは。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

残そうと思えば残せるものなので、きちんと残して、後から検証できるようにしてくれと言っているのです。もう一回、答弁をお願いします。

（「それだけ除排雪信用ないんだよ」と呼ぶ者あり）

それから、市長、森井さんのお答えでしたけれども、後援者が事業者、要するに、事業者に対して、自分の後援会の人なので、きちんとやってくれと言えるはずなのです。何か不適切だとか、変な言葉で逃げていますけれども、では、不適切な根拠をきちんと示していただきたい。なぜ不適切なのか。全然私は、市長がそういう是正措置について事業者にきちんとやってくれというのは、何の不適切でも何でもないと思いますよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

根拠を示していただきたい。

それから、人事評価のところも給与反映のところも、業績評価については、給与だと。能力評価は、内申だと。都合よく分けているようですけれども、これも要するに、平成27年の人事についてコンプライアンス委員会は、違法のおそれがあるという結論を出しているわけですよね。そうであれば、そのときに、根拠として、これが根拠なのだと言っていたわけですよ、森井さんは。

そういった部分は、都合悪くなると、これは給与で、これは内申だみたいな使い分けをするみたいな話なのですが、要するに能力の実証が、十分ではないということになるのではないですか、結論的に。それは、もう一回、きちんとわかるように言っていただきたいと思います。

それから、そのひる石の話ですけれども、結果オーライではだめだと言っているのですよ。23日にサンプルをとって、不検出だったからというのは、それは後からの話です。17日、18日に削ったときは、削った人は一番危ないですけれども、その近辺にいた人、利用者だって、その館を利用している人は、その辺を通るわけですよ。

そういうときに、そういうことをやって、後から23日に、5日もたってからサンプルをとったら、不検出だったからいいのだと、そんな話にならないのですよ。

では、今、生活環境部長も言っていましたけれども、17日、18日のときに削っている最中に、そういうアスベストはなかったのといったら、ありませんでしたと証明できないのですよ、それは。

そういう危ないことを市民が利用する公共の場所でやってしまったのですよ。それを結果オーライ、後から、何日もたってから不検出だったからいいのだという話には、絶対これはならないのですよ。暴論ですよ。とんでもない話ですよ、そんなこと言ったら。これは、きちんと訂正をしていただかないと困ります。

それから、最後、真っ先に環境課とは、なっていないみたいなことをおっしゃいましたけれども、これも暴論ですよ。環境課長だって、我々の部屋に来て、いろいろ説明していたときに、何で早く我々のところに言ってくれなかったのだと。環境課長本人がおっしゃっているのですよ。早く言ってくれば、こんなことにならなかったのだと。当たり前ですよ。

所管は、何か建設部みたいな言い方で逃げていますけれども、そうではないのです。アスベストは、大気汚染防止法は、環境課が所管しているのですよ。環境課にきちんと、即連絡をとって、それが、まさに情報共有なのではないですか。

(発言する者あり)

とんでもない、生活環境部長がそういう意識だから、こういう問題に発展してしまったのです、逆に言うと。もう一回、きちんと答弁していただきたいと思います。

それから、先ほど、記者会見の訂正で配付した資料をもらったのですが、記者会見でマニュアルはないと言っていたのだけれども、結局、あったわけですよ。

それで、具体的にマニュアルをつくっても、今みたく現場の人が見ていなければ、どうしようもないのですけれども、再発防止として、どんなマニュアルをつくろうと、どういうマニュアルがあればいいのかということをお聞きしたいと思います。

それから、記者会見でその認識がなかったのだと、間違っただけで答えてしまった職員なのですが、その職員は、「知らなかったと聞いております」と言っているのですよ。知らなかったと聞いておりますということは、誰かから聞いたのですよね、その職員は。全く誰からも聞きもしないことを自分で勝手に想像して、知らなかったと答えるわけではないですから、何でこの職員は、その記者会見ともあろうところで、こんな答えをしたのかなと。

そのことについて検証したのですか。この職員がどういう理由で知らなかったと聞いたというような答えをしたのかということについて、検証はしたのかをお聞きしたいと思います。

それと、最後にですけれども、情報共有についての問題はないみたいなことを答弁でおっしゃっていましたよね、本答弁のときに。情報共有の問題は大ありですよ、これ。何でそういう答弁ができるのかなというのが、理解できないのですが、そもそも情報共有が行われていないということに、今回の問題の核心があると思うのですけれども、その点についても答弁を求めたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 齊藤議員に申し上げますが、8番目の記者会見時の話は、再質問等には、入っていないので、答えられるのなら聞きますけれども、基本的には質問はできませんので、御了承ください。

説明員に答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 斉藤陽一良議員の再々質問にお答えをいたします。私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、今、議長からお話があったことにおいてでありますけれども、そのことにおきましては、先ほど総務部長からも説明の中で記者会見のことをお話しさせていただきましたが、最初の質問の中で、記者会見のことについて質問そのものがなかったものですから、現在、この場においてこの間違った職員についての検証をしたのかということに対して、正確に答弁できるかどうかというのは、私のところでは言えないところでございます。ちょうど担当から答弁できるかもしれませんけれども、もし答弁ができなかったとしても、その点については御了承いただければと思っておりますのでございます。

私からは、答弁1点、事業者に対して、高島の案件において、事業者に対して言える立場ではないかという御指摘でありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたが、この案件においては、もちろん許可を出すに当たってもそうですし、それ以後、このような是正措置をするに当たってもそうですけれども、やはりそれについて私自身が直接やりとりをするということは、不適切だと私は思っているところでございます。

(発言する者あり)

(「不適切の根拠を示せていう質問ですから。思うじゃない、何で思ってるか、言わなきゃだめだ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員は不規則発言に反応しないように。

○市長(森井秀明) では、答弁を続けさせていただきます。

今、この是正措置を行っているに当たって、私から直接やりとりをするにおいて、例えばですけれども、何かの知恵を与えたとか、そのくぐり方を何かお話ししたとかという誤解を与えたりとかするような状況になりかねないという懸念も感じているところでございます。

ですから、私自身は、このような案件においては、何一つそのことに基づいたやりとり、また、電話だったり、直接会ってそのことを話すためにお会いしたりとかすることは、私はよくないと思っておりますので、ですから、今、是正措置において、後援者なのだから、直接そのように是正措置を守るように言いなさいというお話をされておりますけれども、私はそのことも含めて、一切この件について当事者とやりとりするべきではないということから、行っていないというところでございます。

私自身は、そのように思っていますので、斉藤議員がその裏づけになる理由になっているのかということに当てはまっているかどうかはわかりませんが、私としては、そのことを思って、そのやりとりを当事者としなないということを買っているところでございますので、是正措置におきましても、直接のやりとりは、行うつもりはありません。

(「根拠を示しなさいっていう話だよ」と呼ぶ者あり)

(「貫くところ違うんだって」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私から、財政問題の再々質問にお答えさせていただきます。

具体的に、どのような項目ということで再々質問がございましたが、先ほども、この策定といいますか、作業工程につきましては、現在、財政部から一定程度の具体的な内容を示しながら、今、原部でいろいろ

検討をしていっている段階でございます。

先ほど申しましたとおり、今定例会終了後、いろいろ原部ともヒアリングをする予定になってございまして、そういった中で、どこまで踏み込むのかというのを見きわめていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これまでの収支見通し、中期財政収支見通しよりは、もう少し踏み込んだ、ある程度、期間中の着地点といいますか、目標みたいなものは掲げなければならないと思っております。

その目標に向かうには、人件費も含めて、どこまで踏み込んで計算すべきかという部分について、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

(「それこそビジョン示さないと何もできないんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（日栄 聡）** 齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、人事評価についてお答えいたします。人事評価につきましては、試行を除きますと、制度自体は平成28年度からスタートをしております。評価者向けの研修も重ねてきたところでございます。精度は上がってきているものと思っておりますし、異動内申書の評価項目は、業績、能力、それから執務態度となっているため、異動内申書を作成するに当たっては、各部におきましても、人事評価シート、これが参考となっております。また、人事異動を実際に行うに当たりましても、必要に応じまして人事評価シートを確認しておりますので、人事異動における能力の実証、これは担保されているものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

まずは、協議簿の件ですが、先ほども答弁させていただきましたけれども、協議におきましては、要は、ゼロからこの会議の中で排雪箇所を決定するのではなくて、あくまでも協議簿に基づいて、それを決定していくという形になっておりますので、まず、それに基づいて、決定部分をしっかり協議簿に記載をして、相手にお返しをしていると。

それで先ほど、住吉線のこともありましたけれども、要は、そういったこともありましたので、こういった協議簿の扱いをきちんとしていこうという形で、今取り組んでおりますので、まずは、やはり協議簿の中できちんとお互いに意思決定をしたところを、お互いに共有で持っている、理解をしているという形が必要と考えておりますので、まずは、この協議簿できちんとお返しをすることが議事録になるのかなというのは考えております。

(発言する者あり)

また、先ほど、齊藤議員から、市長からどういう指示がという話がありましたが、あくまでもこの会議の中での市長の出席については、市長からの答弁がありましたけれども、要は、共通理解を図るという形の中でなっておりますので、市長からもそういう指示ということは、ありません。

(「メモも何もないのがどうやって議事録になるんですか」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 生活環境部長。

**○生活環境部長（鉢呂善宏）** 齊藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、不検出だからオーケーとはならないというところがございますけれども、そのとき、その時点、その時点での生活環境部の判断としては、ひる石は安定しているものであり、飛散のおそれが少ないということ、それから、18日にビニール養生をしているということから、入館規制等は行わなかったということの判断はしております。

ただ、今は、こういう形で時間が経過する中で振り返ってみたときに、それが果たしてどうであったのかということについては、一つの反省というか、そういう部分として捉えているところでございます。ただ、その時点、時点では、そういう判断でやってきたということでございます。

それから、環境課長の部分につきましては、先ほど、早く言ってくれば、そういうことにならなかったというのは、私からも聞いております。というのは、13日時点、あるいは17日時点で環境課でそれを把握していれば、削るという行為は行わなかった。行われなかったらというふうに考えています。ですから、そこら辺につきましては、環境課に連絡をしていなかったのが、一つ原因だと認識はしております。

ただ、これまでのアスベストに対する手順というか、そのやり方の中では、まず、建設部に連絡をして、どういう工事を行うのかということからスタートをして、工事を行うのに際して、環境課に連絡をするという流れになっていましたので、その辺につきましては、手順としては、間違っていなかったとは考えているところでございます。

(「ちょっとおかしくないですか。問題ないって言ってるのに手順はおかしいってどういうことさ」と呼ぶ者あり)

それと、情報共有が行われなかったことが今回の核心であるということにつきましては、結果としてそういう部分があったというふうには、重々認識しているところでございます。

(「議長、今のおかしいですよ。反省しなきゃいけないって言って、問題ないってどういうことですか」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 先ほどの再々質問で、まず、一つ目は市長にお聞きをしますけれども、先ほど斉藤議員は、なぜ不適切なのかということでお聞きをしています。

それは例えば、利害関係を疑われるとか、そういうふうに見えるとか、そういうことを懸念するがために不適切だというようなお答えをしなければ、お答えにはなっていないのだというふうに思っています。

それから、二つ目は建設部長にお聞きをしますけれども、先ほどは、後に検証をするための議事録等を用意することがないのか。それは、やりとりを含めて、共通認識云々は、こちらが判断して議事録というか、中身を見て判断する話でありますから、そういうことがつぶさにわかるような議事録的なものをつくる必要があるのではないかというお話なので、先ほどの答弁では答弁にはなっていません。

それから、生活環境部長の答弁ですけれども、最初に起こったときに、そういうことが、後で安全だということがわかったにしろ、初動が大切だということで、その点についてどうかという聞き方だと思います。

そこについては、不十分だったというふうに考えますので、その3点、答弁をしていただきたいと。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 議長から御指摘を受けた件について、改めて答弁をさせていただきます。

その根拠というあたりとか、その裏づけには当たらない部分もあるのかと、私自身は斉藤陽一良議員の質問に対して、的確に答え切れていない部分があるかもしれませんが、何を置いても、例えば、許可や認可、さらには、その是正も含めて、市長自身がそれに対して携わるという行為におきましては、やはり誤

解を与えたりとかということになりかねないと思いますので、その直接のやりとりは、私は避けたほうが良いというふうに思っているところでございます。

ですので、今回の、今の是正のことにおきましても、私自身が、市として間に入って、私から直接当該事業者に対して何かをお伝えするとか、指示するとか、また、その是正について行うようにというやりとりも含めて、何一つ行わないことが、私自身は必要であるというふうに思っておりますので、今後においても、私から直接当該事業者に対して是正するよにということをお伝えする予定もありませんし、するつもりもございません。

(「勧告書の名前、市長の名前で出して……」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** お静かに。

(「違う名前にしたほうがいい、したらもう。だから、やめなさいって言うてるんだよ」と呼ぶ者あり)

次は、説明員の方は誰ですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 生活環境部長。

**○生活環境部長(鉢呂善宏)** 先ほど、マニュアルのところ、答弁をしていなかったもので、そこも含めて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、初動の件の部分ですけれども、17日、18日の行った行為につきましては、規制値を、1%というのを間違った認識を持っていたということがありますので、この辺については、法の認識が甘かった、間違った認識を持っていたというところで、この辺については、初動のおくれにつながっているというふうに考えています。

マニュアルの部分ですが、今、小樽でもアスベスト対策マニュアルがあるのですけれども、今回のような事例に対して、どのように進めていくのかという手順を書いているマニュアルではないということです。

ですので、今回の事例も含めて、そういう手順で進んでいくようなきちんとしたマニュアルを作成しなければいけないというふうに考えているところでございます。そういう形で作るよにということで、アスベスト対策委員会で進めていきたいというふうに考えております。

(「小樽市のマニュアルが法律改正前のだから変えなきゃいけないって話でしょ、手順の話じゃないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 生活環境部長、先ほど斉藤議員がお聞きになったのは、1%とか0.1%とか、そういう話ではなく、それは後でわかった話ですので、初動、アスベストがあったということで、どういう対処法というか、今回の対処法は、少しないのではないかと。

それで、どうするのだというお話でありまして、後に検査してどうなったというお話ではないのです。ですから、そういうことに基づいて答弁をお願いします。

(「さっき、反省しなきゃいけないって言ったじゃないですか。何で問題ないことになってんですか」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 生活環境部長。

**○生活環境部長(鉢呂善宏)** 繰り返しになるのかもしれませんが、13日から、19日の建設部の方が来てのお話を聞くまで、1%にこだわるわけではないですけれども、平成17年度に検査をしたひる石の中に含まれている石綿の含有量が1%未満であった。

それがあったので、1%未満だと規制値以内なので、要は、何をしてもいいですよと定められている数値というように認識をしていたのです。

です。その時点で、はがした行為というのは、大気汚染防止法に違反しているという認識は全くなかったのです。やってしまったということなのです。

ですから、それが、後ほど0.1とわかったので、それは、やはりいけない行為だったのだというのは、後でわかったのですけれども、やっていた時点では、その1%の規制値以内であるから、はがしても大丈夫であるという認識を持ってはがしてしまったということですので、その部分において、法の規制値の誤認があったというところでは、その初動のおくれにつながっていますし、その部分については、きちんと反省していかなければいけないところだと考えております。

(「それ、みずからの反省なのか」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 済みません、生活環境部長にお聞きをしますけれども、最初に、では、アスベストとして認知していなかったということですか。最初にさわったものが。

(発言する者あり)

だから、危なくない程度のアスベストだということだという意味ですか。それをお答えいただきたいのです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 生活環境部長。

**○生活環境部長（鉢呂善宏）** 済みません。説明が悪いのかと思うのですけれども、13日の時点では、傷がついたと。17日、18日に除去作業を行ったと。その部分については、ひる石は安定しているということと、除去作業の最中でも、ほこり状になるわけではなく、塊で落ちてきているということで、安定しているというふうに感じたと本人たちは言っています。

さらに、そのときは、規制値以内の1%以内の含有しかないアスベストだと。アスベストが含まれているということについては、1%以内の範囲内において含まれているということは、認識していたということです。

ただ、規制値以内だというふうに誤認していたので、アスベストを除去する作業をしても、大丈夫なのだという認識であったということです。それが、17日、18日とそういう形で除去の作業をしてしまったということです。それが、19日になって、0.1%に基準が変わっていたということがわかりましたので、それについては、やってはいけないことをやったのだなということをそこで認識したということになります。

(「だから環境課に行かなきゃいけなかった」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「だから環境課に言っとくべきだったんじゃないですかって」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 申しわけありません。議事録の今後、検証するために、やはり必要ではないかという件ですが、今、我々としましては、まず、先ほど、そのときの情報の共有というお話をしましたけれども、今後の検証をするためにも、きちんとしたお互い書いているものをしっかり持っている必要があるのかどうかということを考えております。

ただ、その後はその内容によると思います。その内容が足りないというのであれば、それに変わるもの

が必要であれば、それは考えていかなければいけないことと思っておりますけれども、現在、まずは、以前の住吉線のようなことがないように、きちんと協議簿の充実を図って、それが、現状の情報共有になり、また、今後の検証にも使われるのかなと思っております。

○議長（鈴木喜明） 齊藤議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時31分

---

再開 午後 6時20分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 6時21分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 千葉美幸

議員 高野さくら



平成30年  
第2回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成30年6月13日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

13番 酒 井 隆 行

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	林 秀 樹
選挙管理委員会 委員長	大 淵 勝 敏	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	伊 藤 和 彦	総 務 部 長	日 栄 聡
財 政 部 長	前 田 孝 一	産 業 港 湾 部 長	加 賀 英 幸
生 活 環 境 部 長	鉢 呂 善 宏	医 療 保 険 部 長	相 庭 孝 昭
福 祉 部 長	勝 山 貴 之	保 健 所 長	貞 本 晃 一
建 設 部 長	上 石 明	消 防 長	土 田 和 豊
病院局小樽市立病院 事務部長	金 子 文 夫	教 育 部 長	飯 田 敬
総 務 部 長	西 島 圭 二	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	関 朋 至
企 画 政 策 室 長	津 田 義 久	財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、川畑正美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して質問します。

最初に、地方自治と民主主義が生かされる市政へについて、質問します。

第1は、公平で透明性のある人事を求める質問です。

森井市長就任後、内申のない異動を正当化するため留任内申制度が設けられ、日本共産党は撤回を求めてきました。今年度の人事異動では、昇任異動68人のうち留任内申により昇任・異動した人数は19人と28%に上ります。留任ではなく昇任や異動をかける場合には、再度、昇任・異動内申を出してもらえばいい話ではないでしょうか。再度、昇任内申や異動内申の提出を求めなかった理由について、説明してください。

昇任に絞れば、33人の昇任した職員のうち、留任内申による昇任は39%の13人になります。留任内申が機能していません。留任内申の意味が失われていると考えませんか。市長の認識をお答えください。

昨年、第4回定例会で市長は、内申書について、より適切な評価になるよう内申書を見直したと答弁しています。内申書で大きく変わったことは留任内申をつくったことです。この答弁は、現場から出された昇任内申や異動内申が適切でないとやっているに等しいことです。なぜ市長が適材適所として配置した管理職によってつくられた内申書を適切でないと切り捨ててしまうのか、市長にしかわかりません。昇任内申53人のうち昇任しなかった職員は62%になります。昇任内申を無視しているのではないのでしょうか。なぜ無視したのか根拠を示してください。

公務員は全体の奉仕者です。今後求められる小樽市職員について、人材育成基本方針見直しに係る職員アンケートの結果でも、小樽市民会議100の会場における市民アンケートでも、市民の立場に立って物事を考えられる職員がトップになりました。

なぜ地方公務員法で能力の実証が定められているかといえば、行政の民主的かつ能率的な運営をもって地方自治の本旨の実現に資することが目的だからです。人事が能力と適性に応じて公正に実施されなければ、全体の奉仕者である公務員本来の役割から唯々諾々と上司の命令に従うだけの市長の奉仕者へと変わってしまいます。少なくともそうなっているのではないかとの疑念を市民の中に広げることになります。

市長の人事異動が公平でないとの意見について、その意見を正面から受けとめるべきではありませんか。お答えください。

留任内申制度は撤回することを求めます。お答えください。

日本共産党の菊地よう子道議事務所では市民アンケートに取り組んでいます。その中で、「森井秀明市長の市政運営についてどう思いますか」という設問があります。正確な集計はこれからですが、菊地事務所によると約7割が批判的だということです。

紹介します。好意的な意見は、若いのだから市議会も見守って協力してほしい、銭函駅のバリアフリ

一化を進めたなどです。批判的な意見は、最初は期待したけれども期待外れ、何枚あるかわからない舌をちょん切ってほしい、小樽市をどうしたいという気持ちが見えないなどです。私が言っているのではありません。これらの市民の意見に対して市長はどう向き合うつもりですか、お答えください。

第2は、人事評価に関連し、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分についてです。

地方公務員法の一部改正により、昨年度6月の勤勉手当からの給与反映を予定していました。しかし、部局等によって評価のばらつきが見られることから検討委員会を立ち上げて基準策定を進めているとの説明でした。評価のばらつきについて、2017年度の部局ごとのS評価の割合を示してください。また、そのことについての見解を述べてください。

職員団体との協議について、いつごろ協議がまとまる見通しとなっているのか説明してください。

上位評価者への原資の確保ができていない問題について、どのようなパターンを想定しているのか説明してください。

そもそも人事評価は、人が人を評価するわけですから主観性は免れません。目標を定めて、業績を評価することは、市民の目線に立った評価ではなくなります。例えば窓口業務の場合、より多くの市民に対応したら評価が上がるわけではありません。公務労働は組織で行う仕事です。人事評価は公務の仕事になじまないと考えませんか、お答えください。

給与への反映について、道内の他都市でも人事評価を給与に反映することを見送っている自治体や管理職にだけ適用している自治体など、さまざまです。当分の間、人事評価の給与への反映を見送ることを求めます。お答えください。

第3に、職員の資格取得について質問します。

人事育成基本方針がことし4月に改訂されました。人事育成の考え方について、仕事を処理する「人材」、材料の材から、市民のため、町のため、次世代のために活躍する「人財」、財産の財へ変革することを目指すものと述べています。

財産である人を目指すには、能力の向上は必要です。他都市では、資格取得のための支援制度を設けている自治体もあります。例えば神戸市のホームページによると、神戸市では専門分野の資格取得を積極的に奨励しています。神戸市のまちづくりに取得した高い技能を生かそうと仕事へのモチベーションにもつながっています、と紹介しています。また、坂出市の職員資格取得等奨励要綱によれば、予算の範囲内で、技術士、一級建築士、通訳案内業、施工管理技士、土地区画整理士、社会保険労務士、社会福祉士、ケアマネジャーなど18資格を対象に奨励金を交付しています。

職員課で把握している昨年度1年間の職員の資格取得について、資格取得の種類と人数を示してください。また、その単年度の資格取得状況で十分と市長はお考えでしょうか、お答えください。

消防吏員や病院職員の場合、資格が公務上必要なため、予算計上されています。それ以外の職場において、昨年度の公費による資格取得はどのような資格かお示してください。

職員が多様な資格を持つことは小樽市としての多様性にもつながります。また、得意な分野を職員が持つことは、仕事へのモチベーションアップにもつながると考えます。小樽市でも各種資格取得を支援する制度を求めます。お答えください。

第4に、議会審議を保障した議案の提出についてです。

これから指摘する件については、いずれも第1回定例会までに準備すべきものです。一つ目が、昨年度の多額の予算流用二つです。除雪費が不足したため4,373万円を道路新設改良費から流用しました。一昨年度に続き2年連続です。また、港湾費でも、海上保安本部巡視船の移転補償等を港湾費内で流用

しました。本来不足するのなら、見通しを持って、予算流用ではなく補正予算の計上が必要です。第1回定例会に提案できるよう補正予算計上を準備すべきだと考えますが、なぜ提出できなかったのか、理由を説明してください。

二つ目が、専決処分のうち、先ほど質問した人事評価に関する条例改正です。この専決処分も第1回定例会の提案に間に合うよう準備することも可能であったと思いますが、なぜ提出できなかったのか、理由を説明してください。

三つ目が先議二つ、ひき船に関する補正予算と旅館業法施行条例の条例改正です。これらについても、なぜ第1回定例会での提出ができなかったのか、理由を説明してください。

昨年度の除雪費の流用について、流用元の道路新設改良費はほぼ特定財源で賄われています。昨年度の除雪費の流用分を仮に補正予算で計上した場合には、財政調整基金からの取り崩しが必要になったのではないですか、お答えください。

先ほど述べました専決及び先議について、第1回定例会での追加提案が間に合わなかった場合には、臨時会を開いて議決を求めることをしなかった理由について、説明してください。

第5に、昨年度決算見込みについてです。

小樽市財政は厳しいことには変わりありません。2017年度現計予算では、多額の財政調整基金からの繰り入れを予定していました。それが決算見込みでは、結果として3,200万円の財調への積み増しをしています。どのようにして収支改善を図ってきたのでしょうか。

また、単年度収支が2年連続で赤字の見込みとなっています。どこに原因があると考えていますか、説明をしてください。

他会計や基金の返還まで、あと数年かかります。この数年を乗り越えることが必要です。そのためにも、34ある資金基金の残高は、決算見込みでおおむね20億円です。この資金基金の有効的な活用もその一つになります。市長は、これらの基金をためておくつもりでしょうか。もしくは活用していくことを考えていましたら、その活用策について示してください。

市税収入は2008年度以降、減少を続けていましたが、決算見込みでは、2016年度と比較して増収に転じる見込みとなっています。人口減少の中、どのようにして前年度比増収になる見込みなのか、継続的なことなのか、単年度のことなのか、今後の動向も含め説明してください。

決算見込みを受けて、財政がよい方向に向かっているのか、悪くなっているのか、市長の見解を示してください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、地方自治と民主主義が生かされる市政へについて、御質問がありました。

初めに、公平で透明性のある人事を求めるについてですが、まず、再度、昇任内申や異動内申の提出を求めなかった理由につきましては、私は、就任当時、全職員の評価が行われていないことが課題であると感じていたことから、平成28年度の人事異動から管理職については、原部として留任を希望する場合であっても内申書の提出を求めることにいたしました。また、平成29年度の人事異動からは、それまで昇任内申、異動内申、留任内申で区別していた内申書の様式を統一し、一つの内申書として、原部の希望を昇任、異動、留任の別で記載する方法に変更し、係長職についても提出を求めることにしました

ので、再度提出する必要がないためであります。

次に、留任内申の意味が失われているとの御指摘につきましては、留任内申は、内申書のうち原部の希望が留任であるものを指しますが、内申書として、当該職員の業績や能力、執務態度、健康状態などを把握するという意義がありますので、当該職員の昇任、異動の有無によって意味が失われるものではありません。

次に、昇任内申を無視しているのではないかと御指摘につきましては、昇任内申は内申書のうち原部の希望が昇任であるものを指しますが、そもそも昇任ポストには限りがありますので、昇任内申であった職員が昇任しない場合もあります。また、人事異動は、内申書などから原部の希望、職員個々の能力、適性等を把握し、適材適所の観点から総合的に判断した結果でありますので、昇任の割合をもって内申を無視しているとの御指摘には当たらないと考えております。

（「割合の話してないでしょ」と呼ぶ者あり）

次に、人事異動が公平でないとの意見につきましては、人それぞれさまざまな意見がありますので、そのような御意見があることは承知し、受けとめておりますが、私としましては、公平性を図る目的で内申書のあり方を見直すなど改善を図るとともに、その内申書などを踏まえ、職員個々の能力や適性等を把握し、公平公正かつ適材適所の観点で人事異動を行っているところであります。

次に、留任内申の撤回につきましては、留任内申は、先ほど申し上げたとおり、内申書のうち原部の希望が留任であるものを指しますが、内申書は、当該職員の業績や能力、執務態度、健康状態などを把握する上で欠くことのできないものでありますので、この方法を変える考えはありません。

次に、菊地道議事務所のアンケートに寄せられた意見につきましては、私としましては、そのような意見があることは真摯に受けとめますが、私のもとへは、私の掲げる政策に賛同し、一日も早くその政策を実現してほしいとの声が数多く寄せられているところであり、市民の皆様からのこのような御期待に応えるために、職責を全うしてまいりたいと考えております。

（「数多くって何件ですか」と呼ぶ者あり）

次に、人事評価についてですが、まず部局ごとのS評価の割合につきましては、平成29年度の能力評価においては、高いほうから、保健所が8.9%、会計課、議会事務局等が7.7%、医療保険部が6.3%、総務部が2.9%、消防本部が2.1%、産業港湾部が1.6%、水道局が1.3%、財政部、生活環境部、福祉部、建設部、教育委員会がゼロ%であります。

また、平成29年度の業績評価においては、同じく高いほうから、水道局が11.8%、財政部が7.4%、会計課、議会事務局等が5.8%、保健所が5.4%、産業港湾部が3.1%、消防本部が1.7%、医療保険部が1.6%、生活環境部が1.3%、建設部が1.0%、福祉部が0.6%、総務部、教育委員会がゼロ%であります。

私としましては、全体的にS評価の割合が少ないことや部局間で割合が相違していると感じております。

次に、職員団体との協議につきましては、人事評価基準の策定などの諸課題を整理して、来年の1月末までには、職員団体と合意に達するよう協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、上位評価者への原資の確保につきましては、幾つか想定されるものとして、下位評価者の割り落とし分を活用する方法や現行の支給割合を引き下げて、この引き下げ分を活用する方法などが考えられます。

次に、人事評価が公務になじまないとの御指摘につきましては、地方公務員法の一部改正により、地方公共団体にも義務づけられた人事評価制度は、地方分権の一層の進展により地方公共団体の役割が増

大し、市民ニーズの高度化、多様化や、厳しい財政状況等による職員数の減少を背景とする中で、個々の職員に困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが従来以上に求められていることから能力や実績に基づく人事管理の徹底、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を目的として導入されたものであります。給与等への反映のみならず人材育成にも寄与するものでありますので、公務に必要な制度であるものと認識しております。

次に、人事評価の給与反映につきましては、人事評価は、地方公務員法第23条第2項の規定により給与等への活用を求められておりますので、平成31年6月の勤勉手当から反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の資格取得についてですが、まず平成29年度の資格の取得状況につきましては、職員課で把握しているものでお答えしますと、社会福祉主事6名、産業医1名、自立相談支援事業従事者1名、第一種衛生管理者1名、第三級陸上特殊無線技士4名、乙種第4種危険物取扱者1名、二級ボイラー技士1名であります。個人的に取得した資格等は職員課で全て把握しているわけではないことから、一概には申し上げられませんが、印象としては少ないものと考えております。

次に、昨年度の公費による資格取得につきましては、先ほど申しあげました資格のうち社会福祉主事、産業医、自立相談支援事業従事者、第一種衛生管理者、第三級陸上特殊無線技士であります。

次に、資格取得を支援する制度につきましては、職務上必要な資格は公費で負担する必要がありますが、個人的なスキルアップなどのために取得する資格は、基本的には個人負担となっております。しかしながら、職員が多種多様な資格を持つことは有意義でありますので、他都市の状況などを含め、資格取得支援制度について研究をしてまいりたいと考えております。

次に、議会審議を保障した議案提出についてですが、まず除雪費等を補正予算計上することができなかった理由につきましては、地方自治法においては、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに補正予算を編成できると規定されておりますが、平成29年度の除雪費と海上保安巡視船の移転補償は、経費の算出に時間を要したことから、第1回定例会での提案が間に合わず、やむを得ず予算の流用による対応としたものであります。

次に、人事評価に関する条例改正の専決処分につきましては、担当職員が他の業務に追われる中、平成28年度の業績評価結果及び平成29年度的能力評価結果の集計と分析に時間を要し、労使協議の中で給与反映の前提としていた人事評価基準の素案作成がおくれ、第1回目の人事評価基準策定委員会の開催が本年1月にずれ込みましたが、その時点では6月まで一定の期間があったことから、平成30年度からの適用に何とか間に合わせるように取り組んだところであります。

しかし、3月末業績評価結果の12月勤勉手当への反映や上位評価者への割り増し分原資確保など、改めて課題を認識したこともあり、職員団体への提案には至らず、1年先送りせざるを得ない判断いたしました。結果として、定例会での提案ができず、専決処分により関係条例を改正したところであります。

次に、ひき船に関する補正予算と旅館業法施行条例の改正が、なぜ第1回定例会での提出ができなかったのかにつきましては、まずひき船に関する補正予算についてですが、ひき船の建造のための船台は事前に全国の造船所の船台の空き状況などの情報を収集するなどし、当初予算にひき船建造経費を計上したものであります。

第1回定例会の開会后直ちに業者の指名や契約の方法の検討、船台の空き状況の再確認を進めておりましたが、最終的に業者選定方法や建造の期間が2カ年に及ぶことなどが確定したのが4月中旬になったものであり、第1回定例会に補正予算を提出できなかったものであります。

また、旅館業法施行条例の改正については、旅館業法改正に係る関係政省令が平成30年1月31日に交付されましたが、条例の改正に当たっては、1カ月間のパブリックコメントの手続きを含め、相当の期間が必要であったため、第1回定例会での提出には間に合わなかったものであります。

次に、除雪費の流用分を仮に補正予算で計上した場合に、財政調整基金からの取り崩しが必要になったのではないのかにつきましては、除雪費に限らず補正予算を計上する場合は、財源や他の不用額などを精査した上で、不足する場合は財政調整基金からの取り崩しにより収支均衡予算を編成しております。

次に、御指摘の専決報告案件及び先議案件に関して、臨時会を開いて議決を求めることをしなかった理由につきましては、臨時会の招集には相応の時間と調整が必要となりますが、いずれの案件も、課題を認識した時点においては、第2回定例会の開会が迫っている中、臨時会を招集することは困難であると判断したためであります。

次に、決算見込みについてですが、まず平成29年度決算見込みにおける収支改善と、単年度収支が2年連続の赤字の見込みとなる原因につきましては、平成29年度決算見込みの収支改善は、歳入では市税や譲与税、交付金が増加し、歳出においても人件費や扶助費などで不用額が生じたことによるものであります。また、単年度収支が2年連続で赤字の見込みとなる原因は、平成28年度決算は、平成27年度決算が大幅な黒字となったことから、決算剰余金の財政調整基金への法定積立が多額となる一方で、取り崩しをしないで済んだことから大きく赤字となったものであります。

平成29年度決算見込みについては、平成28年度決算の法定積立が約3億3,200万円となる一方、決算見込みを推計する中で、財政調整基金からの取り崩しを実質収支の黒字を確保できる範囲にとどめたことから、結果的に単年度収支が赤字となったものであります。

次に、資金基金の活用策につきましては、資金基金はそれぞれの設置目的に沿って積み立てているものであり、その目的を進めるための事業の財源として活用しております。今後ともその活用については、基金の原資の多くが長年にわたる市民からの寄附金であることを十分に踏まえながら、財源として活用する事業の内容をよく検証した上で判断をしてみたいと考えております。

次に、市税収入が前年度比増収になる見込みと今後の動向につきましては、道内外の経済動向が横ばいもしくは若干改善している状況が続き、特に市外に本店を有する大企業の業績が好調なこともあり、その影響でトータルとして法人市民税が増収となったほか、個人市民税においても同様に、賃上げに伴う個人所得の伸びによる課税標準額の増と収入率が堅調に推移していることなどから、前年度決算より増収となるものと考えております。これらが人口減少の中にあっても税収を一定程度維持できた要因と推測できますが、経済動向の変化や人口の推移を勘案すると、今後の予測は難しいものと考えております。

次に、決算見込みを受けての本市財政に対する見解につきましては、歳入においては、市税収入は調定額や収入率の増により、人口減少が続く中でも若干増加し、ふるさと納税による寄附額も増加する見込みであるなど、自主財源の確保に向けて明るい兆しはあるものの、歳入の多くを占める地方交付税の今後の動向が不透明であるほか、歳出においては、他会計及び基金への償還金や公共施設の老朽化対策などの財政需要も見込まれており、依然として厳しい財政状況にあるものと認識しております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

**○20番（小貫 元議員）** 次に、国に対して意見を言える市政への転換を求めて、質問します。

国政が市政に影響を及ぼしています。地方交付税の削減、国主導による石狩湾新港管理組合の投資、国民健康保険・介護保険の負担、核搭載可能艦の入港など、国政の悪さに対して、きちんと意見の言える小樽市になる必要があります。今回は、新幹線の札幌延伸、小樽海上技術学校、旅館業法による規制緩和、難病指定にかかわって質問します。

第1に、新幹線トンネル残土の成分公表についてです。

4月27日、日本共産党小樽市議団は、菊地葉子道議とともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局と北海道新幹線トンネル掘削工事に関してヒアリングを行いました。その中で明らかになったことは、札幌市の盤渓に運び込む残土は小樽市域で発生した残土だということです。さらに、ことし5月の札幌地域住民への説明では、盤渓に運び込む残土は環境基準以下の無対策土だと説明しています。

このように、札幌に運び込むトンネル残土が小樽市域の無対策土だと小樽市内の説明会でどのように言われてきたのか、説明してください。説明があったのであれば、そのことに対する参加者の意見を紹介してください。説明がないのであれば、説明がないことへの市長の見解を示してください。

無対策土にしても、要対策土にしても、成分の公表が必要です。小樽市環境基本条例第5条では、事業者は環境への負荷の低減に努めなければならないと事業者の責務を定めております。小樽市環境基本計画では、市の取り組みとして、周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促すと定められています。残土の受け入れ候補地である朝里川温泉地域の石切山は、保護区域の周辺に当たると考えられます。市としてどのように環境への配慮を促してきたのか、経過を説明してください。

環境基本計画では、事業者には、保護区域やその周辺で開発行為や事業活動を実施する場合には、環境への配慮に努めるとあります。配慮の大前提として、事業者が市や周辺住民に対して捨てる土の成分を説明することが求められています。市として成分の公表を求めるべきです。お答えください。

第2に、旅館業法施行条例の一部を改正する条例案に関して質問します。

変更内容を見ますと、主なものとして、フロントの広さも適当で客室の鍵を保管する設備はなく、食堂もロビーもないホテルを認める条例案です。小樽観光都市宣言では、「これからの小樽観光に求められること……。それは、市民一人一人が観光まちづくりの主役となり、人情味あふれる「小樽気質」でお客様をお迎えし、ふれあいを通じ感動と安らぎを感じていただくとともに、ゆっくりと時間をかけて「小樽」を楽しんでいただくことです。それが、我がまち「小樽」にとって、何物にもかえがたい喜びなのです」と高らかにうたっています。この条例改正案のどこが「小樽気質でお客様をお迎えし」ということになるのでしょうか。条例改正案と観光都市宣言との整合性について説明してください。

観光都市宣言の見地からも旅館業法の許可を受けた宿泊施設を利用していただくほうが小樽を楽しむことができると思いませんか。市長の見解を示してください。

第3に、海上技術学校の存続についてです。

日本共産党は、海上技術学校の存続について、国が責任を持つことが基本だという立場です。昨年9月の予算特別委員会では、小樽市の基本的な立場も、国が責任を持って存続させてほしいという立場だと答弁がありました。国に責任を持って存続させてほしいという立場で、それからどのように交渉してきたのか、その結果、国はどのような責任を持ったのか、説明してください。

海上技術学校の法的位置づけをはっきりさせることが重要です。海洋基本法には、船員の育成と確保に必要な措置を講ずることになっています。船員職業安定法では、「部員職業補導は、国土交通大臣の指定する船員教育機関が、これを行う」と定め、同法施行規則では、1、国立研究開発法人水産研究・教育機構、2、独立行政法人海技教育機構と、船員養成機関を定めています。

そして、海技教育機構法では、機構は、船員になろうとする者及び船員に対して、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ完全な海上輸送の確保を図ることを目的とするとあるように、国の責務を果たす上で機構が設立されています。

国は、現在の船員養成定員を390名から500名に増員する目標を掲げており、海技学校を廃止しては実現が困難になることは明白です。そのためにも国の責任を果たした上で、地方自治体としての協力が成り立つと考えています。市長は、海上技術学校に対する国の責任について、法的位置づけをどのように考えているのか、お答えください。

国や機構から小樽市に対して文書での要請について内容を示してください。

小樽商業高校跡に海技学校を持ってくることについて、機構や国と北海道との間でどのように話が進められてきたのでしょうか。また、商業高校跡に海技学校が移転した場合の現在の海技学校施設の所有はどこが引き受けることになるのでしょうか、説明してください。

商業高校跡には統合中学校を持ってくる計画でした。統合中学校の計画はなくなったということでしょうか、お答えください。

商業高校跡に海技学校を移転することは、執行機関である教育委員会の定例会等でどのような話があったのでしょうか。話があった会議の日程と委員の中からの意見について、説明してください。

第4に、指定難病の医療費助成の非認定についてです。

2015年1月から難病法が施行され、医療費助成の対象は56疾病から331疾病へと拡大し、一方で、軽症とされた患者は医療費助成の対象外になっています。若竹町に住む78歳の女性は、顕微鏡的多発血管炎という指定難病ですが、3月に認定しないとの通知が届きました。この1枚の紙切れで、今まで受けてきた助成が受けられなくなりました。

これはただ1人の例ではありません。小樽市保健所によると、昨年度の特定期疾患治療研究事業及び難病法に基づく認定の更新申請は1,473件に対して、認定を受けた件数は1,340件、133の方が更新できませんでした。更新申請が認定されなかった方は、2013年度9人、2014年度5人、2015年度4人、2016年度14人ですので、昨年度の非認定者の多さが突出しています。なぜ、このように非認定者がふえてきたのか説明してください。

このように制度が変わることで、今まで認められてきた人が除外されることについて、今までどおり認められるよう国に働きかけるべきです。お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、国に対して意見を言える市政への転換について御質問がありました。

初めに新幹線トンネル残土の成分公表についてですが、まず、札幌市へ搬出されるトンネル残土に係る説明会での内容につきましては、昨年8月鉄道・運輸機構が天神町会の住民を対象に行った説明会においては、事前のボーリング調査では、朝里トンネルからは基準値を超える自然由来重金属等は検出されていないことや、当時、余市町に搬出する予定であることなどを説明されております。その後、トンネル残土の搬出先については札幌市へ変更となりましたことから、その旨を町会へお伝えしたと聞いております。

次に、説明会における参加者からの意見につきましては、天神町会の住民からは、天神・奥沢周辺における渋滞の心配など運搬ルートに関する意見は出されておりますが、市外に無対策土を搬出すること

に対しての意見等は特に出されておられません。

次に、事業者に対する環境配慮の促進につきましては、朝里川温泉地域の残土受け入れ候補地に関しては、現在、住民説明を実施している段階にあるため、具体的な環境への配慮は促しておられません、今後、事業計画が示されましたら、事業者に対し、環境保全対策に努めるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、残土成分の公表につきましては、市として事業者に対し、住民の理解を得られるよう必要な情報について、提示することを要請してまいりたいと考えております。

次に、旅館業法施行条例の一部を改正する条例案についてですが、まず改正する条例案と観光都市宣言との整合性につきましては、観光都市宣言は、市民一人一人がおもてなしの心を持ってお客様をお迎えし、ゆっくりと時間をかけて小樽を楽しんでいただきたいという趣旨であります。

一方、改正する条例案は、国の規制緩和に基づいた旅館業法の一部改正に伴うもので、これまでの事細かな規制を見直すことにより、宿泊事業者に創意工夫が生まれ、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応できることから観光客と市民が交流する場や機会がふえ、小樽を楽しんでいただくこととなりますので、観光都市宣言に通じるものと考えております。

次に、旅館業法の許可を受けた宿泊施設の利用につきましては、旅館業法の許可を受けた宿泊施設はもとより、住宅宿泊事業法に基づく民泊施設を含め、それぞれの法に基づき宿泊環境が整備された施設の利用は、宿泊客が安心・安全に小樽を楽しむことができるものと考えます。

なお、違法な宿泊施設につきましては、今後も引き続き指導をしてまいります。

次に、海上技術学校の存続についてですが、まず国に責任を持って存続させてほしいという立場でどのように交渉してきたのかにつきましては、基本的に国が責任を持って存続させてほしいという立場で協議に臨んできてはおりますが、一方で、昨年7月に示された廃止の方向性から存続への方針転換を引き出す必要があることから、海技教育機構の運営費の状況等も鑑みながら協議を進めてきたところがあります。

また、その結果、国はどのような責任を持ったのかにつきましては、現時点では本市の方策を提示した段階でありますので、具体的なことは申し上げられません。

次に、海上技術学校に対する国の責任について、法的位置づけをどのように考えるのかにつきましては、議員の御質問にもありましたとおり、海洋基本法第20条において、船員の育成や確保については、国の責務とされており、海上技術学校は国の船員養成における政策の実施部門として独立行政法人化された海技教育機構により運営されているものであることから、同法に基づき国が海上技術学校に対する責務があると認識をしております。

次に、国や機構からの小樽市に対する文書の内容につきましては、書面としましては、本年2月8日付で、海技教育機構の理事長名でいただいているものがあります。同機構から平成31年度の生徒募集のスケジュール上、協議の期限を本年2月10日までとしたい旨のお話を受け、本市から書面にて協議の継続について要望したことに対する回答としていただいたものであります。

その内容は、協議を継続すること、平成31年度の生徒募集を従来どおり行うこと、可能な限り、早期に結論が得られるよう協議願うこと、耐震性の問題がない近隣教育機関の利用等、暫定的な措置についてもあわせて協議願うこととあります。

次に、商業高校跡に海上技術学校を移転させることについて、機構や国と北海道との間でどのように話が進められてきたのかにつきましては、海技教育機構及び国土交通省からは、本市が5月25日に示した二つの移転先の候補である旧祝津小学校と小樽商業高校跡について、現在、検討中である旨のお話は

聞いておりますが、これまでに小樽商業高校跡について北海道と直接協議したというお話は聞いておりません。また、海上技術学校が移転した場合の現在の施設の所有につきましては、具体的には伺っておりません。

次に、指定難病の医療費助成の非認定についてですが、まず非認定者がふえてきた理由につきましては、公平・安定的な医療費助成制度構築のため、平成27年1月1日に難病の患者に対する医療等に関する法律、いわゆる難病法が施行され、この法律により対象となる疾病が拡大されたとともに、医療費助成は、指定難病の患者で、病状が一定程度以上の方、または高額な医療を継続することが必要であると認められる方に、都道府県等が支給認定を行うものとなったところであります。

難病法施行前の医療費助成認定者については、経過的特例として、病状の程度等が難病法の医療費助成の要件に該当しない場合であっても、平成29年12月31日までは助成対象となっていたものであります。この経過的特例が終了したため、昨年度の支給認定更新時に、難病法における医療費助成の要件に該当しない方は認定がされなくなったものであります。

次に、国への働きかけにつきましては、難病法の法制化の際、本市議会におかれましても、難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書が全会一致で可決され、国へ提出されたところであります。

また、全国市長会を通じて難治性疾患患者の苦痛と負担の軽減を図るため、対象疾患の拡大を初めとする必要な支援策を推進することという提言を、平成29年6月30日に全ての国会議員及び関係府省に提出をし、その実現について、要請をしているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、国に対して意見を言える市政への転換をについて、御質問がございました。

小樽海上技術学校の存続についてであります。まず、小樽商業高校閉校後の学校施設を統合中学校として活用する計画はなくなったのかということにつきましては、このたび、小樽海上技術学校の存続に向けて、本市が移転先の候補の一つとして小樽商業高校を国や機構に示したと聞いておりますが、同校は、校舎のほか産業振興棟があるなど施設規模が大きいことから、統合中学校と海上技術学校の複合施設として使用することは可能と考えており、このため計画の変更には至っておりません。

次に、小樽商業高校跡に海上技術学校を移転することについて、教育委員会定例会等で話があったのかということにつきましては、これまでも教育委員会定例会では、必要に応じて学校再編の進捗状況などについて、報告しておりますが、現状では小樽商業高校閉校後の施設を統合中学校とする考えは変わらないことから、このたび本市が機構等へ示した内容につきましては、定例会で報告しておりません。今後、機構から回答があった場合など、状況に応じて報告してまいりたいと考えております。

(「そんなところ変わるんだったら、適配やめたらどうですか」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇)

**○20番(小貫 元議員)** 次に、小樽のこれからのまちづくりについて質問します。

一つ目は、人口が著しく減少する中のまちづくりをどうするのか、具体策というより中長期的ビジョ

ンについて、市長の見解を聞いていきます。

第1段階は、点としての対応として、計画的な空き家の除却です。

空き家といってもさまざまです。立地場所によっても再利用の可能性が異なります。中心部については、空き家の利活用や売買の見通しがつきやすい状況にあります。一方、郊外や坂の上の住宅街などの空き家については、残されたままになりがちです。市街化区域と市街化調整区域の境界付近に立地する空き家などは、倒壊の危険性とは別にまちづくりの観点で除却が必要と考えます。

このような立地条件の空き家について、除却の補助を拡大することで、スポット的に市街縮小を図ることができるのではないのでしょうか、見解を示してください。

こうして、第1段階として、空き家の積極的な除却により空間をふやし、場合によっては公園等に転換を図ることで、その地域の市民の居住性を高めることとなります。

加えて、市街地ではマンション等の建築物の高さについてです。小樽市景観計画の小樽歴史景観区域では、15地区のうち10地区で14メートルから25メートルの数字による高さ制限があります。また、地区計画によって高さを制限している地域もあります。市内全域での8階建て以上の民間共同住宅の確認申請受付数は2014年度9階と8階の2件、2015年度は10階の1件、2016年度は10階の1件、2017年度は9階と14階の2件となっています。このうち稲穂・色内地域が4件と、小樽駅周辺の住宅高層化が進んでいます。

歴史景観区域内では、新規建築物については制限が全て守られていますが、区域を一步出れば、高層建築物の建設が可能になります。中心市街地への高層マンションの集中は、将来的にいびつな都市構造をもたらします。今後、歴史景観区域及び地区計画の見直しを掛け、区域を拡大し、地区計画による高さの制限が必要ではありませんか、市長の見解を伺います。

さて、第2段階は、点としての対応の次は線です。点としての空き家の除却が一定進んだ段階です。空き家の除却が進み、住宅戸数が少なくなり、住宅街としての機能が落ちてきた地域や防災上リスクのある地域から移転を誘導する政策を実施し、町を維持することです。

その中心は道路であり、特に国道、道道です。これらの管理は国や北海道が行うわけですから、最大限利用することが財政的にも求められています。ですから、これらの道路沿いにまち並みが維持されるまちづくりです。国道や道道沿いに新たに住宅を張りつける地域を定め、ここに住宅地が縮小した地域からの移転を補助する制度などを導入する計画をつくることを提案します。お答えください。

道路については、主要な道路は、国や北海道の責任で管理することが求められています。小樽市内の国道と国道をつないでいる幹線道路の中で、長橋旧国道だけが道道ではなく市道になっています。市道認定した経過及び道道にならなかった理由、北海道との協議の内容も含め説明してください。道道への昇格を北海道に要望してはどうでしょうか。市長の見解を示してください。

点と線とくれば、次は面による対応になり、都市計画との関係です。1970年に小樽市の人口は約19万人で、そのときに策定された都市計画では、市街化区域3,400ヘクタール、市街化調整区域9,600ヘクタールを指定しました。現在人口は12万人を割りましたが、小樽都市計画の市街化区域は3,848ヘクタールと、そのときと比べて拡大しています。住居系に限って比較しても、1970年は2,281ヘクタールで、人口1人当たり114平方メートル、現在は2,798ヘクタールとなり、人口1人当たり換算すれば238平方メートルと倍になっています。人口が減少の一途をたどりながら住居系の市街化区域が拡大されていった理由について説明してください。また、そのことに対する市長の見解を示してください。

現在の都市計画マスタープランでは、将来都市像を「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」と定めています。土地利用の方針として、秩序ある快適な市街地の形成を目指すとし、市街化区域の範

圏はおおむね現状維持を基本としています。しかし、ここまで人口が減り、税収が減少する一方で、インフラコストを維持することになり、市街化区域を維持することは困難になります。町なか住居の推進やコンパクトシティのかけ声で利便性の高い中心部への移住が進めば、全体が減少していく中で、郊外のコミュニティーが形成できないおそれがあります。中心部に偏った人口集中では、小樽市の地形を踏まえた場合に、将来的なまちづくりが困難になると考えませんか、市長の見解を示してください。

今後は新しいマスタープランによって将来的なビジョンを策定することになります。今まで述べてきた点と線による住宅地の移転を誘導することによって、市民の住居の権利と財産権を保障しながら、計画的な市街地の規模の見直し、将来的には市街化区域の縮小が必要になります。この縮小は急進的な改造ではなく、徐々に改善していく方法でなければなりません。市街化区域を縮小していく長期的なビジョンを持つことが必要ではありませんか、お答えください。

第2に、除排雪の改善で快適な冬を市民についてです。

第1回定例会で、賛成多数により当初予算の修正案が可決されました。これにより小樽市は今年度除排雪を行わない予算となっています。日本共産党は、地方自治法の総計予算の原則からも除雪費の当初予算での計上を求めてきました。ですから、当初予算で否決された以上、早急に提出が求められます。今定例会で除雪費の補正予算を計上しなかった理由について説明してください。また、今定例会中に補正予算の提出を求めます。お答えください。

貸出ダンプについて、排雪第2種路線に制限が加わりました。そのもととなっている排雪路線図についてお聞きします。この排雪路線図を作成した経緯とどのような活用が行われているのか、1種、2種、3種で排雪方法や頻度にどのような違いがあるのか、説明してください。

昨年度の雪山処理、段差解消の業者決定は随意契約で行われました。業者決定に至る経過について、説明してください。また、その業者の2016年度以前に小樽市の道路除雪業務の実績を持っているのかも示してください。

日本共産党が提出した冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案について、簡単に言えば、市長目線の除排雪から市民目線の除排雪へ改善する内容です。この条例案について、反対する部分や気にさわる部分がありましたら指摘してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、小樽のこれからのまちづくりについて御質問がありました。

初めに、人口減少のまちづくりについてですが、まず市街化調整区域の境界付近に立地する空き家の除却に対する補助拡大につきましては、今年度から始めた空き家の除却に対する助成制度は、国の交付金を活用した事業で、近隣に悪影響を与えている危険な空き家を除却することを目的としたものであります。

しかしながら、市街化調整区域の境界付近に立地する空き家のうち、隣接する建物が少なく近隣に悪影響を与える可能性がないものは、この除却交付金事業の対象外であり、本市が補助を全額負担することとなります。このことから当面補助の拡大は行わず、まずは近隣に悪影響を与えている危険な空き家を減らすことを目指していきたいと考えております。

次に、市街地のマンション等の高さ制限につきましては、小樽市景観計画における小樽歴史景観区域や地区計画による高さ制限は中心市街地に存在する歴史的建造物等周辺の街並み景観を保全することが

目的で区域指定を行っていますが、これらの区域以外では歴史的建造物等が余り存在しないため、現時点で歴史景観区域や地区計画の区域を拡大することは予定しておりません。

次に、住宅地が縮小した地域からの移転を誘導する補助制度などを導入する計画につきましては、現在のところ検討は行っておりませんが、今後さらなる人口の減少や少子高齢化の進行に伴い財政状況はさらに厳しさを増すものと見込まれ、このままの市街地の広がりでは、どこかの時点で現行の行政サービスが維持できなくなるおそれがあり、将来的にはそうした計画の策定が必要になるのではないかと考えております。

次に、長橋旧国道を市道認定した経緯等につきましては、北海道開発局から、昭和62年、当該区間を道道または市道として認定する意向の有無について、北海道と本市に照会があり、その両方で協議を行い、本市は当該区間と道道小樽港稲穂線と接続し、その間に一部国道を重用する方法を北海道に申し入れました。しかし、当時の都道府県道の路線認定の基準である実延長が4キロメートル以上に満たないこと、さらに市民の生活道路としての必要性が高いことから本市が市道認定をしたところであります。

次に、道道への昇格要望につきましては、道道として北海道に維持管理していただくことは、本市の財政的な負担の軽減につながることで、また、当時の実延長が4キロメートル以上に満たないという基準の通達が廃止されたことから、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、住居系の市街化区域が拡大されていった理由につきましては、本市の国勢調査人口は、昭和35年の約19万9,000人をピークとして減少を続けておりますが、これに反して世帯数は、生活様式や社会構造の変化などによる核家族化の進行を背景として、平成12年まで増加を続けてきました。こうした核家族化の進行による住宅需要の高まりや新たな定住人口の誘導を図るため、市街化区域に隣接した市街化調整区域で宅地開発されることが確実な区域を市街化区域に編入してきたところであります。なお、新たな住居系の区域の編入は平成10年を最後に行っておりません。

また、区域の拡大に対する私の見解といたしましては、こうした計画的な宅地開発により、周辺の自然環境と調和した低層建物を主体とするゆとりある良好な住宅地が形成されてきており、本市の人口を下支えしているものと考えております。

次に、中心部に偏った人口集中では将来的なまちづくりが困難になるのではないかとにつきましては、単に中心部への一極集中や人口の集約を図る施策をとった場合、一方において人口が減少し、低密度化した地域では、生活サービスの提供が困難な状況となり、安心して暮らせる生活環境が失われるとともに、公共施設の維持等に必要となる1人当たりのコストが大きくなるなど、持続的な都市づくりが困難となる可能性も考えられます。

このことから小樽市都市計画マスタープランの改定の中で、本市を取り巻く社会状況や将来人口推計を踏まえた持続可能な都市づくりの指針を策定してまいりたいと考えております。

次に、市街化区域の範囲を縮小していく長期的なビジョンにつきましては、国では急速な人口減少が見込まれる中、安心して暮らせる生活環境を実現するとともに、維持可能な都市経営を推進するため、都市構造を見直し、生活サービス機能や居住を集約、誘導しながら、それらと連携した持続可能な公共交通ネットワークを形成するコンパクト・プラス・ネットワークの取り組みが重要であるとしております。

このことから、国が示す取り組みを踏まえつつ、小樽市都市計画マスタープランの改定の中で、市街化形成の方針を策定してまいりたいと考えております。

次に、除排雪の改善で快適な冬を市民に、についてですが、まず今定例会で除雪費の補正予算を計上しなかった理由につきましては、現在、平成29年度の除排雪の検証を進めており、今定例会に補正予算

を計上することはできませんでした。今後においては速やかに検証を終え、今年度の除排雪計画を策定し、第3回定例会に補正予算を計上してまいりたいと考えております。

次に、排雪路線図の作成経緯などにつきましては、作成経緯については、当時の資料が残っていないため明確ではございませんが、活用方法としましては、排雪対象路線とその種別の確認に利用しております。種別の区分について、第1種は幹線道路、第2種は補助幹線、第3種は生活道路となっており、種別ごとに出勤基準や排雪方法に違いはありませんが、排雪の頻度については、パトロールを行い現場の状況を確認しながら随時排雪作業の必要性を判断することから、種別によって差が生じております。

次に、雪山処理、段差解消業務の業者決定につきましては、この委託業務は南北の地域に分けており、地域ごとに指名競争入札を行いました。それぞれ入札金額が予定価格を超えていたことから入札不調となりました。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、入札金額が最低価格であった業者と随意契約したものであります。また、随意契約した業者には、過去5年間における本市の道路除雪業務の実績はありません。

次に、小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案への指摘につきましては、この条例案は議員提案により議会に提出されたものでありますので、その内容に対して指摘する立場にないことは認識しておりますが、あえて述べさせていただきますと、市民生活に密接に関連する内容であるとともに、市民や事業者の役割などもうたわれていることから、パブリックコメント等の必要性があるのではないかと、思うほか、条文中には市の執行権に及ぶものも見受けられますので、これらのことも含めて、慎重に審議がなされることを願っているところであります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

**○20番（小貫 元議員）** 最後に、福祉のまちづくり推進を求めて質問します。

とし4月末の住民基本台帳による小樽市の65歳以上の人口は4万6,294人で、39.3%になります。高齢化だと嘆く声も聞かれますが、問題は少子化であって、長生きすることは悪いことではありません。小樽市は高齢者が元気な町と言えます。

男女別に見ると、65歳以上の場合、女性は男性の1.5倍になり、9,526人女性のほうが多くなります。国勢調査によると、5万人以上の市では、女性100人に対する男性の割合が全国で最も低い自治体になりますので、女性が元気な町と言えます。だからこそ女性の声が市政に生かされることが必要です。

ところが、小樽市の審議会等への女性登用状況について、小樽市第6次総合計画では、2018年度40%の目標でしたが、2015年680人、35.8%、2016年655人、35%、2017年632人、34.1%と、実数でも比率でも年々減少しています。なぜ市長は審議会への女性の登用を引き上げてきたのか、理由を説明してください。

また、小樽市では、これまで女性の力をどのように市政に反映させてきたのか、説明してください。

また、今後、女性が元気な町を小樽の特色としてはどうでしょうか、市長の見解を示してください。

小樽市の65歳以上の単身者数は、国勢調査の結果によると、2015年は1万585人で、そのうち女性が7,797人と74%になります。85歳以上の単身者数は2005年919人、2010年1,308人、2015年1,904人と、人口減少の中でもふえています。

札幌一極集中の中で、国勢調査によれば、小樽市から札幌市へ移った方は5,124人となります。他都市と比べると20代の移動が多いことは共通していますが、80歳以上に限定しますと、小樽市は555人

が札幌市へ転居しています。全体の1割になります。旭川市は全年齢で8,684人と小樽市より多いのですが、80歳以上では354人と小樽市より少なくなっています。これは、高齢により子供のところに引越していき、小樽を離れている可能性も考えられます。これを逆に、子供のほうから小樽に戻っていただく手だてをつくってはいかがでしょうか。

例えばUターンの際の初期投資に係る引越し代や空き家の改修費補助などの実施があると思います。市長のお考えをお聞かせください。

第7期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画では、新たに介護の人材の確保、育成の現状と課題が位置づけられ、現状として、介護事業所向けに実施した調査において、約半数の事業所で職員が不足していると回答されていますと記されています。

ハローワーク小樽のことし4月の雇用・失業情勢によると、ホームヘルパー、ケアワーカーの求人倍率は5倍を超えており、高齢化が進む小樽にとって、介護の求人は今後もふえていくことが予想されます。計画目標の介護給付対象サービスの充実では、介護人材の確保育成支援に取り組みますとあります。具体的にどのような取り組みを実施していく予定なのか、示してください。

介護人材不足は、小樽市に限ったことではなく全国的な問題となっています。この問題に対して、行政として手を打つことが必要です。他都市では、介護人材確保支援事業と銘打って、助成の種類はさまざまですが、介護人材確保に動き出しています。例えば尾道市では、2012年度から2015年度まで介護従事者の養成就労支援事業を実施してきましたが、真の意味で就労支援につながっていないのではないかと指摘があり、見直しがされ、介護人材確保定着支援事業補助金の制度をつくりました。初任者研修課程修了者や実務研修課程修了者、介護福祉士に補助を交付しています。市として、道の介護従事者確保総合推進事業の制度を紹介することだけではなく、独自の支援制度を導入することが必要ではありませんか、お答えください。

高齢者や女性が元気な町を続けるには、バス路線の維持も課題です。バス利用の多くは、通勤通学を除けば高齢者です。いわば高齢者の利用によって、現在のバス路線が維持できていると言っても過言ではありません。さらには、高齢者が積極的に社会に参加し、触れ合いをもって心身の健康の保持と生きがいの創出に資するためにも、ふれあいバス制度は欠かせません。

ふれあいバス事業の効果は、一つに高齢者の健康維持であり、介護度の進行をおくらせることになれば、介護負担の公費負担が軽減されます。二つに経済効果です。高齢者が町に出ることで消費が促進されます。三つ目に先ほど述べたバス路線の維持です。そのほかにもさまざまな効果があると考えられます。このふれあいバス事業への財政負担を単体の事業だけで判断することはできません。事業の継続及び利用者の負担軽減が今後のまちづくりにとって重要です。まちづくりの観点に立って、ふれあいバス事業が果たしている役割について、市長の見解を示してください。

障害者バス運賃割引についてです。市内であれば障害者は110円になります。ふれあいバスより安い金額です。精神障害者も標準約款で対象になりましたが、実施していない事業者もあります。その背景には、障害者割引は事業者負担となっていることがあると考えます。経営が厳しく、バス路線維持が困難になっているもど、事業者に導入を促進する上でも国に対して全ての障害者割引に対する補助制度をつくるよう求めているかがでしょうか、お答えください。

公共交通の充実は人口減少対策として重要です。現在、法定協議会で議論が進められていますが、将来的には、公共交通基本条例の制定を目指すべきではないでしょうか、お答えください。

この代表質問を通して日本共産党として提案してきた内容は、小樽市としての今後の進むべき方向性です。市政の民主化、市長目線から市民目線の市政運営への転換、国にしっかり意見を言える市政、人

口減少の中のビジョンを持った将来像を描いたまちづくり、そして柱になることが、住民の福祉の増進を目的とする地方自治体の役割を最大限発揮する福祉のまちづくりです。

私は2011年の第4回定例会で、当時の中松市長に福祉都市宣言の検討をと質問しました。答弁として、すぐ取り入れることは現時点では難しいですが、研究の動向や他都市の状況については注視していきたいと言われました。福祉のまちづくりを宣言し、抜本的に福祉施策の充実を図る考えはありませんか、お答えください。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、福祉のまちづくり推進について御質問がありました。

初めに、審議会への女性登用につきましては、本市においては、高齢者に限らず女性の意見を市政に反映させるため、審議会等における女性委員をふやす取り組みとして、任期満了などによる委員改選の際には、団体等に対し女性の推薦について御配慮いただくよう依頼をするなどしているところであります。また、まちづくり市民エントリー制度を活用する場合においても、女性の参加拡大を念頭に置き、選出を行っております。しかしながら、団体の中で充て職による推薦であったり、公募をしても女性の応募がなかったりといった事情があり、結果的に女性の委員が減っている状況にあります。

次に、女性の力を市政にどのように反映させてきたのかにつきましては、審議会等において、女性の視点から施策の方向性について、御意見をいただいたり、実働の場で活躍をさせていただいたりしております。

また、女性が元気な町を小樽の特色にしてはという御提案につきましては、私としても市政への女性の参画は不可欠という認識を持っておりまして、引き続き、審議会等への女性登用が進むよう取り組んでいくほか、女性の自立に向けた学習機会の充実やそれぞれのライフステージに応じた健康づくりに努め、社会参加の促進を図っていく中で、結果的に女性がさまざまな場面で元気に活動している町になっていくものと考えております。

次に、子供のほうから親元の小樽に戻ってきていただけるような手だてにつきましては、本市への移住を促すための方策の一つとして検討する必要はあると考えますが、御提案のありました補助制度の創設は、対象者が転入者のみに限定されることによる公益性の問題などが考えられることから、現時点では難しいものと考えております。しかしながら、今後とも他都市の事例なども参考に、移住に関してどのような取り組みができるのか、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

次に、第7期介護保険事業計画に位置づけられた介護人材の確保、育成支援に向けた取り組みにつきましては、計画に記載してありますとおり、啓発活動や関係機関と連携した研修会を行うほか、これまで、事業所に対する実地指導や事業所を訪問した際にいただいた御意見を踏まえ、福祉専門職養成校と事業者との意見交換会や新人介護職員の意見交換会など、介護職員の確保や定着率向上に寄与する取り組みができないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、道の制度を紹介することだけではなく、独自の支援制度を導入することが必要ではないかにつきましては、介護人材不足は給与待遇面もさることながら、介護職場に対する理解不足や就業希望者と事業者との間における業務に対する意識のそごなども一因であると理解をしております。こうしたことから道の事業を紹介するとともに、先ほども答弁したとおり、福祉専門職養成校と事業者との意見交換

会などが重要と考えており、現段階では独自に助成制度を導入することは考えておりませんが、今後、事業者や関係団体との意見交換などの中で人材の安定的な確保、育成につながる提案があれば検討してまいりたいと考えております。

次に、ふれあいバス事業がまちづくりに果たしている役割についての私の見解につきましては、高齢者が買い物や通院などを目的にふれあいバスを利用して外出することが、本人の健康促進、介護予防に役立っていると考えられるほか、公共交通の利用促進にもつながることで、本市の経済の活性化に一定程度の効果を与えているということが本事業がまちづくりに果たしている役割であると考えております。

次に、国に対して全ての障害者割引に対する事業者への補助制度をつくるよう求めることにつきましては、事業者障害者割引を導入していない理由や今後の見込み等を確認し、補助制度の創設が障害者割引の導入を促進するために効果的かを判断した上で、全国市長会などを通じた国への要望を検討したいと考えております。

次に、公共交通基本条例の制定につきましては、公共交通基本条例は、地域における公共交通の維持及び充実を目的として、公共交通の利用促進を図るため、行政、交通事業者、市民の責務を明確化した理念条例であると認識をしております。

本市においては、平成25年12月に交通政策基本法が制定され、平成26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正されたことに基づき、現在、小樽市地域公共交通活性化協議会での議論を踏まえ、小樽市地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでいることから、公共交通基本条例制定については、今後、その必要性について調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、福祉のまちづくりを宣言し、福祉施策の充実を図っていくことにつきましては、福祉施策を充実させるには、複雑、多様化する福祉ニーズに的確に対応するための仕組みづくりが必要と考えており、現在行っている各施策を充実させ、市民一人一人が住みなれた地域で支え合い、互いに尊重し、思いやりを持つことが、豊かさを実感できるまちづくりにつながるものと考えております。

現状において、「福祉のまちづくり」という表現を使うことは考えておりませんが、次期総合計画の中で、福祉における何らかのフレーズが見出せた場合においては、それを積極的に活用、発信するとともに、今後も多様な課題解決に向けて、福祉施策を充実、発展させることができるよう積極的に取り組んでまいります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再質問します。

最初に人事の問題からです。

1点目、昇任内申の場合、誰でも昇任できるわけではないという答弁があったと思うのですが、確かに昇任内申は53人いまして、そのうち昇任者が33人ですから、20名が昇任しない。これは、話はわかるのです。しかし、そうではなくて、33人が昇任しなかった。これはどのようにして、そうしたら能力の実証というのを行ったのか。内申書は、昇任と留任と上記の理由を書くことになっているのですね。そうすると昇任の理由を書いている、留任だったら留任の理由を書いている。それなのに、どうやって、能力の実証を行って別の人を昇任させたのか、これを答えていただきたいと思います。

二つ目ですが、人事評価との関係ですね。その前に、留任内申については、全職員に対して評価するものがないからつくったのだ、こういう答弁もあったと思うのですが、でも、今度、人事評価が私たちの思いとは逆につくられてしまった。地方公務員法上、それがあつたわけですね、人事の評価と

というのが、そうしたら、留任内申というのが、全職員に対する評価があるわけだから、必要なくなるのではないかと思うのです。人事評価については地方公務員法上、しっかり定めがありますが、留任内申というのは地公法上どういう定めがあるのか、これについてお答えください。

次、3点目ですけれども、職員の資格取得について、研究していくという答弁があったと思います。研究していくということは検討でもないし、実施していくでもないから、それなりに時間がかかると思うのですけれども、実際に答弁にあったように各部署で必要性があれば予算づけしていると思うのですよね。だから、制度設計していなくても、実際に原部で必要性があって予算要求をすれば、その時々で予算づけするということの判断でいいのかどうか、お答えください。

4点目、議会への議案提出の件ですけれども、ほかの答弁でもそうですが、結果としてということが多いのですね。ただ、議案の提出というのはそれでは許されなくて、きのう、斉藤議員も似たようなことを言っていましたけれども、議決をもらうのに必要な逆算でどうやったらいいのかというのをしっかり予測を立てて指示を出すということが、これは執行機関の長としての役割ではないかと思いますが、これについてお答えください。

5点目ですけれども、同じく議会との関係です。いろいろ言ってきましたけど、それも法に違反しているというところまでは言わないのです。しかし多過ぎるのですね。地方自治体法上の原則というのは、議会の議決を経て執行していく、これが大原則なわけであって、そのことについて、市長の見解をお聞かせください。

6点目、財政が結局よい方向に向かっているのか、悪くなっているのかということを知りたいのですが、何とも言わないのですね、そのことについて。よくなっているのか、悪くなっているのか、端的に市民はそこが知りたいわけですよ。財政が厳しいというのはわかるけれども、その厳しい中でも、よくなっているのか、さらに悪くなっているのか、そこを答えていないので、きちんとかみ合って答弁していただきますようお願いいたします。これが6点目です。

七つ目ですけれども、この間、議論がありますが、根本的には財政悪化というのは、国の歳出削減が大もとにあると私たちは考えているのです。2013年、約5年間を比較すると、地方交付税は8億円減らされました。臨時財政対策債も8億円減らされました。一方で、国が責任を負うべき社会保障費、扶助費は7億円ふえました。このように、地方自治体が努力をすることもそうなのですが、国が地方へ負担を押しつけている、大もとにそういうことがあるのではないかと思います、市長の考えを聞きたいと思います。

次、8点目、残土の問題ですけれども、要は確認するのですが、小樽市民は説明会の場所で、無対策土を札幌に運び込んで、要対策土を小樽に運び込むのだということは知らされていないということではないのかどうか、確認いたします。

同じく成分の公表についてですけれども、要請していきたいというふうに言ったのですが、ただ、もう既に事後評価については閲覧されていて、札幌トンネルの石倉工区については、重金属基準超過、カドミウム、ヒ素、フッ素、鉛、さらに、まだ天神工区なんかは公表になっていませんけれども、こういう要対策土を朝里地区に捨てるのだ、それは決まっているのです。対策方法は決まっていない。ところが、朝里トンネルというのは、基準値超過は今のところないのですけれども、酸性化するおそれもないとなっているのですが、これは盤溪に捨てるのだと。やはりおかしいですよね。何ですぐそばの朝里川温泉地域に受け入れないで、わざわざ盤溪に、危険な土は小樽に、安全な土は札幌に、こういう話になっているのですが、残土の受け入れ地を見直すべきだと思わないのか、これをお聞かせください。今のが九つ目になると思います

10 個目が旅館業法との関係ですけれども、旅館業法による許可の場合、やはり民泊と違って、宿泊の基準だけではなく環境への衛生管理というのも一定緩和されていますが、求められているわけですね。これは市長は、許可によらない営業でも住民の安全を確保できると、それでもお考えなのか、お答えください。

次が 11 個目、海技学校の問題です。国の責任、法的位置づけということで質問しました。答えていただけていない法律もあるのでありますが、私、今回、地方財政法の規定の関係でお聞きします。地方財政法というのは、国の財政と地方財政との関係に関する基本原則を定めていますけれども、第 2 条第 2 項「国は、地方財政の自主的なかつ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性を損ない、または地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」とあります。同じく第 4 条の 5 では、国は地方公共団体またはその住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金等を割り当てて、強制的に徴収することはないとあるのです。

もともと国や独立行政法人、国立大学などへの寄附金等の行為というのは、健全化法上禁じられてきていました。この寄附金等とはそうしたら何なのだとしたら、総務省によれば、地方公共団体に財産の減少をもたらす行為を指すもの、土地や建物等の無償貸付等についても含まれる、こういうふうになっているのです。

この健全化法はもう廃止されたのですけれども、閣議決定で、国と地方の財政規律を確保する観点から、地方財政法第 4 条の 5 で禁止されている割当的寄附金等とはもとより、それと誤解を受けるような行為は行わないこと、これが閣議決定であるのです。当時、民主党政権でしたけれども、この法に照らしたら、国や機構から小樽市に対して地方公共団体の自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為、これはなかったと考えるのですが、このことを確認します。お答えください。

次、文書でのやりとりについてありましたけれども、募集の関係だけであったのだと。この間、文書の問題でいえば、国会で加計学園の問題とか森友問題で言った、言わないというふうにありますから、そうならないように文書のやりとりは必要なのですが、施設の提供については、先ほどの地方財政法との関係を覚えておいてください。5 月の小樽市側の要望で初めて出てくる。小樽市から要望があった、このことだけが残ってしまった、文書上。

これがどういう意味を持つかといえば、地方財政法上は強制的にはだめですよとっている。先ほどの閣議決定でも、地方公共団体からの自発的な寄附金等の支出は認められている。ただ、同時に禁止行為として、寄附金等を支出しない場合における不利益な取り扱い及びその示唆、これはだめですよ。つまり、代替施設を見つけなければ海技学校を廃止しますよとか、そういうことは言えないわけですよ。だから、正面から海技学校を廃止することについて国に責任を果たさせるべきだ、そういうことを私たちは言ってきたわけなのですよね。

それで、小樽市は地方財政法との関係で、海技学校や国から廃止しないと、代替施設を見つけないと廃止しますよということはないかと思うのですが、これについてお答えください。

次に、商業高校跡に統合校を持つてくるという計画はなくなったのかという話についてですけれども、先ほど、複合施設ということで、そちらも考えられるのではないかみたいな答弁がありましたが、実際に校舎面積と校庭の面積を足していったら、どう考えてもあの敷地では無理ですよ。

海技学校にある実習棟は真四角の形をしていますから、産振棟とかそういう細長い形の建物ではないのですよね。そういうことになると実習棟の確保も土地上必要になってくる。そうってしまったら、いずれ大幅な改修が必要になってしまうのではないかと思うのですが、これは、教育委員会なのか、市長部局なのか、判断は任せますが、お答えください。

次に、執行機関である教育委員会に話がまだされていない。そういう中で、市長部局としては、さっさと要請に行ってしまった。これは問題だと思わないですか。それは教育長にお話を聞きたいと思いません。

次に、雪山段差解消の処理なのですけれども、この間、入札の内容を見ていると、指名競争入札はいっても、道路除排雪業務のJVを組まなかったところに指名しているのですよ。そうすると、結局、7ステーションになってしまったから、JV構成すると3者以上としてしまいましたから、そのことによって、対応できる業者が少なくなってしまって、結果として随契になっているのではないかと思いますけれども、これについてはいかがか、お答えください。

最後に、私たちの条例案との関係ですけれども、答弁になっていないのです、これも。パブコメすべきだとか、権限に属する問題だとかなんとかあるという話をしていたのですけれども、反対する部分や気にさわる部分はどこかございますかという質問なので、そのことにかみ合って答弁をしていただきたいと思えます。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 小貫議員の再質問にお答えをいたします。私が答弁したこと以外におきましては各担当部長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず私からは、このたび第1回定例会に間に合わずに、さまざまな議案について、専決処分等を行ってしまったことについての指摘があったかと思います。本来であれば、それに基づいた逆算であったり、予測して指示を出すべきではないかということでありましたが、私はもちろんですけれども、職員も含めて、議会の皆様に提出し、審議をいただくということが基本だということ自体は理解をしているところでございます。

ですから、先ほど答弁させていただいたところでお伝えしていたとおり、それに間に合わせたいという思いもありましたけれども、それぞれの中身一つずつ御説明させていただきましたが、それぞれの事情によって、そのときに間に合わなかったというところでございます。

（発言する者あり）

私といたしましても、先ほど言ったように、私も、職員もみんな、そのことが基本ではなくて原則というお話がありましたけれども、原則だということは理解をしておりますが、やはり、時間的に何とか対応できるのではないかとぎりぎりまで調整を凶ってきた結果でもありますので、このたびは、大変恐縮ではありましたけれども、このような対応になってしまったというところでございます。

（発言する者あり）

今後におきまして、御指摘のとおり、私たちが皆様にきちんと提案できるような体制や段取りも含めて、しっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、私からは最後の質問において、答弁させていただきます。議員提案で出されております小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案ということで、御質問としては、反対する部分や気にさわる部分があったらというふうに御質問がありました。

これにつきましては、先ほどもお話しさせていただいたように、このたびは議員の皆様から議会に対して、議員提案されたことでありますので、やはりそれにつきましては、こちらから内容について、指摘する立場にないと思っておりますので……

（「そんなことはないだろう」と呼ぶ者あり）

(発言する者あり)

それについてはお答えを差し控えていただいたところでございます。そのような中であえて述べさせていただきますとということで、2点お伝えさせていただいたところでございますので、そういう観点だということで御理解をいただければと思います。

(「議決したらそのままやるってということなんですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 総務部長。

**○総務部長(日栄 聡)** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

まず、人事についてなのですが、内申 53 人のうち昇任しなかった職員が 62%ということについて、どうやって能力の実証、そういったものを行っているかということなのですが、これにつきましては、内申書ですとか人事評価等もございまして、原部の希望もあるのですが、職員の個々の能力ですとか適性等を把握して、それに基づいて判断した結果ということですので、内申を無視しているということでもございませんので、御理解いただきたいと思います。

(発言する者あり)

それから、留任内申は要らないのではないのかということについてなのですが、それが地公法上の定めはあるのかということについてなのですが、これについては、人事異動の内申は、留任内申も含めて、人事評価とともに地公法の第 15 条に規定しているところでございます。

(「留任もかい」と呼ぶ者あり)

留任もということで理解しております。

(「留任内申なんて書いてないでしょ」と呼ぶ者あり)

(「それ大丈夫ですか」と呼ぶ者あり)

それから、新幹線の残土についての地元説明会の話なのですが、これにつきましては、朝里トンネルがこれから始まるわけなのですが、朝里トンネルというのは、掘削する場所、それが天神から入っていきまして、天神から搬入するという形になっております。ですから、一番近いのが天神町会ということになるわけなのですが、これについては要対策土ではないということで、無対策土ということでございますので、これについて、当初は余市ということであつたのですが、それが変わって札幌になったというところでございます。

(「知らされていないのですかという確認をしているわけなのです。答弁違いますよ」と呼ぶ者あり)

町会が知らされていないということでしょうか。要対策土については、小樽に持ち込む、それから、無対策土は札幌に出すということではなくて、土を置く場所が、地権者がオーケーということが出ればその場所に持っていくということなのですが、それについては、無対策土であっても、当然、小樽に入れるということもあるでしょうし、たまたま札幌の場合には、無対策土を受け入れますよということでしたので、それについては札幌に持っていくということございまして、要対策土を小樽に持ち込む、置いておくということではございません。

(発言する者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 足りない部分につきましては、後で指摘しますので、不規則発言は控えてください。

**○総務部長(日栄 聡)** それから、続きまして海上技術学校の件ですが、寄附金の行為につき

まして、地財法の第4条ですか、その件について質問がされました。割当的寄附金についてなのですが、これにつきましては、小樽市では、国土交通省で廃校するという方針が決まっております、それについて残ってほしいということで話をしております、割当寄附金というのは、どちらかといいますと、国からあなたは幾ら、あなたは幾ら寄附してくださいというような行為、それが割当寄附金になると思うのですが、そういうことではなくて、小樽市が残ってほしいということで、場所を用意するので残ってもらいたいということを行ったことから、この割当寄附金には当たらないというふうに考えております。

それから、同じく海上技術学校の話ですが、5月に小樽が要望した、それは文書としては残っているのですが、代替施設がないと廃止する、そのように言っていなかったかということについてなのですが、国交省では代替施設のことは特に申ししておりません、最初のうちは。とにかく廃止するということだったものですから、小樽市としては、何とか存続してもらいたいということで代替施設を考えたというところでございますので、国交省の指示から、あるいは国交省が望んだというところではございません。

それから、同じく海上技術学校を商業高校跡に移転する場合、面積が大丈夫かどうかということなのですが、これについては、面積的には十分広い、そういう認識ではおりますけれども、今後、規模等については、詳細は機構と協議していくこととなりますので、その後に検討していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 財政部長。

**○財政部長(前田孝一)** 私から3点ほど答弁させていただきます。

まず、職員の資格取得についてでございますけれども、原部が必要があれば予算づけするのかということでございます。先ほど市長の答弁にもございましたとおり、現状におきましても、組織の事情ですとか、業務の執行上必要とされる資格の取得については、公費での負担をしてございます。今後におきましても、その辺の必要性を十分勘案して、予算は対応していきたいというふうに考えてございます。

それから次に、決算見込みに絡んで2点ほど、財政がよい方向に向かっているのか、悪い方向に向かっているのかのことでございますけれども、これは本当に現時点では明確にお答えすることが、非常に難しい状況でございます。

(「いやいや、わかるでしょ、そんなの」と呼ぶ者あり)

確かに29年度予算におきまして、市税収入の増とか、そういう明るい兆しは確かにございました。しかしながら、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、今後も他会計の借入金の残高もまだ残ってございますし、老朽施設の対応、そういった財政需要も今後も見込まれている中にありまして、まだまだよい方向に向かっているというふうには考えてはございません。

ただ、一昨日来、議論がありますとおり、現在、私どもでは財政健全化に向けた計画というものの策定に向けて検討を進めているところでございますので、そういった中でさまざまな財政の健全化に向けた取り組みをしながらよい方向に結びつけるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

(「それは悪い方向っていうことでしょ」と呼ぶ者あり)

それから、続きまして、財政の関係が国の押しつけではないのかというような御指摘でございます。確かに、平成16年度の国の三位一体改革以降、地方財政が急激に悪化する等の状況にはございました。ただ、今後に向けましては、消費税の引き上げに伴います地方財政の強化等も予定されてございます。そういった中で、我々もこれまでも地方の必要な財源の確保については、全国市長会を通じて、これま

で要請してきておったところでございます。国に対しましては、その辺については、今後も引き続き要請してまいりたいというふうに考えてございます。

(「民主党政権でちょっとふえたって言ってあげればいいでしょ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の方はそれで終わりですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(貞本 晃一) 小貫議員の再質問でございますが、今般の条例改正で構造設備の規制緩和がされておりますが、それで宿泊者の衛生環境は確保されるのかということの御質問でございました。

今回の法改正により構造設備などの規制緩和が図られましたところでございますが、宿泊者の安全・安心を確保するための衛生基準につきましては、衛生管理要領で従来どおりの指導が行われることとなります。また、今回は法の改正により無許可の施設に対しましては罰則が強化されておまして、その新たな法改正をもとに、適切な法の運用により宿泊者の宿泊環境が確保されるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、雪山処理、段差解消の業者決定についてですけれども、指名の条件につきましては、公表しておりませんので、私からお話できないのですが、今回、入札不調で随契になっているということにつきましてはやはり好ましくないというふうに考えております。このこともありますので、改めて競争性を持たせるためにも、指名の条件の変更等について、検討していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

教育委員会に、商業高校跡に海技学校が入るということを御報告していないのはおかしいのではないかなという趣旨だったかというふうに思いますけれども、今回、国及び機構に対して、小樽商業高校跡への移転案の方策の一つとしてお示しをしたところでございますが、これまでも地域の説明時でありますとか、それから議会の議論にも、これまでもございましたけれども、商業高校の施設規模が大変大きいということで、広過ぎるのではないかという御指摘もございました。

そういう中であって、こういう議論が地域でも議会でもございまして、教育委員会には、その旨御報告をする中で統合中学校の複合施設化についても検討してまいりますということを報告しておりますので、海上技術学校との複合につきましては、商業高校の施設規模等も勘案しますと、広い産振棟もございます。広い実習室もございます。そういった意味で検討することは可能だということもございましたし、同校閉校後の施設を統合中学校とする考え方は、今のところ、私どもは変わらないこともございますので、現時点では教育委員会定例会で報告を行っておりません。

今後、機構から回答がありました場合など、必要に応じて報告をして協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) よろしいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 小貫議員の再質問にお答えします。

一部訂正がございますので、先に申し上げておきます。留任内申の件ですけれども、地公法第15条の中に入っているというような話をしたところでございますが、留任自体は地公法の定めはありませんけれども、留任内申を含めた人事異動内申、これにつきましては、地公法第15条に規定する能力の実証に当たるものというふうに考えているところでございます。

（「こんな答弁でいいんですか」と呼ぶ者あり）

（「むちゃくちゃだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） お静かに。

16問あったと確認をしまして、そのうち、新幹線トンネルの残土の件でありますけれども、総務部長がお答えしていましたが、無対策土は札幌、要対策土は小樽ということで、市民は知っているのかという質問にはお答えをしていないというふうに思います。

それから重金属、鉛等がまじった要対策土について、残土の受け入れ地域の見直しは考えていないのかということについても、お答えがなかったというふうに思っています。

それと財政部長の財政がよくなっているのか、悪くなっているのか、端的にお答えくださいという中で、先ほど、よくなっている部分もあるとありましたけれども、財政部長なので、この点は、よくなっている、この点は悪くなっている、それでトータル的にどうだということの見識をしっかりと答えていただきたいというふうに思います。

（「財政部長、それぐらい言ってくださいよ」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） よいところというのは、先ほど言いましたとおり、税金については好調というか、底がたい税金が平成29年度決算では見込まれている状況でございます。ただ、今後も人口減少に、なかなか歯どめがかかっている状況でもございますし、先ほど御説明いたしました、まだまだ他会計からの借入金の返済、さらには老朽化施設に対する対策等、いろいろ今後の財政需要というのは、数多く見込まれているような状況でございます。

ですから、そういったことも踏まえながら、あくまでもよい方向に向かうように財政運営をしていくということしか現時点では申し上げられないというふうに思っております。

（「誰も悪い方向に向かうなんてやらないでしょうが。いいのか悪いのかって言わないとだめじゃないですか。なんでしたら計画つくるんですか。いい方向なら計画いらないでしょ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） お静かに。

それでは、総務部長、どうですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） まず先に残土の受け入れ地についてなのですが、現在、鉄道・運輸機構が地元説明会を開催している段階でございます。現時点で市として見直すとか、見直さないとか、そういうことは言えない状況でございます。

（発言する者あり）

それから、無対策土は札幌、要対策土は小樽ということを住民は知っているかということなのですが、今、朝里で出ている土、これは無対策土でございまして、これについては札幌の盤溪に持っていくということは決まっております。ただ、そのほかの地域でトンネルを掘ることになると思うのですけれども、ここで要対策土が出た場合については、通常は地元で出た土は地元で処分するということが決まっておりますので、それを含めて小樽で処分することになると思います。

(「それを知っているのかどうかという話じゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「それを市民が知っているのか聞いてるの。おかしいしょ」と呼ぶ者あり)

(「だめだよ、そんなの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 小貫議員、足りないところがありましたら、御指摘。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫議員。

**○20番（小貫 元議員）** 再々質問します。

(「優しいな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

先ほどの総務部長の答弁から行きますけれども、5月に、こうやって盤溪には無対策土ですよという話をされたところ、その前の小樽市内の塩谷でも朝里川温泉でも、まさか基本的に、先ほど言ったように自分のところで埋めるというのが原則だったから、そんな要対策土だ、無対策土だなんて判断して、ほかのところで持ち込みがオーケーだとは思っていないで、説明会を受けているのですよね、住民は。

塩谷で、実際に今、横坑からはセレンと鉛が基準値を超過していますけれども、これは塩谷で出たのだから塩谷で受けざるを得ないだろうと思って話を聞いているのです。ところが、塩谷工区でさえ無対策土は余市の登町に持っていくという今話になっていますでしょう。何で危険な土だけを小樽に持ち込まれるのか。でも、それは、市民には知らされていない。要対策土であれ、無対策土であれ、現地で受け入れなければいけないのだと思って、説明会を聞いている。

無対策土でいって、そうやって言ったら無対策土を持っていきますよというのだったら、そっちにしてくださいと言いません、普通。だから、そういうことを片方の受け入れ地では、そうやって区別されているのですよというのが、きちんと塩谷では、朝里川温泉はこの間したという答弁でしたけれども、知らされているのですか、知らされていないのですよねと。知らされていませんと答弁すればいいだけの話で、こんな長引く話ではないと思いますので、しっかり答弁をお願いします。

あと受け入れ地を見直す考えはないという話でした。再質問でも取り上げましたように、どうやって対策するかさえ決まっていないのですよ。でも、受け入れ地だけは決まっているのです。そのことに対して、今、見直すことを言うことはしないと断っていましたけれども、本質問ではいろいろ要請していくという話をしていましたから、これとの関係で、今後どういう対応をとっていくのか、お答えください。

先ほどの留任内申の件、これもまた総務部長になりますけれども、地公法15条の話が出ましたが、まさか、そういう答弁が来るとは思っていなかったもので、地公法は持ってきていませんけれども、第15条はたしか任用について定めている条項だったと思います。その任用の中身としては、降任、転任、昇

任、これについて、たしか地公法で別の条項で定めてあったと私は記憶しているのですけれども、そうすると、どこに留任というのが、任用というのはその三つだというのが、私の押さえなのですが、そのどこに留任というのがあるのですかというのを説明してください。

あと雪の条例、これも参った答弁が返ってきまして、議員提案だから俺は知らないという話なのだけれども、それはないでしょうと。実際これが通ったら、執行するのは執行機関の長である市長にあるわけですから、それについて、これをそのまま議決されて執行されると、こういうことが問題です、だから反対ですというのがないと、それは議員提案だから知りませんという話にはならないと思うので、その辺を答弁して、これはいろいろな答弁が返ってくると思って、再質問の準備をしていたのだけれども、その出だしのところでずっととまっているから困っているのです。きちんと答弁してください。

(「議員定数削減のとき、市長に言ってたでしょ、あなた」と呼ぶ者あり)

商業高校の話なのですから、今いろいろ再質問の答弁を聞いていても、何も具体的に決まっていけないのですよね。総務部長は広いから大丈夫だという話をしていましたけれども、今、適配の中では校庭をあそこにつくるのだという話ができている、あそこは全部グラウンドにしてしまうという話をしているのですよ。そうしたら、海技学校が短期大学になって、海技学校のグラウンドはどうするのですか。上に行きなさいという話になりますよね。ただ、そんな話もきつと機構にはされていないと思うのです。そういう具体案もないのに何で要望してしまうのですか。

私は、あの方策を受けたときに出すべきではないと言いましたでしょう。なんだけれども出してしまった。そうすると、どんどん後で、小樽市から要請を受けたからこういう話になっているのですよという話に結果的になってくる。だから、これについては問題だということで、この辺は指摘しておきますが、あと教育委員会との関係では、そういった何も決まっていけないのに問題だと思わないのかと聞いたら、あれこれ言うてはくれたのですけれども、その問題だと思うかどうかというところには触れられていないので、そのことも答弁していただきたいと思います。

旅館業法はやめておきます。

あと、財政の問題ですけれども、よくなっているんだか悪くなっているんだかは言えないということなので、これはきつと悪くなっているのですということを確認していいのか、今の答弁を聞いているとそうとしか聞こえないので、それをお示しください。

(「部長言えないだったら市長言えればいいでしょ」と呼ぶ者あり)

もう一つ、私、国との関係で、結局、財政難の大もとに国の削減があるのではないですかということ、そのことに対して見解を聞いたので、そのことについては答えていないので、再度答弁をしていただきたいと思います。

再度、海技機構に戻りますが、地財法との関係ですけれども、これ、私、言っているのは、国というのは、先ほど言ったように自主的に自治体が言わないとだめなのだから、国が廃止しますと言ったときに条件を出せないのですよ。だから、それはこういった法的位置づけを持って、本来、国が責任を持っていただけませんかという交渉を土台に据えてやらないとだめだったのではないですかという話なのです。ところが、そこをそんたくしてしまって、地方から、この施設はどうでしょうかというのを文書で出してしまった。そこが問題だと言っているのであって、その辺も踏まえて、そういう対応を何でできなかったのか、改めてお答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 小貫議員の再々質問にお答えをいたします。私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは1点答弁させていただきます。議員提案による小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案に対しての指摘ということで、改めてお聞きになられておりますけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、もう既に、これは議員提案によって議会にも提出されている。議会において議論される内容ということで、テーブルに上がってスタートをしているところでございます。

私たちにおきましては、提案されている議案に対して、立場上それに対して指摘したり、それに対しての改善策等を行う立場にないというふうに思っておりますので、それについては、こちらに対して、いろいろとアドバイスや提案、または反対する部分をと、この場でお聞きにはなっておりますけれども、この場において、そのことを市から、また市長からお伝えするのは難しいと思っておりますのでございます。

ですので、その内容については、お話しはしませんでしたけれども、その中で気になる点として、先ほどお話しさせていただいたように、多くの市民の皆様が、事業者また役割について、うたわれておりますので、この条例案を提案するに当たっては、やはりパブリックコメント等市民の声を拾う機会が必要ではないかという点と、その条文中の中において市の執行権に及ぶものが見受けられるので、このことについてあわせて、慎重審議をしていただきたいということについてだけお伝えをさせていただいたところでございますので、御理解をいただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から2点ほど財政関係でお答えさせていただきます。

小樽市の財政は悪くなっているのかの確認ということでございます。

これまで、毎年、中期財政収支見通しでお示ししているとおおり、そのまま小樽市の場合は、現状でいきますと、現在、予算編成する上で財政調整基金頼りになっている部分について、財政調整基金が不足してくる、そういったような方向に進んでおります。ですから、先ほど来答弁してまいりまして、そうならないように、今後、健全化に向けた計画をつくっていく中でその方向をよい方向に結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。

それと国との関係の部分でございますけれども、先ほどもお話ししましたが、いろいろ国の三位一体改革等もございまして、全国的に地方財政が大きく悪化したという、いろいろな経過もございまして、そういった中で、国もさまざまな対応をしながら地方交付税の確保については努めてきたところではございますが、国自体のプライマリーバランスといいますが、財政的基礎収支ですか、そういったことも、なかなか好転しない中で、我々もそういったことも十分踏まえながら、今後も地方財政の財源確保については、要望してまいりたいというふうに考えてございます。

（「国の財政の心配をする必要はないんですよ」と呼ぶ者あり）

（「山田市長のときは悪いとはっきり言ってやってきてけんかしてたでしょうが」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） お静かに。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○**総務部長（日栄 聡）** 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

私からは留任内申についてなのですが、そもそも地公法上留任というものはないですが、条文中に規定はないということでございます。市では、内申書自体が、地公法第15条に規定する能力の実証といたしまして、用いているものでありまして、内申書作成時点における職員の業績、能力を把握する必要があるので、用いているものでございます。

（「それ、人事評価があるでしょ」と呼ぶ者あり）

続きまして、新幹線の残土の地元説明についてでございますが、朝里地区、それから塩谷地区、それぞれの要対策土の搬入を前提に地元で説明しているところでございます。

それから、海上技術学校の件でございますけれども、期限が限られた中で市としてできること、これを示してきているところでございまして、何とか存続していただきたいと、そういう思いで最大限の方策を示したところでございます。

（「全然答弁になっていないじゃないですか、これ」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** まず総務部長ですけれども、先ほど、小貫議員の再々質問の中で無対策土、それから要対策土、それぞれが札幌、小樽というところにあって、そういった内容を市民の方に知らせているのか、端的にその部分だけお答えくださいということですから、先ほど説明したというようなニュアンスのお話ですが、端的にそういう趣旨のことを説明したのかどうか、このことについてお答えをいただきたい。

それから、くどいようですが、財政部長、悪くなっていると確認していいのかまで聞いているわけですから、悪くなっている、よくなっている、現状と変わらない、この答え方しかないということなので、ですから、この部分ではどうのこうのというそういう説明があってもいいですが、最終的にはどうなっているのかということをお答えいただきたいというふうに思います。

この2点、説明員の答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 総務部長。

○**総務部長（日栄 聡）** 失礼いたしました。新幹線の残土についてなのですが、これについては地元で説明しているということでございます。

（「塩谷にも」と呼ぶ者あり）

朝里、塩谷地区にそれぞれ要対策土搬入を前提に地元で説明しているというふうに聞いております。

（「していないって」と呼ぶ者あり）

（「でたらめ言っちゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 申しわけありませんが、この場でそれが正しいか、そうではないか、そういうことを議論する場ではありませんので、今の答弁を受けて、どこかの場所でやっていただきたい、そう思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 財政部長。

○**財政部長（前田孝一）** 今後どうするかということを除くのであれば、あくまでも、これまで中期収支見通しでお示ししていますとおり、現状では悪い方向に向かっているというふうに思っております。

（「何で最初から言わないのさ」と呼ぶ者あり）

（「最初から言えばいいしょ」と呼ぶ者あり）

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小貫議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

商業高校跡への海技学校の移転について、教育委員会としては、統合計画に問題があるのではないかと御質問だったというふうに思いますけれども、現状では、あるか、ないかというふうに聞かれますと、影響は当然ながらあるというふうに思っております。

ただ、まだ海上技術学校側が商業高校跡を活用するのかどうか、それから活用する場合、どのぐらいの面積が必要でどのような利用を予定しているかなど、その影響の度合いが全く現在のところ、不明ということでございますので、現状では教育委員会に改めて御報告できる内容ではないものということから、教育委員会には報告をしていないということでございます。

今後、海上技術学校が商業高校跡への移転を希望されるという回答があった場合や、具体的な利用活用方法等が判明した場合には、教育委員会に報告をさせていただくとともに、必要に応じて協議をいただいてまいりたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 小貫議員よろしいですね。

以上をもって会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時27分**

**再開 午後 4時00分**

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き会議を再開し、質疑及び一番質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) これより、森井市長の政策について、質疑及び一般質問をさせていただきます。

森井市長が市政のかじ取りを始めて、丸3年が過ぎました。私が思うに、議会においては森井市長が提案することは、まず反対、こんな状態ではないでしょうか。

(「議決してるでしょ、ちゃんと」と呼ぶ者あり)

先を見据えて、よいものはよい、悪いものは悪いと判断することは結構なことです。あくまでその判断基準には、市民にとってよいのか悪いのかであります。森井市長に対する感情論や好き嫌いで判断してはいませんか。

(「していません」と呼ぶ者あり)

私が思うに、市長に対する個人攻撃になっていませんか。

(「なっていません」と呼ぶ者あり)

見方を変えれば、いじめになっていませんか。

(「なっていません」と呼ぶ者あり)

たとえ小さなことでも、市民のためによいと思えることは、議員の皆さんも一緒に取り組むべきではないでしょうか。

(「これ質問か」と呼ぶ者あり)

森井市長は、歴代の市長ができなかったことも幾つか実現してきております。そして、常に市民目線、

市民本位の姿勢を崩さず、政策を一つずつ積み重ねてまいりました。本日は、この3年間を振り返り、実現されてきた、あるいは実現間近な政策について、質問をさせていただきます。

五つ質問がございます。まず一つ目、森井市長が就任以来、政策に対する考え方でぶれずに貫いてきたことは何ですか。二つ目、就任前に実現できていなかったことで、森井市政になってから実現できたことは何ですか。三つ目、同様に、就任前に実現できていなかったことで、今実現へ向け着手している案件があれば教えてください。四つ目、そのほか、この3年間実現できたことをお話してください。私はわかっていますが、あえて質問させていただきます。

(「したらいいんじゃないか」と呼ぶ者あり)

五つ目、今後の市政運営の上で森井市長が考える重要なポイントは何か、お話しください。

以上、再質問を留保して、本質問を終わります。

(「事実に基づいて質問してくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「提案するものを全部反対していないでしょうか」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 3番、安斎哲也議員。

**○3番(安斎哲也議員)** 今の石田議員の質問の中で、市長が提案するものを反対すると議会側のことをおっしゃっていましたが、否決するものもあれば、修正可決するものもある、そして可決するものもあります。提案するものを反対というのは事実と反しますので、今の石田議員の発言は訂正か撤回をお願いしたいと思います。議事精査をお願いします。

**○議長(鈴木喜明)** ただいま安斎議員からの議事進行であります、そうではないですかということをつけ加えた部分があったというふうに思っています。断定的に聞こえそうではありますが、そうではないのかという問いかけにもとれるので、この際、今は不問にいたします。

説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

(森井秀明市長登壇)

**○市長(森井秀明)** 石田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま私の政策について御質問がありました。

初めに、就任以来貫いてきた考え方につきましては、この町で生活している人を大切にする政策を第一に考え、市民の皆様が住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めることが何より重要であると考えております。

このため、市民の皆様のお身近な行政サービスの向上、未来の小樽を担う人づくり、町の元気を取り戻すための地域資源を生かした経済対策などを一つ一つ着実に実行に移していくとともに、市民の目線に立った市政運営を行うため、市政への市民参加の拡大を図っていくことを重視してきたところであります。

(「漁業者も市民だぞ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

次に、就任前に実現できていなかったことで実現できたことにつきましては、就任前のことは、私の把握している範囲ですが、公約の項目に沿って主な取り組みを申し上げますと、安心して安全なまちづくりとしましては、まちづくりエントリー制度の導入、除雪第1種路線と除雪第2種路線のうち、バス路線の路面整正の強化、多くの市民や観光客等に利用される公共施設における和式トイレの洋式化等の計

画的な整備を行いました。

子育て支援と高齢者対策の充実としましては、子供の医療費助成の拡大、日帰りで母体のケアや育児指導を行う産後ケア事業、内視鏡検査による胃がん検診の導入、後期高齢者歯科健診診査の無料の実施、銭函駅のバリアフリー化、施設整備を行いました。

中心市街地の整備、再開発と空き家対策としましては、小樽市空家等対策計画の策定と特定空き家等の措置や空き家の活用に関する講座を行いました。

(「前から取り組んでいる」と呼ぶ者あり)

教育改革としましては、学校等を拠点に地域伝統文化を学ぶふるさと教育推進事業、全小学校への英語の外部講師の派遣、小・中学校各1校を指定したキャリア教育推進事業、市内小学校におけるプロスポーツ選手との交流授業を行いました。

(「前からやってたしよ」と呼ぶ者あり)

(「あんたが持ってきた話じゃないしよ」と呼ぶ者あり)

まちが元気になる経済対策としましては、日本遺産認定に係る取り組み、ふるさと納税をしていただいた個人の方へ地場産品を活用したお礼の品の贈呈を行いました。

このほか、小樽市手話言語条例及び小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例の制定、持続可能な公共交通網の構築に向けた小樽市地域公共交通活性化協議会の設置を行ったところでもあります。

(発言する者あり)

次に、就任前に実現できていなかったことで、今実現へ向け着手をしている案件につきましては、先ほどと同じく公約の項目順に申し上げますと、防災行政無線の整備、第3子以降の保育料の完全無料化、病児保育事業、南小樽駅のバリアフリー化、施設整備、新・市民プールの整備に向けた取り組み、ロケツーリズムによるシティプロモーション、小樽市中小企業振興基本条例の制定などです。

(「あんたが全部やってきた話じゃないでしょ」と呼ぶ者あり)

次に、そのほかのこの3年間で実現できたことにつきましては、同じく公約の項目順に申し上げますと、除雪第2種路線の出動基準の15センチメートルから10センチメートルへの引き下げ、既存の街路防犯灯のLED化に対する助成……

(「それ違うでしょ」と呼ぶ者あり)

(「だめだこの答弁」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

消防団の活動服等の更新、小樽協会病院の分娩取り扱い再開に向けた支援、外国語指導助手や学校図書館司書の増員、小・中学校の机、椅子の計画的な更新、プロモーション映像制作、移住・起業希望者の小樽体験ツアー実施など移住促進の取り組みを拡充したほか、旧寿原邸の活用に向けた整備や人材育成のため、総務省自治行政局、国土交通省北海道運輸局、北海道銀行への職員派遣、小樽市人材育成基本方針の改訂などを行ったところでもあります。

(発言する者あり)

次に、今後の市政運営で重要と考えるポイントにつきましては、未来に向けた人への投資が重要であると考えており、子育て支援の充実とともに教育力の向上を図り、子供たちが将来この町で活躍できる環境づくりに力を入れてまいりたいと考えております。

そして、今後においても、この町で生活している人を大切にする政策を第一に考え、財政健全化や人材育成などによる組織力の向上を図りつつ、市民の皆様の声に耳を傾けながら、多様な主体と連携、協

働するとともに、市民の皆様にも御協力をいただき、歴史的資源を初めとしたこの町のすばらしい特性や資源を生かして、住みよい町、人に優しい町を実現していくことで、この町の元気を取り戻し、人口減少に歯どめをかけてまいりたいと考えております。

(「これちょっと、うそばかりこいてたらだめですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、15番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、濱本進議員。

○15番(濱本 進議員) ただいまの市長の答弁の中で何点か事実と違う答弁がありましたけれども、特に指摘をしておきたいのは、街路防犯灯のLED化の転換ですが、これは市長が考えて、市長が実施したわけではありません。その前から話があって、制度設計はもう終わっていたのです。中松前市長の時代にもう制度設計が終わっていて、実施が平成27年度からです。自分の話ではないと思います。私はそう聞こえたので、市長の発言の部分の議事録を精査してもらいたいと思います。

(「まだ他にもあるよ、あんたの手柄にしたの、何だよそれ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) ただいま濱本議員の議事進行でありますけれども、質問に対する答えが不適切という部分が含まれているということですね。

(「虚偽答弁になっちゃいますよ」と呼ぶ者あり)

(「不適切で虚偽です」と呼ぶ者あり)

議会議論の中で、質問の中で、その部分が質問に当たらない、虚偽というふうにとられかねないかもしれないというのは、精査する必要があるというふうに考えます。よって、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時13分**

**再開 午後 7時10分**

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

石田議員の質疑及び一般質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって延会いたします。

**延会 午後 7時11分**

---

### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松田優子

議員 川畑正美

平成30年  
第2回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成30年6月14日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

13番 酒 井 隆 行

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	林 秀 樹
選挙管理委員会 委員長	大 淵 勝 敏	水 道 局 長	伊 藤 和 彦
総 務 部 長	日 栄 聡	財 政 部 長	前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長	加 賀 英 幸	生 活 環 境 部 長	鉢 呂 善 宏
医 療 保 険 部 長	相 庭 孝 昭	福 祉 部 長	勝 山 貴 之
保 健 所 長	貞 本 晃 一	建 設 部 長	上 石 明
消 防 長	土 田 和 豊	病院局小樽市立病院 事務部長	金 子 文 夫
教 育 部 長	飯 田 敬	総 務 部 長	西 島 圭 二
選挙管理委員会 事務局 長	関 朋 至	企 画 政 策 室 長	
財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生	総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

**開議 午後 2時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第4号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、質疑及び一般質問を行います。

この際、昨日の石田議員の質疑及び一般質問に対する市長答弁に関し、濱本議員からの議事進行により、議事を中断し、答弁内容の精査を行った結果について、議長から申し上げます。

石田議員の、「この3年間実現できたことをお話してください」との質問に対する答弁中、市長がこの3年間で実現できたことの一つとして答弁した既存の街路防犯灯のLED化に対する助成につきましては、中松前市長がその助成制度の制度設計を行い、3カ年の事業として初年度予算を平成27年第1回定例会で議決し、同年3月末には事業に関する案内を、対象団体や町会に配布するなど、森井市長が同年4月30日に就任する前に、つまり、中松市長の任期中には事業は既にスタートしていたというのが、事実であります。

これにつきましては、明らかに森井市長が実現した事業ではなく、中松前市長時代に実現されたものであり、あたかも森井市長が始めた事業であると答弁するのは事実と反しているということで、議事録の精査を終えました。

このことについては、昨晚、森井市長が議長室を訪れた際、市長御本人に確認いたしましたところ、石田議員の質問の趣旨は、あくまでも森井市長が就任した3年間で実現した事業は何かであり、本事業については、事業開始2年目、3年目の予算を計上し事業を進めたのは、森井市長自身であるとの認識を持たれているとのことであります。

本事業が中松市長時代に企画立案され、実現された事業であることは、森井市長御自身も承知しているとのことでありますが、市長いわく、質問では、森井市長が企画立案した事業は何かとは聞かれていないとのことでした。答弁においては、あくまでも本事業の2年目、3年目について、森井市長自身が予算計上し助成を推進してきたことも実現したと答えたものであり、森井市長自身が企画立案した事業であるなどとは一言も答えていないことから、答弁に誤りはないと考えている、とのことを聞きました。

（「泥棒って言うんですよ、そういうの」と呼ぶ者あり）

要するに、昨晚市長から伺ったお話では、この答弁には、森井市長御自身が企画立案した事業だけでなく、前市長時代から継続して行っている幾つもの事業について、単に森井市長が予算を計上しただけの事業についても、実現の中に含まれるということでありました。

このことから、議長としては、このたびの市長答弁は、不十分な答弁であったと言わざるを得ません。今後、このような誤解を与えるような答弁をしないことを求めます。

濱本議員に申し上げますが、今、お聞きのとおりであります、いかがですか。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、濱本進議員。

**○15番（濱本 進議員）** 今、議長のお話を聞いていて思うことは、議会における市長の答弁は、質問者はもとより議会全体に、そして市民に対する答弁だと私は理解しております。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

聞いている側が誤解を招くことはあってはならないものであります。誤解を招かないような、自分は誤りではないといっても、聞いている側が誤解するような答弁では、全く不正確であり不十分であります。

また、今のお話の中での市長の論理は、少なくとも私には理解できません。何とかの常識、世間の非常

識ということはよく言われております。この常識を理屈という言葉に置きかえれば、まさに市長の理屈は世間のへ理屈だと言われても仕方がないと思います。

本来であれば、市長の答弁を修正していただきたいところではありますけれども、議長の議事進行に対する御判断について私は受け入れますし、市長の答弁の疑義の部分については、また理屈の部分については、この後の予算特別委員会等々で指摘をさせていただきます。

議長、どうもありがとうございました。

**○議長（鈴木喜明）** 濱本議員にとっては、納得できないところがあるかと思いますが、後の件は、委員会で質問をしていただきたいと思います。

これで、濱本議員の議事進行の処理については終わります。

それでは、中断しておりました石田議員の質疑及び一般質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 6番、石田博一議員。

**○6番（石田博一議員）** 再質問ですけれども、質問は、私は特に時間が短いのですが、一つの流れの中でやりたかったのですけれども、このように昨日から中断されて入りづらい部分もあるのですが、大変迷惑をしていると。そして……

（「早く質問してください」と呼ぶ者あり）

（「その時間をもったいないですよ」と呼ぶ者あり）

要するに、結果として、虚偽答弁でもなければ答弁漏れでもなかったのに、このような事態になってしまったということに、非常に私は憤慨しています。

（「何言ってるんですか」と呼ぶ者あり）

ただ、濱本議員に限らずほかの議員の方々も、今後、その議事進行をしていただくときには、くれぐれも細心の注意を払ってやっていただきたいと思います。

（「何の権限あって言ってるんですか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

さて、それでは再質問に入ります。

（「もう時間ないって、終わったほうがいいって」と呼ぶ者あり）

再質問に入ります。

きのう、市長から、この3年間のいろいろな実績等をお話しいただきました。御高齢の方や子育て世代、そして、未来ある子供たちのためにさまざまな政策を積み重ねてきていただきました。その結果、現在のこの小樽市、どのような状態になってきているのか。また、どのような兆しが見えてきているのか。それを市長にお尋ねしたいと思います。お願いします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 石田議員の再質問にお答えをいたします。

今までさまざまな政策を行った結果、どのような状態になってきたのか、またどのような兆しが見えてきたのかというような御質問かと思いますが、例えばですが、子供たちの学力が非常に上昇しているというようなお話を、教育委員会等から御報告を受けたりとかしているところでございます。

（「非常にじゃないでしょ。微々でしょ」と呼ぶ者あり）

非常に子供たちが頑張って、そのような状況になってきているというのは、喜ばしいことかなと感じているところでございます。

また、今、歴史文化基本構想であったり、日本遺産の登録に向けて一生懸命取り組んでいるところでございますが、そのような歴史的資源を掘り起こす政策に呼応するかのように、ニトリを初めとした市外企業が、歴史的建造物を再活用されるような動きが、大変最近目に見えるような形になってきていると……

(「昔からありますって、その動き」と呼ぶ者あり)

思っているところでございます。

また、時を同じくして、それと同じような流れの中で、ホテルの建設も動き始め、先々の4月には9年ぶりに100室以上のホテルの建設が動き始めたところでありまして、今増築中、建設中、さらにはその建設に伴う問い合わせ等の動き等も耳にしているところでございます。

先日も、ほかの議員の質問にも答弁させていただきましたが、観光入込客数は、おかげさまで14年ぶりに800万人を超えて、宿泊客数におきましても75万人と、上昇が続いているところでございますし、特に、外国人観光客が20万人を超え、過去最高をずっと記録しているところでございます。

このような好調な観光産業を中心に、小樽市内のさまざまな御商売をされている方々の御努力によって、商業地の地価がずっと下がり続けていた状況だと聞いておりましたが……

(「長いな」と呼ぶ者あり)

ここ2年、上昇に転じていると聞いております。

(「あなたの演説会じゃないんですよ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

また、人口においても、ずっと2,000人以上の減少が続いておりましたけれども……

(「簡潔に」と呼ぶ者あり)

昨年は1,800人台まで抑制されたということも、報告を受けているところでございます。

このように、少しずつではありますけれども、そのようなよき兆しとしては、見えてきている部分もあるのかなと感じております。

これらにつきましては、決して市で取り組んでいる政策のみをもって実現できているわけではないと思っておりますけれども……

(発言する者あり)

この間、行ってきた政策に対して、多くの方々から、実現したことに対する喜びの声であったり、また感謝のお言葉などを、かなり多くの方々から、相当数お話を耳にしておりますので、今お話をさせていただいたような関係者の方々の御努力や取り組みと、また現在行っている市の政策、またその方向性がマッチし、リンクし始めているのではないかなと感じているところでございます。

(発言する者あり)

何にいたしましても、そのように一生懸命努力をされている……

(「うるさい、答弁の最中だ」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 説明員に申し上げます。答弁はもう少し簡潔にお願いします。

**○市長(森井秀明)** そのように努力をされている多くの方々の取り組みに対して、深く敬意を表するとともに、今までこのように多くの政策に対して、実現をしていただいた多くの関係者の方々、そして市役所職員の皆様に、改めて深く感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

しかしながら……

(「いいよ、もう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

このような兆し等が見え始めているとは思いますが、これが先々から見て、一過性だった、そのときだけだったと、後ほど言われるようになるのはやはりだめであるというふうに思っておりますので、このようなよき兆しが何年も続くように、これからも取り組んでいかなければならない。

特に、人口減少においては、非常に難しい問題でもあると思いますので、皆様にもお示しさせていただいているように、小樽商科大学との共同研究の結果であったり、また現在多くの皆様に御協力をいただいている総合計画の策定など、このようなものを通して、市の方向性や取り組みを、市民の皆様と一緒に共有しながら取り組むことによって、一過性でなくてよき兆しをいい方向にこれからももっていきたい、このように考えているところでございます。

(「何でじゃあ財政が悪化しているのですか」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) お静かに。

(「都合のいいことばかり言ってたってだめなんだって」と呼ぶ者あり)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) 市長、ありがとうございました。やはり……

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 再々質問ですか。きちんと述べてから言ってください。

○6番(石田博一議員) 再々質問をしたい。

再々質問というよりも比較的まとめになるかなと思いますが、このように、やはり……

(「まとめて何」と呼ぶ者あり)

きのうきょうのお話を聞いて、公約、それ以外のことも一つずつ着実に実行してきているわけですから、ましてこのような新しい動きも小樽市内に生まれてきていると。やはり我々議員も市民のためにもっと一緒に取り組んでいくべきではないかなと、私は思います。

現在の小樽は大変な状況だと思うのです。ですから、何か余り変なことでもめるような、そんなことはこれからはないように、ぜひ議員の方々のさらなる奮闘もお願いして、私の質問はこれで終わります。

(「何だよ、議員に対して質問してんのか」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 質問ですか、今のは。

(「いえ」と呼ぶ者あり)

どこが質問ですか。

(「何を言ってるんだ」と呼ぶ者あり)

(「再々質問でしょ」と呼ぶ者あり)

(「削除しろ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○6番(石田博一議員) 再々質問というよりは、まとめになりますというふうにして、今話しました。

(「再々質問じゃないしょ」と呼ぶ者あり)

(「まとめて何ですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「削除だ、削除」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 石田議員に申し上げますけれども、再々質問、質問ということですから、何かしら説明員側に答弁を求める。もしそういうのでなければ、単なる自分の意思を言うだけということに

なりますので、それでは再々質問はないということになりますよ。

(「職権で削除」と呼ぶ者あり)

(「削除してください」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

何番ですか。

(「6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 6番、石田博一議員。

**○6番(石田博一議員)** それでは、続けます。

(「いやいやいや」と呼ぶ者あり)

(「だめだって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「ちょっと待ってよ。今の整理しなきゃだめだって」と呼ぶ者あり)

(「やめなさいってもう」と呼ぶ者あり)

(「時間の無駄になる」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 今おっしゃったのは、それでは終わりますと言って終わったのですけれども、再々質問にはなっていないです。質問になっていないのですから、その取り扱いについては、これは質問ではありませんので、取り扱えませんが、よろしいですか。

(「削除ということですか」と呼ぶ者あり)

(「ルールちゃんとわかって質問しなさい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「だめだって」と呼ぶ者あり)

(「だめだ」と呼ぶ者あり)

議事進行ですか。

**○6番(石田博一議員)** いえ、違います。

(「何」と呼ぶ者あり)

であれば終わります。

(「終わるのいいけど、削除になるんですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 今のは質問になりませんが、議事録として削除することはできませんので載せますが、質問にはなっていないですね。ですから、今後は気をつけるように。

石田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 3番、安斎哲也議員。

(3番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

**○3番(安斎哲也議員)** 質問します。

市長提案説明冒頭、前定例会後から連発で発生した行政事務における不適切処理についておわびされ、今後の対応について述べられました。

まず、固定資産税・都市計画税の算定にかかわって質問をします。

現時点で、事故内容をどう把握されていますか。私としては、引き継ぎの問題もあると思われませんが、その根幹たるものは、森井市政になってからの早過ぎる人事異動だと思います。見解を伺います。違う場

合は、なぜそう思うのか、理由と根拠を示してください。

今回の問題も含め、早過ぎる人事異動をなぜ発令する必要があるのでしょうか。今後の対応としては、次があるかわかりませんが、森井市政下での早急で極端な人事異動の見直しが必要だと考えませんか。

勤労青少年ホームでのアスベスト処理についてです。

4月13日のひる石の剥離確認後、市長には、20日と26日に二度、状況と分析調査の実施と結果について報告がありました。アスベストについては、大小関係なく社会問題になっており、原部原課から最初に報告があった時点で、政治判断として公表すべきものだったと思います。1カ月近くも公表しなかった市長の政治判断は誤りと考えます。6月の定例記者会見でも記者の指摘がありました。市長の見解を求めます。

次に、出馬表明についてです。

これまで、市長選への出馬表明をされていない理由をお聞かせください。また、いつ表明されるのでしょうか。未定の場合は、なぜ未定なのかをお聞かせください。

また、迫俊哉氏の市長選出馬表明について、市長会見で、パーティー券事件について説明責任を果たすべき、きちんと謝罪をしてからと述べました。もしそれが必要であれば、説明責任とは何で、どう足りないのか、具体的に言うべきです。お聞かせください。

パーティー券にかかわった職員への不信があるようですが、では、なぜ以前に略式起訴を受けた元職員やかかわった職員を副市長に選任しようとしているのか。パーティー券事件について追及した私としては、相当疑問です。お聞かせください。

さらに、市長は、平成27年第3回定例会における副市長の選任において、公明党の松田議員のパーティー券事件にかかわる本質問に対し、何と答弁されていましたか。最初に、副市長に選任しようとした方は略式起訴とともに懲戒処分、先日の記者会見で出馬表明をされた方は訓告です。一方で、重ねて追及しないというのに、一方で説明責任と謝罪を求めるのは、なぜですか。

辻立ちについてです。

前回選挙前・選挙時に、市内各地で同様に辻立ちをされていました。現在、森井さんが政治活動として行ってきた辻立ちを市長という立場になってもしているから、市長公務と位置づけているという認識ですか。

辻立ちについては市長公務だと言っていました、いつも答弁される他都市の市長公務に、辻立ちも区分に入っているのか、お示してください。

辻立ちの根拠に、市民の声を肌で感じると言いますが、感じた結果、どういうものかお示してください。

今年度に入って、その公務中、警察から注意されたと聞きます。その理由をお聞かせいただき、公務中に市長自身が注意された事案が過去にあったのか、お聞かせください。

市長は、提案説明冒頭に行政事務の不適切な取り扱いについて信頼を損なうものとしていますが、市長公務中に警察に注意されることは、信頼を損なうものではありませんか。

市長公務というならば、なぜ「もりい秀明」ののぼりと一般人の名前だけを明記したのぼりを立てる必要があるのですか。その氏名が書かれたのぼりですが、公選法に抵触するおそれがあるという議会議論を受け、私は現在しておりません。でも、市長は続けています。

ことし3月の予算特別委員会で、選挙管理委員会事務局次長は、この行為における判断について、どのように答弁しましたか。氏名を明記したのぼりにおいて、違法か、違法ではないか、または注意の対象となる判断材料は何ですか。

こののぼりを含め、選挙管理委員会が注意をしている事例があると思いますが、それはどのような内容ですか。どのような内容で何件ありますか。

最後に、除排雪について伺います。

共産党から除排雪に関する条例案が提出されました。共産党も言っていましたが、森井目線から市民目線へ、まさに雪山もりもり事業からの脱却の思いが込められた内容と思っております。その中で、私も何度も求めている地域総合除雪計画の策定です。なぜ、市長はそれをつくろうと思わないのか、お答えください。

次に、私は市長が出席する除雪対策本部の会議を公開すべきと思いますが、見解を伺います。

最後に、市長は、なぜこのような条例案が提出されたのか、わかりますか。認識と見解を伺います。

再質問を留保して終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 安斎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、不適切処理、対応に関連して御質問がありました。

まず、固定資産税・都市計画税の算定にかかわってについてですが、現時点での事故内容の把握につきましては、今回の固定資産税・都市計画税の評価がえにおける路線価の再算定は、公示地からの路線価算定において、方位による価格差を是正する方位補正の適用が行われていなかったというものであり、業務の引き継ぎや業務委託業者との協議内容の確認が十分に行われていなかったことが、発生原因であると考えております。そのため、業務手順を見直し、業務の引き継ぎを綿密に行い、業務における情報共有を一層密にするよう、指示をしております。

次に、今回の問題の根幹に対する見解につきましては、人事異動は職員個々の能力、適性等を把握し、これらを踏まえ、組織の機能と職員の資質能力の向上を目指して適材適所の観点から行うものでありますので、担当者の異動を初め突発的な事態が発生しても業務が継続されるよう、職員や職場が強い自覚と緊張感を持ち、日ごろから準備を整えておくことが重要であり、今回の問題の根幹が人事異動であるとは考えておりません。

次に、人事異動が早過ぎるとの御指摘につきましては、係長職以下については4年での異動を基本に考えておりますが、採用時に30歳を超える職員には、多様な経験を積ませる観点から、原則2年で異動対象としているほか、個別の事情によっては異動が早まる場合があると考えております。また、管理職については、総体数が少ないことから、特に退職者が多い場合には、異動サイクルが短くなることもあり得るものであります。

いずれにいたしましても、人事異動による職場の状況を最大限考慮し、時々の状況に応じて適切な人事異動に努めておりますので、御指摘には当たらないと考えております。

次に、勤労青少年ホームのアスベスト処理についてですが、最初の状況報告があった際に公表すべきではなかったのかにつきましては、担当課から、ひる石は石綿の含有量が極めて少なく固化された状態であり、除去後にビニールで養生していることから、飛散のおそれがないとの報告を受けており、また、その後大気濃度測定を実施したところ、石綿が不検出であったことから、健康への影響はないものと判断し、今定例会での報告を予定しておりましたが、積極的な公表は行わなかったものであります。しかしながら、このたびの不適切な処理が大気汚染防止法に抵触するおそれがあったことから、今回の公表に至ったものであります。これら一連の判断を、改めて振り返ると、もう少し利用者に配慮した対応をすべきであったと思っております。

次に、来年4月の市長選について御質問がありました。

初めに、出馬表明についてですが、まず、これまで市長選への出馬表明をしていない理由などにつきましては、現在、本市が抱えるさまざまな課題に全力で取り組んでいるところでありますことから、私の進退につきましては、残された任期に全力を注ぎながら、その上で適切な時期に判断をしたいと考えております。

次に、私が記者会見で述べた説明責任につきましては、政治家を目指されているのであれば、公務員とは違う説明責任が生じるものと考えております。

(発言する者あり)

そのため、政治資金規正法違反問題について疑問を持つ市民がいる限り、政治家を志す以上は、みずからがかかわった問題について、有権者である市民に事件が発生した背景を含めて説明を行うことが、果たすべき責任のあり方であり、現時点ではそれがなされていないのではないかと考えております。

また、どう足りないのかということにつきましては、市民の意見をお聞きし、みずからが判断すべきことではないかと考えております。

(「あんたが言うことじゃないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、なぜパーティー券事件の関係者を副市長に選任するのかにつきましては、私としましては、政治資金規正法違反問題とのかかわりがあったかどうかではなく、ともに市政の運営を担っていただくに当たり、私と共通認識を持ち、市政全般に精通し、市職員の模範となるすぐれた人格であることなどを重視して、選任をしたものであります。

(「舌、何枚あるのよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、平成27年第3回定例会における公明党松田議員の質問に対する答弁内容につきましては、政治資金規正法違反問題について、議会の場での追及や、さらには警察の裁判において厳格な処分を受け、それを全うされた方々に対して重ねて追及する考えはなく、それにかかわっていたかいないか、私を応援してくれていたかいないかではなくて、市民の皆様の期待に応えるべく公約の実現に向け、それを理解して役割を果たしていただくということを第一に考えて、副市長を選任した旨の答弁をいたしました。

(発言する者あり)

次に、説明責任と謝罪を求めることにつきましては、繰り返しになりますが、政治家を目指されているのであれば、公務員とは違う説明責任が生じるものと考えております。

(「どう違うの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

そのため、政治資金規正法違反問題について疑問を持つ市民がいる限り、政治家を志す以上は、みずからがかかわった問題について、有権者である市民の皆様に事件が発生した背景を含めて説明をし、謝罪すべき点があれば謝罪することが、果たすべき責任のあり方ではないかと考えるためであります。

(「謝罪求めてたじゃないか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、辻立ちについてですが、まず、市長就任後の辻立ちの位置づけにつきましては、明確な基準がない中、基本的には行政機関の長としての活動が公務になるものと考えておりますが、市長は公選の政治家としての側面もあることから、その立場で意見表明や意見交換、政治的会合への出席などを行う場合もあり、これら全てが公務と位置づけられているものと認識をしております。

このことから、私が市長就任後に行っている辻立ちにつきましても、市民の皆様の意見を伺う機会としていることから、市長公務と位置づけているところであります。

次に、他都市の市長公務の区分に辻立ちも入っているのかにつきましては、参考にしている他都市の市長公務には辻立ちとは明記されておりませんので、区分に含まれるかどうかはわかりません。

次に、辻立ちで市民の声を肌で感じた結果につきましては、市政に対する市民の皆様の受けとめ方を自分なりに感じとり、市政運営の参考にさせていただいております。

次に、辻立ち中に警察から注意されたのかにつきましては、警察が現状確認に来られたことはありましたが、注意されたことはありません。また、過去にも、私が辻立ち中において警察が現状確認に来られたことはありましたが、注意されたことはありません。

次に、辻立ち中に警察に注意されたことは、市政の信頼を損なうものではないかという御指摘につきましては、辻立ち中に警察に注意されたことはありませんので、御指摘には当たりません。

次に、なぜ辻立ち中に、私と一般の人ののぼりをそれぞれ立てる必要があるのかにつきましては、私が市長公務の一環として政治活動に近い活動を行う場合に、私と同じ志を持つ方が同席、同行することはあり得ると思っており、その活動を通行中の市民の皆様に認知していただくため、それぞれのぼりを立てて行っているものであります。

次に、除排雪について御質問がありました。

まず、除排雪に関する総合的な計画の策定につきましては、本市の除排雪業務を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行などにより、今後、変わっていくものと考えられる一方で、厳しい財政状況も続くことが見込まれることから、より効率的で効果的な除排雪作業を進めていかなければならないものと認識をしております。

そのため、私が市長に就任以来、段階的に取り組んでおります除排雪の見直しを検証し、課題を整理し、解決していくことを繰り返すことで、よりきめ細やかな除排雪を実現するものと考えており、総合的な計画の策定につきましては、その必要性を見きわめた上で判断をしまいたいと考えております。

次に、除雪対策本部の会議につきましては、私としては、きめ細やかな除排雪に取り組むことを公約として市長に就任していることから、本部員と共通理解を図るために会議に出席することはありますが、この会議の趣旨は、あくまで共通理解を図ることが目的であるため、当該会議に限らず、公開された場で行う考えはありません。

(「おいおいおい」と呼ぶ者あり)

次に、なぜ条例案が提出されたのかにつきましては、条例等の目的にも記載されているとおり、市民及び事業者が協力し合い、秩序ある雪処理を行うことにより、市民が安心して安全かつ快適な冬の暮らしを築くことができるように、施策の基本となる事項を定めるために提出されたと認識をしております。

(発言する者あり)

また、今回、議員の方々から当該条例案を提出されたことにつきましては、市民の皆様が快適な冬の暮らしを築くために形にされようとしていることは、大変よいことと考えております。(拍手)

(発言する者あり)

(「人の質問の答弁に拍手しないでよ」と呼ぶ者あり)

(「おかしいよ、本当に」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(大淵勝敏) 安斎議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、来年4月の市長選について御質問がありました。

初めに、辻立ちでございますが、まず、ことし3月の予算特別委員会での当委員会事務局次長の答弁につきましては、具体的に違法なのかどうかの判断については差し控えさせていただきましたが、一般論としては、政治活動の一環として、候補者等の氏名、または氏名が類推されるような事項を掲示することは、公職選挙法第143条第16項に規定されているもの以外はできないこととなっており、氏名または氏名が類推されるのぼりはこの規定に当たらないことが多いと考えられる旨、答弁させていただいております。

次に、氏名を明記したのぼりは違法かどうかにつきましては、当委員会が違法か否かを判断する立場にはありませんが、当委員会としては、そのような事例に対し、注意喚起や助言を行う場合があります。その判断材料につきましては、先ほど述べました公職選挙法第143条第16項の規制を受けるのは、個人または後援団体の政治活動を対象としていることから、そののぼりが政党、その他の政治団体が行う政治活動用のものなのか、個人または後援団体の政治活動用のものなのかが、一つの判断材料となります。

次に、当委員会として、注意喚起や助言を行った事例の内容につきましては、一例を申し上げますと、さきに述べましたのぼりの使用に関することや、個人または後援団体の事務所において掲示する立て札・看板の類の掲示方法、またある行為が寄附行為に当たるかどうかなどの事例があります。

件数につきましては、平成29年度から平成30年度6月1日までの合計で申し上げますと、のぼりの使用に関するものが5件、事務所において掲示する立て札・看板類に関するものが8件、寄附行為に関するものが9件、その他21件、合計では43件となっております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 3番、安齋哲也議員。

**○3番(安齋哲也議員)** では、再質問いたします。

まず、アスベストの関係ですが、私の質問では、最初の状況報告があった際に公表すべきではとまっているので、これについて今定例会での報告を予定していたと言っていますけれども、担当次長とお話をしたときは、最初と2回目の市長報告のときには、議会報告をする云々の話はなかったと聞いています。これについて、最初から議会報告をしたほうが良いという話があったから、報告しようと思っていたという答弁になっているのか、説明をお願いいたします。

次に、報告しようとしているのであれば、誰が、どのような時点で、どういうときに言っていたのか、お示ください。

次に、市長選の関連です。

出馬表明について適切な時期に判断と言いましたけれども、それはいつで、どのことを指しているのか、お答えください。

また、迫氏への謝罪と説明責任ですが、疑問を持つ市民がおられるということを断言されているので、それはどなたで、どういうところで市長はお聞きになっているのか、お聞かせください。

そして、それは現時点で、ホームページに公表しているものでは足りないということなのか、お聞かせください。

次に、辻立ちについてです。

市民の意見を伺う立場でやっているということですが、毎度言っていますが、では、どんな意見を聞いているのか、お聞かせください。

そして、その受けとめ方を肌で感じるとか、自分なりに感じとって市政の運営に反映させ参考にすると言っていますけれども、それはどういうものなのか。そして、受けとめはどのようにして、そして市政にどのように参考に、反映させているのか、何を感じとっているのか、この点を詳しくお示ください。

次に、辻立ちの警察の注意ですけれども、私はその当時の写真と動画もいただいておりますので、これについて、市長、改めて伺いますが、本当に注意されたことがないと断言されてよろしいのでしょうか。確認させてください。

もし、そうであれば、後ほど警察に手続をもって確認をさせていただいて、警察が注意したということが事実であれば、虚偽答弁になると思いますので、これについてお聞かせください。

次に、もし注意されていないということであれば、現状確認というのは、何だったのか、お聞かせください。

次に、一緒に立っている方に対して、同じ志を持つ方と言っていますけれども、その同じ志というのは何か、お示してください。

そして、活動を認知させるということをおっしゃっていましたが、活動を認知させるのであれば、名前ではなくていいのではないのでしょうか。

活動を認知させるというのは、何の活動を認知させるのか、お聞かせください。

(発言する者あり)

次に、選挙管理委員会の部分については、総務常任委員会で詳しくさせていただきますので、この場ではいたしません。

除排雪に関してですけれども、見直しを繰り返して行くというような話をされてきました。そしてその中で、必要性を見きわめた上で除排雪計画の策定云々という話ですが、では、どういう判断になったら必要性を感じられるのか、見きわめるのか、それについてお聞かせください。

会議の公開ですが、公開はしないということでしたけれども、市長は選挙のときに、市政をオープン化すると言っていませんでしたか。なぜ、これは公開しないのでしょうか。公開されたら何か嫌なことがあるのですか。不都合なことはあるのでしょうか。お聞かせください。

最後に、条例案が提出されたのはなぜかという話ですけれども、共産党が示している部分をお読みいただかなくても私たちはわかっているのですよ。聞きたいのは、なぜ、条例案として提出しなければいけない状況になっているのかということ、どう感じているのかを聞かせていただきたいのです。快適な冬の暮らしを目指そうとしている、いいことだなどという話ではないのですよ。なぜこれが出されたのか。今の市長の部分がないからではないですかという話なのです。その点について御説明をお願いいたします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 安斎議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁をさせていただきますので、よろしく願いします。恐縮ですが、書きとめたと思うのですが、抜けた場合がありますら、後ほど御指摘をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、私からは、出馬表明のことからお話をさせていただきます。

先ほど私が答弁させていただきましたが、その中で、そのときはいつなのか、どのときなのか、そのようなことを御質問を改めてされたのかと思いますけれども、先ほども答弁させていただいたように、現状においては、市政を今執行している状況の中で、まず、それに対して全力投球をしていくことが大事だと思っております。ですので、その状況を見定めながら適切な時期に判断したいと思っておりますので、その状況は今いつですということは、残念ながら表現することはできません。

(「いやいや、適切な時期って言ってるんだから」と呼ぶ者あり)

それが一つでございます。

それから、二つ目の説明責任のことにおける御質問もあったと思いますが、まず、周りの方々から、誰がそのようなことを言ったのか、誰からそういうお話があったのかということでもありますけれども、恐縮ですが個人名は控えさせていただきます。ただ、やはりそのようなお話が出ている中で、市民の皆様、時々においてそのようなことを耳にしていたのは事実でございます。

また、ホームページでは足りないのかというお話でありましたけれども、これは市のホームページに載っていることかと思いますが、私が先ほどからお話しさせていただいているように、市としてどのように説明してきたかではなくて、その方自身が政治家を目指されるのであれば、そのような声があった場合において、その説明責任を果たすことが重要だ、と考えておりますので、ホームページに載っているか否かとは関係はありません。

それから、立立ちの中でどんな意見を聞いているのかという御質問もあったかと思いますが、先ほどの質問の中では、市民の声をどのように肌で感じているのかということからお聞きになられたと思われましたので、先ほどのような答弁をさせていただいたところでございます。

その中で、個別の意見はどのようなことなのかということにおきましては、かなり多種多様ありますけれども、今までも何度かお話をさせていただいた中では、例えば除排雪の案件であったり、皆様も御指摘のように排雪の案件などももちろんありますし、また政策に伴う、先ほどお話をされた賛同をしているよとか、そういう取り組みについて大変感謝していますというお話もあります。さまざまなそのようなお話を受けながら、現行に対しての市政への取り組み状況が、市民の皆様にとって喜ばれている動きになっているのかということ、肌で感じながら、市政運営の方向性や、または今取り組んでいる政策に対して、市民の方々の反応やお声を参考にさせていただき、取り組んでいるというところでございます。

それから、立立ちのことにおいて、警察から注意されたのではないかと、写真や動画も持っているけれども、注意されたのではないかとというお話でありましたが、注意は受けてはおりません。

また、それに対して、では何をしに来られたのかということでもありますけれども、警察に、例えば街頭においてスピーカーとかを使ってお話などをしているときに、あの活動は何をしているのか、あれはやっていいことなのかどうかということが、警察に問い合わせや通報等があるときがあると聞いております。そのときに、その状況は何が行われているのかということ、警察は現場を確認することを職務として行っていると、聞いているところでございます。

ですから、その現場に来られて、どのような活動をしているのかということ、現状確認に来ているだけでありますので、注意はされてはおりません。

それから、もう一つ私から、一緒に立っている方の何を認知させるのか、または名前ののぼりでなくてもいいのではないかと御指摘もあったかと思いますが、認知につきましては、街頭活動についての認知ということで、先ほども答弁させていただいているところでございます。

名前でもなくてもいいのではないかとということにおきましては、もちろんそのような方法もあるのかなと思っておりますので、違うのぼりなども含めて考える余地はあるのかなと思っておりますけれども、現状におきましては、そののぼりを使って進めているところでございます。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） お静かに。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（鉢呂善宏） 安齋議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは2点ほどだったと思います。

4月20日の時点で公表していないということについて、どうであったのかということですが、20日の報告の時点では、こういう事例が起きたことと、大気の検査ですとか、将来的には囲い込みを含めた何らかの工事をしなければいけないということで、その辺の御了解をいただくことを中心に御説明したものでございます。その中で、原部としては、入館制限等についてあるいはマスコミへの公表等については、考えてはいなかったということでございます。

2番目です。誰がどの時点でどんな報告をしたのかということだったと思います。

20日の時点の報告は、私は別の会議で出張しておりましたので、生活環境部次長と勤労青少年ホームの館長が市長に報告しております。報告内容は、先ほど申しましたとおり、今後のことを中心に御理解をいただくというか、説明をしたということでございます。

26日につきましては、私と次長とホームの館長で説明しております。具体的な内容は、検査結果の報告と今後の具体的な囲い込み工事の内容について説明をして、その部分について進めていくようにということで、御理解をいただいた。

その中で、市長から、議会への報告については必要なのではないかというお話はありました。ただ、原部としては、常任委員会での報告ということで考えておりましたので、この時点では積極的などいいますか、議会への説明については、定例会の常任委員会への報告ということで考えていたということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 安齋議員の再質問にお答えいたします。

まず、計画について、どういった判断になったら計画をつくるのかという点ですが、これにつきましては、市長からも答弁がありましたとおり、現在、制度の見直しを行っております、そういったものがまず一つ落ちつくというのが、条件になるのかと思っております。

また、先ほど答弁の中でも、人口減少・少子高齢化の中でこれから総合計画をつくっていくわけですが、だんだん人口が減っていくにしても、道路の例えば維持という部分は変わらないと。そういった中においては、除排雪についても、人口が減っていく中で維持という部分はどんどん財政上の負担も大きくなっていくと。そういった中で、今後のまちづくりも踏まえて、そういった観点の中では、その時点でその必要性の見きわめというのが必要になってくるかと思っております。

ただ、計画をつくっている例えば旭川市や帯広市の計画を見せていただきましたけれども、内容によって大分ボリューム感が違いますので、本市にとってはどういった計画が必要になるのかも踏まえて、今後、策定に当たっては、そういった判断も必要になるのかなと。ただ、一つの判断基準としては、今後のまちづくりの中で、どういった道路等の維持を図っていくのかと、そういう中でやはり判断をしていく必要があるものと考えております。

次、2点目です。会議の公開ですが、これにつきましては、排雪作業に支障があると考えておりますので、なかなか公開は難しいのではないかと考えております。

次、三つ目は、条例案について、なぜ条例を出す必要になったのかという点ですが、一般論で言いますと、条例をつくるというのは、行政が市民に対して継続的に約束をするといえますか、明文化していくことだと思っております。

そういった中で、現在、なかなか市民のニーズにあった除排雪をしていくことが難しい状況の中で、市

民の御理解がなかなか得られていないのかなというのは感じております。

(発言する者あり)

そういったこともあって、我々は、現在いろいろな意味で改善を図って検証しながら、少しでも応えられるように改善を図っているところでもありますけれども、そういった市民の要望とニーズになかなか応えられないということもあって、こういった条例案が出されたのではないかというふうには考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 先ほどの答弁の中で、行き届いていない答弁が一つあったかと思ひまして、改めて一つ加えさせていただきます。

一緒に政治活動に近い活動について取り組まれている人と、同じ志を持っていると言っているが、その志は何なのかということも、たしか御質問があったかと思ひます。

それにつきましては、私自身、もう今や3年前になってしましますが、そのときに掲げさせていただいた公約の内容、これについては共通認識を持っていただいているところではありますが、賛同をいただいているところではありますが、それとともに小樽を変えていくということ、そして小樽を再生させていく、その思いについての共通認識を持っているというところがございます。

(「志じゃないじゃん。認識でしょ、そしたら」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の方は、もうよろしいですか。

ほぼ答えておりますが、答えているかもしれないですけれども、辻立ちのときに、市民からの個別の意見、除排雪の案件等を聞いているという市長のお答えでしたが、これでどう反映しているのかということもお聞きをしていますので、その点もお答えください。

(「建設部長が要望に応えてないって言ってるでしょ。何受けとめて話してるんですか、そしたら。何を喜ばれているんですか」と呼ぶ者あり)

(「ひとりよがりな答弁やめてくださいよ」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** お静かに。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 議長の御指摘について、改めてお話しさせていただきます。

どのように反映させているかということでの御指摘だったかと思うのですが、先ほどもお話しさせていただいたと思っておりますけれども、このたびの御質問においては、市民の声を肌で感じる言うけれども、その感じた結果はどういうものか、お示くださいということで御質問がありましたので、その市民の声を、いわゆる政策に伴って、またはいろいろな取り組みにおいて、市民の皆様にとって望まれていないとかニーズにかなっていないようなことがあれば、市民の皆様からもそのようなことでの反応であったりお声が出てくると思っております。ですから、そのような反応があった場合には、今進めている政策について、転換をしていくとか変えていく。そのような意味合いでの反映と考えております。

ですので、今取り組んでいることにおいて、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、具体的にでき上がった政策において、例えば喜びの声があったりであれば、それに基づく、その方向性に対したまた新たな政策を展開していくとか、さらには、行っている中途のものにおいて、もう少しこのように改善があったほうがいいのではないかというお話があった場合には、そのような意見があったことについて各担当にお伝えし、それが反映できる可能性があるならば反映し、難しければフィードバックで

きる機会があればお伝えしていく、そのような形で市政に、市民の皆様からの反応であったりお声を反映させているというところがございます。

(「何言ってるんだか、全然わかんない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「文字におこしたら何言ってるんだかわかんないよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安斎哲也議員。

**○3番（安斎哲也議員）** 再々質問いたします。

まず、アスベストの関係ですけれども、4月26日に、市長から議会報告したほうがいいのではないかと話があったということですが、担当次長からは、4月26日に、議案説明云々の話はなかったと、私は事前に資料をもらったときに伺っているのですけれども、これについて、どちらなのか精査をして、次長が間違っていたのか、今の答弁が正しいのかをお聞かせください。

次に、迫氏の関係のパーティー券の問題で、周りに話が出ているという話が前にもあったということですが、では、いつの時点で、どういうタイミングであって、そのようにお話をしているのか、お聞かせください。

また、政治家を目指すに当たって、なぜ、いきなりその説明責任が伴うのかという理由を、明確にお示しください。政治家だから、なぜそれを説明しなければいけないのだというところですよ。

次に、辻立ちで自分なりに感じとって市政運営の参考に使っているということですが、では、具体的に何か、お答えください。声を聞いて改善した施策はこれ、改善しなかったのはこれ、改善できなかったものはこれ、そのようにお答えになるのが、市長公務での活動の位置づけと思われる。

次に、辻立ち中の警察の注意ですけれども、これは何をおっしゃっているかさっぱりわかりませんが、後ほど、ある手続をとって警察に確認して、それが本当に、ただスピーカーの位置の確認に来たのか、街頭の確認に来たのかというのを、私なりに調査して、市長の言っていることが正しいのかどうかを判断させていただきます。

同じ志の部分ですけれども、公約の内容の共通理解ということで、志は何なのかという質問に対しては答えていないのです。市長、志というのがよくおわかりになっていないのかもしれないかもしれませんので、その点については総務常任委員会で質問します。

あと、除排雪の会議を公開するかしないかの部分、公開すると支障があるということをおっしゃっていましたが、何が支障があって、どのように支障が出ると感じているのか、なぜそれが難しいという判断になるのか、お聞かせください。

あと、建設部長が最後におっしゃっていましたが、市民のニーズに合った除排雪ができていないということで、この条例案が出てきたということをはっきりおっしゃっていただいて、やはり部長はしっかり受けとめをされているのだと、どこかの市長のように裸の王様ではないのだということが確信できました。

ただ、これについて、市長は、それでも除排雪は改善したと考えられているのか、この点についてお聞かせください。

以上、再々質問を終わります。石田議員、これが再々質問です。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 安齋議員の再々質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、私からは、説明責任のことにおける御質問が二つほどあったかと思うのですが、一つ目の、先ほど御質問の中で、私自身がパーティー券事件のことで、いつの時点で、どういうタイミングでという表現での御質問だったと思うのですけれども、恐縮ですが、詳しい日付とかそういうことにおいては、今はといたしますかごめんなさい、確認のしようがないところでありますが、当初、政治団体を立ち上げられたということなのか、出馬を表明しますということだったのかは記憶は定かではありませんが、昨年、そのように何かを表明をされたときに、そのころに少しそういうお話があったと記憶をしております。また、先日、出馬表明をなされたようでも、その直後においても、何人かからではありますが、そのようなお話がありました。今の答えて、先ほどの安齋議員の意図している質問に答えていることになるかどうか分かりませんが、そういうところ、そういうときに聞いているということでございます。

それと、政治家になることは、なぜ説明責任が発生するのかということでの御質問もあったかと思いませんけれども……

（「パーティー券について何で説明責任と言っているのかという。政治家になるのに。全員そうなんですか、そしたら。政治家を目指すみんなパーティー券のことを説明しなきゃいけないんですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** お静かに。

**○市長（森井秀明）** 説明責任のお話でありますけれども、政治家になるということを目指されるというのであれば、やはり市民の皆様が疑問に思われていること、疑念に思われていること、そのようなことがあった場合において、そこに対してかかわっているのであれば、それを説明するのが、政治家としての一つの責務であると思っております。

これにつきましては、やはり公務員であるときは違う説明責任が働くのではないかと思っておりますので、そのように答えさせていただいたところでございます。

（「あなた追求しないって言ってたじゃないですか」と呼ぶ者あり）  
（発言する者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員は、不規則発言に反応しないでください。

**○市長（森井秀明）** はい、失礼いたしました。

それから、具体的な施策等についてということでもありますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、先ほど除排雪のお話でさせていただきましたので、その枠組みの中でお伝えをいたしますけれども、皆様からお話があるように、排雪作業について、かなり高い雪山になっているけれども大丈夫なのだろうかというお話も時々にはありますし、また、除雪はこの日は入らないのかということも、当然お聞きになるときもあります。また、除排雪においての、制度そのものにおいて、前年度においては、ロータリー車の活用等もさせていただきましたから、議員の皆様からお話がありましたけれども、それによって高く雪山が積まれていてということもありますので、ロータリー車の活用の仕方についても気になるということで、お話を受けたところもあるかというふうに思っております。

そのようなお話を聞いた中で、担当職員ともいろいろ協議をし、それについての課題解決、そしてどういう改善が図られるのかということ、反映していくということでございます。

（「排雪すればいいんです」と呼ぶ者あり）  
（「高い雪山つくってるのあんたでしょ」と呼ぶ者あり）

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(鉢呂善宏) 安齋議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど、次長の発言と食い違っているということですが、この件について、次長、館長を含めて時系列でやったことと申しますか、その部分を改めてすり合わせと申しますか話をしました。その中で、それぞれ若干の記憶違い等があった部分はあったのですが、その中で、26日に、市長からそういう話があったということはその中で整理しておりますので、26日に市長からそういうお話があったというふうに考えているところでございます。

(「というふうに口裏を合わせた」と呼ぶ者あり)

いえ、口裏を合わせたのではなくて、そういうことで……

○議長(鈴木喜明) 説明員は不規則発言に反応しないように。

○生活環境部長(鉢呂善宏) そういうことで、改めて部内で整理をしたところが、こういうことであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

(「いや、部長言ったことに、市長に求めているんですよ、僕は」と呼ぶ者あり)

○建設部長(上石 明) 安齋議員の再々質問にお答えいたします。

公開された場合の支障ですが、これにつきましては、まず、公開されたことによって、事前に日程がわかってしまうといった場合に、市民等から事前に雪が出される可能性があるということと、排雪につきましては、一応これは予定のものでありますから、例えば雪が降った場合には排雪よりも除雪が優先されることとなりますので、どうしても排雪の日程がずれるということが発生した場合に、例えば雪が出された状況の中で、排雪されない場合に交通障害が発生するということがありますので、事前には公開は難しいと考えております。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁は終わりですか。

安齋議員が最後に、市長しか答えられないのだと思いますけれども、除排雪の条例の件で聞いております。その点についてお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 答弁漏れがありました。大変失礼いたしました。

先ほどの建設部長の答弁の中で、市民のニーズになかなか合っていないという状況という答弁があった。それに対して、私に、それでも改善は図られてきたのかということをお聞きになられたかと思いますが、以前にもお話をしましたが、除排雪の状況においては、まだまだ完璧には至っていないと、私自身も認識をしているところでございます。

当然に大変多くの雪が毎年降るこの小樽市でございますので、かけているお金が、どうしてもそこに行き届いていなければ、市民の皆様から当然不満が生じたり、なかなか行き届かない部分という状況が起こり得るとは思っております。

しかしながら、私自身が感じるに、私が就任する前の状況に比べまして、年々改善をし、手だてを打

って図られてきていると考えているところでございます。

(「部長が言ってることと違うしょ」と呼ぶ者あり)

(「全然違うんですか」と呼ぶ者あり)

(「あんただけだよ、そんなこと言ってるの」)

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 安斎議員に申し上げます。先ほどの議場内での注意喚起は、私、議長の役目でありますので、他議員を挑発するような言動は、今後慎むように。

(「先に石田議員から言ってきてるんですよ」と呼ぶ者あり)

慎むようにお願いします。

(「石田議員に言ってくださいよ」と呼ぶ者あり)

以上、安斎議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

**○4番（中村岩雄議員）** それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、究極の子育て支援、病児保育について、お尋ねいたします。

小樽市の人々が、安心して生活できると感じてくださるためには、安心して出産し、出産や子育ての不安などに関しても、相談できる場があったり、子供が病気になったときでも安心して診てもらえる病院や、安全に預けられる保育施設、しっかりとした教育施設の充実であると考えます。

道内の人口10万人以上の9都市のうち、小樽市だけが行えていない病児保育に関しても、市民の皆様信頼していただけるサポートをしていくことは、小樽市の大切な行政の役目でもあると考えます。

病児保育とは、幼稚園や保育所に通園している子供が病気になったとき、仕事を休めない親にかわり、専用の施設やスペースで病気の子供の世話をすることです。病児保育は、子供の健康回復と生活の質を保障することはもちろん、家庭での看護を具体的に示し、親子のきずなを深め、親がみずからの子育てに自信を持ち、みずからの健康生活をプロモートすることに寄与することから、究極の子育て支援であるとされています。

これからの小樽市にとって、充実させていかなければいけない子育て支援の仕組みとされます。小樽市の中で、数少ない小児科医や産科医、また医師会とも提携をし、包括的な子育て支援をする仕組みが喫緊の課題となっています。

病児保育の他市の事例では、施設の収支は押しなべてマイナスであり、また施設のスペースは大変狭く、看護師も一人体制で、乳児、幼児、児童が狭い部屋で病児保育を受けているのが実情です。また、インフルエンザなどの感染症の子供は、隔離の必要性があり、保育室のほか隔離室なども必要であると考えます。当然、他の子供たちと接触しないような工夫も必要です。また、病児保育の子たちの状態が悪くなったとき、その子を受け入れる病院、小樽で言えばまず小樽協会病院が想定されると思われませんが、その連携を緊密にとることも、非常に重要なポイントとなります。

病児保育を実際に利用する場合の他都市の事例をお聞きすると、まず保育所で子供が熱を出した場合、連絡を受けた仕事上の母親が、職場にその旨を伝えて、肩身の狭い思いをしながら早退をし、保育所に迎えに行った後、かかりつけ医を受診し、病児保育の許可をもらって、病児保育施設の空きがある場合に連れて行くことになります。そして、もしそこで高熱が出たり体調が不良になった場合は、母親に連絡をし、母親に連れて帰ってもらうというシステムです。

他都市のあらゆる病児保育施設を見学した人から伺った話によると、保護者の利便性の面からは、負の見本しかなかった、小樽市として、手本となるような施設はなかったというのが現実であります。収支、施設のスペース、病院との連携、システムなどの問題について、お考えをお聞かせください。

このたび、小樽市として、病児保育を始めるに当たり、これが実現することは、私たち小樽市民の願いであり、その成果が上がり、子育て支援がさらに充実するよう心から期待をしております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、松前神楽について伺います。

松前神楽が、本年3月8日付、国重要無形民俗文化財に指定されました。北海道では、1984年1月のアイヌ古式舞踊が指定されて以来のことです。松前神楽の発祥年代は定かではありませんが、中世のころ、東北地方で行われていた番楽や山伏神楽が蝦夷地へ伝えられます。さらに、翁舞や三番叟舞に見られる能楽の要素も取り入れられ、これらが蝦夷地特有の神楽として独自に発展してきたようです。以来、神職によって受け継がれ、現在は小樽、後志、道南の神社を中心に継承されております。松前神楽は、能楽、舞楽から構成され、折り目正しい、格調高い神事芸能であり、33神事にわたる神楽であります。

近年における沿革は、平成11年4月、松前神楽北海道連合保存会を結成、平成20年6月、北海道無形民俗文化財に指定、平成30年3月、国重要無形民俗文化財に指定されました。現在の北海道連合保存会会長は、小樽の潮見ヶ岡神社、本間宮司であり、指定証書も同神社で保管していると聞いています。

この連合保存会の会長職及び指定証書は、小樽、松前、函館、福島の四つのブロック保存会でローテーションしています。現在、その指定証書が小樽市にあるということ、市のホームページや小樽市のPRビデオをつくるなど、積極的に小樽から発信すべきと考えます。今年11月10日には、松前神楽北海道連合保存会の合同公演が小樽マリンホールで行われると聞いております。市民に、松前神楽をもっと知ってもらうためにも、この合同公演に多くの市民の方に鑑賞していただくことが、重要であると考えますが、このような視点から、小樽市としてどのように支援していくのか、お示してください。

また、国の重要無形民俗文化財に松前神楽が指定されたことは驚くべきことであり、市民周知はもちろんのこと、もっと道民にも広く知ってもらうことが必要と考えますが、今後、どのように松前神楽の周知について取り組む考えなのか、お示してください。

最後に、重要無形民俗文化財である松前神楽を、小樽市として保存、伝承していくために、どのような支援や取り組みをお考えなのか、お示してください。

再質問を留保して、終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、病児保育について御質問がありました。

本市において、新たに病児保育事業を始めるに当たってのさまざまな問題への対応につきましては、現在、当該事業の委託を予定しております市内の幼稚園を運営する学校法人と、病児保育を行う専用施設の間取りなどの概要のほか、お預かりした子供の病状急変時の協力医療機関との連携や、国の補助制度を活用した病児の送迎対応を含めたサービス内容、利用者負担や事業の収支などについて、協議をしているところであります。

具体的な実施内容はまだお示しはできませんが、子供を安全に安心して預けることのできる施設、事業

内容であることはもちろん、保護者の皆様が利用しやすい制度設計となるよう、議員から御指摘のあった他都市での問題点なども踏まえながら、引き続き委託予定の法人と具体化に向けて協議を行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、松前神楽について御質問がございました。

まず、合同公演に、多くの市民の方に鑑賞していただくための支援につきましては、市のホームページや広報おたるを活用することに加えまして、各報道機関への周知を図るほか、ポスターやチラシなどについても、学校や公共施設などに掲示していただくよう、協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、広く道民に松前神楽を周知する取り組みにつきましては、教育委員会といたしましても、このたびの国の指定を契機として、広く道民の方々に周知を図ることは重要であると考えており、北海道150年記念式典や関連記念事業において、松前神楽を披露する機会を確保できますよう、現在北海道へ協力を要請しているところでございます。

また、北海道連合保存会といたしましても、指定を記念する公演の開催について検討を行っていると考えておりますので、教育委員会といたしましても、今後とも小樽ブロック保存会などと連携を図りながら松前神楽への認識が深まるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、松前神楽の保存伝承のための支援や取り組みにつきましては、松前神楽は民俗芸能として地域に密着しながら市民に支えられ、今日まで伝承されてきたものと認識しておりますが、一方で、人口減少や少子高齢化などの要因から、維持・伝承が難しくなっている状況にございます。

教育委員会といたしましても、ふるさと教育の一環として、小学校の児童に松前神楽の歴史を学ばせることや、神楽を体験する機会を通じて伝承に努めているところでございます。今後も、保存会や地域と協力しながら、保存伝承が図られるよう、支援を継続してまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 4番、中村岩雄議員。

**○4番(中村岩雄議員)** それでは、再質問をさせていただきます。

病児保育についての答弁の中で、病児保育事業を委託する法人として、市内の幼稚園を運営する学校法人というお答えがありましたが、改めて確認をさせていただきますが、具体的には学校法人小樽学園いなほ幼稚園ということでしょうか。

(発言する者あり)

それから、次に、病児保育事業の収支に関して、国などからの交付金も措置されると聞いておりますけれども、市ではどのような点で問題があると考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

(「委託先を言ったら談合になっちゃうんじゃないか」と呼ぶ者あり)

(「いいのか、そんなこと聞いて」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 福祉部長。

**○福祉部長(勝山貴之)** 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの委託を予定している学校法人ですけれども、具体的には学校法人小樽学園いなほ幼稚園であるかということでしたが、確かに予定しているのは学校法人小樽学園いなほ幼稚園で、協議し

ているところでございます。

あとは、もう1点、病児保育事業の収支に関しての問題についてでございますけれども、病児保育事業の実施に当たりましては、国や北海道からの交付金も見込んでおりますが、これらの交付金で定められている基準額が、実際に事業を実施していく中で、法人が負担しなければならない額に、必要十分かどうかということもありますので、万が一収支に赤字が生じた場合にはどうするのかということもございますけれども、先ほど議員から、他都市の事例として御指摘のありましたことも含めまして、当該法人と十分に協議をしていかなければならないと思っているところでございます。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって、質疑を及び一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時25分**

**再開 午後 4時00分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま上程中の案件のうち、議案第7号及び議案第10号については、先議することといたします。これより、一括討論に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）（拍手）

**○24番（横田久俊議員）** 自由民主党を代表して、議案第10号小樽市副市長の選任についてを不同意とする討論を行います。

地方自治法第161条第1項は、「市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる」と規定しています。「副市町村長を置くことができる」はなく、「置く」と規定されていますので、副市長を長期間選任できないことは、地方自治法の精神から大きく逸脱しているとも言えますし、同条第2項を受けた小樽市副市長定数条例にも違背していると思われまます。また、同法第162条で、「議会の同意を得てこれを選任する」と規定されているのは、市民の負託を受けた議会が同意することにより、副市長選任に市民の意思を反映させるとともに、以後の議会との各種調整が滞りなく行われるであろうことを期待しているからに、ほかありません。

昨年11月30日、前副市長が退任された後、半年以上も選任案が出されませんでした。副市長の選任は市長の最優先の業務のはずですが、昨年の第4回定例会、今年の第1回定例会でも案は示されず、空白は解消されませんでした。先日の我が党、山田議員の代表質問では、一人に依頼、声かけをし、本人も了承したので、他には働きかけはしなかったと答弁をしております。半年間も何をしてきたのかと頭をひねるばかりです。庁内で、副市長の人選について議論したことはあるのでしょうか。市職員経験者からというスキームしか考えられなかったのでしょうか。広く優秀な人材を求めるのなら、本市の各界有力者や北海道、国の各機関への働きかけ、メディアを活用した公募など、さまざまな手法があったと思います。

一例を挙げます。大阪府の四條畷市は人口5万6,000人の市です。現職としては全国最年少の市長、外務省の職員だったそうでありますが、民間の大手転職サイトを使って公募をしました。応募する資格は、組織におけるマネジメント経営経験あるいは企画立案、実行、運営の経験などでありました。

公募における副市長の年収は1,430万円、これは市長自身の給与30%カット、退職金全額カットで、財源の一部を確保するとしてしました。厚遇と好条件、やりがいに魅力を感じた全国から1,700人の応募があり、37歳の元情報誌編集長、リクルート関係だそうですが、の女性を副市長として選任しました。公

募には1円の税金も使わず、わずか3カ月で実施されたそうであります。そうした選考過程が、公の場やマスコミ等で明らかにされましたので、議会も問題なく同意し、当該副市長は現に手腕をふるっております。

全国では、副市長や教育長を公募している自治体がふえております。市長や幹部職員は、こうしたことに頭が向かなかつたのでしょうか。どういう方法で副市長を求めるといふ庁内議論のないままに、今回の方の選任同意を求めてくることには、極めて違和感を禁じ得ません。というより、市長一人で副市長の人選を進めていたということでしょうか。

今回、選任同意を求めてきた前田氏は、前総務部長であり、私が議長当時に議会運営をめぐって頻繁に接触し折衝してきました。市長は、人選の理由を「市政運営や議会との調整に手腕を発揮されました」と提案説明で述べられました。私は、前田氏の人格や人間性を選任の判断材料にするものでは全くありませんし、仕事以外のおつき合いもないため、そうしたことに関する情報も持ち合わせていません。

我々が適任かどうかを判断するのは、ただ1点、その人が適切な業務遂行をする能力があるか否かです。それ以上でも以下でもありません。我が会派は、その能力に疑問があると判断しました。

手腕を発揮されたとされる議会との調整ですが、一昨年、第4回定例会は、市長の不適切な発言をめぐり自然閉会となりました。その議会運営に関し、12月5日の議会運営委員会では、委員から市長に発言の撤回・謝罪を求める発言がありました。当時、総務部長であった前田氏は、「市長は謝罪・撤回しないということで強く言われている。持ち帰って、もし我々が話をしても、返ってくる答えは目に見えている。時間がかかるだけみたいな形になろうかと思われる」などと、まるで最初から調整が不可能であるような発言をしました。

それ以降の連日の議会運営委員会においても、「市長の意志がかたく状況は変わっていない。勧告書手交の時間に市長がどこに行っていたか、何をしていたかは把握していない。再度確認し、庁内にいと答えがあつたがそれ以上は聞けなかった。昨日も聞いたのだが、それ以上のことは答えていただけなかった」などと、市長に言われたまをただそのまま議会側に伝えるのみでありました。こうした方が、仮に副市長になっても、市長をいさめることもできず、同じ轍を踏むことは、火を見るより明らかであります。

また、問題となった中央バスとのトップ会談時に、ふれあいパスに言及したか否かの議論の際に、「言及とは話があるところに達することだ」との珍解釈を、ネット上の個人ブログから引き出して誤った情報を市長に与えたことを、前田氏が主導したと伺っております。

さらには、今定例会報告第4号についての斉藤議員に対する答弁の中で、人事評価結果の給与反映を1年先送りする理由を、市長は業務の進行管理に問題があつたと答えました。進行管理の責任者は、まさに当時総務部長だった前田氏であります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

市長がみずから問題があつたと認識している方を、市政運営に手腕を発揮されたと評価していることには、全く理解ができません。

市長は「副市長として適任であると確信しております」と、提案説明等で述べております。市長にとっては意のままに動かせる適任者かもしれませんが、会派として適任ではない、同意しかねるという結論に達しました。前田氏がそのような評価を受けるに至つたのは、何よりも市長のかたくなな態度が影響していることは、言うまでもありません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

前田氏の口から、「市長に何を言ってもだめなのです」というフレーズを、何度聞かされたことでしょうか。

議会は、早急に副市長を選任することを強く求めました。これは前述のように当然のことです。しかし、誰でもよいという話ではないのです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

さきに述べたような手法を駆使し、適任者を選任し、同意を求めてきてほしいということでもあります。議会の同意を得られない方を人選し、同意を求めてきた市長の政治感覚の欠如と先見の明のなさは、明白であります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

本議案が不同意になった場合、市長は、「議会が早く人選せよと求めたので、やっとなんか人選したが、不同意になった。私は悪くない。同意しない議会が悪い」などと、責任転嫁することが容易に予測できます。が、そんなレベルの低い話ではないのです。

繰り返しますが、副市長の人選は、市長の最大の人事です。議会がこぞって同意できるような人選を、改めてお願いして、本議案に不同意の討論といたします。

議員各位の賛同をお願いいたします。(拍手)

(「公募したって、こんな小樽市じゃだめだな」と呼ぶ者あり)

(「腕組みしてるけど、そういう態度なんだよ。議決してもらおう立場じゃないしょ、あんたのそういうの。自分の立場をよく考えな。早くやめたほうがいい」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 6番、石田博一議員。

(「大演説の後、大丈夫かい。再々質問じゃないんだよ」と呼ぶ者あり)

(6番 石田博一議員登壇)

**○6番(石田博一議員)** 議案第10号小樽市副市長の選任についてに対し、同意の立場で討論をいたします。

そもそも、今回の議案提出は、議会から選任を急ぐ旨の指摘があったこともあり、また、市長からの提案説明にもありましたが、副市長不在では、市民サービスにも支障を来しかねない。さらには、市政執行上、職員の負担が大変大きいこともあり、今回の議案提出に至ったわけでもあります。

そして、今定例会において、議員の方々の代表質問の内容をお聞きしていても、これといった反対理由が確認できないままの不同意の意見だと、私は感じています。

(発言する者あり)

一体、何が原因ですか。

(発言する者あり)

どれもこれも、市長憎しとやっていますか。

(笑う者あり)

市民のための議会運営であり、市政運営であります。

(「聞いてなかったんでないかい」と呼ぶ者あり)

市民を置き去りにしていませんか。市民から付託を受けているのだから、市民に尽くすことが使命ではないですか。そのための副市長の選任であります。

皆さん、心が痛みませんか。

(笑う者あり)

(「あんたに言われたくないよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それぞれの方が、例えばこういう政策をやりますと議会にきたはずです。その政策を実現するために努力するのが本来の責務でしょう。自分の公約を投げ出して、ただ感情論に走り……

(「誰が投げ出してるって」と呼ぶ者あり)

市民置き去りの議会運営になっていませんか。あたかも、森井市長が選んだということだけで反対しているような、まさしくただ好き嫌いで判断しているようなやり方には、到底賛成できるものではありません。

(「今の討論聞いてなかったのかい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

前田氏は、市職員として要職を歴任されており、また最後の総務部長のとき、議会対応もそつなくこなしてられました。

(笑う者あり)

(発言する者あり)

まさしく適任者であります。

(「恥ずかしいよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

もう一度、初心に立ち返って、認めるところは認める。協力するところは協力する。これが市民のためではないですか。

(「やってるじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

よくお考えください。

来年は、いよいよ選挙の年ですし、議員の歳費も上がったことですから、

(「おまえも上がったんだろ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

議員の皆さんも政策実現へ向けて、より一層頑張ってもらいたいものです。

(「いや、おまえが頑張れよ」と呼ぶ者あり)

以上、議員各位の良識ある判断を求め、私の討論といたします。

(「良識ない人に言われたくない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「報酬と歳費もわかんないやつがしゃべるな」と呼ぶ者あり)

(「恥ずかしいって」と呼ぶ者あり)

(「口曲がるって」と呼ぶ者あり)

(「討論かえてから言ったほうがよかったんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木秩議員登壇) (拍手)

(「討論の見本を見せてください」と呼ぶ者あり)

**○18番(佐々木 秩議員)** 議案第10号小樽市副市長の選任について、立憲・市民連合を代表し、不同意の立場で討論します。

このたびの前田一信前総務部長を副市長に充てる本選任案は、氏がその職に適任であると、森井市長の判断です。当然、単なる欠員を埋めるという発想ではないと思います。

では、副市長の適任の判断基準、適格性とは何でしょうか。地方自治法では、市長を補佐し、市長の命を受けて政策、企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督する等が示されています。

これからいくと、本市が平常時であれば、本選任案のとおり適任との判断はあったかもしれません。しかし、現状、森井秀明氏を市長にいただく本市は、平常時ではなく非常時なのです。森井市長には、残念ながら市職員に対するリーダーシップ、他団体、企業、個人との連携・協調、他者の意見を認める許容性や寛容性、民主主義や二元代表制など、地方自治の本旨の理解と地方自治体の長として身につけているべき資質に欠ける面が多々見られます。

本市副市長の適格性として、これら市長の不足、欠落した部分を補完・代理する力が強く求められます。さらに、こうした市長に対しては、副市長たるべき人は、単なる能吏、イエスマンでは務まりません。ここぞというときに、市長にとって耳に痛いことでも、だめなものはだめとしっかり諫言できる勇氣と氣迫を持っていなければならないと考えます。ところが、市長答弁によると、前田氏は、森井市長と市政について多くの共通認識を持っておられるとのこと。それでは、とてもこのような対応ができないことは明らかです。

昨年11月に、前副市長辞任以降、副市長の不在が続き、そのことにより、市政運営上さまざまな支障が生じていることは周知のとおりであり、私たちとしても不安や危機感を持っています。その上でもなお、以上の観点から本選任案を検討した結果、残念ながら、私たちの会派は適任という判断には至りませんでした。

よって、本選任案は不同意といたします。各議員の御賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

**○11番(斉藤陽一良議員)** 公明党を代表し、議案第10号小樽市副市長の選任について、不同意を主張して、討論を行います。

森井さんは前総務部長としての実績を高く評価しているようですが、少なくとも、我が党としては、前総務部長として見るべき実績もなく、議会との調整などに関しても、残念ながらその能力が十分に発揮されたとは、とても評価することではできません。

森井さんは、みずからの政策について共通認識を持って働いてくれたことなどを、選任理由としていますが、どれも主観的な内容ばかりで、質疑において、改めて納得できる理由の説明を求めたにもかかわらず、何ら客観的で説得力のある説明はありませんでした。

したがって、議案第10号小樽市副市長の選任については、不同意の態度を表明し、全ての議員の賛同呼びかけて、討論といたします。(拍手)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇)(拍手)

**○7番(高野さくら議員)** 日本共産党を代表して、議案第7号小樽市旅館業法施行条例等の一部を改

正する条例案は反対、議案第10号小樽市副市長の選任については棄権の態度を表明し、討論を行います。

まず、議案第7号についてです。

このたび、条例改正案では、玄関帳場を設けず人員配置を必要としないことや、1室でも旅館業を認められ、アパートやマンションでも営業できる規制緩和が行われます。緊急時の対応のおくれなど、宿泊客の安全や住環境の悪化が懸念されることから、賛成はできません。

次に、議案第10号です。

前総務部長として2年近く職務に携わってきた方ではありますが、副市長としての能力は不明であり、判断できないことから、同意には至らず、棄権いたします。

日本共産党は、人事の選任に当たっては、個人の人格などを判断するものではないことを申し添えます。

なお、採決に当たっては、自席にて棄権とさせていただきます。

以上、討論といたします。(拍手)

(3番 安齋哲也議員退席)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第10号について採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、議案第10号は不同意と決定いたしました。

(3番 安齋哲也議員着席)

次に、議案第7号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時24分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 面野大輔

議員 小貫元

平成30年  
第2回定例会会議録 第6日目  
小樽市議会

平成30年6月15日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

13番 酒 井 隆 行

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	林 秀 樹
水 道 局 長	伊 藤 和 彦	総 務 部 長	日 栄 聡
財 政 部 長	前 田 孝 一	産 業 港 湾 部 長	加 賀 英 幸
生 活 環 境 部 長	鉢 呂 善 宏	医 療 保 険 部 長	相 庭 孝 昭
福 祉 部 長	勝 山 貴 之	保 健 所 長	貞 本 晃 一
建 設 部 長	上 石 明	消 防 長	土 田 和 豊
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	金 子 文 夫	教 育 部 長	飯 田 敬
総 務 部 企 画 政 策 室 長	西 島 圭 二	総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久
財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生		

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

**開議 午後 3時20分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、高橋龍議員を御指名いたします。

この際、議長から申し上げます。本日の会議日程調整のため、時間を要し、会議の開会がおくれましたことにつきまして、傍聴にいらっしゃった方々を初め、市民の皆様にはおわびを申し上げます。

日程第1「議案第2号ないし議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号及び議案第12号並びに報告第1号ないし報告第4号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

**○14番（中村吉宏議員）** 一般質問に入る前に、一言申し上げます。

きのうまでの代表質問、質疑及び一般質問における答弁の質の悪さに大変あきれております。今定例会でも数々の不正確な答弁をし、議会を混乱させました。以前の定例会でも再三申し上げておりますが、再度、市長及び説明員に申し上げます。

質問の趣旨にかない、正確で簡潔、明瞭な答弁をしてください。また、再質問、再々質問時、市長からの答弁が余りにも少な過ぎます。以前から、議会の場で、議員と政策議論を行いたいと言っている市長ならば、専門的な事柄以外は、市長が責任を持って質問の趣旨にかなった正確、明確、明瞭な答弁をするべきであります。これまでたびたび議会を空転させ、議員の質問に不正確で不明瞭な答弁が続きました。以前から全く改善がありません。市長を含め、説明員の議会における責任をしっかりと全うしてください。

一般質問をします。

初めに、小樽市の公共施設の管理・更新と市民プール建設について伺います。

本市では、平成28年12月に、小樽市公共施設等総合管理計画を策定し、市内各施設の長寿命化や更新に関して、今後の方針を示しております。本計画では、小樽市が保有する全ての公共施設を対象に、本計画と関連する計画との整合性を図りながら、各施設の事業や役割、機能を踏まえ、横断的な内容にするとしております。そのため、庁内横断的な組織として、副市長を委員長として、関係部局、部長級職員で構成する小樽市公共施設等マネジメント検討委員会、関係課長で構成する庁内連絡会議を設置するとしておりますが、ここで伺います。副市長が不在時には、小樽市公共施設等マネジメント検討委員会は機能していたのでしょうか。機能していたのだとすれば、誰が委員長となり、どのような進め方がなされてきたのか、示してください。

本計画では、本市公共施設について、今後20年から40年の間に更新時期が集中すること、また、本計画に基づいて、個別施設計画を策定、見直しする旨、示されております。そこで伺います。公共施設の中核として、市役所本庁舎が挙げられます。本庁舎別館は、昭和37年度に建設されたものであり、既に56年経過しております。昭和56年の新耐震基準導入前の建物でありますし、耐震化が未実施の建物であると認識しております。市役所庁舎は、市民サービスの拠点であるほかに、災害が発生した場合、対策本部が設置され、災害対応や住民の方の被害状況の把握、安全確保等について、重要な役割を果たす場所であります。

近年、南海トラフ地震や、さらには、北海道釧路沖を震源とする大規模地震の発生が予見されている中で、災害時における都市の対応能力もしっかりと確保しなくてはならないものと考えます。災害時に、

庁舎が倒壊し、市が災害対応の機能を発揮できず、市民が途方に暮れるという状況を発生させてはならないものと考えます。そこで伺いますが、本市の本庁舎別館について、更新を具体的にどのように考えているのか伺います。災害が発生した場合の対応の考え方も含めて教えてください。

これまでも、本市本庁舎の更新については、議論のあったところと思います。国も、平成29年度に、公共施設の適正管理に係る地方債措置の拡充を図るため、公共施設等適正管理推進事業債を創設し、平成29年度に3,150億円予算措置をしており、それを、平成30年度は4,320億円まで増額しております。本事業は、公共施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化の事業を行うためのほか、市町村役場機能緊急保全事業にも対応するメニューが用意されております。これらの事業について、平成32年度あるいは平成33年度までに実施をしなければならないものであると認識しておりますが、本市においても、こうした国の施策を利用した本庁舎更新事業は行っていく予定はないのか。森井市政以降、これまでの経過等も踏まえ、理由を付して答弁をしてください。行っていくのであれば、基本設計を初め、今後の予定を示してください。

後志管内古平町では、平成32年度までの適用の市町村役場機能緊急保全事業を利用し、庁舎更新を行うと伺っております。町長みずから積極的に取り組んでいるとのことであります。本市では、以前から同じメニューの活用を検討し、庁舎更新を考えてこなかったのか。また、考えていたのだとすれば、実施できなかった理由を説明してください。

次に、市民プール建設について伺います。

本年、第1回定例会では、市長は、プール建設調査費用として、約30万円を計上しました。市民プールの建設は、その陳情がかつての議会でも採択され、建設を望む市民の方からも要望が寄せられております。森井市政誕生以来、プール建設予定地について、調査、調査といいながら、適切な場所を示すこともできないまま時間が経過し、昨年第4回定例会では、何の説明等もなく、唐突に市長は、花園グラウンドを使用するというを述べたものであります。花園グラウンドに体育館とプールの併用施設を建設するとのことでありますが、いつ、どのようなきっかけでその案を進めることになったのでしょうか。

花園グラウンドは、朝野球や社会人野球の方々が利用しており、少年野球の皆さんも利用している状況があります。そのほか、多くの団体の方々が花園グラウンドを利用されておられると思います。関係者への聞き取り等により、小樽公園運動場、つまり花園グラウンドの利用状況を調査したところ、小樽軟式野球連盟、小樽朝野球協会、小樽少年軟式野球連盟を中心に各種大会を開催しており、小学生から中学生、高校生、大学生、社会人に至るまで、幅広い野球チームに利用されている状況となっております。小樽朝野球協会には34チーム、小樽軟式野球連盟には小・中学生を含め33チームがそれぞれ加盟しているとも伺いました。さらに、近隣中学校の部活動での練習のほか、大学、社会人チームの練習など、5月から10月までの間、雨天時を除いて、ほぼ毎日利用されており、花園グラウンドの平成29年度の利用者数の実績は、延べ人数で1万3,000人以上であると伺っております。

そこで伺いますが、市民プール建設、あるいはプールと体育館との複合施設を花園グラウンドにつくりたいということについて、これらの団体の方々に情報の提供、調整などは行っているのでしょうか。適地としては、旧緑小学校跡など、候補として挙げられる土地はほかにもあると思います。特に、旧緑小学校跡については、現在の小樽市総合体育館とも近接しており、公共交通機関を利用する上でもアクセスがよい場所であると考えます。また、本市において、なかなか進まぬ学校再編後の跡利用の促進という観点からも好ましいことであると考えます。そのような検討はなされたのか示してください。

小樽市総合体育館の老朽化も指摘をされているところでありますし、可能であれば、体育館とプール

の複合施設の建設を進めるべきであると考えます。せっかく建設するのであれば、市民の皆様に最適な提案を行うことが重要であります。いずれにせよ、市役所周辺にも、勤労女性センター、総合福祉センター、市保健所など、老朽化し、ユニバーサルデザイン化も視野に入れた再編、更新等を考えなければなりません。市内全域でこうした公共施設の老朽化問題に対応しなければならないわけであり、具体的な計画は今後示すとはいえ、どのようなビジョンを持って、これらの公共施設の今後を考えているのでしょうか。

本市の公共施設等総合管理計画、これは森井市政になってから策定されたものであります。この計画には、人口のこと、財政のこと、施設の現状、国の政策、そして、将来の見通しと方針、目的等が記述されておりますが、その中に、市民の今後のために、本市がどうしていくのかという記述が詳しく記載されていないことに不安を覚えております。ここに、市民への影響について、具体的な記載がない中で、この計画を前提に、今後、実効性のある個別施設計画を策定することは可能なのでしょうか。その可否を、そして、将来市民にとってどのようなことが発生するのか、人口や財政状況を踏まえた上で示してください。

公共施設等の更新や新設等の事業について、他都市では、自治体、首長のリーダーシップが重要であると認識をしております。先に述べた、古平町における庁舎建てかえの事業、地域交流センター事業についても、町長のリーダーシップのもと、財政負担を極力軽減する工夫を施しながら前進させています。また、先日、我が会派が視察で訪問した富山県富山市でも、中心市街地の再開発に伴い、行政施設の統合新設を進め、さらにそれは、公共交通網の整備やコンパクトシティの推進など、まちづくりの重要な施策と関連しながら進められております。地方都市で目をみはる人口増加の状況が見受けられる千葉県流山市でもしかりです。いずれも自治体の首長のリーダーシップにより、しっかりと方向性を持った形で推進されております。

片や我がまちでは、森井市長はいつも、厳しい財政状況でということを理由に、積極的なまちづくりを行おうとはしておりません。この項目の質問について、小樽市の公共施設の更新を進める事を前提に、首長としてリーダーシップをとるという観点から、しっかり答弁することを求めるものであります。

続いて、国立小樽海上技術学校に関連して伺います。

校舎老朽化が最大の課題として、昨年7月に国立小樽海上技術学校廃止の可能性が示されました。以降、本市議会では、その存続に向けた方策についての議論が行われてきたところであります。同校存続に向けて、本市が今進めている市内小・中学校統合により生じた学校跡を、国立小樽海上技術学校の校舎として利用することはできないのかなど、さまざま議論を重ねてまいりました。市としても、この状況を好転させ、同校存続に向けた対応を続けているところであると思えます。

同校を運営する独立行政法人海技教育機構からは、平成32年度以降の学生募集を行うか否かの判断は本年12月がめどである。これに先立ち、平成31年度の国の概算要求は6月15日が期限になるため、これまでに市の方策を示してほしいと伝えられていると、以前報告を受けておりました。まさしく同校存廃にかかわる一つのタイムリミットと言えるその6月15日が、くしくも本日であります。

そこで伺いますが、同校存続に向けて、本年第1回定例会に示された以降、これまで同校を所管する関係機関とどのような協議を行ってきたのでしょうか。また、小樽市として、どのような提案を行ったのでしょうか。そして、その結果はどうだったのか示してください。また、現時点で想定している課題等があれば、それについても示してください。同校存廃は、小樽市の人口問題に対しても、また、町の活力についても大きな影響が出るものであります。我々としても、是が非でも存続を望むものであります。明確に答弁してください。

次に、除排雪について伺います。

まず伺いますが、市民の多くの方は、今、市の除排雪について何を求めていると認識しているのか示してください。

平成29年度の除排雪について、排雪に関する苦情、要望が多数寄せられているにもかかわらず、市はほとんど対応できなかったという状況は、本年第1回定例会において明らかになったところであります。本年第1回定例会では平成30年度の予算案が示され、本市一般会計予算については、自民党、公明党、当時の民進党が示した修正案が、賛成多数で可決されたところであります。その修正案の中で、除雪費のうち排雪に関連する予算について、除排雪業務委託料7億6,414万円を減額修正したものであります。この修正は、平成29年第3回定例会で示された補正予算に計上されていた平成29年度の除排雪業務委託料7億7,690万円と比較して1,276万円も減額しており、これを原案どおり認めては、平成30年度も市民ニーズにかなった排雪事業が執行されることが期待できないので、市民ニーズにかなった排雪を行えるよう、再度の予算計上を求めて、一度市長に差し戻すという理由によるものです。

我々としては、当然、市がしっかりと精査をして、今定例会の補正予算案に当該部分も計上して示されるものと考えておりましたが、議案の中の補正予算には計上されておりませんでした。その理由は今冬の除排雪に関する検討が終わっていないとのことですが、なぜ検討に時間を要するのか不可解でなりません。

そこで伺いますが、平成29年度小樽市総合除排雪において、除排雪業務委託料について、平成30年3月末時点での執行額を示してください。また、平成29年第3回定例会後の予算額に対する執行率も示してください。そして、路線延長ベースで排雪対象路線のうち、排雪を行わなかった路線の割合を示してください。さらに、この予算を今定例会の補正予算案に計上できなかった理由を明確に示してください。

除排雪事業は、市民の冬の生活利便性を確保する核となる事業であります。そして、市民の生活利便性を確保するということは、市民の安心・安全を守るための施策として非常に重要なことであります。それは、市長が総合戦略で示したあずましい暮らしプロジェクトにも大きくかかわることでもあります。この冬の除排雪の状況は、多くの市民の方が不満に思い、不安な冬の生活を余儀なくさせられました。多くの市民の方が、「道路に高く雪を積むばかりで危ない」「全く雪を持っていってくれない」「除雪ステーションや市の雪対策課に電話をしても、排雪に来てくれない」「前までは排雪に入ってくれたのに、全く排雪が入らない」、本当に多くの市民の皆様の苦情が、我々のところにも寄せられております。当議会が本年5月11日に行った小樽市議会「市民と語る会」の場でも、参加の市民の皆様の口々から、同様のお声をいただきました。市民の皆さんは、安心できない、安全ではないと言っている。市民の皆様は、冬の小樽の状況をあずましくないと言っているわけでもあります。森井市長が進めた事業執行の結果、あずましいプロジェクトにうたっていることから外れ、市民の安心・安全も守られていない状況をつくり出しているという今の除排雪業務の執行状況を見るに、森井市長は言っていることとやっていることが真逆であると言いきやうがありません。それも、自身の公約で、しかも、一丁目一番地だと重要性を訴えている除排雪事業でそれが起こっているわけでもあります。今定例会で排雪に関する予算が計上されないということは、こうした市民の皆様の声が市長のところに届いていないのか、あるいは、認識していても知らぬふりをしているのか、私にはわかりません。しかし、もし、市民の皆様のこうした声を受けとめているのなら、排雪に関する予算を今定例会にしっかりと示し、不安に思っておられる市民の皆様に安心してもらおうと考えるのが小樽市の長たる者の仕事ではないでしょうか。

いずれにせよ、早く市民の皆様に御安心いただくためにも、一刻も早く当該予算を示し、議会の場で

慎重審議を行いたいと考えます。見解と具体的にいつ提案するのも示してください。しっかりとした排雪を行うことが、市民の多くの方々から求められているところですが、今、小樽市では、また新しい除雪ステーションを設置しようとしているようであるということも耳にしました。小樽市では、また除雪ステーションを新設する考えなのか示してください。市民の希望は、除雪ステーションの増設ではなく、排雪をしっかり行ってほしいということです。新しいステーションを設置すると、その分の経費が余計にかかります。厳しい財政状況の中で、これ以上余計なことはしないでいただきたいと考えます。

次に、民泊について伺います。

住宅宿泊事業法がいよいよ本日から施行されることとなります。民泊に関する課題や法的な整備等について、これまでも議会の中で議論をしまりました。この法律を受けて、北海道では北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例を制定し、民泊営業に制限を設け、民泊施設周辺の住民の生活環境を守ろうと配慮しております。小樽市でも、本条例を受けて、本市の各地域で具体的に制限を行うところですが、それでも騒音やごみ問題など、不安の声が上がっているのも事実であります。

そこで伺いますが、現状、旅館業法における許可及び無許可施設に対して、これまで生じている住民からの騒音やごみ問題などの相談件数と主な内容を示し、それについて市はどのような対応をとってきたのか示してください。そして今後、住宅宿泊事業法が施行された後に、騒音やごみ問題が生じた際に、それらの問題に対して、市はどのように対応するのか示してください。

また、北海道で制定した条例を受けて、本市の特徴などを考慮に入れた本市独自の条例を制定する必要性はないのか伺います。また、住宅宿泊事業法が本日から施行となりますが、これまでは旅館業法の許可申請でありました。きのうまで本市で把握している、無許可施設数を示してください。そして、このような違法施設に対して、どのような対応を行い、結果どうなったのか、是正した施設数を示してください。

無届けの民泊が発生しないよう、しっかりとした対策も必要と思います。旅館業法にのっとった手続を行って営業している簡易宿所等の情報を、市でもホームページに掲載していると思います。これについて市民の方からは、届け出のある民泊は全て市のホームページで公表することが違法民泊をなくすために重要であるというお声もいただいております。なぜなら、届け出られた民泊施設が市のホームページに全て掲載されていれば、市民の方が自分の家の近所で営まれている民泊施設が違法民泊か否かを判断しやすくなり、もし違法民泊だった場合、市の担当所管に連絡しやすくなるからだとのことです。今後、届け出のある民泊についても、その全てを市のホームページへの掲載を行うのでしょうか。こうした手法も用いるべきであると考えます。見解を伺います。

次に、高島漁港区における観光船事業に対する条例違反の許認可等の是正措置について伺います。

小樽市コンプライアンス委員会が小樽港の分区条例違反と判断した高島漁港区における観光船事業に対する市の許認可等について、これまで事業者に与えた許認可を取り消し、また、建築物については、通知の送達の日から3カ月以内に小樽港の分区に関する条例に適合するよう、用途の変更、または撤去を命じたとの報告を受けました。

そこで、当該建築物について伺います。現状、この建築物は、条例に反した状況であるわけですが、用途の変更、または撤去が行われるまでの間、当該建物について、使用の規制等は行うのでしょうか。答えてください。

次に、本件事案について行われた職員の処分に関して伺います。

本年3月末に、市長は、本件に関連した職員の処分を行ったと伺いました。その内容は、当該職員に対し、訓告や文書厳重注意等の処分が行われたとのことのようにですが、それぞれの処分を何名の職員に

行ったのか示してください。この問題は、議会でも取り上げており、市民の方々も、これらの処分についてどうなったのかと注視しております。市民の皆様への説明は行ったのか、お示してください。本件における該当職員に対する処分について、昨年第4回定例会、そして、本年第1回定例会でも質問をいたしました。その際の答弁では、今回の是正措置によって、その不利益処分の名宛て人から損害賠償が提起されるかもしれない重大な事案なので、事の推移を見てから処分の内容を判断する。職員の処分には、一事不再理が働き、最初軽く処分をしておいて、後から重い処分を二重に課すことができないからだとのことでありました。しまいには、処分対象者の中に本年3月末で退職する職員がいることを指摘しながら、発生するかしないかわからない損害賠償というものを勘案するという内容の答弁であります。これには疑義を訴えましたが、結局は退職者が退職する前に処分しなければならないので、年度をまたぎたくないという安易な発想で、形ばかりの処分が行われた状況です。この答弁をこの本会議場で行った方は、昨日、副市長選任案で不同意が決まった前総務部長であります。無責任な対応であったと考えます。もちろん、小樽市としての考え方をこの市議会本会議場で述べられ、その結果行われた職員の処分が訓告や口頭文書の注意等であります。

以前も言いましたが、行政は、法律による行政の原理にのっとり、公平・公正に行われなければならないことは基本中の基本であります。ましてや行政行為のど真ん中である許認可業務は市民の権利利益にかかわるもので、より慎重に行われなければならないものであります。この件は、本来であれば、対象職員に懲戒処分を与えるべき事案であるとも考えます。

今回の高島漁港区における観光船事業者に対する条例違反の行為は、行政として基本中の基本ができていなかった。それがこの小樽市で起きているという非常にゆゆしき状況です。市長は、そういう状況であることを認識できていたのか示してください。また、この職員の処分を行うに当たり、その判断がどのようにして行われたのか示してください。そして、確認のため伺いますが、森井市長の市政のもとでは、法令違反の行政実務を執行したことに対する責任はこのように軽いもので済まされるという認識でよろしいのか、見解を伺います。

それから、悪いことに、条例違反により市民の権利・利益に対して重大な影響を及ぼすような失態を犯す仕事をして、軽い処分で済んでしまうという前例を、森井市政はつくってしまいました。このあしき前例が存在することで、職員の方々は緊張感を持たずに仕事をするようになるでしょう。ひいては、小樽市の行政の正確性、無謬性、安定性を欠くものとなってまいります。このような前例は訂正すべきと考えますが、市長の考えを示し、どのように訂正するのか示してください。

最後に、このような重大な問題について対象職員を軽い処分で済ませてしまった市長にも、重大な責任があります。市長はこの責任をどうとるのか。みずからを正す必要があると考えますが、見解を示してください。

最後に申し上げますが、これは質問ではないですけれども、昨日、当議会が議決した副市長選任案不同意に関し、森井市長の報道に対するコメントについてであります。

森井市長は、この不同意の議決を受けて、「不同意の判断は理由なき反対で、市民や職員のことを考えての判断とは思われない」とコメントした旨、けさの新聞に報道されています。昨日の採決の際の討論を市長は聞いていなかったのでしょうか。不同意の判断をした各会派の討論では、しっかりとその理由を明記しております。報道に発したコメントのペーパーも、最初のものでなく、6月13日付になっていたのも解さない話であります。とにもかくにも、このような発言を公の場で行うことは、全く議会軽視甚だしいとしか言いようがありません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

もう一度しっかりと各会派の討論を確認していただきたい。また、このような議会軽視ととられるような発言や行動を森井市長はこれまでも多数行っております。もう、いいかげんおやめになってはいかがでしょうか。

本日の議会運営委員会についても、答弁に関することが発端で混乱が生じ、よって、本会議開議のおくれを余儀なくさせられたところであります。明確な答弁をせず、不明確な答弁に徹する必要がどこにあるのでしょうか。議会での答弁を曖昧な表現でぼやかすことは、市民に対する市の考え方を明確に示さないということであり、市民に対してのごまかしと言わざるを得ません。私の質問に対して、改めて正確、明確、明瞭な答弁を求めるものであります。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 中村吉宏議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小樽市公共施設等の管理・更新と、市民プール建設について御質問がありました。

まず、副市長が不在時の小樽市公共施設等マネジメント検討委員会につきましては、この検討委員会の設置要綱において、委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理すると規定しており、副委員長も要綱に基づき、財政部長が務めております。また、副市長が辞職後の検討委員会については、一度開催をしており、平成29年度に行った各施設の意見交換と将来のあり方のまとめについて協議をし、この結果については、平成30年第1回定例会での報告とともに、市のホームページで公表をしているところであります。

次に、本庁舎別館の更新等につきましては、本庁舎は、本館と別館のいずれも震度6強以上の地震に対し、倒壊または崩壊する可能性があり、さきの熊本地震の状況を鑑みますと、災害時における行政機能の確保は困難であることから、耐震化や建てかえは喫緊の課題であると認識をしております。現時点において建てかえ等の見通しは立っておりませんが、災害時には、残存機能を、倒壊を免れた施設へ移して業務を行うなどの対応が必要であるものと考えております。

次に、私の市政以降での国の施策を利用した本庁舎更新事業の予定につきましては、私としましても、将来的な本庁舎の建てかえに向けて、平成27年度から、庁舎建設資金基金に1,000万円ずつ積み立てを行ってきたほか、平成28年度には、前年度収支で約19億円の繰越金が生じたことから、庁内会議を開き、基金の積み増しを判断するため、本庁舎の建てかえに向けた方向性を改めて協議したところであります。

結果としては、限られた財源の中、市民の皆様にとって優先的に更新されるべき施設を見きわめるとともに、策定予定であった公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、本庁舎の建てかえは、引き続き必要な検討を行うことといたしました。その後、国が、平成29年度から32年度までの時限で、耐震化されていない市町村庁舎建てかえ等の財政措置として、市町村役場機能緊急保全事業を打ち出しましたが、その活用には、個別施設計画の策定が必要であるため、他の公共施設と総合的に検討する中では、活用できる期間内に本庁舎の個別計画策定は困難であると考え、活用しての建てかえは難しいもの判断をしたところであります。

次に、私の市政前での庁舎更新に係る検討につきましては、平成25年8月に庁舎建設準備委員会を設置し、本庁舎の将来的な建てかえに向けた方向性を協議するとともに、庁舎建設資金基金を設けて資金

の積み立てを開始いたしました。しかしその時点では、市町村役場機能緊急保全事業という国の財政措置メニューはなく、一般単独事業債の活用で検討いたしました。が、厳しい財政状況においては本庁舎の建てかえよりも他の施策を優先し、引き続き検討を進めていくことにしたと聞いております。

次に、プール建設予定地について、花園グラウンドを使用するという案を示した経緯等につきまして、新市民プールの建設に向けては、平成28年2月に、庁内に検討会議を立ち上げ、昨年12月までに、6回会議を開催し、建設候補地などについて検討を行いました。

この過程において、まず建設候補地は、プール建設に必要な面積が確保でき、土地利用上の制限などの制約がない花園グラウンドと、旧緑小学校跡地、旧東山中学校グラウンドの3カ所に絞り込みました。また、施設形態につきましては、公共施設等総合管理計画との整合性を考慮して複合施設とし、その相手は、避難所に指定されているものの、老朽化や耐震化が課題とされ、一方、複合により相互利用の高まりも期待される総合体育館が適していると考えました。この結果、プールと総合体育館との複合による規模を想定した場合、現時点では、3カ所あった候補地の中で、花園グラウンドを念頭に絞り込んだところであります。

次に、花園グラウンドの利用団体の方々への情報提供等につきましては、花園グラウンドに複合施設を整備する場合、工事期間中はグラウンド利用ができなくなるなど、利用団体の皆様には大きな影響が生じると認識をしております。したがって、今後、花園グラウンドの利用団体の皆様に対して、これまでの新市民プールの整備に関する市の検討経過などを丁寧に御説明するとともに、整備により生じる影響や、これを緩和する方策などについての意見交換会を開催し、利用団体の皆様の御意見をお聞きしながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、旧緑小学校跡地を利用することの検討につきましては、庁内での検討過程において、先ほども申し上げましたとおり、旧緑小学校跡地も建設候補地の一つでありました。しかし、施設形態として、プールと総合体育館との複合施設が適していると判断をしたことから、施設の規模を想定した場合、十分なスペースを確保することができる建設地として、まずは、花園グラウンドを念頭に検討することとしたものであります。

次に、実効性のある個別施設計画の策定につきましては、個別施設計画は、今年度から平成32年度までの3年間で、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき策定するもので、まず前半2年間で、施設の集約化や複合化について、市民との意見交換会を踏まえて再編計画として策定し、その後の1年間でその再編計画施設の整備時期と、単独で残す施設の保全を含め、長寿命化計画として策定をし、個別施設計画策定を完了する予定であります。

また、総合管理計画策定の目的が、人口減少の進捗と財政面の厳しさが一層見込まれる状況にあって、多くの公共施設等の老朽化対策が課題となっていることから策定したものであります。さらにこの計画に基づく実行計画ともいえる個別施設計画を策定することにより、長期的な視点に立った適切な施設管理を目指すものでありますので、計画を進めることによって、現状の市民サービスを全て維持できるものではなく、各施設のサービス内容によっては廃止や縮小なども想定されますが、将来の本市の規模に見合った施設の適正化に向けた判断となりますので、計画策定やその実施に向けて、より多くの市民との意見交換などで理解を得られるよう進めたいと考えております。

次に、小樽海上技術学校について御質問がありました。

初めに、同校を所管する関係機関との第1回定例会以降の協議につきましては、3月23日に海技教育機構の職員が来庁し、議員からの御質問にありました市の方策を示してほしい期限についてのことや、商業高校は海上技術学校の存続に向けた移転先として有力な候補になり得ること、今年度の小樽校の入

学者は定員割れをしたことなどのお話がありました。今年度に入り、機構の担当理事がかわられたということで、4月27日に来庁されて、3月同様の期限等についてのお話を受けました。その際、本市としては、6月の期限に向けて方策を示すべく、庁内で精力的に検討しているところであることをお伝えしました。その後、5月25日に、海技教育機構と国土交通省海事局に総務部長ほか職員を向かわせて、本市の方策についてお示ししてきたところであります。

次に、本市が示した提案につきましては、海上技術学校の存続に向けた移転先の候補として、2件についての方策をお示しました。

1件目は旧祝津小学校で、避難所としての機能を継続していただくことを前提に、土地、建物を無償提供し、実習棟の整備費相当額の一部を補助するという方策。2件目は小樽商業高校で、今後北海道に対して、商業高校の土地建物を本市に譲渡していただくよう要請を行い、本市が譲り受けることとなった際には、海上技術学校の存続に必要な土地、建物を提供するという方策です。また、これら場所の提供に関する方策のほか、海上技術学校の存続のめどが立った際には、より地域に根差し、愛される学校としてPRしていくために、本市を挙げて協力をさせていただくということについてもお示しをいたしました。

次に、提案結果につきましては、海技教育機構からは、「書面でしっかりとした提案をいただきありがたい、真摯に受けとめ、国土交通省とも協議した上で、書面にて回答する」とのお話をいただき、国土交通省からは、「現時点では本方策に対する方向性をお示しすることはできないが、機構と協議しながら進める」とのお話をいただいたところであります。

次に、現時点で想定している課題等につきましては、本市からお示した移転先に係る方策のうち、旧祝津小学校を選択された場合には、建物が小さいことから、実習棟や生徒寮をどのように確保していくかが今後の課題になることが想定されます。また、商業高校を選択された場合には、これから北海道に対して、譲渡等の協力要請を行っていくこととなりますので、その過程において、どのような条件で譲渡を受けられるかなどが今後の課題になることが想定されます。

次に、除排雪について御質問がありました。

まず、多くの市民の皆様が市の除排雪に求めていることにつきましては、例年市民の皆様から寄せられる市民の声では、除排雪作業の依頼、作業のおくれ、作業後の状況等に対する御意見、御要望などが多いことから、市民の皆様は多くは、冬期間における交通安全の確保とともに、冬の快適な市民生活の確保などを求めているものと考えております。また、これらに対応するため、私が市長に就任以来、きめ細やかな除排雪の実現に向けてさまざまな施策を実施し、除排雪の改善を進めているところではありますが、昨年度は、一部の地域で排雪作業のおくれが見受けられたことや、一部のバス路線で運行に支障を来す状況が生じたことなどから、今後においてもさらなる改善を進めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪業務委託料につきましては、決算見込み額は約8億510万円で、第3回定例会補正後の当該予算との割合は約104%であります。

次に、排雪作業の状況につきましては、平成29年度の全排雪路線延長に対する排雪作業未実施の延長割合は約3割であります。

次に、除排雪業務委託料を今定例会で計上できなかったことにつきましては、現在進めている昨年度の除排雪に関する検証を終えた後、改めて補正予算を計上することとしたため、今定例会に計上することはできませんでした。

次に、当該予算の議会審議につきましては、早期に議会へ予算案を計上させていただきたいと考えて

おりますが、現在、平成29年度の除排雪の検証を進めており、今定例会に補正予算を計上することはできませんでした。今後においては、速やかに検証を終え、今年度の除排雪計画を策定し、第3回定例会に補正予算を計上してまいりたいと考えております。

次に、除雪ステーションの新設につきましては、現在、平成29年度の検証を進めており、その結果を踏まえた上で、新たな施策やステーション体制についても検討してまいりたいと考えております。

次に、民泊について御質問がありました。

まず、現状の旅館業法の許可及び無許可施設における住民からの騒音やごみ問題などの相談につきましては、平成29年度の相談件数は24件で、主な内容は、ごみの出し方に関するもの、大声で騒ぐ等の騒音に関するもの、外国人の出入りに不安があるというものです。相談に対する本市の対応は、ごみ問題や騒音などについて、保健所と庁内の関連する部署が施設を確認し、営業者や管理人に対して注意するほか、適切に対応するよう促しております。

次に、住宅宿泊事業法が施行後の騒音やごみ問題等についての対応につきましては、住宅宿泊事業法の届け出のある施設に対しては、基本的に北海道が対応することになりますが、本市に直接相談があった場合は、相談内容を北海道へ連絡し、北海道は事業者へ適切に対応をとるように指導し、その結果を相談者へ連絡することになります。また、無届けの施設に対しては、住宅宿泊事業法施行後も、従来どおり、旅館業法に基づき、保健所が中心となり対応することになります。

次に、民泊に関する本市独自の条例の制定につきましては、今年15日から施行される北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例は、家主不在型の民泊で不特定多数の宿泊者が出入りすることなどによる生活環境の悪化を防ぐことに主眼を置いて制定されたもので、本市としてはこの条例に基づいた運用をしてまいりますが、今後、道条例による運用に不都合等が生じた場合は、独自条例の制定について検討してまいりたいと考えております。

次に、旅館業法による無許可施設につきましては、本年5月31日現在で、紹介サイトや市民からの情報提供により、本市において把握している施設数は29施設です。

次に、旅館業法の無許可施設に対する対応とその結果につきましては、本年5月31日現在で、平成28年度以降の指導施設数は59施設あり、これまでの対応は、現地へ調査に赴き、不在の場合、保健所に連絡を促す通知文を施設の郵便受け等に投函し、連絡がない場合は、所有者を特定し、指導文書を送付しております。その結果、5施設が旅館業法の許可を取得し、そのほか25施設が紹介サイトから削除をされていますが、指導を継続中の29施設を含め、今後も引き続き動向を注視してまいります。

次に、住宅宿泊事業法に基づく民泊施設の市ホームページへの掲載につきましては、ホームページの宿泊施設一覧に新たに民泊のカテゴリーを設け、事業者の意向を確認した上で順次掲載をしてまいりたいと考えております。

次に、高島漁港区における観光船事業に対する条例違反の許認可等の是正措置と、職員の処分について御質問がありました。

まず、観光船事業に係る建築物の使用の規制等につきましては、港湾法では、分区条例違反となる建築物について、「撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる」と限定列举されておりますが、使用禁止等の規制については規定されておりません。また、当該建築物の使用を禁止する他の法令等も確認できないことから、規制はできないものと考えております。

次に、職員の処分内容につきましては、訓告3名、文書厳重注意1名の措置を行ったところであります。

次に、処分に関する市民の皆様への説明につきましては、懲戒処分を行った場合は、小樽市職員の懲

戒処分に関する公表基準に基づき、記者クラブ等への発表または資料提供により公表をしておりますが、懲戒処分には至らない訓告等の措置については、原則このような方法での公表をしておりますので、本件についても同様の対応としたところであります。

次に、条例違反の認識につきましては、高島漁港区の観光船事業について、当時は適法であるとの認識のもとで一連の許認可を行ってまいりましたが、昨年8月にコンプライアンス委員会からの分区条例違反との御指摘を受けたことは、市政をაざる者として大変申しわけなく思っております。この結果を真摯に受けとめ、私自身の責任のとり方として減給条例を提案するとともに、臨港地区内の現況調査を行って実態を把握し、今後このようなことが繰り返されないよう、審査基準や事務処理マニュアルを作成して、再発防止に努める必要があるものと認識をしていたところであります。

次に、職員の処分に当たったの判断につきましては、条例違反となった行為について、職員分限懲戒審査委員会に諮問をし、その答申に基づいて訓告等の措置を行ったところであります。

次に、職員の処分に対する認識につきましては、職員分限懲戒審査委員会の答申に基づいて、措置の中では最も重い訓告、その次に重い文書厳重注意としたところでありますので、適正な処分を行ったものと考えております。

次に、職員の処分の訂正につきましては、先ほども申し上げたとおり、適正な処分を行ったものと認識しておりますので、今回の処分を見直す考えはありません。

次に、職員の処分に対する私の責任につきましては、こちらも先ほど申し上げたとおり、職員分限懲戒審査委員会の答申に基づいて、適正な処分を行ったと認識しておりますので、御指摘には当たらないと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 14番、中村吉宏議員。

**○14番（中村吉宏議員）** 再質問をさせていただきます。

まず、公共施設等の管理・更新、それからプール建設に関してですが、市の本庁舎別館について更新を具体的に考えているのかという質問の箇所なのですが、災害が発生した場合の対応の考え方ということも含めてだったので、震度6強で倒壊をするという危険性が高いのだというお話の中で、ただ、そういう状況でありながら、見通しが立っていないという御答弁でありました。

本質問でも申し上げたように、今大きな地震が日本列島を襲うような情報が、結構頻度が高いといえますか、発生する確率が高いことが示されている中で、見通しが立っていないというのが、少しそれもどうなのかというふうに思うわけであります。市民の方はやはり不安だと思うのです。これは、見通しだけでもいつぐらいまでに立てるとか、そういう内容を、もう少し詳しくしっかりとお話をいただきたいと思えます。

それで、もしそういう災害が発生した場合に、倒壊を免れたものについて、別なところに運んで対応するということですが、どこに運ぶことを想定しているのでしょうか。恐らく東日本大震災が発生したときには、たしか午後2時46分でしたか。という、市役所の庁舎内で、もし平日であれば、ここにいらっしゃる職員の皆さんはお仕事されているわけですよね。そこで震度6強レベルの地震が来た場合に倒壊の危険があるというのであれば、恐らく人的災害を含めてかなり大きな被害が出て、物を運び出すとかそういうレベルのお話ではないことが想定されるのです。そうなった場合にどうやって対応するのかということを示していただきたい。

それから、この項の質問です。全体を通してなのですが、今、小樽市の公共施設等総合管理計画が示されている中で、その中で個別の計画を策定していくに当たって、優先順位をつけながらという

ことですが、市民の方にお話を伺うと。これも今、計画の具体的なスパンといいますか、その優先順位についても、一般的に市民の方が会合ですとか趣味やサークル等で利用されている施設と、行政の中核を担っていく、先ほど申し上げたように、防災やそういったかなめのことも行わなければならない、あるいは、市民サービスにとって重要な市の本庁舎とを考慮したときに、優先順位といいますか、同じく老朽化してきていると思うので、優先順位というのは、必然的にこの市の本庁舎は高まってくるのではないかなというふうに考えます。その中で市として、ほかの施設等を考えていく中で、この本庁舎の部分はどういう位置づけで考えているのか、お示しいただきたいと思います。

それから、他の施設で、私が本質問の中で例示をしたところの中で、勤労女性センターや総合福祉センター、保健所ということ挙げさせていただきました。これらについても、恐らく耐震基準を満たしていない中で、長寿命化というお話もありましたが、本当に長寿命化が可能なかどうか。この列挙した建物についてそれが可能なのか、お示しいただきたいと思います。

また、複合化について、市民のお声をいただくという市長の答弁でしたけれども、その方法ですとか、いつごろからかかって、いつまでに終わらせてというようにも具体的に示していただきたいと思っています。

それから、プールについて、まだ花園グラウンドの利用団体には何も言わない中で、ここに作り出すということ、議会に、公の場で公表をされたということですが、ふだんから市民目線ですとか市民のためにとっている市長として、これはどうなのですかね。いきなり決めましたというような体で、花園グラウンドでつくりますというような体での報告だったかと思えますけれども、先に、花園グラウンドを前提として、市民の方に意見を伺いたいのですということ、これをまず議会に示しながら、市民の方のお声をいただき、そして候補地として決定していくという過程が順当な手順なのではないでしょうか。これは、利用団体の方を含めて、市民の方も驚いていますし、私は、プールの建設を強く望む方からも、なぜ花園グラウンドなのだろうねというお声もいただいているのですよ。

(「町会にも話ないんだから」と呼ぶ者あり)

そういう中で、しっかりと議会に示す、あるいは方向性を決める前に、一度これは、花園グラウンドありきということではなくて、候補地が先ほど三つ挙がりました。花園グラウンド、旧緑小学校跡、旧東山中学校グラウンド。この中でどこがいいのかということ、情報を含めて、グラウンドの利用団体や水泳の団体や関連する市民の方たちにしっかりと伝える作業をまずするべきであると考えますが、この点、お考えをお示しいただきたいと思います。順序が違くと、私は思います。

それで、もう一つですが、花園グラウンドを使うということ以外に、私は、旧緑小学校の跡利用としても、旧緑小学校の跡地にプールと体育館の複合施設をつくってはいかがかという提案をしました。これは広さが足りないのでしょうか。物理的に不可能なのでしょうか。旧東山中学校のグラウンド跡は、物理的に可能なのでしょうか、不可能なのでしょうか。私の考えとしては、旧緑小学校跡に体育館とプールの併設の施設をつくって、花園グラウンドは、今までどおり利用者に使っていただく。体育館をもし併設で新設するのであれば、今の体育館の跡を駐車場にすればいいのかなど。このようなビジョンを持っているのですけれども、これについても見解を示してください。

それから、海上技術学校の件ですが、これも代表質問等で他会派の議員の皆さんがいろいろ質問をされておりました。旧祝津小学校の案、それから商業高校の案、2案を今、国土交通省、海技教育機構に示していらっしゃるということですが、ここまでの議論経過を踏まえて、この二つの提案の中で、今、商業高校については小樽市の所有ではなくて、先ほどの答弁ですと、商業高校が選択されたら、北海道と協議してということでしょうか。その後、北海道で譲渡してくれるような状況になれば、

進めていくというようなお話でしたけれども、これは、商業高校は、松ヶ枝中学校と西陵中学校の統合校の候補として挙がっているところで、教育委員会でも話を進めているところだと思うのです。ここに海上技術学校を統合させていくというような案であるかのような答弁が昨日より以前に行われておりましたけれども、これは、市長部局と教育委員会で、きちんと協議といたしますか、市長部局からしっかりと、これでいこうと、こういう方針でいこうということを、教育委員会にある程度期間をとって事前に相談をしたりですとか、また、中学校の統合計画などのところと関連させて、可能なかどうかというのを、しっかりと協議できているのでしょうか、庁内で。この点を1点伺いたいと思います。

それから、除排雪に関連してですけれども、いろいろとこの除排雪は、市民の皆さんのお声というところをお伝えさせていただきました。排雪作業の要望というのが非常に多いのですというお話をさせていただいていく中で、小樽市の認識としては、市長がきめ細やかなと、そうとは我々は考えていませんけれども、除排雪をやっているのだということのようです。排雪作業が進まなかったという御答弁が最初のところでありましたけれども、何で排雪作業が進まなかったのか、昨年度は除排雪事業で排雪作業が進まなかった理由を示してください。

それと、この除排雪に関する補正予算案は、今定例会に示してもよかったのかなと。目下検証中です、検証中ですというお話をされていますけれども、かかったお金がわかっていますと。昨年執行率、足りなかった分を恐らく流用したのだと思いますけれども、104%ということは、執行率が予算に対してオーバーしたと。オーバーした分が見えている。そして、昨年、排雪を行わなかった路線が、予定している路線の3割ありましたと。ここから容易に予算の計上というのはできるのではないですか。あとは、掛ける単価でしょう。できませんか。ということは、検証というのはそんなに難しいことなのでしょうか。個別にどういう除排雪方法をするというようなことではなくて、金額的にどのぐらい必要だった、不要だったという判断というのは、こういうところからできるはずなのです。その上で、方法論の個別検証は、追ってまたやっていけばよろしいのではないのかなと。したがって、第2回定例会に補正予算案を提案できなかったという理由にはならないと思いますけれども、この点についての御認識を、もう一回示してください。

それから、除雪ステーションの増設、さらなる新設はしないのですか、という質問に関して、何かやるのだから、やらないのかわからないというような内容の答弁でした。何か新設を必要性があれば云々と言っていますが、新設する必要があるのだったら、何か現状で、こういう理由があるからとかというのがあれば示してください。ないのであれば、私は、質問の中で、不要だと思いますということを言っているので、しっかりもう、予算も厳しいので、除雪ステーションの新設などはしませんが言い切ってくださいと思います。いかがでしょうか。

それと、民泊に関連してです。民泊の関連は質問ではないのですけれども、1点いろいろ問題が出ている中で、住民の方の不安がないようにしっかりと御対応をいただきたいというお願いと、ホームページに掲載することで違法民泊の発見がしやすくなるよという声は、私も市民の方からいただいたアイデアで、なるほどなと思いましたので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思いますので、お願いします。

それから、高島漁港区の問題ですけれども、この建物について、条例違反の状態であるにもかかわらず、使用の差しとめ、禁止等を行えないと。法令の根拠もないと。だから規制できないのだと。けれども、条例違反の状態は続いているわけですよ。これについて小樽市としては、どういう対応をするのですか。もう今シーズンが始まっていると思いますけれども。漁港区の方、漁業者の方たちからも、あの船を走らせたなら危ないですとか、そういったお話もずっと議論経過の中で出てきたと思います。よも

や、営業させるなどという話にはならないのでしょうかけれども、この辺の対応をどのようにしていくのか。法令の根拠もない。でも、片や、事実状態としては条例に反している状況だ。これについて、どういう対応をしていくのか、しっかりとお示しいただきたいと思います。

それから、処分についてですけれども、職員分限懲戒審査委員会で審査がされた。それに基づいて職員の方を処分したということですが、何を根拠にして、今回、この職員の方たちの処分の量定といえますか、こういう処分をしますということを判断したのか示してください。この問題は、本当に私も本質問の際にいろいろお話をさせていただきました。市長は、職員分限懲戒審査委員会で判断して、普通の妥当な処分ですと。妥当な処分をしたのだから、何も問題はないのですと述べましたけれども、これは本当に、法令や自分たちでつくった条例に違反をした状況で、許認可行政をやっている都市などほかにはないと思うのです。あり得ないのです。許認可を出すということの重要性を全く認識されていなかったらいい。言わせてもらいますと、行政の素人がやったような仕事ですよ、これ。それについての責任がどうなのかと。だから、本当だったら重いのではないかということをお伝えしたにもかかわらず、重くないのだ、妥当なのだということでありました。

今申し上げたように、職員分限懲戒審査委員会の判断が、その根拠は何だったのかということ、それからもう一つ、市長は、御自分で50%の給与減額条例を出されています。ただ、議会ではこれについて、この問題が大きな要因として、辞職勧告決議を可決させているわけです。それぐらい重い内容なのですけれども、そこと比較してこの量定というのは妥当だったのか、もう一度示していただきたいと思っています。

それと、この処分について、何も問題はないのだと、適正だったのだと。だから市長は、責任はないのだと言いますが、許認可の業務というのは、先ほども申し上げましたが、非常に重要なものです。市民の権利や財産を左右する行政の行為なのです。それを誤っても、文書一枚、あるいは口頭で、だめだよと叱られるだけであれば、皆さん、緊張感を持って仕事をしなくなるのではないのでしょうか。それはとどのつまり、誰が被害を受けるのかといえば、市民なのです。正しい許認可判断をしなかったって、別に普通に仕事をして、朝8時50分から17時20分まで仕事をしていけば、少し怒られるぐらいだからいいやと。こういう論理なのです、市長がおっしゃっていることは。だから、それはおかしいですよ。そうなってしまいますよね。それが、現状、小樽市で起こっているということについて、市長の責任を問っているわけですから、しっかりとお答えをいただきたいと思います、もう一度。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（2分経過）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村吉宏議員の再質問にお答えをいたします。私から答弁をしたこと以外におきましては、各担当から答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず私からは、本庁舎の更新や建て直すということにおいては、ほかの施設よりも優先順位が高いのではないかと御質問があったかというふうに思います。

私自身もやはり、熊本地震であったり、さまざまな地震等の災害があった場合における市役所の機能の重要性というのは非常に認識をしているところでありますけれども、ですので、本庁舎、別館も含めて、建てかえていかなければならないということそのものにおいては認識をしておりますが、先ほども答弁させていただいたように、現在、公共施設等総合管理計画の個別計画に向けて取り組んでいるところでありますけれども、その中で、最終的にその優先順位がどの位置にあって、その建設の優先順位

がはっきり示すことができるようになって、その上で、いつごろに建設をしていくということが示せるようになるのかなと考えておりますので、優先順位自体は高いほうだとは思っておりますが、現状において、何番目とか一番上だとかということを表現することは難しいものと考えております。

それから、もう一つ私からは、御質問の中で、このたびの高島漁港区における案件で、処分が軽いのではないかと。本来であれば、その責任は重く、より重い処分を行わなければならない中で、市長自身が軽い判断をなされているのではないかと、やはりそれについては改めるべきという観点で、最後にそのような御質問があったかと思っておりますけれども、今までも答弁させていただきましたが、当時におきましては、私もそうですが市役所職員も、適法であるとの判断のもとで進めていたところでございます。

(発言する者あり)

その中で結果的に、コンプライアンス委員会からの御指摘を受けて、その上で、問題点について市役所としても認識を改め直して進めているところでありますので、職員自身においては、そこに対しての認識について、違法性を、いわゆる悪質に故意にやったというわけではございません。ですから、このたびにおける処分そのものは、私は、職員分限懲戒審査委員会の中でも諮られた内容が適正だというふうに思っておりますし、私自身は、出された内容において、私自身もそれが適正だというふうに思っておりますので、今回の処分そのものがもう既に重い処分であると考えておりますから、御指摘には当たらないと考えているところでございます。

(「市長が適正って言ったって誰も信用しないけどね」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** どなたですか、説明員の方は。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 私からは、冒頭の、公共施設等の管理・更新と市民プール建設についての、公共施設等総合管理計画の関係の部分で2点ほど御答弁いたします。

まず、勤労女性センター、社会福祉センター、市保健所。この列挙した施設の長寿命化が可能なのかということでございますけれども、いずれの施設につきましても、老朽化が著しい施設だと思います。したがって、単体での長寿命化は難しいのかなというふうに思っております。複合化、そういったことも視野に入れながら、今後計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

また、市民との意見交換会につきましては、詳しい、何月とかというような資料は持ち合わせてはございませんが、先ほども市長から答弁がございましたとおり、個別施設計画につきましては、本年度から3カ年で計画を策定することになってございます。その最初の2年間で再編計画というのを策定いたしますので、まずはこの中で市民意見交換会を開催いたしまして、その再編計画を策定、進めていくというふうな予定になってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、除雪に関して3点、御質問がございました。

まず1点目、排雪のおくれた理由について、これについては今まさしく検証を行っているところでありますけれども、考えられる、今想定されるのは、まずステーションごとによって、排雪の距離が違うということもあります。そういう影響があるのかどうか。そして、今回1月下旬から2月にかけて、やはり気温が低くて、少し雪が多かったということがありました。その時期というのは、ちょうど貸出ダンプも始まりますし、国、道の排雪も重なってくるところもあります。そういったいろいろな環境の中

でおくれたのかどうか。そしてさらに、我々で協議を行いながら排雪に入らせていただいているのですけれども、要は、排雪協議のやり方に何か問題があったのか。そういった多方面から見ながら、やはり検証を進めているところなので、具体的にこれという理由について、今お示しすることはできません。

二つ目に、補正予算について、今定例会で示すべきではないかという点がございました。今回、実際にその検証としましては、まず第1回定例会で提案させていただきました、塩谷4丁目の雪堆積場の件なのですけれども、要はこの堆積場の増設は我々も必要と考えておりますので、改めてこの必要性の検証もしておりますし、また違うところ、やはり新たな雪堆積場の確保も必要と考えておりますので、それについて、今検証、要は探しているという状況でありますので、見つければ新たに、また必要な予算も計上しないとはいけませんので、今回は難しかった要素になっております。

そして、もう一つとしましては、第3種路線における出動基準の見直しは引き続いてやっているのですけれども、これについても、今回、平成29年度の検証を踏まえながら、どこまで試行の拡大路線ができるのかどうかも今、検証させていただいているところでございます。そして、先ほどの件とつながるのですけれども、やはり排雪作業のおくれ、これについても今検証をしているという点で、こういうことを今検証していることもありまして、今回、補正予算としては計上することができませんでした。

三つ目、新ステーションのことで御質問がございました。要は、必要性があるのであれば理由を示させていただきたいということなのですけれども、やはり今回、排雪のおくれ等を踏まえて今検証して、その中で本当に新しいステーションが必要かどうかというのは、確かに検討の一つに挙がっております。ただ、新しいステーションをつくるということは、やはり分割発注になりますので、新たなやはり経費も発生してくるということもありますし、そして、要は、機械の確保も必要だと。それが新たに必要なのかどうもありますし、また事業者の担保も必要だということもあります。そして、オペレーターの確保ということもあります。そして、そういったいろいろな中のもをきちんと検証していかないと、やはり新たなステーションができるというのがなかなか簡単にできるものではございません。そういったものも踏まえて、しっかりとやはり検証して、そこで出たものをしっかり議会に御説明していきたいというふうに考えております。

(「検証しないで7ステつくったのが間違いだった……」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（加賀英幸）** 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

高島漁港区の観光船の施設を今後どうするのかという、そういった部分についてのお尋ねだったかと思いますが、まず市長から答弁させていただいたように、あの施設の使用制限、それについては、現状では制限する根拠が見当たらないということで、できないような状況でございます。

それとあわせて、船の運航、これについては、運輸局に届け出をして、運航許可といたしますか、運航できるような形になっておりますので、船自体の運航はできるものと考えております。それで、先ほどお尋ねがございました営業権、この制限、これについてはどうかということでございますが、まことに申しわけございませんが、現状では、その営業権の制限についてまで、産業港湾部としては確認ができていない状況でございます。これにつきましては、顧問弁護士に改めて相談させていただきながら、必要な措置をとっていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からはまず、本庁舎の更新の見通しが立っていないと。早く立たせるべきではないかということでございますけれども、他の公共施設、いろいろな施設も老朽化している中、今後、各個別計画を策定することになっておりまして、委託業者をお願いしながら再編プラン、こういったことが示され、これをもとに検討することとしているところでございますが、それが平成32年度となっているところでございまして、繰り返しのすけれども、現時点では、見通しについては立っていないというところでございます。

それから、災害が起きた場合について、残存機能を、倒壊を免れた施設へある程度業務を移行するという点についてなのですが、日中、震度6以上で倒壊する可能性がたくさん建物としてはあるのですけれども、少なくとも耐震化されている消防庁舎ですとか、こういったところが残るといってもありまして、その時点で、残存機能を、どこか、どこになっているのかということとはわかりませんが、残っている施設へ移動するという点で考えております。

（「消防庁舎じゃ足りないでしょ」と呼ぶ者あり）

はい。確かに足りない部分というのはあるかもしれませんが、例えば小樽市民センターですとか、いろいろな施設が残る可能性がありますので、そういったところに移すということを考えております。それから、日中、人的被害に遭って人がいないという可能性もありますけれども、そこは少し課題として認識しているところでございます。

それから、プールの関係について、花園グラウンドの利用団体には話さずに決めたのかということでございますが、まず、話し合うに当たって、何かこちらとしても、市としてもその方向性といいますか、土台になるようなものを一応決めておくべきだということもありまして、まずは花園グラウンドを念頭に候補地として挙げたということでございまして、最終的には三つの候補が残ったわけなのですけれども、まずは花園グラウンドで話し合っていきたいということでございます。また、旧緑小学校は広さ的には小さいのかというお話もございましたけれども、今後、実際のこの体育館、プール、これの規模・機能ということをいろいろな御意見を伺いながら決めていきますので、まず十分なスペースを確保することとして、その建設地として、まずは花園グラウンド、これを念頭に検討したというところでございます。

それから、海上技術学校の話なのですが、商業高校には、今、統合校の話が出ているのではないかと。教育委員会ときちんと話し合っているのかということでございますけれども、これについては、関係部長会議、教育長、教育部長あるいは財政部長も含めた関係部長会議をつくっておりまして、その中で確認の上、ここを候補地として挙げたところでございます。

それからあと、処分関係でございますけれども、何を根拠に量定を判断したのかというところでございますが、審査内容につきましては詳しく申し上げられないのですけれども、職員分限懲戒審査委員会の中で話し合われまして、産業港湾部から事故報告書をいただきまして、これをもとに事務局で審議資料を作成しまして、これに基づいて職員分限懲戒審査委員会が行われまして、3月下旬における状況、つまり条例違反がありましたが、これと、これに伴う損害賠償、これが発生していないという観点で審査した結果、訓告等の措置、これが相当ということで答申されまして、その答申をもとに、妥当として訓告等の措置を行ったところでございます。

（「相当になった根拠を求められてたんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 再々質問を幾つかさせていただきます。

本庁舎の別館の建てかえですが、何か個別計画もこれからで、優先順位と、何か堂々めぐりのような話になりますけれども、総務部長はいいですね、本館ですからね。別館よりも強度が強いと言われてるので、総務部長は生き残ると思いますけれども、あと、消防長と。いや、本当、やはり災害とは最悪の状況を考えなければならないだろうと私は考えるのです。その上で、やはり優先順位というのは早目にしなければならない。その中で、今、個別施設計画を立てて、優先順位という答弁ですけれども、その中で、個別計画を立てていく中でも、やはり優先順位を上げなければならないものなのではないかなど。

先ほどの答弁の中で、残存物を消防庁舎に運び込んでというようなお話もありましたけれども、消防だけではどうしても機能として足りるのかと。消防は消防で災害対応をしなければならないでしょうし、今の消防庁舎のスペースで、十分市としての災害対応が可能なのかどうか。これは非常に気になるので、1点お答えください。それから、本当にこれは急いで進めていただきたいという要望として、これは1点申し添えます。

それから、プールの件ですけれども、どういうことなのでしょう、質問の冒頭にも申し述べましたが、明確、明瞭に答弁してくださいというお話をしました。今の総務部長の答弁ですと、必ずしも花園グラウンドで決めたということではないのですね。可能性の一つということで捉えてよろしいのでしょうか。あるいは、旧緑小学校、それから旧東山中学校のグラウンドという案も挙がっていたけれども、今、まずは花園グラウンドでお話を皆さんしてみたいのだと。これは、あくまでも可能性というレベルで考えていいのでしょうか、市民の皆さんにお話を報告するときに。それとも小樽市が、ここにプールをつくりますという小樽市の方針として、それを伝えて協力を求めるというレベルのものなのでしょうか。ここを1点、確認をさせていただきます。しっかり明確に答えてください。

それから、除排雪に関してです。随分小樽市は検証が好きなのだなという印象ですけれども、塩谷の堆積場がどうであるということと、排雪に関する予算をつけるということと、関連はあるのでしょうか。要するに、雪堆積場を確保するには、その場所と予算を検討されるということですが、排雪に関連する予算をつけるのであれば、必要な予算を計算して、財源を見つけて計上するだけだと私は思うのです。これをなぜ関連しなければならないのか。関連をするから、排雪のこの関連予算が計上できないように聞こえたのですけれども、何か関係があるのでしょうか。お答えください。

あともう1点、ずっと検証、検証、検証というお話がありました。では、その除排雪の排雪に係る部分の検証はいつ終わるのか。第3回定例会で改めてということ、もう第3回定例会というのは、本当に除雪がもう間もなく動き出すというような時期に行われるわけです。そこで、予算が十分か不十分か、不十分であればもう少し見直すべきではないのかとか、いや、これは必要十分ですよという議論を十分にできる時間が少ないのです。だから、早目に出してほしいということを市民の皆さんのために言っているわけであって、第3回定例会に限らず、例えば、臨時会の開会だって要求できるのだろうし、いろいろなやり方があると思うのです。何か議論を十分に議会ですべてほしいと思うのですけれども、もう少しスピードアップをしていただきたいと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

それと、高島漁港区の問題ですが、職員分限懲戒審査委員会は、内容は申し上げられないような答弁でしたけれども、私はその判断をした基準というのが何なのかという質問をしたのですが、事故報告書が上がって、書類が上がって、それで、例えばこの処分を行うにはこういう前提があって、あるいはこういう規定があるからこの処分が正しかったのだというのをお示しいただきたかったのです。そういうお答えをいただければと思います。

いずれにせよ、小樽市政の理論でいけば、遡及効ではなくて、いわゆる二重処罰を禁止するような事不再理などという理論をとるわけですから、一度行った職員の皆さんへの処分というのはできないのでしょうけれども、どうしてもこういう処分を行ったことについては疑問が残るので、その基準について、もう一度きちんと御答弁をいただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目、雪堆積場のことが今回計上できない、予算計上しない理由とどうつながるのかという点ですけれども、今、我々が探している雪堆積場の部分というのは、市民の雪を入れるところを探しております。そうすると、その管理等の経費が発生するものですから、それが予算につながるものなので、今回、予算が発生するのであれば、改めて予算の修正もありますので、そのために今回は上げられなかったという点でございます。

2点目、除排雪の検証がいつ終わるのかという点ですけれども、今、検証を行いまして、来月早い時期にはある程度固まるのかなと思っております。ただ、我々も第3回定例会で、今、予算計上を考えておりますけれども、いきなりその中でいろいろなことを議論していただきたいと思っております。事前に、そういった変更等も踏まえて、変更の内容につきましては、しっかりと議会で御説明をしながら、第3回定例会で予算を計上していきたいと考えておりますので、その方法等も含めて御相談させていただきますながら、きちんと説明は事前にしていきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。私からは、1点答弁させていただきます。

プールと体育館の複合施設の場所においては、花園グラウンドがもう決定なのかというような御質問だったかと思っておりますけれども、市の方針としては、この場所でやりたいということで、皆様に対してお示しをさせていただいたところではございますが、これはまだ最終決定というところではございません。皆様とお話をして、それをこの内容で進めていきたいということを、共通理解を得て、最終的に決定していきたいと思っております。

（「皆さんと共通理解なんてできるのかな」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（日栄 聡）** 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

本庁舎について、個別計画を立てる中でも、残存機能、こういったことを移すということで考えておりますけれども、それについて、消防庁舎で足りるのかどうかということでございますが、災害時の状況といたしましては、非常に想定しづらい部分がございます。その災害規模によっては、残存施設も変わってくると思います。確かに、消防庁舎で対応し切れない部分ということも考えられますけれども、その時々状況によって、残存機能を、それから残存施設、残存人員、こういったことも勘案しながら対応していきたいというふうに考えております。また、残る可能性の施設としましては、市民センターなどもありますし、あるいは今、これから計画している総合体育館なども、避難場所、あるいはそういった場所として想定しているところがございます。

それから、処分の判断基準についてなのですけども、実際には、一つとしては、小樽市職員の懲戒処分に関する指針がございまして、それと、先ほど申しました審査資料、これをもとに判断しているところでございます。

(「審査資料に条例違反の規定なんかないしょ」と呼ぶ者あり)

これまでの事例等も勘案しながら決めているところでございます。

(「事例なんかなくて僕のととき答弁してましたよ。過去に事例ないって言ってたんですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「うそじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「あとで修正とかしないでくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「虚偽答弁、事例ないって言ってたんですから」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 中村吉宏議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 学校給食について伺います。

第一に、学校給食無料化や助成についてです。

全国で学校給食を無料化や助成をすることで、保護者負担を軽減する制度が広がっています。2017年度時点で、全額補助して無償にする市町村は83市町村に上り、さらに拡大する見込みです。また、給食費の一部を補助する市町村が、少なくとも362自治体あることも明らかになっています。小樽市民会議100でも、給食の無償化が話し合われていました。私は、子育て支援の立場で、給食費への補助を検討すべきという観点で質問いたします。

森井市長は、公約として、「人口減少に歯止めを!」、「子育て支援の充実」を掲げています。2017年に学校給食無償化を実施した群馬県渋川市、人口約7万9,000人は、実施理由を、子育て世代の経済的な負担を軽減することにより、子育て支援の充実を図るためとしています。他の自治体での理由も、子育て世代の定住化や、若い世代の転入増を狙った市町村の人口減対策を目的としているところは多くあります。また、内容も、完全無償化、給食費2分の1の補助、第3子から無償等、さまざまな方法があるようです。市長は、他自治体で学校給食の無料化や助成が広がっていることについて、どのような所感をお持ちか伺います。

次に、2016年度の文部科学省による子供の学習費調査では、副教材費や実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金などは、公立小学校平均で年間約10万円、公立中学校で約18万円とされています。本市での給食費は、学年によって異なりますが、年間4万7,000円から5万8,000円もの負担となります。収入が就学援助の基準をわずかでも超えることや、何らかの理由で申請をできなければこれだけの負担となるわけです。こうした学習費の約5割を占める給食費の負担をどのように捉えているのかお答えください。

学校給食法第11条では、食材費を保護者負担とすることに対して規定されています。しかし、旧文部省通知では、あくまでも負担のあり方を示したものであり、補助金を出すことや実質無償化することを禁止するものではないと回答を示しています。このことから、食材費に補助をすることは、ルール上可能だと解しますが、いかがでしょうか。

次に、給食費の公会計化についてです。

教育委員会の事務の点検及び評価報告書でも検討が進められていることは記されていますが、現在の検討状況をお示しください。公会計化は給食費の徴収強化につながる懸念もありますが、自治体のみずからの決断で補助を入れ、給食費を引き下げることが可能にします。このため、日本共産党としても公会計化をこれまでも求めてまいりました。移行する上でも、未納対策などを目的とするのではなく、保護者負担軽減を目的とするべきですが、教育長のお考えを伺います。

次に、本市が無償化した場合、どれだけの経費負担となるかです。全額無料とした場合、年間約2億5,900万円かかるとされていますが、例えば、1人一律月1,000円を市が助成する場合はどうか。また、多子世帯の就学児童・生徒のうち、2人目を2分の1、3人目以降を全額無償とすることではどうか。浦安市や前橋市、品川区などのように第3子以降を無償化する場合、それぞれどれだけの負担となるのかお答えください。全額無償化としなくても、先ほど述べたような一部補助を導入することなどを、道内10市に先駆けて行い、給食費無償化へ足を踏み出すべきです。市長の考えを伺います。

第二に、おいしい給食について伺います。

私ごとですが、小学生時代の学校給食は大変楽しみでした。おいしかったからです。特に、揚げパンや麺類は待ち望んでいた記憶があります。しかし、子供たちの話では、小樽の給食はおいしくないと言います。特に麺類はおいしくないと言います。大変ショックな話です。おいしくないのであれば、改善する必要があるのではないのでしょうか。

まず、本市の小・中学校の給食残食率は、直近どのようになっているのかお答えください。また、その傾向は、道内と比べ、どうでしょうか。自校方式とセンター方式で差はあるのでしょうか。お答えください。

次に、調理から喫食までの時間はどのようになっているのかという点です。熱いものは熱く、冷たいものは冷たくいただくのがおいしい料理の基本です。北海道教育委員会の学校給食の栄養管理に関する調査でも、適温の給食を提供することが示されていますが、配食までの時間はどのようになっているのか伺います。また、適温の給食を提供するために、どのような調理の工夫を行っているのでしょうか。そもそも市長や教育長は、給食センターから配食まで、時間がたった給食を召し上がったことはあるのでしょうか。なければ、試食してみることをお勧めしますが、いかがでしょうか。

児童や生徒の意見を聞くことや、保護者や地域の人を対象とした学校給食試食会、アンケート等で献立に関することや、学校給食の意見・要望等を聞き、その内容を献立作成や調理に反映することは行われているのでしょうか。おいしくて魅力ある給食の提供のためにどういった工夫ができるか、情報収集を行う必要があるのではないのでしょうか。教育長のお考えを伺います。

障害者支援についてです。

小樽市のタクシー助成について伺います。現在、本市において、障害者タクシー券利用助成が行われています。対象者は、下肢体幹移動機能障害の1級、2級、視覚障害1級、腎臓機能障害1級、タクシー助成券を小型、中型タクシーで1枚につき400円、リフトつきタクシーで500円となり、腎臓機能障害で40枚、他は28枚、遠隔地は47枚、35枚です。対象となり利用されている方からは、「助かっています」という声がある一方、対象とならない方からは、「もう少し対象を拡充してほしい」との声があります。類似の制度がある札幌市では、本市では対象となっていない上肢障害や内部障害を加え4級まで、知的障害A・Bや精神障害3級までとなっており、制度が充実しています。障害のある方が生き生きと暮らしていける施策の充実について、以下質問をします。

障害者差別解消法は、障害者の社会参加を促し、障害の有無で分け隔てられず、ともに生きることのできる社会の実現を目指しています。本市においても、第5期小樽市障害福祉計画、第1期小樽市障害

児福祉計画がスタートしています。そこで、障害者の社会参加促進についてどのようにあるべきか、市長のお考えを伺います。

本市では、小型、中型タクシーのほか、リフトつきタクシーも利用することができます。しかし、障がい者ハンドブックを見てもリフトつきタクシーの文言はなく、助成券を利用できることは知らなかったという声があります。来年度のハンドブックに文言を加えることや、ホームページに利用できることを示してはいかがでしょうか。お答えください。

仮に、視覚障害2級、上肢障害1級、知的障害A、精神障害1級を対象にすると、それぞれどれだけの経費負担増が見込まれるのかお答えください。札幌市とは人口や財政規模が大きく異なります。ですから、すぐに札幌市並みに制度を拡充することは難しいかもしれません。しかし、視覚障害2級と精神障害1級を対象とするなど、一部からでも対象を拡充することは可能ではないでしょうか。市長の見解を伺います。

最後に、ストマ用装具について伺います。ストマ用装具は、医療品でも介護品でもなく、日常生活に必要な消耗品です。障がい者ハンドブックには、「排泄管理支援用具は、施設入居の方も申請できます」と記されています。しかし、今後も在宅に限らず利用できることを確認しますが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 酒井隆裕議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学校給食について御質問がありました。

まず、学校給食無料化や助成についてですが、他の自治体で学校給食の無料化や助成が広がっていることへの所感につきましては、子育て支援に対する関心の高まりと、その方策として、学校給食に要する経費への支援が効果的と考える自治体が増加してきているものと受けとめているところであります。

次に、給食費の一部補助や無償化につきましては、多額の負担が見込まれる全額無償化は、本市の財政状況を考えると、現状では難しいと考えております。しかしながら、限りある財源の中で、他都市との差別化も意識した効果的な子育て支援策を打ち出していきたいという思いはあり、給食費の一部補助についても選択肢の一つとは捉えておりますので、どのような方法がとり得るのか、情報収集をしてみたいと考えております。

次に、おいしい給食についてですが、給食センターでつくられた給食の試食につきましては、私はいただいたことがありませんので、折を見て試食をしてみたいと考えております。

次に、障害者支援について御質問がありました。

まずタクシー助成についてですが、障害者の社会参加促進についてどのようにあるべきかにつきましては、第5期小樽市障害福祉計画、第1期小樽市障害児福祉計画にもありますが、障害のある人の自己決定と自己選択を尊重し、障害のある人もない人も、ともに生活していける地域共生社会の実現に向けて、障害のある人が積極的に社会参加できるような機会や環境づくりをしていくべきであると考えております。

次に、リフトつきタクシーが利用できることの周知につきましては、障がい者ハンドブック、ホームページともに随時更新しておりますので、リフトつきタクシーも利用可能であることなど、制度の内容について、もう少し詳しく掲載したものに更新をしてみたいと思います。

次に、視覚障害2級など、助成の対象を広げた場合の経費負担の増加につきましては、対象者の住ん

でいる地域や、どれだけの人が制度を利用するかにもよりますが、大まかな試算では、視覚障害2級を対象とすると約87万円、上肢障害1級を対象とすると約208万円、知的障害Aを対象とすると約365万円、精神障害1級を対象とすると約64万円の増額が見込まれます。

次に、視覚障害2級や精神障害1級など、対象者の拡充につきましては、他市の実施状況や本市の財政状況も見ながら、拡充が可能かどうか検討してまいります。

次に、ストマ用装具給付についてですが、ストマ用装具が在宅に限らず利用できることにつきましては、現在、施設に入居している方も申請できるとしておりますが、今後も変更する予定はありません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま学校給食について御質問がございました。

初めに学校給食費無料化や助成についてですが、まず給食費の負担に関する捉え方につきましては、学校給食は、食に関する指導を効果的に進める上での学習活動としての役割がある一方で、児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図る食事の提供ということも伴うことから、多くの市町村でも給食費を徴収しており、本市においても保護者に相応の負担をお願いしているところでございます。

次に、食材費に補助することが可能かどうかにつきましては、学校給食法第11条の規定は、自治体と保護者の経費の負担区分を明らかにしたものであり、自治体が保護者の負担を軽減するために学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではないとの見解が、旧文部省から示されておりますことから、食材費に補助することは可能と考えております。

次に、給食費の公会計化の検討状況につきましては、会計処理の透明性や安全性の確保、未納に対する保護者の不公平感の解消などを目的に、近年導入した他都市の状況を調査するなどして、課題等の整理を行っているところであります。課題といたしましては、給食費を管理するソフトの導入や、職員の増員など、相当の費用負担が生じることや、給食費の徴収が学校の管理下を離れることによる収納率の低下、食材調達の煩雑化や、緊急時の対応などが挙げられます。導入に当たっては、こうした課題の整理や、国が本年度中に策定するとしております、公会計化に関するガイドラインの動向も見きわめながら、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、保護者の負担軽減を公会計化の目的とすることにつきましては、教育委員会では、公会計の導入に当たっては、会計処理の透明性や安全性の確保、給食費の未納に対する保護者の不公平感の解消、食材費の予算化による安定的な給食の提供に加え、国から示されている教職員の多忙化解消の方策として検討を進めているものであり、保護者の負担軽減の観点から導入を検討しているものではございません。

次に、1人一律1,000円を市が助成した場合の経費負担につきましては、平成30年度の予算児童生徒数から算出いたしますと、年間の見込み額は約8,100万円であり、生活保護費及び就学援助費で支給される分が、過去の実績から、給食費全体の約25%、2,000万円程度となりますので、これを差し引くと、市の負担は約6,100万円となります。また、多子世帯において、2子目を半額、3子目以降を全額無償とした場合は、平成30年度の給食費の平均月額から算出しますと、年間の見込み額は約5,750万円であり、生活保護費及び就学援助費で支給される分が同様の計算で1,450万円程度となりますので、これを差し引くと、市の負担は約4,300万円となります。また、3子目以降を全額無償とした場合は、同様の計算で年間の見込み額は約1,500万円であり、生活保護費及び就学援助費で支給される分が400万円程

度となりますので、これを差し引くと、市の負担は約1,100万円となります。

次に、おいしい給食についてであります。まず本市小・中学校の給食残食率につきましては、昨年度、北海道教育委員会の学校給食の栄養管理に関する調査が実施され、本市におきましては、本年1月末に、小学校1校を抽出し、3・4年生を対象に5日間の調査を行いました。その結果、1日目は全献立平均で残食率が7.5%、2日目は同じく18.0%、3日目は同じく16.0%、4日目は同じく18.9%、5日目は同じく15.6%で、5日間の単純平均では15.2%となりました。

傾向といたしましては、主食ではカレーなどの日の米飯や味つきのパンの残食率が低く、それ以外の日は残食率が高い傾向にございました。また、おかずでは肉料理を除く単品料理や汁もの、ドレッシング系サラダの残食率が高い傾向にございました。

道内との比較につきましては、今回の調査結果が示されていないため、2年前の今回の調査との比較になりますが、主食についてはおおむね同様の傾向にあり、おかずにつきましては、汁ものやドレッシング系サラダの残食率が高い傾向にある点で、同様の傾向が見られるものと考えております。なお、自校方式とセンター方式との差につきましては、把握をしておりません。

次に、配食までの時間につきましては、国の学校給食衛生管理基準により、「調理後2時間以内に給食できるように努めること」とされており、本市におきましても同様に、調理後2時間以内の喫食を基本といたしております。適温の給食を供給するための工夫につきましては、適切な温度に加熱及び冷却処理することはもとより、作業工程を配送開始時間から逆算して、でき上がりのタイムスケジュールを設定しており、これにより調理終了から喫食までの時間短縮を図っております。また、現給食センターの開設にあわせまして、保温・保冷効果の高い、食缶やバットを導入するとともに、配食人数が少ない場合にはサイズの小さいものを使用し、また、季節によっては外気温を考慮して、通常のバットと保温・保冷効果のあるバットを使い分けるなど、適温を維持する工夫をしているところでございます。

次に、給食センターでつくられた給食の試食につきましては、これまでも学校訪問などの視察の際に試食を行ってまいりましたが、適度に保温が保たれ、栄養面にも配慮され、バランスよく、おいしいものであったと記憶しております。今後とも機会あるごとに学校などで試食し、給食の提供状況を確認していきたいと考えております。

次に、児童・生徒などからの意見等の反映や情報収集につきましては、栄養教諭が学校での給食指導などの際に、児童・生徒の生の声を聞いているほか、全小・中学校の給食担当者や教職員で構成される給食担当者会議をほぼ毎月開催し、その中で児童・生徒の喫食状況や献立の感想、今後希望するメニューなど、多岐にわたる現場の意見を伺っており、これらを味つけや献立編成などに役立てているところであります。また、保護者を対象とした給食試食会や関係団体との懇談等においても御意見をいただくよう心がけており、子供たちにおいしい給食を食べてもらえるよう、各方面からの情報収集に努めているところであります。今後とも、さまざまな機会を捉え、情報収集に努めてまいります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 8番、酒井隆裕議員。

**○8番(酒井隆裕議員)** それでは、再質問させていただきたいと思っております。

学校給食の無料化についてであります。

本質問の中で、他自治体で学校給食の無料化や助成が広がっていることについて、市長はどのような所感をお持ちかというふうに向いました。しかし、市長から返ってきた答えは、増加していると受けとめているというものであります。これは所感ではないのですよ。単なるデータなのです。ふえているのです。それを見て、市長はどう思うかと言っているのです。それぞれ本質問でも述べてきたように、導

入した理由というのはさまざまな理由があるのです。私が述べたような子育て世代の負担軽減のためですと、ずばり人口増加対策だと言う、そういった首長もいらっしゃる。だからこそ、政策として、こうした無料化や助成がふえることについて市長自身がどんなふう考えているのか。数々の選挙などでも、公約に掲げてやられた首長もたくさんいらっしゃいます。だからこそ、どのような所感をお持ちかということをお伺いしたのです。改めて、市長の感想をお伺いいたします。

それから、紹介したところというのは、今までよく言われているのが、人口が少ない市町村などで行われているということがよく言われたと思うのですが、実際そうではないということで、無料化、完全無料化をしたところを紹介させていただきました。その中で、教育長に、この給食費の負担についてどのように捉えているのかということについて、相応の負担をいただいていると。当たり前の話なのです。重たいというふうに思わないですかね。小学校で10万円、中学校で18万円。これは全国的な統計でありますけれども、そのうちの半分为給食費だと。これを重たいというふうに思われぬのかというのが私の質問でありますので、改めてお伺いしたいと思います。

それと、公会計化についてでありますけれども、これまでもずっとこの公会計化というのは、検討しますということはずっと繰り返されてきたのです。これはもう、何年間も続けられているのです。そのたびに、慎重に検討してまいりたいと。今回出てきたのは、今度は何と言いだしたかという、国のガイドラインが出ますから、それにあわせてそれを見ながら慎重にやっていきたいと。やる気がないのだなというのがよくわかったなという気がするのです。これまで、そうした課題も含めて、その公会計化というものが検討されてきたのではないですか。全く進んでいないように私は感じますけれども、そうしたことについてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

それから、無償化した場合の経費負担についてであります。私は最初に紹介したときに、全額無償化とした場合には2億5,900万円かかる。大変大きなものだというふうに思います。ただ、それでも実施している自治体はあるわけです。ただ、そうは言っても、最初の一步から、まず足を踏み出してくるべきではないのかなと。最後の3人目以降、全額無償化とする場合に1,100万円のできるわけですから、ぜひこのことについて検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「財政が悪い方向に向かっているんだから」と呼ぶ者あり)

それから、おいしい給食についてであります。大体平均が15.2%という話です。ただ、メニューによって差がありますけれども、25%近くが残す、4分の1が残してしまうというのは、やはり異常ではないのかなと思うのです。これに加えて、子供たちの話というのを聞きますと……。そういうことについて、まずお伺いしたいと思います。

それから、2時間以内にやっているのだから大丈夫だという話がありますけれども、2時間たったものがおいしいはずがないのです。

(「いやいやいやいや」と呼ぶ者あり)

どんなに頑張っても、なかなか大変です。だからこそ、さまざまな工夫というものがやはり出されるのではないかなと思うのですが、そうした工夫については一体どのようになっているのかなと。11時10分に学校給食センターを出て、12時50分からやはりやるというのは、かなり時間がかかると思います。そのために工夫の仕方はあると思うのです。そういった検討などというのはなされたのかどうか伺います。

それから、児童や生徒の声を聞くということで、生の声を聞いているのだと言いますが、どのように反映されたのか、お伺いしたいというふうに思うのです。担当者の方たちの話を聞いているというのはよくわかるのです。ただ、児童や生徒に対して、こうしたメニューが欲しいのですとか、そうい

ったものというのはやっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、障害者支援、タクシー助成についてであります。可能かどうか検討していくと力強いお話であったというふうに思います。しかし一方では財政的な面もあり、他市の状況も検討したいということであります。ここで紹介した視覚障害2級と精神障害1級を対象とした場合、約151万円ということで、できるという話であります。やはり札幌市の制度は、すごくよい制度がたくさんあるのです。一気に全部やれるというふうには私もさすがに思ってはいません。ただ、そうしたところに少しでも近づけるように、そうした拡充を検討するというを、可能かどうか検討というよりも、ぜひ実現に向けて検討するというようなお答えをいただきたいというふうに思います。この点についても確認したいというふうに思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 酒井隆裕議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、学校給食無料化に対してのどのような所感をお持ちかということに対して、きちんと答えていないのではないかと御指摘であったかと思っております。先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、子育て支援に対しての関心の高まりが、その方策の一つとして学校給食に対する経費の支援が効果的と考えられているのではないかと、他市ではそういうふうと考えて導入しているのではないかと思っておりますが、私自身もそれについては同感でございます。

（「自分の言葉じゃないんだ」と呼ぶ者あり）

それに対して無償化の経費負担を市としても考えるべきではないか、特に3人目以降について約1,100万円なので導入されたほうがいいのかという御質問もあったかと思っております。こちらについても私から答弁させていただきますが、これについても先ほど本質問の中でも答弁させていただきましたけれども、おっしゃるように全額無償化というのはやはり現在の本市の財政状況を考えると非常に難しいのではないかなと考えております。

しかしながら、やはり限りある財源の中ではありますけれども、他都市との差別化を意識した効果的な子育て支援策の一つともなり得るのかなと思っておりますので、その選択肢の一つとして、どのような方法が導入できる可能性があるのかということを情報収集した上で、判断をしていきたいと思っております。

それから、私からもう1点、タクシー助成のことにおいて、札幌市の制度が非常にいい状況ですから、それに近づけられるように実現に向けて判断したらどうだということでの御質問もあったかと思っております。これについても先ほどお話しさせていただいたように、他市の実施状況、そして本市の財政状況も見ながら、拡充が可能かどうか、それに向けて検討していきたい、このように考えているところでございます。

（「政策議論って言ってるのに何でも検討だったら議論にならないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** あとはどなたですか、説明員の方。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 酒井隆裕議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず保護者の負担ということ、全体の保護者負担からして給食費が半分程度も占めるということで、非常に重たいのではないかという御質問かと思いますが、学校給食費は通常でいきますと、二百何十円という1食、小学校でいえばかかるわけですが、それが高いか安いということにもなりますけれども、年間にトータルでしますとそのくらいの金額になるということで、非常に御負担をおかけしているという部分はあろうかというふうには思います。

ただ、なかなか経済的に厳しい御家庭においては給食費について就学援助費等の制度もございますので、そういった制度をしっかりと御家庭に御説明しながら申請していただく。そういうような取り組みもしながら対策をしてまいりたいというふうには考えております。

それから、公会計化が進んで、全然検討が進んでいないのではないかということでございますけれども、この課題につきましては、従前より検討を進めているところでございます。どういたしましても、公会計化に持っていくということになりますと、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、一番のネックがやはり、その制度を立ち上げる際にかかる財政負担という。これが一番厳しいというふうには考えております。そういった意味で、なかなか実際には進めづらいという、職員の増員もございますし、そういった意味でなかなか現状としては難しさが出ているという状況でございます。今後国のガイドラインも出てまいりますので、それも見きわめながら、引き続き検討していきたいというふうには考えております。

それから、残食の問題でございますけれども、残食は子供たちにもアンケートをとっておりますが、以前にとったときには、なかなかアンケートの結果が結構、非常に高価な食材を出していただきたいとか、それから実際にはなかなか厳しい、そういうアンケート結果がございまして、結構子供たちの要望に十分に答えられないというところも、もちろんございます。給食は御承知のとおり、おいしさというのももちろん大切だと思いますが、栄養面とか、それから子供がなかなか苦手としている野菜とか、そういったものも十分に栄養管理をしながら供給していくということも使命でございますので、そういった面で新しいメニューの開拓とか、そういったものには常にチャレンジをしておりますけれども、そういった難しい部分もトータルで考えながら進めてまいりたいというふうには考えております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。

**○8番（酒井隆裕議員）** 再々質問を行います。

この給食費の負担について、負担をおかけしているというふうな話を教育長自身がお話しになったわけであります。その一方で、本質問でもあったように、食材費に補助を出すことは可能だと。そして、公会計化については課題があり、慎重でなければいけないと。ただ、先ほども申し上げたとおり、私会計のままでも補助を出すことは可能ではないでしょうか。そういったことというのは市長はお考えになるつもりはないのかどうか。先ほど差別化の一つであり得るという話がありましたけれども、そういったことを待たずしても私会計のままでも補助を出すということを市長の決断一つでできるのではないかと思いますので、その点について市長の考え方をお伺いいたします。

それから、おいしい給食についてなのですけれども、子供たちの話を聞いたときに高価な食材を使ってほしいとか、子供たちですからいろいろな考えがあるのですよ。でもそれ以外のこともたくさん意見としてあるわけです。私がお話を聞いたときには、以前の調理場でつくられたときと比べて、センター化になってからやはり味が変わったというお話は聞いたのです。やはりそういった声もしっかりと踏まえた上で子供たちの声を献立に反映していく、フィードバックしていくという、そういった姿勢という

ことをとっていくことが必要ではないかなど。そのためにこういういろいろなお話を聞いてくださいという話を聞いたのです。改めてこの辺について伺いたいと思います。

それから、障害者タクシー助成についてであります。市長は、障害のある方もない方も社会参加できる、そういった社会がやはり望ましいというふうにお考えを示していただいております。そのとおりなのです。そこで先ほど聞いたときに、視覚障害2級と精神障害1級、本市では対象となっていない。これだけをやった場合でも87万円足す64万円で、年間151万円で実現できるわけなのです。これもそうした障害をお持ちの方からは、ぜひ拡充してほしいと私はお話を聞いているのです。

視覚障害2級の方になると、やはり外に出られるという形になったときに、やはりタクシーでないとなかなか出づらいです。そこに少し手を行政から差し伸べてあげる。精神障害1級をお持ちの方ですと、やはり保護者ですとか、そうした方が通院されるときに一緒に連れていくという場合にタクシーをやはり使わなければならないという場合もたくさん出てくる。そのときに手を差し伸べてあげる。やはり必然性があるというふうに思うのです。

改めて市長、可能かどうか検討するというふうなお話をされていますけれども、実施に向けて頑張っていきたいというふうなお話を伺いたいというふうに思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 酒井隆裕議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外においては各担当より答弁させていただきます。私からは2点答弁させていただきます。

公会計でなくても私会計でも無償化ないし給食費に対する補助を導入すべく検討すべきではないかというお話がありましたけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、やはり他都市との差別化も意識できる効果的な子育て支援策の一つではないかというふうに私自身も認識をしているところでございます。ですので私会計でも導入できるかどうかということも含めて、どのような方法を取り得るかということの情報収集していきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っておりますのでございます。

それともう1点、視覚障害2級や精神障害1級などの対象者に対する拡充についても、改めて御質問がありましたが、やはり先ほどは札幌市の制度について非常に素晴らしいものだという比較の中でお話がありましたが、いきなり札幌市の制度までというのはおっしゃるような難しいとは思っておりますが、一歩でも近づけるような拡充について、やはり検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 酒井隆裕議員の再々質問にお答えをいたします。

子供たちにもっと意見を聞いて、おいしい給食を目指してほしいということでございますけれども、これまでも給食担当者会議を初め、さまざまな意見を取り入れてまいりました。もちろん先ほど言ったように子供たちのかわいい意見ももちろんあるわけでございますけれども、時代にあった新しいメニューの導入ということも、これまで取り組んできておりますし、例えばその時々、オリンピックならオリンピックにあわせた、イベントにあわせたメニューを発案する。それから、議会でも議論になりました地場産品を使ったメニュー、小樽産のソウハチのフライだとか、ホッケフライだとか、そういうような

ものを使ったメニューだとか、そういった児童・生徒が食べてみたいと思うような、そういうような新しい献立にもチャレンジをしているところでございます。

前回ありました残食率の調査から見ると、約5%下がっているというデータもございますので、今後ともこれにおごることなく、どんどん改善を目指してメニュー開発等、子供たちにとって楽しい給食であるものを目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**○議長（鈴木喜明）** 酒井隆裕議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 5時48分**

**再開 午後 6時15分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○21番（川畑正美議員）** 一般質問をします。

最初に忍路トンネルの安全対策についてです。国道5号、忍路防災の新忍路トンネルが3月17日土曜日15時に開通しました。旧国道5号は落石崩壊、岩盤崩壊などの危険箇所、交通事故発生箇所があつて、当該道路の整備でこれらの課題が解消し、安全・安心な交通を確保することを目的につくったトンネルでした。

市民を初め利用者にとって、喜ばしいことでした。しかし、このトンネル開通後、交通事故が連続的に発生しています。ゴールデンウィーク前後では5月2日午前10時前、トンネル内で乗用車同士の正面衝突が発生し、68歳の男性が大けがをするなど、5人が病院に運ばれ、4月13日にも同じトンネル内で正面衝突事故が起きています。私自身、何度も通っていますが、忍路トンネル内の待避所あたりから上りになっていて、なぜこのような構造になっているのか疑問でした。市長はこのトンネルで事故が起きていることについて、どのように考えていますか。

5月15日に小樽・余市間国道新設改修期成会の総会が開催され、私は理事の一員として出席しました。総会終了後、忍路防災、塩谷防災など、国道5号の防災工事にかかわる国土交通省北海道開発局小樽開発建設部の担当者から説明を受けました。

説明後、忍路防災のトンネル建設に当たって、なぜこのような構造になったのか説明を求めましたが、トンネル構造基準に合致しているという通り一遍の答弁でした。より安全対策を講じていただくために、後日、小樽開発建設部を訪問し、道路管理者として安全対策を警察にも求めていただくよう申し入れをしました。小樽開発建設部では、交通規制は北海道公安委員会の管轄としながらも、警察とも協議して改善策を検討したいと答弁されました。

住民の方から小樽開発建設部の要請があります。新忍路トンネル出口から旧忍路トンネル出口にかけてのカーブを直線に改修することや、忍路中央小学校の国道から踏切への右折左折に当たって、後続車に停車不安を与えないような対策を要望しています。市長はどう考えますか。

交通規制対策についてです。忍路トンネル入り口に速度解除、追い越し解除標識があり、住民の方からは忍路トンネル入り口に設置の時速50キロメートルの速度制限と右側部分はみ出し通行禁止の終点の標識は運転者の誤解を招くので、撤去してもらいたいと要望しています。市長はどう考えますか。

また、トンネル内には歩道が整備され、片側一車線ながら、幅員も確保され、明るさも十分あります。トンネル内は白線の実線があり、トンネル内での追い越しが禁止されておりますが、加速や追い越しす

る車両もあります。住民の方からはトンネル出入口等に事故防止を呼びかける看板の設置を要望しています。市長は市民要望について、どのように受けとめられますか。

交差点の信号対策についてです。新国道5号と新忍路本通線との交差点には歩行者の押しボタン式信号機が設置されています。信号機を設置する前に町会を初め、地元の皆さんは信号機設置前から、この交差点にせめて感应式信号機をつけてほしいと要望していました。また交差点の市道から国道を見ると、一方がトンネルの出口から間近で、一方は上り坂となっており、見通しがよくありません。現在の押しボタン式信号機に感应式信号機を併設することで、安全対策が向上するのではありませんか。市長の考えをお聞かせください。

国道5号と新忍路本通線の交差点から忍路漁港へ向かう市道には速度規制標識がなく、途中の正念寺前から30キロメートル規制が始まっています。住民の方からは通学道路なのに、なぜ交差点との始まりから30キロメートル規制にしていないのかと疑問視しています。市長はどうお考えですか。

市民や利用者の安全を守る立場の小樽市長として、これまで道路管理者としての小樽開発建設部及び北海道公安委員会、小樽警察署などに改善策を求められたのでしょうか。対策を求めているなら、申し入れ内容をお知らせください。またそれに対する回答があれば示してください。

塩谷防災工事への対処についてです。塩谷トンネル工事は2020年3月25日までの日程で進められています。この塩谷トンネル、新塩谷トンネルを含め、塩谷防災でできる施設については、利用者が安全で安心できるものにしていただきたいと願っています。市長は町会からの要望による交通安全施設を含めた環境整備について、道路管理者の小樽開発建設部、交通規制を担当する北海道公安委員会、小樽警察署に安全対策として申し入れてください。いかがでしょうか。

2点目に市民のための住宅施策についてです。既存借上住宅制度は、既存賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として借り上げて転貸しする制度として2017年度から開始しました。

17年度予算は160万円の国庫補助金で、480万円の事業として取り組みましたが、応募は1事業者、1棟4戸しかなく、入居者は4世帯にとどまっています。今年度は247万円の国庫補助金で752万円の事業予算を計画していますが、現時点では民間賃貸住宅の家主の応募がありません。その要因について説明願います。

制度の主な条件は対象物件の応募エリア、借上単位、借上期間、住宅スペースなどがあります。住宅提供者からは条件が厳しいという声もあります。改善策について検討されていますか。改善策の検討内容をお知らせください。

住宅に困窮する子育て世帯が、より少ない負担で住めるようにすることを目的とする制度としているのであれば、若年者の市内定住を促進させることも考慮して、家賃を補助して子育て世代を支援する制度を設立することが現実的な施策ではないでしょうか。我が党は若年者の生活応援、定住対策としてお互いに35歳未満の夫婦で非課税世帯に対し、最大1万円の家賃を補助する若年定住促進家賃補助金制度を提案しています。検討してはいかがでしょうか。

市営住宅の空き住居の問題です。近年建設されたエレベーターつき住宅は常に応募があり、空き住戸となることはほとんどありません。しかし、エレベーターのない住宅は空き住戸が多く、修繕して募集する住戸は圧倒的に少なく放置されているのが現状ではありませんか。子育て世帯を支援することを目的に、既存借上住宅制度を推進していますが、その前に市が保有する財産である市営住宅の空き住戸を積極的に修繕して活用してはいかがでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

市営住宅の修繕についてです。2018年4月現在の空き住戸状況を確認したところ、エレベーター設置住宅と用途廃止住宅を除いた市営住宅の戸数は1,877戸ありました。そのうち空き住戸276戸で修繕予

定190戸となっています。空き住戸は祝津住宅、塩谷住宅に集中していますけれども、祝津住宅、塩谷住宅の空き住戸と修繕予定戸数をお知らせください。そのうち今年度に修繕して募集する予定の住戸数を祝津、塩谷別に示してください。

市営住宅の入居者は高齢化し、人口減少が起きています。市営住宅を修繕して、若い世帯が入居できるようにすることが必要です。敷金を廃止することで、入居者を広げることができます。また若い世帯の経済的負担を軽減することができます。市長の見解をお聞かせください。

3点目に雪堆積場などの対策についてです。個別雪堆積場の事業対策について伺います。17年度の小樽市内の雪堆積場は12カ所あります。除排雪された雪には市道に散布された砂を初め、それ以外のごみが混入しています。中央ふ頭基部雪処理場を除いた雪堆積場について、融雪後清掃作業をしているが、市の管理地である幸1丁目、建設事業課、寅吉沢の堆雪場は、ことしについては清掃作業をしていないと伺いました。しかし一昨年に閉校した旧塩谷中学校のグラウンドは、まだ清掃されておらず、地域住民から私に、堆積された雪が融雪前に黒くなって見苦しく、融雪によって雪にまじったペットボトルや空き缶が露出し、ごみ捨て場になってしまうとの苦情を受けています。塩谷中学校のグラウンドの苦情にどのような対応をしているのか、お知らせください。また、ほかの7カ所の堆積場は苦情や清掃についてどのような対処をしているか、お知らせください。

滑りどめとして散布された砂の処理について伺います。市道に散布された砂は融雪時期に市道脇に溜まっているのを見かけます。これらはバイクや自転車、そして歩行者にとって危険な状況にあります。滑りどめ砂まきの事後処理は建設事業課で回収処理されていると伺いました。散布された砂の後処理は除雪費用として予算計上されていません。滑りどめとして実施した作業は市民の安全確保のために除雪対策本部が行ったものです。滑りどめの砂まきを実施した業者が散布状況を熟知しております。除排雪対策の融雪後作業として、砂散布したステーション、業者が処理することが適任です。除雪費として予算計上し、対処すべきではありませんか。見解をお示しください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

初めに忍路トンネルの安全対策について御質問がありました。まず忍路トンネルで、事故が起きることにつきましては、3月17日のトンネル開通以降、約3カ月の間にトンネル内のほぼ同じ場所で3件の正面衝突事故が発生していることは、非常に重大な状況であると受けとめております。

次に住民の方から小樽開発建設部への要望について、どう考えるかにつきましては、新トンネル出口から、旧トンネル出口にかけてのカーブを直線に改修することにつきましては、当該箇所の道路線形が現在暫定であり、完成後の線形は直線に近づくと考えておりますが、国道から踏切への右左折に当たったの対策を含め、住民からこのような要望があったことは、小樽開発建設部及び北海道公安委員会に対して伝えてまいりたいと考えております。

次に、忍路トンネル入り口に設置している標識の撤去要望につきましては、トンネルの外は時速50キロメートルの速度制限と、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止となっており、設置されている標識はそれらの交通規制の終点を示しています。それに対してトンネル内は道路交通法により法定速度の時速60キロメートルと追い越し禁止の規制が設けられております。このようにトンネルの内と外の

道路では、規制の内容が異なっておりますので、トンネル入り口の標識については道路交通法上、必要な標識であるため、撤去は難しいものと聞いておりますが、住民の要望についてお伝えをするとともに、安全対策につきましても今後小樽警察署等、関係機関と協議をしまいたいと考えております。

次にトンネル出入口等に事故防止を呼びかける看板の設置要望につきましては、交通安全対策として事故防止を呼びかける看板の設置は必要と考えておりますので、6月6日に小樽開発建設部、小樽警察署、忍路町会等の関係者で現地を視察し、今後、注意喚起看板を設置するなどの事故防止対策を進めていくこととしております。

次に押しボタン式信号機に感应式信号機を併設することにつきましては、忍路市街地区の住民は一般国道5号忍路防災事業により、忍路市街から小樽方面や余市方面に行く際の国道へ抜けるルートが二つから一つになり、交通量の多い新国道への出入りや横断について、当該交差点の危険性や防災上の不安、利便性の阻害などについて危惧をしておりました。

このことから、私としても当該交差点の交通安全対策として、押しボタン式信号機と感应式信号機などの交通安全施設の設置については、忍路地区における交通事故の防止、防災上の不安の解消及び利便性の確保の観点などから必要だと考え、忍路町会長との連名により要望しているところであります。

次に通学道路なのに、なぜ交差点との始まりから30キロメートル規制にしないのかとの疑問につきましては、国道5号との交差点から忍路漁港に向かう新しい市道は児童・生徒の通学路や忍路に居住する方々の生活道路となっておりますが、歩道も幅員も確保されていることから、規制のかからない法定速度の時速60キロメートルとなっていると伺っております。

しかしながら、児童・生徒の安全・安心の確保は、重要なことと考えておりますので、安全対策について今後小樽警察署と協議を進めてまいります。

次に関係機関への申し入れにつきましては、正式な申し入れという形はとっておりませんが、衝突事故が多発したこともあり、5月下旬より小樽警察署と連携し、小樽開発建設部、忍路町会を含めた関係者で6月6日に現地視察するなど、情報の共有を図っており、その中で安全対策についてトンネル内に減速マークの設置等の取り組みを進めていくこととしております。

次に、塩谷防災工事の安全対策につきましては、忍路防災同様、地元自治体として関係機関に協力し、当該事業を進めていくことから、その中で地元住民などから交通安全対策に係る要望があった場合には、必要に応じ関係機関に対して申し入れをしていきたいと考えております。

次に、市民のための住宅政策について御質問がありました。まず今年度の民間賃貸住宅の家主の応募がない要因につきましては、不動産関係団体に聞き取りをしたところ、主に一棟当たりの最小借上戸数が4戸であること、1戸の床面積が50平方メートル以上80平方メートル以下であること、建物の建築年が木造の場合、平成20年以降であることなどの条件が合わないとの意見があり、そのため事業者の応募が少なかったものと考えております。

次に、制度の改善策の検討内容につきましては、現在昨年度入居分も含めて、4世帯分の借上住宅しか確保されていない状況です。このため借上戸数、床面積、築造年数など、事業者からの応募条件が合わないとの意見があった項目などを踏まえ、国庫補助要件も考慮しながら、制度の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

次に、提案のありました補助金制度につきましては、平成14年度から4年間、市では人口対策として新婚世帯に2万円の家賃補助をする若年者定住促進家賃補助制度を実施しましたが、費用対効果を考慮して休止したこともあり、御提案のありました補助金制度は考えておりません。しかしながら、若年者の定住促進は重要なものと考えていることから、引き続き既存借上住宅制度も含め、子育て世帯の施策

の充実について検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て世帯支援のための市営住宅の積極的な活用につきましては、現在活用できる空き住戸については原則として公募を行っておりますが、多くの子育て世帯が希望する地区の市営住宅には空き室がないという状況になっております。今後は、平成31年度に改訂予定の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中で、子育て世帯向け住戸の拡充について検討してまいりたいと考えております。

次に、祝津住宅、塩谷住宅の空き住戸と修繕予定戸数及び今年度の修繕、募集予定戸数につきましては、祝津住宅の空き戸数は94戸、そのうち修繕予定は73戸。塩谷住宅の空き戸数は78戸、そのうち修繕予定は55戸となっています。

なお今年度の修繕後、募集予定の住戸数は過去の入居者公募での募集倍率や現在の劣化状況などを考慮して、市内全体から修繕する市営住宅を決めるため祝津住宅、塩谷住宅に限定した戸数はお示しできません。

次に、敷金を廃止することで入居者を広げ、若い世帯の経済的負担を軽減することにつきましては、現在一般世帯向け住宅に入居の際は月額家賃の2カ月分の敷金を納付いただいておりますが、これは敷金が入居者との賃貸借契約に伴い生ずる債務や、原因者負担の費用を担保するという目的があるため、廃止することは考えておりません。

次に、雪堆積場等の対策について御質問がありました。まず旧塩谷中学校雪堆積場等の対応につきましては、一昨年より旧塩谷中学校グラウンドを地域総合除雪の雪堆積場として利用しております。グラウンドにはまだ雪が堆積をしており、清掃作業は行っておりませんが、融雪後すぐに清掃を行う予定となっております。

このほかの雪堆積場については、過去に清掃に関する要望を受け付けておりますが、その都度対応を行っているものであります。

次に、滑りどめとして散布された砂の処理につきましては、融雪後の道路上には冬季間に散布された砂のほかに、ごみや土砂なども堆積していることから、道路維持作業の一環として建設事業課が路面清掃業務を発注し、砂の処理を行っております。そのため除雪費ではなく道路橋りょう維持費として予算を計上しているものであり、今後におきましても路面清掃業務の遂行により道路の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 21番、川畑正美議員。

**○21番(川畑正美議員)** それでは再質問をいたします。

まず忍路トンネルの安全対策の関係ですけれども、私は小樽・余市間国道新設改修期成会での質問に続いて、後日我が党の菊地葉子北海道議会議員とともに、小樽警察署に電話で申し入れして、そして国道管理者である小樽開発建設部には交通事故対策の申し入れをしてきました。この流れがあつて6月6日に、先ほど市長が答弁した一部のことがありましたけれども、6月6日に道路管理者である小樽開発建設部と交通規制の管理者である小樽警察署、そして小樽市の生活安全課、地元忍路・蘭島町会の役員、そして申し入れた菊地葉子北海道議会議員の事務所所長と私の総勢17名が新忍路トンネルの合同点検と称して、現地で話し合いを行ったわけです。

8日には北海道新聞でその様子が報道されましたが、私は住民要望を満たす立場で、先ほどの質問とダブる部分はありますけれども、補足させていただきます。

まず話し合いは、最初に小樽警察署交通1課長から、「参加された皆様の知恵を拝借して小樽警察署が中心になって小樽開発建設部、小樽市、川畑氏に忍路・欄島町会の皆様方と一体となって事故を防ぎ

たいと集まってもらいました」と、このような挨拶がありました。

小樽警察署の報告では交通事故が、先ほど市長がおっしゃったとおり、忍路トンネル内のほぼ同じ場所で正面衝突事故が3月29日より3件発生、負傷者は10名、うち2名が歩間違えたと死亡するという重傷を負ったと。またトンネル前後でも忍路中央小学校付近でガードレールに衝突する単独事故、そして5月3日にはバスと乗用車が正面衝突する交通事故が発生したという報告を受けました。

インターネットでは、トンネル途中で上り坂になって速度が落ち、追突を避けるためハンドルを切つて正面衝突や追突事故を起こす危険がある。失敗トンネルという評価が書き込まれておりました。

小樽開発建設部からは余市側の1キロメートルは勾配2.5%、トンネルの中心部が直線から穏やかなカーブになっており、ここで正面衝突が3件起きているのだけでも、工事を行った小樽開発建設部としては、道路の幅員や明るさも十分あって、カーブや上り坂は建設基準に合致したすばらしいものだと自負していると。このようにトンネル構造を自慢げに説明したものです。

話し合いは多岐にわたりましたが、住民の方からの要望と関係部署からの答弁を中心に5点にわたって説明させていただきます。

まず1点目は、規制標識です。これについては警察がトンネル出入り口の注意看板の規制解除は、これまでの速度が終わることを示していると説明されていますけれども、速度、追い越し解除看板があることで、運転者に微妙に影響して、スピードも追い越しも可能と捉えてしまうと。

国道5号には長橋トンネルや砂留トンネルもあるのですが、この両方とも片側2車線であって、それでも50キロメートル規制をされていると。小樽警察署はこのトンネルはカーブがきついためと言いわけしているのです。しかし、住民の方からは忍路トンネルはカーブが緩いけれども、事故が多発して魔のカーブではないかと、そのように評されているよという意見もありました。そして安全対策から忍路トンネルも規制すべきではないかという声があったわけです。

小樽警察署からは、安全対策としてトンネル内の通路を削って、速度を落とす方法もあると。しかし、小樽開発建設部からは、トンネル内の道路を削るとバイクなどに危険が及ぶので、路上に破線の減速マークを表示することで事故防止を促すことはできると考えていると。これは恐らく小樽開発建設部に実施してもらえないのではないかというふうに思うのです。

事故防止の看板設置の問題では、現在塩谷トンネルの中にきついカーブがあるのですが、そこには電光掲示板で危険、事故防止を呼びかける看板が設置されているわけです。このように電光掲示板の危険防止看板を設置してほしいという要望に対して、小樽開発建設部はトンネル内の電光掲示板については昔は許可されたけれども、道路工事基準が改定された新たなトンネルについては取りつけはできないことになっているという返答でした。

住民からは、小樽開発建設部ではトンネルの入り口付近などに危険表示看板の設置は、恒久的なものをつくらなければならない、それは即断できないという返事だったのですけれども、そうであれば、とりあえず簡易的なものをつかって、その後検討してもらえないのかという申し入れをしているわけです。

そして三つ目には、国道の構造に問題があるわけですが、新忍路トンネルから蘭島に向かう新国道には旧忍路トンネルの出口部分との接点があります。この新国道の現状はカーブになっているわけです。事故防止のために降雪前に直線に直してほしいと。それが住民の要望なのです。

そしてまた忍路中央小学校向かいの踏切に向かって、右折、左折することで後続車が停車しなければならないと。実際に忍路中央小学校付近で、ガードレールに衝突する単独事故が発生しているし、5月3日にはバスと乗用車が正面衝突する事故が発生しています。今後も衝突事故の可能性があつて、右折路線、左折路線を設定してほしいと申し入れがあつたのですけれども、小樽開発建設部としては旧トン

ネルに塩谷トンネルの発掘土を入れて、トンネル内を封鎖した上で補強する必要があるので、それができないと直線には直させないと。それから左折……

(発言する者あり)

少し静かに聞いてください。

左折路線、右折路線の設定は、難しいという消極的な対応だったのです。

四つ目には、新忍路本通線の速度規制の問題です。これも先ほど市長が答弁されていますけれども、市民からは途中から30キロメートル規制になっているので、最初から30キロメートル規制にすべきではないのかと。国道が50キロメートル規制で忍路の通りが30キロメートル規制、その他が60キロメートル規制というのは、それは理屈に合わない状況があるわけです。

そして5点目の交差点の信号です。この信号についても、忍路町会は道路建設前から要望しているのですが、新国道5号と小樽市道である新忍路本通線の十字路交差点は押しボタン式信号機になっているので、交差点は見通しが悪くて、冬になれば積雪も重なってもっと悪くなると。だから、忍路の住民としては、釣りだとか、パン屋に来るお客もたくさんいるので、安全対策として新たな信号機を設置しなくても、既存の信号機の回路を変更することで、信号が自動的に変わるものもあると。だから経済的な負担も少ないので検討してほしいという要望が出ているのです。

(「端的に言わないとわかんないって」と呼ぶ声あり)

それで、小樽警察署は要望はよくわかるけれども、最終的には北海道公安委員会が決めることになるのだという回答なのです。

(「そしたら、道議会でやったほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

住民の方からは、今要望を出した五つくらいの項目があるのですが、その中でも改善の余地を残した回答があるのです。そういう問題だとか、市民の、利用者の安全・安心を守る立場で、市長として、この機会に曖昧な回答などに対して、小樽開発建設部と警察署に改めて申し入れて、住民の皆さんが納得できる回答を引き出すために全力を尽くしていただきたいと、そういうふうに思うのですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

それから住宅の問題ですけれども、我が党の質問に対して、提案に対して検討できないということでした。ただ、市営住宅の修繕については17年第3回定例会の建設常任委員会では塩谷住宅でせめてこれだけやりたいというものはないのかという質問に対して、おおむね前年どおりの戸数は確保したいと。塩谷住宅の修繕は過去の実績を見ると、20戸弱くらいがやっているもので、毎年それをやってきていると、そういう答弁をいただいたのです。ところが、空き住戸修繕件数は先ほど言ったように、祝津、塩谷あわせて15年は28軒、16年は15軒、17年は21軒という実績なのです。これからいくと、塩谷のお答えについては、この半分です。ですから市営住宅の空き住戸が放置されているという市民の声に答えていないのですけれども、そうなっているのはなぜなのかを説明していただきたい。

それから、市営住宅入居に対する敷金の問題ですが、小樽市営住宅条例で特定目的住宅を除く公営住宅の入居者は2カ月分に相当する額の敷金を入居前に納付することになっていると。市営住宅の住居者が高齢化しているわけで、若い世帯が低所得の状況にあると言われていたわけですから、若年者に市内に定住してもらうというのも大切なわけです。ですから敷金を廃止することで、若い世帯が市営住宅に入居することになるのだらうと、そういうふうに私は思うのです。ですから地域の貢献度にもつながるのではないかとこのように思っています。それで市長に、この件について改めて回答をお願いしたいというふうに思っています。

もう一つ、最後の雪堆積場の対策についてですけれども、滑りどめの砂まきは除排雪の一連の作業ではないかと思うのです。どこの箇所にとれほどの砂を散布しているかというのは、砂まきした業者が最も熟知していることで、除雪対策本部が責任を持って処理すべき作業ではないかと私は思っていますけれども、その点で先ほど市長は、散布事業については路面清掃及び側溝のしゅんせつ等で予算を計上していると。これは金額的に言うと、2,000万円と少しくらいになるようです。

であれば、一方で雪堆積場のところは除雪対策本部でやって、そしてこちらは同じ除雪の対策で別々にするということはどうも違和感を感じるのですが、改めてその辺について変更すべきではないかと私は思っているのですけれども、それについてお答えいただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては担当部長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは忍路トンネルのことにつきまして答弁させていただきたいと思います。

先ほども答弁させていただいたように、忍路トンネルの事故が約3カ月の間に、ほぼ同じ場所で3件の正面衝突事故が起きているなど、そのように事故が起きていることそのものにおいては、私たちといえども非常に重大な状況であると認識し、受けとめているところでございます。

先ほど川畑議員から御説明がありましたように、もちろん小樽市としても各関係機関との情報共有と連携を図りながら、行えるべきことにおいては進めていかなければならないと思っており、それについては、それも先ほど川畑議員がおっしゃったように、市もその中に入って協議をさせていただいているところでございます。

そのお話の中であった内容において、もちろん全て実現できるようにして事故をなくすことが大事だというふうには思っておりますけれども、やはり設置者である小樽開発建設部であったり公安委員会など基準に基づいて取り組まれていることもありますので、一概に我々のほうで必ずやっってくださいということによって実現できるとは限らないことが多いと思いますので、その相手方の基準や、またその状況の中で簡易にできることからまず1歩ずつ進めていったりとか、またその中で行えることが何なのかということも、私たちなりに情報共有、協議をしながら形にできることから一つずつ進めていきたい、このように考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

3点御質問がありました。まず1点目です。塩谷住宅の修繕が少ないという部分ですが、その理由についてですけれども、この修繕につきましては、やはり出入りといいますか、要は退去した後に新しく入居される方の修繕を行っているものでありまして、そのこともありまして先ほど市長からの答弁がありましたように、住宅ごとでお示しをできないという形で答弁させていただきました。

費用については少ないということはやはりそれだけ出入りというか、そういうものが少ないということもあることから、少なくなっております。

2点目ですけれども、敷金の関係ですが、敷金についてもやはり目的があることから、この敷金の免除ということは私どもとしては考えておりません。

三つ目です。砂の回収ですけれども、これは3月まで除雪を行っておりまして、要は4月の雪解けから砂の回収を行っております。これは機械と人力といますか、マンパワーで行っているのですが、要は4月になりますと除雪のJ V、事業者がもう解散をしております。もしその事業者とまた契約をするとなりますと、結局J Vを編成している業者に対して、また随意契約みたいな形になっていることから、我々としては先ほど言いましたけれどもJ Vがもうないので、そこにできないですし、さらにやはり随意契約という契約はしたくないので、きちんと入札をしたいということもありましたので、改めて4月、新年度の中で道路維持費の中で入札をして、業者に、要は委託をしているということでもあります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) 再々質問です。トンネルの関係で私が聞いているのは、先ほども長々と話したのですが、結論は、要するに地元自治体として関係機関に協力するというふうに答弁が先ほどあったのですが、確かにそれは大事なことです。ただ、やはり協力をすると同時に市民の今、事故が起きている、あるいは安全を守るという立場からいけば、もっとやはり強力的に関係機関に申し入れして、強力的というのは強いほうだよ。先ほど言った協力とは違うのです。

そういう点で積極的に依頼していくと、そういうことが必要だと思うので、そういう立場で見ると、どうも答弁が聞こえてこないのです。だから、もう一度そこを改めて何ていうのか、市長の決意というか、そのことをきちんと答えてほしいと思います。

それから住宅の問題ですけれども、改修するものが少ないというのは空き家がたくさんあるのです。例えば塩谷でも。つくづくもう、空き住戸がいっぱいあるのですよ。だけどそれを直さないから入れないのでいるのです。入る人がいないから直さないのではないのです。現実には、あるのに直していないから入りたくても入れないのでいるというのが実情なのです。そこをきちんとやはり捉えてほしいと。

それから敷金が、目的が云々と言いますよね。確かにそれはそうかもしれません。ただ、逆に言うと、敷金をとっているのだから、すぐ直すのは当たり前だと私は思うのです。その辺はどうなのかなと思うのです。

(発言する者あり)

それから砂の回収の関係ですが、これは確かにJ Vはもう解散するということがありますけれども、早い時期からそういう契約をしていけば、十分対応が可能だと思うのです。なぜ私がそこを言うかという、私が調べたところでは、市道関係事業費の推移というか、この5年くらいの推移を見てみると、臨時市道整備事業だとか、あるいは道路橋りょう維持費だとか、毎年のように減っているわけです。減っていったらそちらに砂まきの砂を回収させていて、要するに市民の除雪費以外のものが押さえられてしまっているというふうに私は見えるのです。だから、その部分を除雪なら除雪の関連で見えていく必要性があるのではないかと。そのことを私は強調したいと思うのです。

(「何言ってるの」と呼ぶ者あり)

言っていることがわかりませんか。

(「わかんないわ」と呼ぶ者あり)

いや、あなたがわからなくてもいいのですけれども。

まずそれで答えていただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

**○市長（森井秀明）** 川畑議員の再々質問にお答えいたします。私が答弁したこと以外におきましては、担当部長より答弁をさせていただきます。

私からは最初の忍路トンネルのことにおいて答弁させていただきますけれども、先ほども答弁させていただいたように、やはりこのように事故が繰り返されていることそのものにおきましては、非常に重大な案件だと認識しております。ですので、川畑議員も同席の場面でもあったかとは思いますが、市もその中にきちんと入って、その状況を確認し、そして例えば信号機のことにおいては忍路町会と連名で要請についても行っているところでございます。

ですので、これまでも行っているところではありますけれども、引き続き事故を防ぐために強力的にやっていきたいというふうに思っておりますので、川畑議員におかれましても、これからもその点においてはともに行政に対してお力添えをいただければ思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目です。修繕、入りたいのだけれども、修繕しないから入れないのだということでしたが、我々としては、もし入りたい方がいるのであれば、すぐ修繕はしておりますし、もししていないのであれば、それはきちんとやっていきたいと思っております。

先ほど答弁させていただいたのは、この修繕というのは要は先ほど言ったように小樽市の中で、やはりどうしても町中とか人気のあるところはやはり応募がありますので、どうしてもやはりそこを優先的にやるために、先ほど言った塩谷地区の修繕がやはり少ないと。ただ、済みません、繰り返しになりますけれども、もしどうしても入りたいのに修繕がされていないというのであれば、それはきちんと対応はすべきと考えております。

2点目、敷金ですが、敷金につきましては、基本的にやはり原因者というか、利用者の原因で何か修繕が発生するのであれば、それは敷金で対応させていただきますので、それがなければお返しをする形になります。そういった意味では答弁の繰り返しになりますけれども、やはり敷金はきちんといただくべきと考えておりますので、廃止は考えておりません。

三つ目の砂ですけれども、川畑議員のおっしゃることも十分わかるのですが、先ほど言いましたけれども、年度をまたぐという形はなかなか難しいので、J Vについても先ほど言いましたが解散しております。そういった意味でどうしても砂の処理というのは新年度でやる形になりますので、なかなか正直いって、今の部分は難しいのかなと思っております。

ただ、砂の回収につきましては、やはり市民からの問い合わせもあります。そういった部分につきましては、我々としてもきちんとやはりやっていかなければいけないと思っておりますので、きちんとした予算の確保には努めてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 川畑議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**○19番（林下孤芳議員）** 一般質問に入る前に市長に一言苦言を呈しておきたいと思っております。

今定例会も審議の日程におくれが生じております。その原因はひとえに市長のかたくな考え方を職員に押しつけ、職員の声を聞かないことに起因していると思われまます。謙虚な気持ちで職員や議会の話聞き、これ以上審議に影響を与えることがないよう、しっかりと向き合ってくださいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

市長の政治姿勢について伺います。市長の任期も1年を切り、掲げた公約の達成度や任期中の仕事を総括して市民に明らかにし、判断を仰がなければならない時期になります。私は3期小樽市議会議員として3人の市長と議論を闘わせ、チェック機能としての役割と政策提言に取り組んできたと自負しております。

これまでも、市民に選ばれた森井市長に対しては、是是非非で臨むことを議会の場で明らかにしてきましたし、当初は多くの議員も同じ気持ちで議会に臨んできたと思います。しかし、市長は政策論議をしたいと言いながら、本会議や予算特別委員会では、ほとんど具体的な答弁をすることなく、議会から指摘をされると、何かしらの錯誤があった、私の個人的な見解を述べただけ、などと言いつけをし、政策論議とはほど遠い対応でありました。

それにもかかわらず市長は記者会見などで、議会が後悔することにならなければよいがとか、事故が起きたら議会はどう責任を取るのかなど、一方的に自分の思いを述べるなど、市政を預かる身とはとても思えない発言をしています。市長は議員からの質問に対し真摯に向き合うことなく、記者に対して一方的に自分の思いを述べるのが議会との信頼関係を損ねる原因になってきたとは思いませんか。見解を求めます。

最近も記者会見で個人的見解を述べ、議会から指摘をされるということがありましたが、市長が記者会見や公の場で発言したことが市長の公的な発言として報道されることは当然と言えます。市長は記者会見に限らず公的な場で発言することの重みと責任の大きさを自覚していますか。お答えください。

この間、二度の間責決議、二度の辞職勧告決議、二度にわたる決算の不認定、予算案の修正可決に対しても市長は責任を明らかにしていません。全国的に見ても、このような市長はほとんど前例がないと思います。決算の不認定や予算案の修正可決だけでも行政の大失態です。これらのことについて、みずからの責任を明らかにすることが市長としての責務だと思いますが、市長はどのように考えていますか。

また市長は政策決定に当たり、職員の意見やアドバイスを聞かず、自分の考え方のみを押しつけています。これでは政策が前に進まないことは明らかであり、行政のトップは務まらないことは、この3年間で明らかになりました。市長はこうしたことで、この3年間市政を停滞させてきたのではないのでしょうか。見解を伺います。

次に、高島漁港の観光船事業について、お伺いします。

この問題が議会で取り上げられて2年が経過しておりますが、いまだに解決の目途すら立っておりません。この問題は当初から本会議や予算特別委員会、経済常任委員会などで繰り返し取り上げられ、水産施設以外の建設が規制されている高島漁港区に市が観光船事業者に建設を許可したのは、港湾法や建築基準法、小樽市の条例に違反しているのではないかと指摘されてきましたが、市長は昨年6月の第2回定例会の一般質問にも条例の趣旨に照らして、適合すると判断し適正に処理されている、他の臨港地区内の構築物設置者と不平等にならないように公平公正に取り扱うよう指示したと発言し、昨年の第4回定例会で市長の与党議員は、高島漁港区の観光船問題にしてもコンプライアンス委員会の指摘はあるものの、旧態依然としたやり方を踏襲したにすぎないと発言しています。

市長は漁港区で他の事例を調査する指示をしたとも発言しておりますが、市長はこれまでのしがらみを断ち切り、公平公正な市政を実現すると市民に訴えて当選したのではないかと思います。このことこそ市長が過去のしがらみに捕らわれていることを、みずから表明したことになるのではないかと思います。いかがですか。

(発言する者あり)

違法性はない、自分が責任を負うと答弁してきましたが、公益通報によるコンプライアンス委員会への訴えにより、コンプライアンス委員会から昨年8月、市長の主張はほぼ全面的に否定され、違法状態の是正措置が求められることになりました。市長は議会の答弁で是正措置と職員の処分を表明したものの、是正措置は4月27日不利益処分の発令、5月7日効力を発生したことを、5月17日以降になって議会関係に報告されております。

議会で取り上げられてから2年、またコンプライアンス委員会の調査報告の是正措置の指摘から、10カ月近くもなろうとしていることを踏まえると、なぜこれほどまでに時間を必要としたのか、明らかにしていただきたいと思います。

6月1日付で市のホームページにも不利益処分の公表を掲載しましたが、是正措置が完結したわけではなく、相手方に義務を課したにすぎないと思います。むしろ是正措置が市長の在任中に解決することは極めて困難になっていると思われませんが、現状と今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思います。

私どもは是正措置が長引けば長引くほど、国家賠償法を根拠として賠償が発生した場合の損害額が多額になるおそれがあり、是正措置は速やかに行う必要があることや、市長の処分は量定をみずから判断すべきであり、できるだけ速やかに行うべきであると主張してきました。昨年の第3回定例会で市長はみずから10分の1、1カ月の減給条例を提案しましたが、この事案に対する責任としては、その量定は大きくかけ離れており、とても理解されるものではありませんでした。

また、市長は昨年の第4回定例会で10分の5、1カ月の減給条例を提案しましたが、納得のいく量定の考え方ではなく、否決されました。本来であれば、このときに市長はみずからの判断で辞職すべきであったと思います。結果として今日まで関係職員の処分のみが先行していますが、是正措置も、市長みずからの処分も実現されておりません。今定例会も否決された内容を変えずに提案するということは、市長はみずからの責任をとることは諦めたのではないかと思います、いかがですか。

また漁業権の侵害に対し、市長はみずから出向いて話をすると答弁していますが、漁業者との話は実現し、理解は得られたのか明らかにしていただきたいと思います。市長はこうした違法状態を2年にわたり放置してきたことの責任をどのように感じているのかお答えください。

次に除排雪についてであります。市長は2月1日の定例記者会見で小樽市の除排雪は以前より改善がかなり図られているとの認識を示され、その理由としてロータリー車を入れることで、狭くてすれ違えない状況の改善を図った、予算が多くかからないように取り組んでいると述べていますが、市長の認識と市民の評価が大きく違うことに、市長は危機感や違和感がないのは不思議でなりません。

小樽市の除雪懇談会では、町会長などの出席者から相当厳しい意見が出されていると記憶しておりますが、市長は市民の声を直接または間接的に聞いて、どのように受けとめているのかお伺いします。

今冬季はこれまでの冬季と違い、早い段階から積雪状態となり、気温も低温であったために、私どものところにも昨年までは緊急自動車家の前まで来てもらえたが、ことしは除雪が悪いために入ることができないと言われ大変不安になり、除雪対策本部に相談したが、市長に話をしてほしいと言われたと、市民が直接私どもの控室を訪れ、お話がありました。

2月末から3月にかけて、直接訪れる方もふえ、新聞などにも市民の声として除排雪に対する苦情が多く掲載されております。そうした実態を踏まえて、3月8日、3会派から緊急措置として早急に補正予算を措置し、除排雪の実施を申し入れましたが、市長は3月12日申し入れの趣旨にも答えることなく応じませんでした。市長がこれほど市民や交通機関からの除排雪要望をされている声や、新聞報道を無視し、かなり改善していると言える根拠は私には全く理解できません。

私どもは毎年変わる積雪状況に対応し、市民要望に応えるために予算措置を含めて柔軟に対応すべきであると主張してきましたが、予算が多くかからないように取り組んでいるという市長の方針で押し切られてきました。昨年度のように少し積雪が多くなっただけでも市民の声には答えられず、公約は破綻していると思いますが、市長の認識はいかがですか。

また、29年度の除雪費の決算見込みはどのようになっていますか。決算見込みを見ても予算が多くかからないように取り組んでいるとの見解とは矛盾はないですか。説明を求めます。

市長は市民に貸出ダンプ制度の見直しと排雪の抑制で負担を押しつけながら、予算が多くかからないように取り組んでいると記者会見の場で述べることは、市長の公約に反し、極めて矛盾した発言だと思います。

次に人口減少対策に伴う公共交通の維持について伺います。国立社会保障・人口問題研究所は、ことしの3月30日、2015年の国勢調査に基づいた地域別将来推計人口を公表しました。30年後の2045年には、小樽市の人口は6万人、後志管内20市町村では、過半数の自治体で半減すると推計しています。そのための対策として雇用をふやし、人口の流出を減らすために創業支援サポート連携事業を小樽市の官民一体で取り組み、一定の成果を上げているといわれていますが、取り組むべき課題は山積しています。

市長も定例記者会見で小樽商科大学との共同研究を通じて人口減少の要因と対策を探り、具体的な取り組みに結びつけたいと話しており、研究結果を踏まえて市の対策を講じる考えであるとのこと。

私は昨年、民進党道議会議員が開催する後志管内の首長との懇談会を傍聴させていただきましたが、各首長がほぼ共通して訴えていたのは、人口減少によって高校が統合され、医療機関も撤退され、通学、通院の足である公共交通もなくなれば、地域の生活が成り立たなくなるとのお話には、大変な衝撃を受けました。

昨年の第2回定例会では、公共交通に対する市長の認識は議会とも事業者とも大きく隔たっていることに大変な危機感を持ちながら、私どもは市民の声に応え、事業者の理解を得ながら、何とか議論を踏まえた法定協議会の設置をすることができたという段階だと認識しております。

4年前に改正された地域公共交通活性化再生法では、地方公共団体は交通事業者と連携し、まちづくりの観点を加えて、地域公共交通網形成計画をつくることになっています。この法律の趣旨からしても、市長と事業者の信頼関係が不可欠と思いますが、北海道中央バスの前社長とは信頼関係を取り戻すためにどのような取り組みをされ、前社長退任後にはどのような対応をされてきたのか、経過を説明してください。

昨年から事業者との間では、市長が不信感を与える発言が指摘されてきましたが、市長はみずからの責任で信頼を回復して公共交通を確保するために、どのような決意で臨んでいくのか明らかにしていただきたいと思います。

また、ふれあいパスの重要性は小樽市を初め、各種団体などのアンケート調査でも広く市民に定着し、支持されていることは明らかであります。小樽市は現在の予算額1億5,000万円を上限に制度の維持を図ることを前提としておりますが、公共交通を維持するという視点では、高齢化率が間もなく40%にも達する小樽市は、まちづくりや経済対策、高齢ドライバー対策などの位置づけが不十分だと思います。高齢化が進む小樽市にとって、公共交通の維持は経済、まちづくり、人口減少対策の基本をなすものと考えますが、市長の認識はいかがですか。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 林下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに私の政治姿勢について御質問がありました。まず記者会見等での発言が議会との信頼関係を損ねる原因ではないかにつきましては、私としましては、議会での質問、記者会見における質問のいずれに対しましても、誠心誠意お答えをしているものと考えており、私の記者会見等での発言が議員の皆様から批判を受け、時として議会との緊張関係が生じることはありますが、あくまでも意見や考えの違いによるものと認識しており、信頼関係を損ねるものとは考えておりません。

（発言する者あり）

次に、公的な場での発言につきましては、私が公の場で話をする場合には、それが個人的見解であったとしても、公的な発言に含まれるものと認識をしており、その重みと責任の大きさは十分自覚しております。

（「自覚してなかったしょ、この前」と呼ぶ者あり）

次に、私の責任を明らかにすることにつきましては、私自身、本市の発展に向け、誠心誠意、市政を執行してきたものと認識しておりますが、私の思いや考えをお伝えし切れず、議会におきましては、さまざまな御指摘をいただいているところであります。私としましては、これらの御指摘を真摯に受けとめ、反省すべき点は反省し、改善すべき点は改善をしながら、市民の皆様にお約束をした公約の実現に向け、政策を着実に進め、民意を市政に反映させることが私の責務であり、それをもって責任を果たしてまいりたいと考えております。

（「社会人としてどうか考えたほうがいいんじゃないか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

次に、この3年間市政を停滞させてきたのではないかと御指摘につきましては、私としましては、就任からこの間、職員と議論を重ね、信頼関係を築きながら市政を運営してきたものと考えております。その中で、周産期医療における小樽協会病院の分娩取り扱い再開に向けた支援や、こども医療費助成の拡大、鉄道駅のバリアフリー化、英語教育を初めとした教育環境の向上、ふるさと納税の推進、このたび提案させていただいた小樽市中小企業振興基本条例案の策定などを実行に移してきたほか、日本遺産に関する取り組みや公共施設におけるトイレの洋式化、小・中学校の机、椅子の更新など、この町に住んでいてよかったと言ってもらえるよう、市民の皆様を大切にする政策を職員とともに実現してきたものと認識しておりますので、市政を停滞させてきたとの御指摘には当たらないものと考えております。

次に、高島漁港の観光船事業について御質問がありました。まず、過去のしがらみに捕らわれているのではないかにつきましては、私は法令の適正な運用を図り、公平公正な取り扱いを行うという観点で、臨港地区内の現況調査を行い、実態を把握するよう指示したものであり、しがらみとは関係ありません。

次に、なぜこれほどまでに不利益処分を講じるのに時間を必要としたのかにつきましては、昨年8月21日付でコンプライアンス委員会の調査報告を受け、市では是正措置の内容、法的根拠について顧問弁護士の見解を仰ぎながら慎重に検討してきたところであります。また不利益処分を行使するためには、当事者の十分な意見陳述の機会を設ける必要があることから、聴聞を2回行うなど、行政手続法及び小樽市行政手続条例に基づく手続に時間を要したものであります。

次に、現状と今後の見通しにつきましては、まず現状については、観光船事業者は不利益処分決定通知書の受理から建築物の用途変更または撤去に関する是正措置についての具体的な動きはございませ

ん。また今後の見通しについては、当面は観光船事業者の動きを注視することになりますが、小樽市職員倫理条例第20条の規定では、「市長等は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し」とあることから、観光船事業者に対し、是正期限である送達日から3カ月までの間、定期的に確認をしてまいりたいと考えております。

（「市長が」と呼ぶ者あり）

次に、私が責任をとることを諦めたのではないかと御指摘につきましては、私の責任のとり方に対し、さまざまな御意見はありますが、私としては減給10分の5、1カ月が相応であると考えており、今定例会においても、その内容で提案をさせていただいておりますので、御指摘には当たらないと考えております。

次に、漁業者との話は実現し理解は得られたのかにつきましては、これまで高島地区の漁業者の方々との対話について、漁業協同組合などに依頼をしておりましたが、残念ながら実現をしておりませんでした。このたび分区条例違反となる観光船事業に係る許認可については、不利益処分を講じたことから、改めて漁業協同組合などとも相談をし、漁業者の方々に直接報告する機会を設けられるかどうかについて、検討してまいりたいと考えております。

（「辻立ちする前にやることいっぱいあるしょ」と呼ぶ者あり）

次に、私の責任につきましては、高島漁港区の観光船事業について、当時は適法であるとの認識のもとで一連の許認可を行ってまいりました。

（発言する者あり）

昨年8月にコンプライアンス委員会から分区条例違反との御指摘を受け、これを踏まえて、先ほども申し上げましたとおり、手続などに時間を要してきましたが、御指摘のような放置をしてきたわけではなく、この間、責任を持って是正措置に取り組んできたところであります。

（「議会の指摘は無視してきたでしょ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

次に、除排雪について御質問がありました。まず私の除排雪に関する公約につきましては、昨年度の冬は累計降雪量が564センチメートルで、根雪になるのが早く、期間中の平均気温も低く、除排雪作業が最盛期を迎える時期の積雪深が大きい状況でありました。このような中、私が公約として掲げてきたきめ細やかな除排雪の実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

平成27年度には、ガタガタ路面の解消、除雪第2種路線の出動基準の見直し、除雪拠点の増設、平成28年度には、除雪第3種路線における除雪作業の強化の試行、主要交差点等の雪山処理の強化、平成29年度には観光に配慮した排雪、除雪第3種路線での歩行空間の確保などの施策を実施したことにより、着実に除排雪の改善が進んでいることから、私の公約が破綻しているとは考えておりません。

しかしながら、昨年度は一部の地域で排雪作業のおくれが見受けられたことや……

（「一部じゃないでしょ」と呼ぶ者あり）

一部のバス路線で運行に支障を来す状況が生じたことなどから、今後においてもさらなる改善を図ることが必要であると考えております。

次に、昨年度の決算見込み額及び除雪費の執行につきましては、昨年度の除雪費の決算見込み額は約14億9,780万円であります。また予算の執行につきましては、除雪費に限らず市の厳しい財源の中で、決められた予算で最大限の効果を発揮できるように執行すべきものと考えております。

除雪費についても、昨年度の当初予算と第3回定例会で計上した補正予算をあわせ執行してまいりましたが、気象状況などにより、さらなる予算の増加が必要になったことから、必要な措置をとったもの

で、除雪費と予算の執行に関する考え方に矛盾はないものと考えております。

次に、人口減少に伴う公共交通の維持について御質問がありました。まず北海道中央バス株式会社の前社長との信頼関係を取り戻すための取り組みや、前社長退任後の対応につきましては、前社長に対しましては、私といたしましても信頼関係を図るため、私の真意を直接お伝えいたしたく、できるだけ早い時期にお会いしたい旨をお伝えしておりましたが、お会いすることができないまま、平成30年1月22日付で前社長が退任となったため、面会はありませんでした。

また前社長の退任後は建設部長を初めとする職員が役員と面会をし、小樽市の地域公共交通体系の維持に向けた考え方についての意見交換や、情報の共有等を行っているところであります。

(発言する者あり)

次にどのような決意で臨んでいくのかにつきましては、少子高齢化や人口減少が進む本市においては、行政が主体となって関係機関と連携を図り、地域公共交通の目指すべき方向性を明確にし、まちづくりと一体となった総合的な公共交通ネットワークの形成に取り組むことが求められております。このため私といたしましては、北海道中央バス株式会社を初めとした交通事業者との連携はもとより、小樽市地域公共交通活性化協議会において、活発な議論を行いながら、小樽の特性にあった地域公共交通網形成計画を策定し、将来に向けた持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共交通の維持に対する私の認識につきましては、本市は東西に長い町が形成され、中央部に利便施設が多く存在することから、公共交通は日常生活での市民の移動手段の中心であり、特に高齢者にとっては運転免許の返還等の理由から必要不可欠な交通手段となっております。

また年間800万人を超える観光客が来訪する中、近年は外国人を含む個人旅行者の増加が見られ、旅行者にとって他都市からの移動や市内観光地をめぐる手段として、公共交通へのニーズが高まるものと考えております。こうした状況を踏まえ、本市においてはさまざまな分野で公共交通の充実が求められるものと認識し、今後のまちづくりを牽引できるような公共交通ネットワークの形成に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

○19番(林下孤芳議員) 今、政治姿勢の関係については、私も3年間市政運営をしてきた市長の状況を見ながら質問をいたしました。市長は反省とか、改善とか、議論を重ねるとか言っておりますけれども、少なくともけさの朝刊に、恐らくは昨日の副市長の選任案、このことを指してのコメントだとは思いますが、非常にこの質問に対して、指摘に対して全くそういったことに配慮をした、今答えた内容とは真逆の発言だと私は思いました。

そういう理由で、これは市長に再質問をしても全く私は無駄だという判断をいたしておりますので、この点については再質問をいたしませんけれども、1点だけ指摘をしておきたいと思っております。

私どもが副市長の選任案を不同意としたことを指して職員のことを考えての判断とは思われないとの発言は、人事権を行使しているのは市長であり、有能な職員を排除したり、貴重な人材を、いわば使い捨てにして行政の停滞を生じさせてきたのは市長自身であるということだけは指摘をしておきます。

これは答弁はいいません。

次に、高島漁港の観光船事業について、市長は過去のしがらみには当たらないというふうにお答えになっておりますけれども、少なくともコンプライアンス委員会の指摘前に他の臨港地区内の構築物の設置者と不平等にならないように、公平公正に扱うよう指示したと。これは市長が言っております。その

後、先ほど申し上げましたけれども、第4回定例会で与党議員から旧態依然としたやり方を踏襲したにすぎないという発言があり、市長はその後、漁港区で他の事例を調査することを指示したと言っています。

この一連の発言は一致したものであるし、少なくともこの是正措置に逆行した指示をしている。このことを指して私はしがらみを断ち切り、公平公正な市政を実現すると市民に訴えていることに逆行しているのではないかということ指摘しているわけであります。そうしたことを踏まえて、もう一度答弁をしていただきたい。

是正措置に絡んで、例えば市長の責任で本当に早く解決しようと、自分が在任中に早く解決しようという意志があるのか。全くそういうことが私には全然見えておりません。処分も自分の意思では、もうこれ以上判断できないということであれば、明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、除雪の問題でありますけれども、市長の最大公約でもあるきめ細やかな除排雪は、市民の実感から大きく乖離して、期待は大きく裏切られているということは明確であります。これはパトロールを行ってかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった場合、排雪を行う。この一連の手順で行っているためだと説明をされてきました。

排雪量が3分の1になったことによって、結果的に多くの議員から指摘をされているように、雪山が高くなって見通しが悪くなり、どうしても交差点では前に行っていなければならない。衝突の危険が増しているという市民からの指摘はたくさんあります。こうした弊害が幾つも指摘をされているのに、補正予算を組まず、他の会計から流用して間に合わせた、あるいは予算が多くかからないように取り組んでいるという記者会見での発言は、全く事実を無視した見解になると思うのですけれども、そうした見解を含めて再度お答えを願います。

人口減少に伴う公共交通の維持については、中央バスとの信頼関係、この間、時間もチャンスもありながら、結果的に何もできなかったとしか私は言えないと思います。そんなことで小樽の公共交通を守っていけるのかという、私は今の回答を聞いて大きな不安と不審をもちました。市長は小樽の市民生活に欠くことのできない公共交通を守っていくと認識しているのか、本当に考えているのか、もう一度明確にお答えをお願いしたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 林下議員の再質問にお答えをいたします。

質問されたのは4点だったかと思いますが、まず1点目におきましては、高島漁港区内においての調査に対して指示したことについて、その取り組みそのものがしがらみに捕らわれているのではないかと、うふうに御指摘があったようでありますけれども、漁港区においての調査におきましては、高島漁港区に対してのこのたびの判断が、過去の事例等も含めて、前例も含めた判断も組み込まれているというふうに考えていることから、過去の状況も含めてきちんと臨港地区における現況調査を行わなければならない、実態把握をしなければならないということから指示をしたものでありますので、今るお話がありましたけれども、しがらみとは関係はありません。

それから、漁港区における是正措置に対して、早く解決しようという意志があるのかという御指摘もありましたけれども、私たちといたしましても、この是正措置におきましてはしっかり行っていこうということで進めておりますが、先ほどもお話しさせていただいたように、この是正措置の内容や法的根拠につきましては、顧問弁護士と見解を仰ぎながら慎重に検討を進めてきた、そしてその後におきまし

でも、実際に不利益処分を行使するにおいて、当事者の十分な意見陳述の機会を設けなければならないということから、このように時間を要したところでございます。ですので、私たちといたしましても、しっかりと解決しようと進めていると考えているところでございます。

済みません、あと2点。除排雪のことにおいてでありますけれども、林下議員からも御指摘がありましたように、ロータリー車も含めた除雪作業に取り組んでいく中で、雪山が高くなって、交差点で見づらいというお話については、私たちも承知をしているところでございます。

そのようなことから、平成28年度から主要交差点等の雪山処理の強化ということで取り組んではおりますが、まだその取り組みが皆様の期待に応えられるところまで至っていないというふうに思っておりますので、そのような強化も含めて皆様のそのような安全・安心な環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

予算の執行におきましては、除雪費に限らず、市の厳しい財源の中で決められた予算の中で最大限の効果を発揮して執行していくべき、これは全ての予算に対して同じ認識を持っているところでございます。そのような中で除雪費についても、昨年度の当初予算と第3回定例会で計上した補正予算をあわせて執行させていただいたところでございます。

昨年度におきましては、その気象状況などによって、さらなる予算の増加となったところから必要な措置をとりましたけれども、このような観点から取り組んだことでもありますので、林下議員がおっしゃるような、予算がかからないようにとかということではなくて、除雪費の予算の執行に関する考え方、これについては林下議員が言うような矛盾はないというふうに考えているところでございます。

それと、公共交通に対して、私の答弁からではまだ不安を感じているというようなお話ではありましたが、先ほどもお話しさせていただいたように、やはり少子高齢化や人口減少が進む本市におきましては、行政が主体となって関係機関と連携を図って、地域公共交通が目指すべき方向性を明確にし、まちづくりと一体となった総合的な公共交通ネットワークの形成に取り組む必要があると考えているところでございます。

だからこそ、北海道中央バスを初めとした交通事業者の方々との連携はもとより、このたび立ち上げしております法定協議会、これに伴う活発な議論、これを踏まえて小樽の特性にあった地域公共交通網形成計画をしっかりと策定をして、この町に見合った持続可能な交通公共ネットワークを構築していきたい、このように私自身も決意をこの場で語らせていただき、その実現に向けて取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** ほかに説明員の方で御発言はありますか。

一番目のところですが、わからないというか、きちんとそれで合っているのか。

押さえているところは、処分をこれ以上できないとしたら明確に答えてくださいというくだりがあったと思うのですが、その点と、林下議員、答弁漏れがありましたら御指摘をお願いします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 19番、林下孤芳議員。

**○19番（林下孤芳議員）** 答弁漏れというよりも、例えば是正措置の関係について、私はこれは公約に反するのではないかという話で、市長はそういうことには当たらないと。こういうお話ですけども、私が先ほど指摘をした一連の……

**○議長（鈴木喜明）** 林下議員、答弁漏れがあるなら御指摘をということでありますので、答弁漏れがなければ……

○19番（林下孤芳議員）そこは答弁漏れだと思うのですが、全然そこは答えていませんよね。

○議長（鈴木喜明）そうですか。では答弁漏れということで御指摘ください、もう一度。

○19番（林下孤芳議員）是正措置に逆行しているということは、何もお答えをいただいていないと思いますけれども。

（「是正措置に逆行じゃなくて、しがらみの脱却に逆行するって言ってなかったか。それ答えてたよね」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）答弁漏れはそれでよろしいですね。

では、その点が答弁漏れだということなので、説明員の方は答弁をお願いいたします。

（発言する者あり）

（「答えてたのに答弁漏れだと言われて、そのまま答弁促すのありなんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）説明員に申し上げますけれども、もし答えたということであれば、そう御指摘ください。

（「擁護するわけじゃないけれど、答えてましたよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「自分で答えてたかどうかわからないんですか。答えてたしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）説明員に申し上げます。答えていたということでしたら、もうそれは答えておりましたということで、もし自信がなければもう一度その点を答えていただく。私も答えがどうかというの、わかりかねたところでありますので、申しわけございません。

（「そんな思い悩むことじゃないしょ」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）市長。

○市長（森井秀明）林下議員から、答弁漏れだということで御指摘がありましたけれども、先ほども、是正措置に対して逆行した指示という表現があったかと思うのですが、逆行した指示ということに対しての質問におきましては、高島漁港区に対しての、私自身が過去に、失礼いたしました、臨港地区内における現況調査を行うことに対してのその指示が、逆行した指示ではないかという御質問だったと思うのですが、そのことにつきましては、先ほど私は答弁をさせていただいたというふうに認識しております。

○議長（鈴木喜明）答弁したということでございます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）19番、林下孤芳議員。

○19番（林下孤芳議員）再々質問をさせていただきます。

私は、先ほど高島漁港の漁業者とのお話であるとか、中央バスとの関係であるとか、信頼関係をということの話で、結果的に市長として、その責任、義務、使命、そして努力というような何もしては理解できませんでした。できない答弁だと、私は指摘をさせていただきます。そうした点で、市長は市民の信頼や期待に全く応えられなかったというふうに私は考えますけれども、市長はどのように考えていますか。

○議長（鈴木喜明）説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再々質問にお答えをいたします。

林下議員が御指摘されましたように、例えば、高島漁港区における問題におきまして、その地域の漁師の方々と直接対話をできていないということであつたりとか、また、公共交通に伴う案件におきまして、中央バスの前社長とも直接お会いできていない、そして私自身の真意等を伝えられていないということにおきましては、私なりに努力はしてきたつもりはありますけれども、果たせていないというのは事実でございます。

そのような中で、その信頼を回復するためにも、これからも、そのような関係者の方々との調整においても、しっかり誠意をもって対応させていただくとともに、その市民の皆様のご信頼や期待に応えられるように、公約における実現はもとより、市の取り組みが市民の皆様にとって、よりよい環境となる、その実現に向けて、これからも精いっぱい努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 林下議員、よろしいですね。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 今定例会でも、訂正、また削除など、相次いでいますが、先ほど、高島漁港区の許認可に関係して、前例に基づいて許可をしたというような話がありましたけれども、これは前例があつたということでよろしいのですね。後で、前例はなかつたということはないということでのいいのですよね。私は、前例はなかつたというふうに、職員からも確認していますけれども、それは私の認識が間違つていたということで、よかつたでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 秋元議員にお聞きをしますけれども、それは議事進行という……

○1番（秋元智憲議員） そういう確認をしてくださいという、間違いがないかどうか。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） お静かに。

精査するという話ではないと思いますが、この場でその発言をしたか。

（「したよ」と呼ぶ者あり）

（「間違いじゃないのかだけ確認してくればいいです」と呼ぶ者あり）

（「間違いだったら、また答弁の訂正とかになるんでしょ」と呼ぶ者あり）

秋元議員に申し上げますけれども、これから予算特別委員会等がありますので、その中で。

（「精査とかじゃなくて、この場で間違いがなければいいんです。それだけです」と呼ぶ者あり）

そうですか。それを言ったか、言わないかということですか。

（「いや、その事実が間違いなのかということだけ、確認していただければ。それ以上、何もありません」と呼ぶ者あり）

（「確認すればいい。間違いはないんでしょ、市長。過去にあつたということと言つたんだもん」と呼ぶ者あり）

そういう発言をされたということは確認しておりますので、それが間違いあるかないかは、委員会審議でやっていただきたいと思ひます。

(「いや、発言したのかどうなのかじゃなくて、それでいいんですねっ  
ていうことを確認してください」と呼ぶ者あり)

発言したのかどうなのかを確認してくださいということですか。

(発言する者あり)

そうですか。本会議での発言ということで、ただいま説明員にお聞きをしますけれども、そういう発言をしたということだけ確認をしてほしいということなので、それはさせていただきます。どうですか、説明員、お答えください。

(発言する者あり)

(「間違いなければいいんです」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

そうやってお話ししたということで、秋元議員が理解していて、今、否定がないということでは、そういうことだと捉えて結構だと思います。

よろしいですね。

林下議員の一般質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

**休憩 午後 8時04分**

**再開 午後 8時25分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

**○9番（松田優子議員）** 第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

私たち公明党は今、国会議員から市町村議員まで、約3,000人の議員が一丸となって今後の政策に役立たせるべく、皆様の声を聞くために、訪問対話活動をさせていただいていますが、その中で寄せられた意見を踏まえながら、質問させていただきます。

まず、介護保険について伺います。道内自治体広域連合の65歳以上が支払う介護保険料は、年々上昇し、介護保険制度が始まった年から、1.8倍にふえたといわれています。介護保険料については、65歳以上の方のうち、年金額18万円以上の方は、年金から天引きされることもあり、御自身が支払っているという意識が強いのですが、40歳以上65歳未満の方は、自身が加入する健康保険に上乗せして徴収されることもあり、中には御自身が介護保険料を支払っているという意識が希薄で、支払い金額をお聞きしても、介護保険料は65歳からでしょうと言われる方もおり、自身がどのくらい支払っているのかわからない方もいて驚きました。しかし、それでいて、介護保険料については、高過ぎるという意見が多く、それは介護サービスを受けていない方に多かったように思います。これには、介護サービスを利用している方と、また、利用していない方の違いもありますが、皆様の意識の中に、介護保険料は高いというイメージが強いのではないかと思います。党としての詳しい分析は、調査が終わってからですが、最初にこの御意見に対する御見解を伺います。

保険料上昇の背景には、急速な高齢化による介護サービスの利用増加が挙げられますが、その中において、介護保険料を引き下げた自治体もあり、その数はわずかですが増加しています。その要因を分析

すると、介護予防事業に積極的に取り組んだことにより、介護認定率が低下した例があるようです。私たちの訪問調査でも、今は個人的には特段介護予防に取り組んではいないものの、今後介護予防の機会をふやしてくれたら利用したいという声も多く上がりました。

そこで伺います。現在の小樽市における介護予防事業の取り組みについて、お聞かせください。

また、介護予防事業は、目に見えるほど急速に効果があらわれるわけではないと認識しておりますが、今後介護保険料を引き下げた自治体の成功事例を参考にして、小樽市も保険料の引き下げに努力していただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

次に、介護職員の担い手不足について伺います。少子高齢化による人口減少に伴い、我が国は人手不足が徐々に広がっており、特に若年層の労働人口減少は顕著です。今回お聞きした事業主の方への訪問調査でも、事業を継承していく上で、課題として挙げられたのは、人材、後継者探しでした。人材不足は、さまざまな職種に影響を及ぼしますが、中でも高齢化に伴い、介護認定者は年々増大するのに対し、それを担う介護職員の不足は大きな課題です。65歳以上のうち、介護が必要になる人は、7年後の2025年度には、全国で現在の約1.22倍の770万人になると推計されています。これは、いわゆる2025年問題といわれ、要介護者数の増加で、利用が膨らみ財源確保が課題になるだけでなく、サービスの整備や介護の担い手不足が深刻な問題となってくることです。というより、2025年度を待たずとも、小樽市では既に介護職員の担い手不足が課題となっています。他都市より人口は減少しているのに、要介護等認定者は、年々増加しています。私も知り合いが入所していることもあり、市内の介護施設などによく行きますが、たびたび職員やパートの求人張り紙などを目にします。それが、いつまでも張り続けられていることから、その深刻さがわかります。

過日のテレビ放送で、その介護職員の担い手不足を補うために、定年退職された方がパートとして介護に携わっている様子が映し出されていました。要するに、介護職員の高齢化が進んでいるのですが、逆に介護職員の方のほうが物忘れがひどくなり、職場のローテーションを忘れて帰ったり、約束の時間より早くデイサービスの送迎バスを運行したなど、笑うに笑えない実態も映し出されていました。

また、ある地域では、介護職員の担い手不足により事業が成り立たなくなり、事業所が閉鎖されたということも、同じく報道されていました。これは、市内の事業所でも例外ではなく、昨年、当市が行った介護保険指定居宅支援事業所のアンケート調査結果を見ても明らかです。このアンケート調査では、行政に対し、人材確保の支援や方策を求める声が上がっていましたが、本市では、この介護職員の担い手不足問題について、どのように認識し、また人材確保の支援策や方策などのお考えがあればお聞かせください。

そして、同じテレビ放送では、介護職員の担い手不足を補うために、今後は外国人の活躍を検討している自治体を取り上げていましたが、私が訪問活動を実施した中で、この問題について取り上げて、皆さんにお聞きしたところ、介護事業所において、新たな外国人技能実習制度を活用した外国人介護人材の受け入れについて、賛成もしくは言葉が通じれば賛成との声が、反対だという意見を大きく上回りました。市内の介護事業所において、外国人技能研修制度を活用して、外国人を受け入れることについて、どのような見解をお持ちになっているかお伺いいたします。

この訪問調査で回収させていただいた調査票の中に、50代になったばかりの女性の、私が介護を受ける段階になったときに、この制度が維持されているかどうか心配です、という意見の記載がありました。高齢社会を見据え、介護が必要になった高齢者が安心し、快適に暮らせるために、社会全体で支える目的で制定されたのがこの介護保険制度です。介護保険制度が制定されてから20年以上が経過し、この間持続可能な制度を確保するため、数回にわたり、制度改正が行われてきましたが、この制度が今後も維

持できるよう、さらなる努力をしていただきたいと思います。この点についての御見解をお聞かせください。

先日、高齢者が介護施設に入所する際、身元保証人がいない場合は、受け入れを拒否する施設が約3割に上ることが厚生労働省の委託調査で判明したという報道がなされました。施設入所を希望する大きな理由の一つには、単身世帯で介護してくれる人がいない方や、いても同じく高齢や、遠く離れて暮らしているなど、介護できる人が身近にいないということが挙げられます。入所を断られたら、行き場がなくなるという方もいると思われ、それは大変ゆゆしきことです。そこで、お伺いいたします。小樽市内の介護施設でも、身元保証人がいないことを理由に、入所を拒否した事実があるのか、市でその実態を押さえていたら、お伺いします。

厚生労働省では、介護施設の運営基準に基づき、身元保証人がいないことは受け入れ拒否の正当な理由にはならず、拒否した施設は、指導対象になるとしており、実際の対応は、自治体が判断するようですが、小樽市内では、今までに入所拒否により指導対象になった施設があったかどうか、お示しいただくとともに、受け入れ拒否をした施設には、どのような指導を行うのか、お伺いいたします。

なお、ここでは、介護施設が問題になっていますが、私は最近、精神疾患をもっているため、グループホームに入所されている方から、グループホームの入所期限が切れるので、次の入所先を見つけなければならないが、新たな入所先への身元保証人がなくて困っているとの相談をお受けしました。このように、介護施設に限らず障害者施設でも、身元保証人の有無で、入所拒否をされることはあるのか、伺います。

なお、同日の報道で、医療機関でも身元保証人がいないことを理由に、入院拒否をされると見られることから、厚生労働省では、全国の病院、診療所、約6,000カ所を対象に、実態調査を実施し、近々結果を公表するという内容の記事もありました。一般的に身元保証人がいない場合の入院拒否が行われる場合、その理由に治療費の未払い、滞納が挙げられるとお聞きしています。このように身元保証人の問題については、課題が山積していると思いますが、小樽市立病院では、身元保証人がいないことでの入院拒否だけは避けていただきたいと思います。病院局長から小樽市立病院の現状と、このことに対する御見解をお聞かせ願います。

次の質問に移ります。

この冬、私は、市内のあちこちで玄関前の除雪がされず、なおかつ屋根に雪がうず高く積まれたままの家を何件も目にしました。恐らく長期不在か空き家になっているものと思われ、少し切なくなりました。また、私たちが今行っている訪問対話で防災、減災の観点からも、皆様に御意見を聞かせていただいています。小樽は比較的災害に強いまちといわれていることから、住んでいる地域にもよりますが、どちらかといえば、危機意識が乏しいような印象を受けました。しかし、地域において、危険で、改善が必要だと思う場所はどこですかと伺うと、地域にある空き家を挙げた方が何人かいらっしゃいました。

そして、最近市内を歩いていると、数軒ですが倒壊した空き家が目につき、中には屋根が抜け落ち、見るも無残な姿になった家屋もありました。特定空家等とは、管理などが不行きで、近隣に悪影響を与えているものを指しますが、市内で空家等対策特別措置法施行後、特定空家等と認定された後も、何ら手が打たれず放置され、先ほどの例のように、倒壊した空き家はどのくらいあるのか、わかっている範囲内でお聞かせください。

市では、小樽市空家等対策計画を策定するに当たり、成果指標を掲げていますが、その中で、29年度から33年度までの5年間で特定空家等の除却、解体件数を年20件として、100件とされていますが、現在までの進捗状況をお示しください。この空き家の除却、解体を促進するために、市では空き家とな

った家屋の解体費用を助成する特定空家等住宅除却費助成制度を今年度から実施し、5月1日より受付を始めましたが、現在までの申請状況について、お聞かせください。

また、同じく小樽市空家等対策計画では、空き家アンケート調査の回答を踏まえ、建物の管理の頻度、何もしていない、年1回程度の方を20%以下にするとの成果目標を挙げていますが、市外に住む方は大変だと思われます。小樽市シルバー人材センターでは、空き家の見回りサービスを正式業務として扱っておりますが、この建物の管理の代行として、今までにこのサービスを利用した人はどのくらいいるのか、押さえていたらお聞かせください。

成果指標を達成するためにも、このサービスは大変有効だと思われますが、このサービスの周知、特に市外に住まわれている方に対しての周知方法について、お伺いいたします。

また、小樽市では、ふるさと納税の寄付者へのお礼の品として、品物ではなくこの空き家の見回りサービスを提供しております。昨年の予算特別委員会で、私はその利用者の有無をお伺いしましたところ、残念ながらその時点では、利用者はまだいないということでしたが、利用状況及び今後の周知方法について、お聞かせください。

なお、空家等対策特別措置法により、きちんと管理をしないために、勧告を受けた場合、固定資産税の住宅用地特例から外されると伺っていますが、今までに措置法施行後、特例から外された件数、金額はどのくらいあったのか、お聞かせください。

また、建築指導課では、空き家に対する相談窓口を設置しており、平成28年度では、200件以上の相談が寄せられています。29年度の相談件数と、どのような相談内容が多いのか、お聞かせください。このように誰も住む方がいなくて、空き家がふえる反面、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世代など、住宅探しに苦慮している方もいらっしゃいます。そこで、それを解消すべく、市で制度化されたのが、一定の基準に適合した賃貸住宅の空き室を市が借り上げて、子育て世代に特化して貸し出す、既存借上住宅制度です。このことについては、昨年の第2回定例会の予算特別委員会でも質問をさせていただきましたが、オーナーとなってくれる方の応募が少なく、また、スケジュールの関係で追加募集も断念したことから、昨年度は、予定戸数を下回ってしまいました。応募が少なかったことについての要因をお聞かせください。

そして、本年もオーナーを募集し、当初は6月1日で締め切る予定であったものが、その後、募集締め切りが延長されたようですが、延長せざるを得なかったのは、昨年応募が少なかった要因をきちんと分析した上で、本年度の募集を行わなかったからではないか、と思います。もし、延長後の締め切り時点で、応募が少なければ、追加募集をしないのかも、合わせてお聞かせください。

当初の計画では、年10戸、3年でおおむね30戸になっていましたが、このままでは、計画倒れになってしまうのではないかと懸念していますが、この点についての認識をお聞かせください。

ともあれ、計画どおりに進めるに当たっては、見えてきた課題解消が求められると思いますが、課題解消についての取り組みをお聞かせください。

最後に、住宅確保要配慮者支援について、伺います。身元保証人問題は、施設入所に限らず、一般賃貸住宅入居に際しては、高齢者や単身者、身寄りのない方の最重要課題になっています。このことについて、改めて問題提起をしたのが、本年2月に火災により、多くの死傷者を出した札幌の共同住宅そしあるハイムと言えます。単身の高齢者は今後10年間で、100万世帯ふえると見込まれていますが、公営住宅は応募倍率が高く、民間住宅は孤独死や家賃滞納を恐れる家主から、入居を拒否されるケースが多いのも現実です。そこで、住宅の確保が困難な高齢者らの入居を支援する、改正住宅セーフティネット法が昨年成立し、新たな住宅セーフティネット制度ができました。これにより、一定の条件を満たせば、

高齢者等の入居を拒まない空き家、空き室を都道府県ごとに登録、空き家の改修費用を家主に補助、低所得の入居者には、家賃補助などをする支援制度が創設されたと聞いていますが、このことについての認識を伺います。

そして、高齢者等の入居に至るまでのサポートや、これら住宅要配慮者を受け入れる大家のサポートとして、同法ではNPO法人や地方自治体、不動産関係者で構成する居住支援協議会の設置が盛り込まれていますが、その設置状況は道内では、北海道と本別町になっています。全国的にみても、住宅セーフティネット制度における住宅登録は始まったばかりのため、登録は伸び悩み、浸透していないのが現状です。その理由として、登録すると原則入居拒否できないので、家賃の滞納や近隣とのトラブルを心配する家主も多いと、その要因を挙げている方もいるようですが、全国居住支援協議会では、大家向けの住宅確保要配慮者受け入れハンドブックを作成し、制度の浸透を図っているといっています。また、入居希望者一人一人に寄り添った支援を行うためには、市町村レベルの設置が望ましいことと思われるので、小樽市でも、ぜひその協議会設立に向けて、尽力していただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

北九州市では、NPO法人が家賃保証会社と連携し、保証人なしで住める賃貸マンションを運営しているといっています。どこのまちよりも高齢化が進んでいる小樽市です。どの自治体よりも空き家が多いのも小樽市です。国や北海道と連携しながら、市民への制度の周知を図り、誰もが安心して住めるまち小樽を目指していただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

以上で、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 松田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、介護保険料について、御質問がありました、まず、介護保険料について、高過ぎるという意見につきましては、本市の介護保険料は、全道主要10都市の中で、高いほうから3番目であり、平成27年度から29年度までの第6期における基準月額5,800円から、平成30年度から32年度までの第7期における基準月額は、5,990円となり、190円の増額となりました。しかし、第7期計画の介護サービス利用による保険給付費等見込み額が第6期と比較し、17億円程度の増加が見込まれている中、介護給付費準備基金を約2億8,600万円取り崩し、基準月額で約198円の減額効果を得るなど、できる限り保険料の抑制に努め、介護保険料が高過ぎるという御意見に配慮したところであります。

次に、本市の介護予防事業と他の成功事例を参考にした保険料の引き下げに向けた取り組みにつきましては、本市では、介護予防事業として、地域版介護予防教室、シニアからだづくり教室などの地域介護予防活動支援事業や、介護予防フェアを行う介護予防普及啓発事業などを実施しております。これらの事業は、多くの高齢者の方々に利用されており、特に地域版介護予防教室とシニアからだづくり教室につきましては、本年度より教室数を増加して実施するなど、積極的な取り組みを行っているところであります。今後につきましても、他自治体の有意義な取り組みや情報も参考にしながら、高齢者の介護予防に取り組み、介護保険料の抑制につながるよう努力をしてまいります。

次に、介護職員の担い手不足について御質問がありました。まず、介護職員の担い手不足についての認識と介護人材確保の方策につきましては、第7期介護保険事業計画策定に際して実施した事業所アンケート調査結果において、訪問介護、通所介護で人手不足感があるとの回答が寄せられておりました。

これは、介護職員の平均賃金の水準が他の産業と比較して低いことや、勤務年数が比較的短いことが一因と考えられ、全国的な傾向であると認識をしております。

また、人材確保に向けた方策につきましては、これまで、介護事業所に対する実地指導や事業所訪問をした際、介護職員の就業状況や育成面の課題について、意見交換を行っているところであります。その際の御意見を踏まえ、福祉専門職養成校と事業者との意見交換会や、新人介護職員の意見交換会を開催するなど、介護職員の確保や定着率の向上に寄与する取り組みができないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の介護事業所における新たな外国人技能実習制度を活用した外国人介護人材の受け入れにつきましては、昨年11月1日、外国人技能実習法の施行に伴い、新たな外国人技能実習制度が実施され、対象職種に介護が追加されております。外国人技能研修者の介護分野への受け入れにつきましては、利用者の国際的な視野の広がりや、人員が確保できることで、多様なサービスが提供できるという効果が期待できますが、一方、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を支払う必要があるほか、5年以上の経験を有する介護福祉士等を技能実習指導員として配置すること、技能研修体制を確保することなどの要件があることから、市内の介護サービス事業所が外国人技能研修生を受け入れる場合、相応の受け入れ体制の整備が必要であり、課題が多いものと考えております。

次に、介護保険制度の持続可能性を確保することにつきましては、国においては、平成29年度に、介護保険法を改正し、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組むとともに、現役世代並みの所得がある方の利用者負担割合の見直しや、介護納付金における総報酬割の導入など、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた制度改正を行っているところであります。本市におきましても、介護予防事業の着実な実行や、給付適正化事業の推進による適切な介護サービスの確保と費用の効率化を通じ、制度の維持に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施設入所及び医療機関の入院に係る身元保証人について、御質問がありました。

まず、小樽市内の介護施設で、身元保証人がいないことを理由に、入所拒否をした事実があるのかにつきましては、本市に指定権限のある地域密着型サービス事業所において、身元保証人がいない介護サービス利用者が、入所を拒否されたという通報や苦情等はありません。

次に、身元保証人がいないことをもって、入所を拒否した事業所に指導等を行った事例はあったかにつきましては、本市では仮に事業所において、御指摘のような事例が疑われる場合、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、実地調査または監査を行うこととなります。その結果、正当な理由なく、入所を拒否したという事実が認められた場合は、期限を定めて、法令等に基づく改善措置をとるよう勧告または命令をすることとなりますが、ただいま答弁したとおり、これまで、御指摘の事案のような指導対象となった事業所はありません。

次に、障害者施設で身元保証人がいないことを理由に入所拒否をされることがあるのかにつきましては、小樽市内の障害者入所施設において、身元保証人がいない場合には、入所を認めていない施設があると伺っております。

次に、空き家対策について御質問がありました。

まず、特定空家等と認定した後も放置され、倒壊した空き家の軒数につきましては、平成29年度末までに調査した範囲の中で、特定空家等に認定した32件のうち、認定後に倒壊したものはありませんが、認定した時点で倒壊または半壊しているものは15件です。なお、特定空家等に認定していない空き家での積雪の影響により、倒壊したものは3件です。

次に、特定空家等の除却、解体件数の進捗状況につきましては、特定空家等の認定は平成29年度末に

行っていることから、現在、特定空家等の除却、解体はありませんが、特定空家等と同等状態の空き家については、平成29年度中に、除却、解体が11件ありました。

また、今後につきましては、今年度から小樽市特定空家等住宅除却費助成制度を始めたこともあり、特定空家等及び特定空家等と同等状態の空き家の解体、除却は前年度を上回り20件近い件数になるものと見込んでおります。

次に、小樽市特定空家等住宅除却費助成制度の申請状況につきましては、6月5日現在で、補助金の交付申請は3件となっておりますが、補助対象となる空き家の状態を市が判定する事前調査の申請が12件あり、そのうち補助対象となる空き家と判定されたものが9件となっております。

次に、小樽市シルバー人材センターの空き家見守りサービスの利用数につきましては、平成29年度が2件、今年度は1件の申請があると聞いております。

次に、空き家見回りサービスの周知方法につきましては、市のホームページの紹介や、空き家対策の啓発パンフレットにより、不動産業界などを通して、周知を図っております。また、今後においては、固定資産税の納税通知書に封入する空き家対策に関する啓発文書に、空き家見回りサービスに関する情報を掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税のお礼の品として、空き家（空き地）見回りサービスの利用状況と今後の周知方法につきましては、平成29年7月からお礼の品に加えておりますが、現在まで、ふるさと納税制度を活用した利用実績はありません。また、これまでも小樽市ホームページや全国のふるさと納税を案内するポータルサイトで周知してきたところですが、今後は新たに作成した空き家対策の啓発パンフレットに掲載をしており、これを活用するほか、ふるさと納税制度による空き家（空き地）見回りサービスのチラシを別途作成し、道外で実施する物産展などで、PRをしていきたいと考えております。

次に、特定空家等で勧告を受け、固定資産税の住宅用地特例から外れた件数、金額につきましては、現段階で、空家等対策特別措置法による勧告の措置に至ったものがないことから、固定資産税の住宅用地特例から外れたものはありません。

次に、平成29年度の空き家に対する相談件数と主な相談内容につきましては、相談件数は202件で、主な相談内容は、落雪や雪どめの破損に関するものが66件、建物の倒壊や破損、飛散に関するものが50件、解体や処分に関するものが25件であります。

次に、既存借上住宅制度について、御質問がありました。

まず、昨年度の事業者の応募が少なかったことについての要因につきましては、昨年度は制度の開始年度であったため、事業者に対しての周知期間が短くなり、広く制度が伝わらなかったこと、また、事業者にとって、制度の条件が合わないとの意見もあり、そのため、応募が少なかったものと考えております。

次に、昨年のお誘いが少なかった要因の分析と追加募集につきましては、昨年度は事業者への周知不足により、応募が低調であったと考え、今年度は事業者への周知を図りながら、募集を行いました。また、事業者にとって、制度条件が合わないとの意見もありましたが、今年度は事業開始2年目で、条件見直しは時期尚早と考え、前年度からの制度を変えず、募集を行ったものであります。

なお、延長後のさらなる追加募集については、この制度に係る国庫補助金を受けられなくなることから、事業者の追加募集は難しいものと考えております。

次に、当初計画の達成見込みにつきましては、この既存借上住宅制度では、30戸分を子育て世帯のまちなか居住に充当する予定ですが、現在まで、4戸の入居にとどまっております。このため、現状においては、計画達成は難しいものと考えておりますが、引き続き事業者を募集するとともに、制度の改善

についても検討し、少しでも事業者に制度が利用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、課題解消についての取り組みにつきましては、不動産関係団体に聞き取りをしたところ、主に1棟当たりの最少借上戸数が4戸であること、1戸の床面積が50平方メートル以上80平方メートル以下であること、建物の建築年が木造の場合、平成20年以降であることなどの条件が合わないとの意見がありました。今後これらの意見を踏まえ、国庫補助要件を考慮しながら、制度の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

次に、住宅確保要配慮者支援について御質問がありました。

まず、改正された住宅セーフティネット制度につきましては、高齢者、特に単身高齢者が今後大きく増加することが見込まれることや、住宅を必要とする高齢者や低所得者、障害者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅の所有者から入居を断られることが多いことなどから、住宅セーフティネット法が改正されました。このことにより、民間賃貸住宅の登録や入居への支援などが行われ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居が促進され、市民生活の安定、向上に寄与するものと認識しております。

次に、本市での居住支援協議会設立につきましては、居住支援協議会は、地方公共団体と不動産関係団体、居住支援団体が構成員として、メンバー間の意見交換や情報共有、要配慮者向けの民間賃貸住宅の紹介や、あっせんなどを実施し、住宅確保要配慮者における民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るものであります。設立の検討に当たっては、建設部と福祉部との密接な連携は不可欠であり、民間不動産業界の意向や、居住支援のニーズなどの情報共有を図った上で、必要性や運営方法等について、調査、研究を行うとともに、北海道居住支援協議会の構成員としての活動を通して、他都市の動向を注視し、判断をしてまいりたいと考えております。

次に、国や北海道と連携しながら、市民への制度の周知を図ることににつきましては、新たな住宅セーフティネット制度は、昨年10月に始まったもので、周知が進んでいないことから、北海道居住支援協議会に参画して、構成員と情報の共有などを図りながら、市としては、民間賃貸住宅の所有者へ、不動産関係団体を通じて、登録を促し、また市民の皆様へは、市ホームページなどを通じて、制度の周知を行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 病院局小樽市立病院事務部長。

**○事務部長(金子文夫)** 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、医療機関が身元保証人がいないことを理由に入院を拒否する事例について、小樽市立病院の現状とそれに対する見解についての御質問がありました。

まず、当院の現状についてであります。当院に置きますと、入院の際に入院する方と保証人の方が連署した入院保証書の提出をお願いしております。この入院保証書については、入院患者に緊急の事象が発生したときの連絡や対応に必要な場合の相談先として、記載していただくものです。これまで、種々の事情から保証人をつけることができない方もおりましたが、そのような方についても、入院を拒否した事例はございません。

次に、医療機関の中には、身元保証人がいないことを理由とした入院拒否が行われる場合があるといったことに対する見解についてですが、個々の医療機関により、さまざまな考え方があり、一概には言えませんが、公立病院としての当院の責務を果たすべく、今後も患者中心の質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 9番、松田優子議員。

**○9番（松田優子議員）** それでは、何点か再質問をさせていただきます。

先ほど、介護予防の事業についての取り組みについてお聞きしましたが、皆様の意見の中に、もっと機会をふやしてくれたら利用したいという声が多かったということをお聞きしました。介護予防は、介護保険料の引き下げにもつながりますので、今後さらにいろいろな機会をふやす考えがあるのか、今やっている以外に、機会をふやす考えがあるのかどうか、この点についてお聞かせください。

それと、特定空家の除却解体費用件数の現在までの進捗状況をお聞きしました。それで、特定空家というのは、近隣に悪影響を与える家屋で、年数がたてばたつほど、空き家というのはふえてくるといえます。それで、まだ特定空家に認定されてから、除却している件数が少ないというふうにお聞きしましたが、進まない理由について、考えられる要因について、お聞かせ願います。

それと、既存借上住宅制度ですが、先ほど川畑議員からも同じような質問がありましたけれども、1年目は周知不足ということはあったかもしれませんが、2年目もオーナーの応募が少なかった。このままでは、計画どおりにいかないでは、私は納得できません。というのも、昨年と同じく第2回定例会の市長答弁で、この既存借上住宅制度は、小樽市住宅マスタープランにおける重点政策であるというふうに答弁をしています。そういったことから、この既存借上住宅制度について、さらなる周知を図りながら、オーナーの応募を多くしていただきたいというふうに思いますし、また、エリアも何か限定されているようなのですけれども、エリアの部分でなくて、全市的な部分には、広げることができないのか、この点についてお聞かせ願います。

それと、住宅困難者の救済方法ですけれども、施設にも入れない、自宅にも住めない、行き場所がない方の救済というのは本当に喫緊の課題です。一人一人に寄り添う支援を行うために、市町村レベルの協議会設立に向けて、さらなる動き出しをしていただきたいと、本当に先ほど、市長は市民の目線に立ったことを今までもやってきたというふうに言っていますので、そういうふうに豪語するのであれば、市町村レベルの協議会設立を含めて、しっかり取り組んでいただきたいと、もう一度この点について、答弁していただきたいというふうに思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 松田議員の再質問にお答えをいたします。私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきます。

私からは、最初に質問のあったことについて、答弁させていただきます。

松田議員の周りにも、その介護予防に伴う取り組みがあれば、参加したいというお声がたくさん高まっているというお話もありました。先ほど答弁させていただいたように、現在の取り組みにおいても、ふやしていこうということで実施しているところではありますが、御指摘のように、介護保険料を下げていく上でも、このような介護予防をしっかりと行うということは、非常に重要なことだと思っておりますので、現状における取り組みをまず強化することが重要だとは思っておりますけれども、それ以外にも、そのような方法がとれるのかということは、庁内としても検討していきたいなと思っておりますのでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 松田議員の再質問にお答えいたします。

私からは三点。まず1点目、空き家についてですが、空き家の除去等が進まない要因なのですけれども、考えられるのは、除去費が一般に聞くと、大体100万円前後かかるのではないかと聞いております。やはり、その御負担がなかなか負担するのが難しいのではないかと、そういうこともありまして、このたび、本市で新しい助成制度を設けましたので周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目、既存借上住宅制度についてですけれども、松田議員がおっしゃるとおりに、この施策はマスタープランの中で、重点施策に位置づけられております。我々も、なかなか応募がないことにつきましては、関係団体からの聞き取りをしております。その中で、やはりなかなか条件が厳しいというのは聞いておりますので、我々としましても、先ほど市長から答弁がありましたとおりに、要件等の見直しを図ってまいりたいと考えております。

ただ、エリアの問題だったのですけれども、住宅マスタープランナーがまち中という部分のエリアが指定されております。ほかの市でも、確かにこの既存借上住宅の中で、なかなか応募が少ないということで、地域を変えて、条件を変えて、再募集をしているという市もあるとは聞いております。実はその関係団体といいますか、そちらからの質問の中でも、例えば新光とか、要は学校も近くて、店舗もありますし、公共交通もある。そういったところでは、どうでしょうかという問い合わせはありました。ただ、我々としましては、本来のこの目的というのが、まち中に市営住宅を建てる土地がないと、そういったことの視点から既存住宅の借上制度というのを始めておりますので、まずは、このエリアの中で、いろいろ条件の見直し等を図りながら、さらなる利用をしていただくように、検討していきたいというふうに考えております。

三つ目、住宅困難者の関係で、市町村レベルでもっと積極的に動いていってほしいという御質問でした。松田議員からも先ほど御質問の中にもありましたけれども、なかなか制度自体が始まったばかりだということと、まずは、保証人の要らない住宅の登録、この登録が都道府県と政令都市と中核都市というふうになっております。現在北海道では、札幌市で、たしか見たとき、七つしか登録をされていないという状況になっております。我々としまして、今北海道の協議会に参加しておりますので、まずはそういう団体に登録といいますか、こういう事業の紹介をしながら、まず小樽市の市内のそういった住宅等の登録をまず促す必要があるのかなと思っております。

協議会につきましては、なかなかサービスというのは、そういったサービスを行う支援法人といいますか、そういう団体の育成も必要でありますし、そういったことも踏まえて、まだまだ課題はあるのかなと思っております。ただ、この事業につきましては、我々建設部と福祉部が横断的に連携しないとなかなか進まないと考えておりますので、今後課題解決に向けて、いろいろ情報収集を図りながら、調査研究してまいりたいと考えております。

(「まち中で市営住宅建てれるところないって言っちゃったのに」と呼ぶ者あり)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) あと詳しいことは、予算特別委員会で行わせていただきます。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第8号及び議案第12号に

つきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。高野さくら議員、松田優子議員、斉藤陽一良議員、中村吉宏議員、濱本進議員、面野大輔議員、佐々木秩議員、小貫元議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第4号、議案第5号及び議案第11号、並びに報告第3号及び報告第4号につきましては総務常任委員会に、報告第1号及び報告第2号につきましては厚生常任委員会に、議案第9号につきましては建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月24日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 9時18分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **安斎哲也**

議員 **高橋 龍**



平成30年  
第2回定例会会議録 第7日目  
小樽市議会

平成30年6月25日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

13番 酒 井 隆 行

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	林 秀 樹
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	伊 藤 和 彦
総 務 部 長	日 栄 聡	財 政 部 長	前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長	加 賀 英 幸	生 活 環 境 部 長	鉢 呂 善 宏
医 療 保 險 部 長	相 庭 孝 昭	福 祉 部 長	勝 山 貴 之
保 健 所 長	貞 本 晃 一	建 設 部 長	上 石 明
消 防 長	土 田 和 豊	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	金 子 文 夫
教 育 部 長	飯 田 敬	総 務 部 長	西 島 圭 二
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久	企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局 長	中 田 克 浩
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人
書 記	河 崎 仁 美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日6月25日までと議決されておりますが、議事の都合により、明日から7月2日まで、7日間延長いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第4号の訂正」を議題といたします。

市長から議案の訂正理由について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 今定例会の会議延長に伴い、さきに提案いたしました議案第4号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案のうち、本則中「平成30年7月分」を「平成30年8月分」に、附則中「平成30年7月1日」を「平成30年8月1日」に訂正させていただきたく、何とぞ御承認賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（鈴木喜明）** お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第13号」を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第13号製造の請負契約につきましては、引き船の製造の請負契約を締結するものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（鈴木喜明）** これより、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号について、可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、後志教育研修センター組合議会議員の任期が来る6月30日をもって満了となることに伴い、議会において選挙するものであります。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、後志教育研修センター組合議会議員に、私、鈴木喜明を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第5「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から7月1日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 1時05分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 石田博一

議員 林下孤芳

平成30年  
第2回定例会会議録 第8日目  
小樽市議会

平成30年7月2日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

13番 酒 井 隆 行

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	林 秀 樹
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	伊 藤 和 彦
総 務 部 長	日 栄 聡	財 政 部 長	前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長	加 賀 英 幸	生 活 環 境 部 長	鉢 呂 善 宏
医 療 保 険 部 長	相 庭 孝 昭	福 祉 部 長	勝 山 貴 之
保 健 所 長	貞 本 晃 一	建 設 部 長	上 石 明
消 防 長	土 田 和 豊	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	金 子 文 夫
教 育 部 長	飯 田 敬	総 務 部 長	西 島 圭 二
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久	企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号及び議案第12号並びに報告第1号ないし報告第4号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

**○18番（佐々木 秩議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第2号平成30年度小樽市一般会計補正予算に計上されている生活保護システム改修等経費については、国が平成30年10月から3年間にわたって生活扶助基準額を段階的に引き下げることに伴い必要となる経費であるが、この見直しにより多子世帯ほど基準額の引き下げ幅が大きくなるという。

しかし、ひとり親世帯にとっては、多子になるほど子供に寄り添う時間が必要になるため、保護者の労働時間が制約されてしまい、生活に必要な収入の確保がより困難になることが考えられるが、そのような中、行われる今回の見直しは、市民の健康で文化的な最低限度の生活を本当に保障できるものと市は考えているのか。

議案第3号平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、保険料軽減特例や高額療養費制度等の制度見直しに係る周知文書を被保険者全員に送付するためのものであるが、この見直しにより、後期高齢者の保険料等の負担が増すことになるという。

医療は、基本的に、国の責任で財源措置を行い制度を維持していく必要があると思うが、今回のような制度の見直しにより、高齢者に負担を押しつける国の姿勢について、市はどのように考えているのか。

議案第6号小樽市税条例等の一部を改正する条例案については、地方税法の一部改正に伴うものであり、個人所得課税の見直しに関しては、給与所得控除及び公的年金控除を10万円引き下げると聞く。これらの変更により、所得金額をもとに算定される社会保障制度には、当然影響が及ぶものと想定されるが、その制度には、どのようなものがあるのか。

また、条例改正により、本市の財政にも影響があると思うが、市は、この影響をどのように想定しているのか。

一方、国は、社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、適切な措置を講じているが、国から適切な措置がなされなければ、本市や市民にも多大な影響を及ぼしかねないことから、市には、国が行うとする適切な措置に関して、しっかりと情報収集に努めてほしいと思うがどうか。

議案第8号小樽市中小企業振興基本条例案は、中小企業の振興に関する基本理念のほか、施策の基本となる事項等を定めるものであり、第13条では、「地元で調達できるものは地元が発注する」ことを基本的な考えとし、市は、中小企業者等の受注機会の増大に努めることを規定しているという。

しかし、市は、除雪業務において、市外業者であっても除雪共同企業体として業務に参画できるよう登録要件をさらに緩和したところだが、この要件緩和と第13条との関係について、今後、どのように整理していくつもりなのか。

また、本条例案が幾ら理念条例とはいえ、第13条と既存の制度との関係の中で、例外として認められるような事例ばかりが生じているのは、条例の実効性自体が疑われかねないことから、条例の制定に当たり、市には、既存の制度について見直すことを検討してほしいと思うがどうか。

森井さんが、街頭演説の際に掲げている個人名のみを記載したのぼりについては、一般的に公職選挙法第143条第16項に該当しないと思われることから、同法に違反している可能性があるとして、選挙管理委員会から注意を受けたという。

一方、森井さんは、街頭演説は同法第143条第16項第3号に規定される演説会に当たるので、こののぼりについても合法であるとの考えを示したが、これについても、同委員会は、街頭演説は演説会には当たらないとの見解を示している。

これは、選挙管理委員会の見解を受けても、森井さんは、インターネット上で検索すれば全国の議員が同様の行為をしていることや、同委員会の説明が不十分であるなどと理由を並べ、同委員会の見解に疑義を示しているが、個人名のみが記載されたのぼりが法に合致していると主張するのであれば、その法的根拠をしっかりと示すべきと思うがどうか。

市長は、市長公務の枠組みには政治活動も含まれることから、辻立ちが公務であるか、政治活動であるか、線引きはできないと言うが、辻立ちを実質的には政治活動なのではないか。

また、市長個人の政治活動である辻立ちの際、個人名の入ったのぼりを掲げるための根拠を市職員に調査させることは、森井氏個人の政治活動に市職員を不当に巻き込むことになり、違法であると思うがどうか。

ある企業の社長から、来春の統一地方選挙の市議会議員に立候補する新人を推薦するため、挨拶に伺いたいと森井市長から打診があったという話を聞いたが、もしこの話が事実であるならば、この行為は、公職選挙法第136条の2の公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に抵触するおそれがあると思うがどうか。

また、適用される法律こそ違うものの、平成23年に発生したいわゆる市役所パーティー券問題と同様の、公務員の地位利用に関する法令違反を、常々問題視してきた市長自身がみずから行っていると疑われるような行為は慎むべきと思うがどうか。

市長は、6月20日、龍宮神社例大祭の宵宮祭に公務として公用車を使って出席したというが、政教分離の概念を念頭に置けば、その出席は疑義を生じさせないよう慎重に判断すべきものであったと言える。

これは、市長を支える市職員が地方公務員として適切な助言をすべきであったという側面はあるものの、何よりも森井氏に市長としての資質が欠如していることに起因した事案であり、このような軽率な行動を繰り返し、暴走、迷走する森井氏は、市長失格であるため、早急に市長の職を辞するほかないと思うがどうか。

市内公共交通の維持について、市長が北海道中央バス株式会社との信頼回復に向けた努力や行動も見せない中、昨年冬、同社が市の対応に見切りをつける形で市内バス路線を減便するダイヤ改正に踏み切ったことで、市民からは驚きや戸惑いの声が寄せられているが、市長は、この減便に至る原因の一つとして、市長自身の同社に対するこれまでの対応の不手際や、それによる不信感があったという認識はあるのか。

また、今後、市長が同じ過ちを繰り返すことにより、市民にさらなる負担のしわ寄せが及ぶことも懸念されることから、市長には、市民への悪影響を十分認識した上で、同社との信頼関係回復について真剣に取り組んでほしいと思うがどうか。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震において、小学校のプールのブロック塀が倒壊し、児

童1名が犠牲になった痛ましい事故を受け、市教委は、小・中学校のブロック塀に特化して点検を行っているという。

しかし、小・中学校が災害時の避難場所であり、どこよりも安全な場所でないことに鑑みれば、市教委は、今回、このような大規模な地震が発生したことを踏まえ、率先して、早急に、市内全小・中学校の照明器具や外壁等の非構造部材についても点検を行い、学校施設の安全性を確認すべきと思うがどうか。

4月17日、18日の両日、勤労青少年ホーム職員により行われた同ホーム階段下のひる石剥離作業について、生活環境部は、4月23日に行った大気測定の結果、石綿の飛散が確認されなかったことから、5月17日まで市長に報告しなかったという。

しかし、この測定では、作業当日に石綿が飛散していないという確証はどこにもなく、両日、ホームを訪れた利用者に危険が及んでいた可能性もある中で、市長への報告を1カ月近くも放置していたことは大変な問題と思うがどうか。

また、ひる石に石綿が含まれていることを認識していたのであるから、ロッカーでひる石を傷つけた際、すぐに石綿を所管する同じ部内の環境課に相談さえしていれば、職員による剥離作業など、事態の悪化を防ぐことができたと考える。

今後、再発防止策を講じるに当たっては、その大前提として、石綿に関連する問題が生じた際には、早急に環境課へ相談することを明確にルール化すべきと思うがどうか。

勤労青少年ホーム階段裏ひる石の対応について、市は、当初、今定例会の厚生常任委員会での報告を考えていたが、5月16日ごろ、ホーム職員の剥離作業が大気汚染防止法に違反することが濃厚になったため、5月17日に市長へ報告の上、議会への報告や報道発表などを行うことにしたという。

しかし、5月15日付で、匿名の内部告発文書が議会宛てに届いていることに鑑みれば、市は、この文書がなければ、この問題を隠蔽しようとしていたと考えざるを得ないがどうか。

また、森井さんが市長になってから、アスベストのように市民の命にかかわる問題を放置するといったような無責任な行政運営が常態化し、めったなことでは驚かなくなってしまうが、このように普通ではあり得ない状態にあることこそが市民にとっては重大な問題であり、これだけでも森井さんは即刻辞職するに値すると思うがどうか。

市が管理する施設において、勤労青少年ホームだけではなく、38もの施設において、アスベストを含有する建材が使用されているとのことだが、人事異動などで各施設の管理者が交代する際、アスベストに関してはどのような引き継ぎが行われているのか。

また、アスベストについては、施設管理者がその危険性や関係法令などについて、しっかりと意識することが重要であると思うが、市は、今回の勤労青少年ホームの事例に関して、どのような見解を持っているのか。

アスベストの定期点検結果の報告については、建設部が毎年1月ごろ、アスベストを含む建材を使用している施設管理者に配付しており、その書類の中には、アスベストを0.1%以上含有する建材を施設で使用している場合には、除去に当たって飛散防止の囲い込みをすることなど、規制の対象になっていることが明示されていたという。

それにもかかわらず、今回、勤労青少年ホームにおいて不適切なアスベスト処理が行われてしまったのは、平成18年に、法令に基づく規制の対象となるアスベストの含有率が1%から0.1%に改められたこと自体が職員に周知徹底されていなかったことや、職員のアスベストに対する認識不足に起因しているのではないかと考えられるが、市としては、この問題発生の原因をどのように認識しているのか。

また、再発防止に向けては、今後、人事異動で職員がかわったとしても、アスベストに関してしっかり引き継ぎができるよう、市は、職員に対する周知徹底に努めてほしいと思うがどうか。

小樽市空家等対策計画では、空家所有者のアンケート調査の回答をもとに、建物の管理の頻度について成果指標を設定している。

その達成度については、年度ごとに確認するわけではなく、最終年度である平成33年度に改めてアンケート調査を行い、確認するのみとのことだが、市は指標を設定してから5年間、年度ごとの達成度を確認しないまま、どのようにして成果指標を達成していくつもりなのか。

新年度の除排雪体制について、市が新たなステーションの増設を検討しているという話を聞いたが、市では、現在、昨年度の除排雪について検証、検討を行っている段階であり、その結果、ステーションの増設など新年度に新たな施策を行う場合には、第3回定例会で議会に提示し、補正予算を計上したいと考えているという。

一方、8月下旬にはJV編成の業者説明会を開催する必要があることから、それまでには新年度の体制について結論を出す予定とのことだが、予算が議決されていない段階で業者に説明を行い、その後、予算が否決された場合には、大変な混乱を来すことになることから、市には、新年度の除排雪体制について、見切り発車で決定することなく、十分かつ迅速な検討を行った上で判断してほしいと思うがどうか。

市が、排雪作業を行うに当たっての判断基準について、職員や地域総合除雪事業者がパトロールを行う中で、かき分け除雪や拡幅除雪により、道路脇の雪山が高くなり、これ以上対応が困難と判断した時点で排雪作業を実施するため、一律には基準を設定できないというが、現場をパトロールする職員は、その一連の作業において、排雪作業を実施すべきかどうかの判断基準は何ら持ち合わせていないという。

しかし、雪山の高さに対する職員それぞれの感覚で排雪の必要性を判断してしまえば、公平性が担保されないことから、市には、路線ごとの状況に応じた排雪作業の実施を判断するための基準を設定してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号、議案第3号及び議案第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、議案第12号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第8号につきましては、可決と、全会一致により決定いたしました。

なお、議案第12号が継続審査となりますことから、当委員会は閉会中も存置し、引き続き審査することといたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第2号、議案第3号、議案第6号は否決、議案第12号は可決を主張し討論いたします。

初めに、議案第2号平成30年度小樽市一般会計補正予算についてです。

理由は、生活保護システム改修等経費です。この改修は、生活保護基準を3年かけ全体として引き下げることに伴うものです。この引き下げは、2006年の高齢加算の廃止、2013年の生活扶助と期末一時扶

助、2015年の住宅扶助と冬季加算の相次ぐ基準引き下げの流れの中で実施されます。このような連続引き下げにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障する基準となっていません。

次に、議案第3号平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてです。

後期高齢者医療制度の制度変更について、周知の案内を郵送する費用です。質疑で明らかになったように、おととしと比べ保険料が1.5倍や5倍になる方が生まれます。そもそも年齢で医療制度を差別する制度への批判からつくられた軽減措置を医療制度の本質が変わらないのに軽減措置をなくし、負担を高齢者に押しつける改悪です。しかも、対象者が3,200人弱に対し、案内は2万4,000人に発送する。対象にならない人からすれば、迷惑な話です。

次に、議案第6号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてです。

働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しすることを理由に、基礎控除と所得控除の二つの控除の意義の違いを無視して振りかえることに伴う非課税基準の改正であり、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に引き下げられ、中間所得層への負担となります。

最後に、議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案についてです。

この条例案は、自治基本条例に基づき情報の共有を柱に据えています。委員会では、どこからも質疑がありませんでしたので、答弁する機会がありませんでしたので補足します。

市長答弁では議員提案で出されたもので、内容を指摘する立場にないと言いながらも、あえて答えた部分についてです。

一つが、パブリックコメントの実施についてです。ところが要綱では、パブコメの実施機関に市議会が位置づけられていないことから、この指摘は当たりません。大体、みずから除雪制度の変更をするときに関係団体の意見を聞かないで進めておいて、議会には求めることについては、あいた口が塞がりません。

二つ目が、執行権に及ぶことについてです。慎重に審議をと答えているのに、市長が、おまえたちが勝手に出したことに何で答えなければいけないのだと、そっぽを向いたことは、執行機関の長としての責任を投げ捨てています。

先日、市長を支えてあげてという方がいましたので、このやりとりを紹介したところ、「ひどい市長だね」と述べていたことを紹介します。

本条例案は、ここ数年の除排雪の悪化に対応する内容であり、早急に対策を講じる必要があることから、可決を求めます。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第12号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号、議案第3号及び議案第6号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

**○23番（山田雅敏議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

報告第4号専決処分報告については、人事評価結果の給与反映等を1年先送りにする改正を専決処分で行ったものであり、市は、先送りにした理由を、人事評価基準の策定などの諸課題を整理するためと答弁しているが、その諸課題とはどのようなものなのか。

一方、職員団体との合意について、市は、来年の1月末までに合意に達するよう協議を進めて行くというが、これから半年余りしか期間がない中、合意に達する客観的担保はあるのか。

また、他自治体では、人事評価結果を給与に反映させていない自治体も多数あるのだから、市は、課題を棚上げにしたまま1年先送りにするのではなく、課題解決に至るまで当面の間先送りにすることを検討すべきだったと思うがどうか。

陳情第24号中村善策美術館（仮称）の設立方について、この陳情の趣旨は、新たな美術館を建設するのが難しいのであれば、作品を一堂に展示するスペースをもった、例えば歴史的建造物等の既存の建物を利用できないかとのことである。

これに対する市立小樽美術館の見解として、絵画の展示については、壁面を有し、温度や湿度を一定に保つ必要があること、また、独立した美術館を設立する場合は、中村画伯を専門に調査研究する学芸員の配置も必要になり、多大な経費が見込まれ開設が難しい状況にあるとのことであるが、単独の美術館を設立するための最大の課題は、展示可能な作品数が不足していることではないかと考えるがどうか。

森井市長が、みずからの名前を記したのぼり旗をもって街頭で辻立ちしていることが公職選挙法に抵触すると問われている問題について、市長は、「公職選挙法は私の行動を縛るものではない」「氏名のみを旗を掲げて活動しているのは私だけではない。他の人もしているのでそれを参考にして行っている」という趣旨の答弁を繰り返しているが、この答弁は法律を守らないこともあり得ると言っているのと同じであり、公務員の倫理・行動規範である法令遵守を根底から崩すものであると、市長は考えもしないのか。

一方、市民に対して行政行為を遂行している市職員側からしてみると、法律という根拠があるからこそ市民に対して公正公平に行政行為を行えるにもかかわらず、市長自身が法律違反を助長してしまったことから、今後、市職員が市民と相対する際に非常に大きな影響を及ぼすことになるかと考えるが、その影響に対する責任は、市長が負うべきと思うがどうか。

市長ののぼり旗について法令違反の疑義が生じ、今定例会の予算特別委員会が中断しているときに、市長が公用車で、しかも公務で龍宮神社例大祭宵宮祭に出席したというとんでもない話があったと聞く。この宵宮祭における拝礼、玉串奉奠などに市長が参加したことについて、総務部は神事に参加したとの見解を示しているが、市長の認識のいかんを問わず、一宗教法人の神事に公務で公人として出席するこ

とは政教分離の原則に抵触していると思うがどうか。

また、市長は、神事終了後、市から補助金を受けようとする法人の理事長である宮司が行う直会において飲食の提供を受けたとのことだが、これは、小樽市職員倫理条例の利害関係者との禁止行為に当たると考えられるがどうか。

このようなことを指摘される森井市長には、市長の資質がないため、次期統一地方選に出馬しないと明言してほしいと思うがどうか。

森井市長の就任後、市長自身の公約を実現できたか否かについて、市では、政策を予算化したり、何らかの形になった場合に実現したものと定義づけているとのことだが、森井市長は、自身の市長就任以前から実施している政策を拡充、推進しただけであっても、みずからが実現したものと考えているのではないか。

また、市長は、前市長体制で実施した政策を改めて推進、継続していることをもって、自分が実現した政策だと声を大にして言っているが、過去から実施している政策については、自身の公約とも合致しているので継続していると表現するなど、謙虚な姿勢を示すことこそが、小樽市のトップである市長としてとるべき姿勢ではないかと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第24号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、採決を行った結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、議案第4号及び議案第11号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、報告第4号につきましては、採決の結果、賛成多数により、承認と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○8番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第4号、議案第11号は可決、報告第4号は不承認、陳情第24号は継続審査を主張し討論を行います。

議案第4号の市長減給条例です。

賛成はいたしますが、今後さらにみずからを律することが前提です。いずれにいたしましても、市長がこのまま何の罰も受けないというのはふさわしくありません。

報告第4号です。

そもそも日本共産党は、人事評価の導入について、地方公務員の役割を大きく変質させるものになりかねないことから反対をいたしております。また、今回の専決処分に至った原因は、森井市長です。職員団体との協議がまとまっていないにもかかわらず、もう少し頑張りなさいとして、結果として時間切れとなったものです。

また、代表質問への答弁では、来年の1月末までには職員団体と合意に達するよう協議を進めてまいると答弁されています。しかし、これから半年余りで、合意に達する客観的担保はありません。また、

今回の専決処分は、議会の委任による市長の専決処分ではなく、長において、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときであることが理由とされます。

しかし、時間はあったのです。専決処分は、議会の権限を長がかわって処分するわけですから、慎重であるべきなのは当然です。本来であれば、第1回定例会に提案するなり、臨時会を開くなりするべきでした。専決処分は、二元代表制を踏まえた適正な運用が行われるべきであり、承認できません。

陳情第24号です。

趣旨については理解できますが、議論が必要なことでもあり、継続審査を主張いたします。

議案第11号です。

非核平和都市宣言を実効あるものとし、核兵器搭載可能艦艇を入港させない取り組みをするべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 自由民主党を代表して、議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について、否決の立場で討論を行います。

冒頭に、今回も、市長の発言がもとで会期がこのように延長となりました。延長という異常な事態を招いた市長には、どのようにこのことを認識しているのか、聞いてみたいものであります。

さて、この条例は、平成29年第4回定例会及び平成30年第1回定例会で、議会が否決した議案を全く同じ内容で今定例会に上程したものです。議会が1度ならず2度も否決した議案を何らの修正も加えず提案する市長の無神経さには、まさにあいた口が塞がりません。

そもそも、このような議案を提出せざるを得なかったのは、森井市長に市長としての自覚、資質、見識が不足ではなく、欠落していたからだと言わざるを得ません。

さらには、今定例会において、市長が街頭で立っている際に使用していたのぼり旗が公職選挙法に違反している可能性を議会が追及すると、誰もが理解不能なへ理屈を述べ、議会に混乱を与えました。

また、神社の宵宮祭の神事に、公務として、公人として出席したことは、政教分離の原則を全く理解していなかったと考えざるを得ません。

また、その際に、市長が挨拶の中で市からの補助金について言及し、さらに直会において補助金の支出先の理事長から飲食の提供を受けたことは、小樽市職員倫理条例の利害関係者との禁止行為に当てはまると言わざるを得ません。

このように、今定例会においても、市長の自覚のなさ、資質の欠落、見識の不足がまた明らかになりました。一体どこに、森井市長には、市長としての適性があるのでしょうか。教えてもらいたいものです。

市長が今定例会の開会中になすべきだったことは、議案第4号を一旦取り下げ、速やかに辞意を表明し、辞職をもって全ての責任をとることでありました。しかしながら、現在、議案が取り下げられていない中では、本議案を否決することが最善であり、当然であり、妥当だと考えております。

各会派、各議員の賛同を求め、否決の討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に対して、

可決の立場で討論をいたします。

森井市長が誕生して3年が過ぎました。議会の一部の方は、いまだに民意を受け入れておられません。

(発言する者あり)

その方々は、市民の皆さんのための政策議論はほとんどなく、市長への個人攻撃に終始する3年間であります。多くの市民の方々が森井市長に与えていただいた民意をどう考えているのでしょうか。一部の方々も、市民の皆さんから選ばれて議員になっている以上、市民のための政策を行うことが使命ではありませんか。しっかりと市民のほうを向いた政策議論を行うべきです。

(「自分やってないじゃないか」と呼ぶ者あり)

この現実、多くの御支持をいただいた市民の皆さんに対する、まさに冒瀆、愚弄であると私は受けとめます。そんなことで小樽がよくなるのでしょうか。

来年は、いよいよ選挙の年です。市民の皆さんは、必ずこのようなことを心にとめた上で、来年の統一地方選挙に向かうはずですよ。

さて、このような理不尽な状況の中においても、森井秀明市長は、銭函駅のバリアフリー化を完成させ……

(「議案はどうしたの、議案」と呼ぶ者あり)

(「議案4号だろ」と呼ぶ者あり)

そして、南小樽駅のバリアフリー化も着手しています。

(発言する者あり)

関係各位の御協力のもと周産期医療の復活も果たし、小学生以下の医療費の軽減策……

(「議案はどうしたんだ、議案」と呼ぶ者あり)

第三子以降の保育料の完全無料化……

(「議長、注意してよ」と呼ぶ者あり)

小・中学校の机、椅子の更新、かもめ保育園の認可と新築、歯科医師会との連携での……

(「議案だ、議案」と呼ぶ者あり)

75歳以上の歯の健診の無料化など……

(「んなもん国の施策だろ」と呼ぶ者あり)

このように厳しい財政の中だからこそ、身の丈に合った市民本位の政策をしっかりと実現してきております。

(「議長、注意」と呼ぶ者あり)

こんなにしっかりと仕事をしている市長に対して、議会は、やめなさいとか、減給の金額ではなく、辞職しかないなどと、なぜ言えるのでしょうか。

議会が変わっていないだけです。昔のままです。前々回の選挙であんなことがあったのに、———、森井市長には辞職、辞職と言うのは、どういうことでしょうか。

(「道義的責任あるんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

もしかして、前回の選挙の結果に対する腹いせでしょうか。そうでないとするならば、一部の議員の方がやっていることの本当の意図するところは何なのでしょうか。私には全く理解ができません。

(「議案の討論でないの」と呼ぶ者あり)

(「議案の討論」と呼ぶ者あり)

さて、のぼり旗のことについても、選挙管理委員会からコメントがあったように、違法かどうかは司法でしか判断できないと言っているにもかかわらず……

(「違法なんだって」と呼ぶ者あり)

あえて議会という場所で、理屈をこねくり回すこと自体……

(発言する者あり)

ナンセンスであり、全く無駄であります。このことのどこに市民があるのでしょうか。

(「議長、注意してくださいよ」と呼ぶ者あり)

しかも、司法の判断だと言っているのに、これは違法だからと決めつけてからの発言などは……

(「違法なんだって」と呼ぶ者あり)

はっきり言って聞くに堪えません。

(「だから顧問弁護士に相談しろって言ってんだろ」と呼ぶ者あり)

要するに、司法でしか判断できないことを議会で取り上げても、何ら結論が出るわけでもないし……

(発言する者あり)

全く無駄なことを平気でやっていることに誰も指摘できないのは、やはり異常です。

(「こんなのだめだって」と呼ぶ者あり)

(「通報してやるよ……」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

そもそもが、のぼり旗については、この小樽市議会の議員であってもやっている方々がおられるわけですし……

(「あなた」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

取り締まる警察から何も注意のない中で行われてきているのが現実です。

(「変なことやってたろ、自分」と呼ぶ者あり)

要するに、このことは全て自己責任なのであります。

(発言する者あり)

これは選挙管理委員会からも同様の説明を受けております。さらに言うと、こんなことで議会を利用すること自体間違っていますし……

(「いやいやいやいや」と呼ぶ者あり)

本来、議会で取り上げる話ではないでしょう。

(「これだめでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

議会は、市民の政策を論ずる場ではないでしょうか。また、見方をかえれば、みずからが、みずからの政治活動を抑制しようとしているのではありませんか。

(「市長公務だって言ってたしよ」と呼ぶ者あり)

この質問で、小樽だけではなく、迷惑をこうむっている全国の議員の方々もいると私は思います。

(「あんたらがやってるんでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、神社の例大祭への参加についても……

(「議案に関係ないよ、議長」と呼ぶ者あり)

小樽市の発展を祈願することに……

(「議案4号関係ねえぞ……」と呼ぶ者あり)

何で反対するのかと市民の皆さんから多数の苦情が届いております。

(「何人」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

政教分離だと言いたいのですが、

(発言する者あり)

もともと市長も議員もどこまでが公務で、どこからが私用なのか、区別なんてつくのでしょうか。

(「つくよ」と呼ぶ者あり)

こんな、自分のことを棚に上げ、言っていることと、やっていることが全く逆転している状況をどう説明するのでしょうか。

(「全部削除だ」と呼ぶ者あり)

そして、私はこのことを今後、街頭活動で市民に訴えてまいります。

(「勝手にやってください」と呼ぶ者あり)

余りにも一方的で、理不尽なやり方の小樽市議会に、危機感や大きな不満を抱いている市民がふえていないのでしょうか。心が痛みませんか。

最後になりますが、先ほど述べたように……

(「もうやめたほうがいって」と呼ぶ者あり)

市民政策を実現してきた結果、人口減少にも歯どめがかかり始めてきております。

(発言する者あり)

まさしく、森井秀明市長の市民政策の効果です。

(発言する者あり)

このほかにも新しいホテルが建ち、商業地の地価も2年連続上昇しています。観光客もふえてきました。税収もアップしました。

(「いやいや、議長」と呼ぶ者あり)

(「うそだ」と呼ぶ者あり)

(「だめだそれ」と呼ぶ者あり)

(「だめでしょ」と呼ぶ者あり)

また、若い市長が誕生したことにより、株式会社ニトリ様のように大きな企業のトップの方が芸術村を立ち上げてくれたり、そのほかにも1億円もの寄附をしていただいたりと、しっかりと手を差し伸べてくれている。夕張市の若い市長にも同様の支援をしてくださっています。

(「こんなの許したら……」と呼ぶ者あり)

(「関係ないしょ、そんなの」と呼ぶ者あり)

これも一つ、森井効果ではないでしょうか。

(「この討論許したら何でもいいことになるぞ」と呼ぶ者あり)

せっかく、このようにせっかく新しい流れにありつつある、この小樽のまちです。

(発言する者あり)

(「中止」と呼ぶ者あり)

一部の議員の方々、この新しい流れをとめるつもりですか。そうであるならば、それは何のために、

こんなことが今後も続くのであれば、最終的に不幸なのは小樽市民であります。

以上、議案第4号は可決……

(「理由になってない」と呼ぶ者あり)

私の討論といたします。

(発言する者あり)

(「こんな認めたらだめだって」と呼ぶ者あり)

(「討論として認めない、これ」と呼ぶ者あり)

(「討論じゃない」と呼ぶ者あり)

(「一部って誰だよ、名指ししろよ、したら。安齋って言えばいいだろ、したら」と呼ぶ者あり)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 大変議場が混乱しておりますので、休憩動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) ただいま、秋元議員から休憩動議の発議がありました。

これに賛成する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、休憩といたします。

**休憩 午後 1時48分**

**再開 午後 8時40分**

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

秋元議員から、議事が混乱しているため、動議が提出され休憩をしておりましたが、休憩の間、議会運営委員会でお話を伺ったところ、石田議員の討論の中で、道義的責任に関する部分と、他人の私生活にわたる言論の部分について、取り消しが必要であるとのことでありました。

石田議員に申し上げます。

石田議員におかれましては、会議規則第53条の規定による発言の取り消し申し出をしていただきたいと思っております。

発言の取り消しの申し出について、石田議員に意思表示を求めます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) そのようなことは、一切考えておりません。

○議長(鈴木喜明) ただいま、取り消しの勧告に対し、石田議員から、取り消しの意思はないようであります。

したがって、地方自治法第129条の規定により、石田議員の先ほどの討論のうち、道義的責任に関する部分と、他人の私生活にわたる言論の部分については、発言の取り消しを命じます。

この際、議長から申し上げます。

議場を混乱させるような討論は控えていただきたいと思っております。

(「議長、6番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

○6番（石田博一議員） 今の議長の采配について、どうしても納得がいかないの、議事進行させていただきました。

その2点ですけれども、例えば、私的な部分にわたるという表現でしたが、これが私的なのか、公的なのかというのは、どういう判断でやられているのか。それがはっきりしないのに、そういう決め方で私はよろしいのかと思いますがいかがですか。

○議長（鈴木喜明） 石田議員の議事進行にお答えいたします。

これは、私が決めただけではなく、議会運営委員会の中で、各会派の皆さんの認識も伺いながら出た結論でありますので、私的な部分という判断はそういったことであります。

（「議長、6番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 同じことで、議事進行はできませんよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

○6番（石田博一議員） 今の議長の説明の中で、皆さんの意見でということがありましたが、過去もいっぱいそういう例がありました。数の理論で好き勝手なことをしてよろしいのかという、それをお聞きしたいです。

（発言する者あり）

（「ちょっと今の発言はないしょ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 石田議員に申し上げますけれども、数の理論でということではなく、各会派が、どうしてそこが私的なのかということは十分話し合っ、宗教を表示するとか、どういう宗派を信仰しているとか、そういうことについては個人的なお話でありますから、そういうことは私的に当たる、そういうお話もありました。

私もそういったことには確かに、どういう宗教、どういう宗派、そういうことがわかるような個人的なお話は、これは私的なものと判断させていただいたというわけであります。

それでは、討論の続きです。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について、否決を主張して討論を行います。

そもそも、今回提出された減給条例案は、前回否決された内容と実質的に全く同じもので、再提出するに値しないものであります。この無神経さこそ、森井さんはまず厳しく反省すべきであります。

我が党は、これまで二度にわたり森井さんに対する辞職勧告決議案を提出し、可決されたにもかかわらず、いまだに本人は、ふらちにも市長の座に居座り続けています。

平成29年第3回定例会では、就任以来の公正性、適確性に欠ける行政運営に対する問責決議が2回、答弁の修正や反省、謝罪を求める決議及び動議が13回の可決に加えて、高島観光船事業に関する一連の許可等について、コンプライアンス委員会が法令、条例違反があったと判断したことは、森井さんの行政運営姿勢が極めて不適切であったことが証明されたもので、行政の長として完全に失格であり、ふれあいバス事業に関しては、バス事業者から信義に反する論外な対応と抗議を受けるなど、前代未聞の信

用失墜行為を惹起し、事業者負担の全廃については、議会に何の報告もなく軽減交渉を進め、第3回定例会の直前に既成事実の追認を迫るかのごとく補正予算を計上するという、これまでにない議会軽視を重ねました。

さらに、バス事業者には、あとは議会が判断すること等と伝えるなど、議会に責任転嫁を図った上、支払い手続における契約規則違反も明らかとなるなど、市政に対する市民の信頼回復と健全な市政運営及び議会との信頼構築は、もはや不可能とされます。

今回、再び提案している50%、1カ月という減給の量定も、これをもとにしているわけですが、到底、森井さんがこの1件で失った市の信頼の重さを償えるものではありません。

第4回定例会における再度の辞職勧告決議では、第3回定例会で同時に辞職勧告決議案が可決された副市長が11月30日辞職したにもかかわらず、森井さんは反省すべきは反省をし、などと辞職の考えがないことを公言しましたが、口先に相違して反省や改善の証はみじんもなく、一般会計歳入歳出決算が2年連続の不認定。さらに提案した再度の減給条例案にしても、その合理的根拠も示さず、さらには産業港湾部が所管する港湾区域の除雪業務に関する指名競争入札に関して、結果として森井さんの後援会関係者が代表を務める企業に随意契約で発注し、その発注経緯が極めて不明朗で、後援会関係者への利益供与が強く疑われるなど、相変わらずの行政の私物化であり、議会による辞職勧告の重みを理解していないとして、再び速やかに市長の職を辞することを勧告しました。平成30年第1回定例会においても、市長提出の30年度当初予算が大幅に減額修正されるという異常事態となっています。

今定例会においては、予算特別委員会において、森井さんがみずからの氏名のみを記載したのぼり旗を掲げて街頭活動を行っていることをただされ、小樽市選挙管理委員会から、これが公職選挙法第143条第16項第3号に規定する演説会等に含まれないとの見解が示されているにもかかわらず、私の解釈がすぐさま否定されるものとは考えていないなどとして同様の街頭活動を継続する意向を表明するなど、非常識とも言える答弁を行いました。これは、仮にも法に基づいて行政を執行する市長という立場にある者として、言語道断の態度と言わなければなりません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

一言言わせていただきますが、先ほどの討論で、無所属議員から、この問題を議会で議論すること自体ナンセンスという発言がありました。市長の法律違反という重大な問題を問題にしない議会があれば、そちらのほうがよほどナンセンスではないでしょうか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「うるさい」と呼ぶ者あり)

また、みずからのかたくなな態度が原因で、予算特別委員会が空転しているさなかにもかかわらず、森井さんは平成30年6月20日、龍宮神社社殿内の本殿で行われた例大祭の宵宮祭の神事に参列し、玉串奉奠などを行った上、同神社の宮司が理事長を務める学校法人が、市から補助金を受けて行う事業の内容に触れた挨拶まで行っています。これは到底、社会的儀礼の範囲にとどまるものではなく、明らかに憲法第20条の政教分離原則に反するおそれがあるもので、その行為自体、軽率かつ利益誘導との疑いを招きかねず、極めて遺憾と言わざるを得ません。

しかのみならず、利害関係者との会食を禁止している小樽市職員倫理条例第11条に違反して森井さんは神事後行われた会食に、利害関係者である同神社の宮司が同席していることを認識しながら出席しました。全職員に範を示すべき市長が、みずからにも適用のある職員倫理条例を遵守しないことは、本市の職員倫理を正常に保つことは、もはや不可能に近いと言わなければなりません。

また、去る5月21日になって、我が党に報告された勤労青少年ホームにおけるアスベストを含む建材

の不適切な処理については、職員が不正確な認識をもとに、大気汚染防止法に違反して必要な手順や方法をとらずに、無届けでアスベストを含むひる石の剥離行為を行ったというもので、それ自体、前代未聞の不祥事であるとともに、いつもながら、森井さんの能天気な対応とそれをめぐる市の情報伝達、危機管理のずさんさが、改めて浮き彫りとなりました。

万が一、一般市民、利用者に健康被害が発生したら、市はどのように責任をとるのか。取り返しのつかないことになる前に、森井さんは速やかに進退を決断すべきであります。それが市民のためであります。

以上が、今定例会において、新たに明らかとなった事実であります。

よって我が党は、森井さんに対し、既に議決されている辞職勧告決議の理由に加えて、このたびの事由を列挙して、森井さんがこれ以上、小樽市長の職を汚すことのないよう求めるものであります。

森井秀明、括弧つき市長にあっては、このことを真摯に受けとめ、みずからの行いを痛切に悔い、もはや、みずから責任をとる方法は給料の50%、1カ月の減額ではなく、辞職しないことを認め、即刻小樽市長の職を辞することを表明するよう求めるものであります。

以上の理由により、議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案には、否決の態度を表明し、議場におられる全ての議員の賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

**○17番（中村誠吾議員）** 立憲・市民連合を代表して、議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に反対、議案第11号小樽市非核港湾条例案に賛成、陳情第24号中村善策美術館（仮称）の設立方については、不採択の立場で討論いたします。

議案第4号です。

今回の条例案は論外です。

以上で終わります。

と言いたいところですが、これでは責任のとり方として相応としか言わず、説明責任を果たさない市長と同じ穴のむじなになってしまいますので、説明責任を果たすために、簡単ではありますが理由を述べさせていただきます。

私は、この問題は、森井市政の本質的な問題があるように思います。市長は、自分の正しさを振りかざすだけで、納得できる説明が全くないということです。本当に市長の資質に直結する問題です。小樽市政は本当に危機に瀕していると感じています。

そして、この条例案の経過を振り返りますと、これまで自身の給与を削減する条例案を4度提出し、議会は相応ではないとして、3度否決してきました。この状況において必要なことは何でしょうか。それは、議会と協議し、議会を納得させる努力をすることではないでしょうか。

市長は、この条例案が可決されるために、何か努力をしましたか。逆に自分の給料を削減したくないために、わざと否決させていると言われてもおかしくありません。

市長は、既に否決された条例案と同様の条例案を、説明も変えずに何度も提出しています。この行為自体、もう議会の納得、ひいては市民の納得を放棄したとしか考えられません。

政治家の仕事は、市民に納得してもらうのが仕事です。もちろん、全ての人が納得する結論や状況は不可能です。それでも、市民の納得に対して努力を放棄することは政治家の自殺行為です。説明責任を放棄し、政治家としての自殺行為とも言えるこの条例案に対して、私どもが可決できるわけがありません。

ん。議会の考えを変えようという努力がないわけですから、当然、市長の責任のとり方として相応ではないという、私どもの考えは、今も変わりありません。

政治家としての自殺行為を何度もして、無責任で、無節操な市長の対応は認められません。このような状況を踏まえて私は、論外という表現を冒頭にしました。そして、結論は否決という態度しかあり得ません。

最後に、記者会見では、職員と協議したと市長は言っていました。そこで、総務部長や担当職員にお願いがあります。次の定例会では、このような無責任、無節操な市長の姿を本会議でさらすことのないように、今までと異なった条例案を提出するよう、忠告してくれませんか。少なくとも、しっかりと条例案の内容を協議し、説明の方法もしっかり協議してください。よろしくお願いします。

次に、議案第11号です。

世界中から会談の成否が注目された米朝首脳会談は、過日6月12日シンガポールで実現しました。非核化など、これからも予断を許さないものがあります。開催にこぎつけるまで、紆余曲折がありました。トランプ大統領は、一時期、北朝鮮への軍事攻撃をちらつかせました。朝鮮半島で罪のない市民が傷つき、倒れていくと考えたとき、許せない思いを持ちました。

そして、小樽港に米国海軍艦船が補給、休養の目的で入港してくるのではないかと心配しました。私たちは、市民は、戦争の被害者になりたくありません。そして、間接的でもあれ、加害者にもなりたくないのです。限定核兵器トマホークを戦争になったとき、本当に搭載していないと誰が約束していますか。人類への犯罪である核兵器は、全てを否定します。

よって、議案第11号小樽市非核港湾条例案に賛成します。

最後に、陳情第24号中村善策美術館（仮称）の設立方についてです。

美術館の学芸員の皆さんにお話を伺ったところによると、歴史的建造物再活用には、美術館としての諸条件を満たすための改修工事や、その後の維持管理に費用を要するとのこと。作品を一堂に展示することは、作品の保管、劣化防止に問題があること、作品のためには、展示と保管を適度に交換しなければならないそうです。

今後の美術館での活用など総合して判断した場合、残念ながら今、独立した美術館設置の考え方に立つことは、依然としてできないと判断しました。

よって、本陳情は、残念ながら今回も不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第24号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第4号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第11号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、報告第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定しました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

**○19番（林下孤芳議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

日本遺産について、本市は今年度、シリアル型のストーリー「北前船寄港地・船主集落」に追加認定されたが、市では、さらに、来年1月末をめどとして、地域型での申請を目指しているという。

地域型での申請に当たっては、既に認定されていたストーリーがある北前船の追加認定の場合とは異なり、新たにテーマやストーリーを作成しなければならず、今後10月に設置する協議会において作業を進めていくとのことだが、設置から申請まで4カ月しかない中で、市は、どのような手順で協議を行い、作成作業を進めるつもりなのか。

市は、外航航路については、10年ぶりに中国でのポートセールスを実施する予定であるとの一方、内航航路については、目新しいものがなく、例年どおりの取り組みを行う予定であるというが、内航航路についても、新たな取り組みを行っていく必要があるのではないか。

一方で、内航航路の拡大を図るにしても、小樽港の強みである雑穀を取り扱う荷役機械が老朽化したままでは、新たな貨物を獲得するにも影響があるものとする。市は、民間企業の機械は民間で更新すべきとの考えのようだが、ポートセールスをする上でも荷役機械は重要なものであるのだから、荷役

機械の更新についても、市として何らかの対応を検討していく必要があるのではないかと。

船舶の運河護岸・物揚場護岸登録については、1年更新ではあるものの、前年の登録者が継続して登録することが優先されており、現状では係留場所に空きがないことから、新規の申請を受ける余地はないという。

しかし、実際には、4月に申請・登録しておきながら、何らかの事情で長期間にわたり係留すべき船がないという申請者もあり、場所によっては、15隻ほど係留できるところにわずか数隻しか係留されていないという状況が見受けられる。

申請時点で船がなく、いつ係留するのかわからない人の申請を受け付けておきながら、手元に船がある人の申請を受け付けられないというのは、係船料収入にも影響すると思われるが、市として、このような申請・登録方法について見直す考えはないのか。

小樽港港湾計画の改訂作業の中断については、市から小樽市地方港湾審議会に対して報告があったものの、各委員からは中断に反対するさまざまな意見があった中で、市は、独断で中断することを決定した。本来ならば、港湾計画については、地港審に諮って判断するべきものと思うが、地港審での反対意見に一切応じず、市が独断で勝手に中断したのは、何らかの法的根拠があつてのことなのか。

また、港湾計画改訂の中断について、市が地港審に諮問しなかったことは、計画を中断するということがさほど重大ではないと考えていたからにはほかならないのではないかと。

近年、小樽運河の遊歩道やメルヘン交差点などの観光地で、許可を得ないまま、観光客相手に写真を撮り販売したり、宗教の勧誘をしている人たちがいると聞かすが、市では、こうした状況について、どのように考えているのか。

また、こういった状況を放置しておいては、早い者勝ちみたいな形で観光客相手の事業を始めてしまう事業者が続出し、観光地が無秩序化してしまう懸念があることから、市には、観光都市宣言を行った都市として、具体的な対策を打ち出すとともに、関係機関に協力を求めながら、観光地の秩序維持に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、採択を主張して、討論します。

小樽市中小企業振興基本条例案が先ほど可決されました。この条例の第14条において、小規模企業者への配慮が位置づけられました。それならば、その一例が店舗リフォーム助成制度ではないかと考えます。財政的にも限度額と予算の上限を設定することにより、単年度負担を抑えながら実施することは可能です。

市内商店などの老朽化に対応し、市内経済の循環を実現する、店舗リフォーム助成を求める陳情の願意は妥当であり、採択を求めます。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番(新谷とし議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

勤労青少年ホームにおいて、階段裏のひる石を不適切に処理した事案について、その事実が議会へ報告されたのは、ひる石の剥離行為から1カ月が経過した5月18日であった。

一方、4月26日に原部が市長へ報告した時点で、市長からは議会へ報告するよう話があったと聞くが、そうであれば、遅くともその時点で議会への報告を行うべきであり、報告しなかったのは原部の判断ミスなのではないか。

今回の市の対応は、ひる石の発見からその後の対応に至るまで、非常に不適切と言わざるを得ないが、今後、もしこのような重大な事案が発生した場合には、しっかりと対応し、議会への報告も迅速に行ってほしいと思うがどうか。

小樽市手話言語条例、小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例については、4月1日に施行されてから約3カ月が経過したが、市は、本条例の施行に伴って明らかになった課題をどのように考え、その解決に向けてどのように対応していくつもりなのか。

市には、本条例が抱えるさまざまな課題に対応するとともに、市民に対する条例の周知を徹底するよう、今後も尽力してほしいと思うがどうか。

放課後児童健全育成事業については、小樽市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しにおいて、平成31年度の確保方策が773人から905人に見直されているが、現在、既に利用定員を超える放課後児童クラブがあるにもかかわらず、市は、それだけの確保方策を実施できるという見込みがあるのか。

また、確保方策の一つとして放課後子供教室の開設が示されているが、国が示している適正規模40人を超えるクラブもあることから、市には、教育委員会など関係部署と連携して、子供の安全にも配慮した施策を一刻も早く行うよう考えてほしいと思うがどうか。

市は、自殺対策の取り組みを推進する小樽市自殺対策計画を策定するに当たり、関係団体で構成される(仮称)小樽市自殺対策協議会を設置するというが、今後どのようなスケジュールで活動していくのか。

また、市は、自殺者の多くはうつ状態にあり、早目の対処が大切であるとし、その相談窓口として、こころの健康相談を開設しているというが、民間団体が開設しているいのちの電話では、365日24時間体制で相談を受け付けているという実績もあることから、本市においては、より気軽に相談できるよう

な体制をつくり、精神疾患を抱える人の孤立を防ぎ、自殺者を1人でも多く減らせるように尽力してほしいと思うがどうか。

民泊新法の施行に伴い、観光庁が違法な民泊業者の宿泊予約は民泊仲介業者が取り消ししなければならない旨の見解を示したことにより、全国各地で多くの宿泊難民が生じることとなっているが、市は、本市におけるキャンセルなどの状況は把握しているのか。

また、民泊新法が施行されても、民泊利用者による近隣への騒音やごみの問題など、さまざまな課題が根本的に解決できるわけではないことから、今後、市には、北海道や警察などさまざまな関係機関と連携し、観光客に対してだけでなく、小樽市全体にとっても、よりよい民泊サービスとなるよう、尽力してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、報告はいずれも承認と、陳情及び所管事務の調査につきましてはいずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○7番（高野さくら議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号全ての採択を主張し討論いたします。

最初に、請願第2号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいパスとは高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的として、実施されております。

昨年、小樽健康友の会が75歳以上の方を対象に高齢者の生活実態や困っていることがないかなどを152世帯に聞き取り調査を行いました。聞き取り調査の中で、市の制度として知っている制度、または利用したことがある制度については、ふれあいパスと答えている方が152世帯中106世帯という結果でした。

また、菊地よう子道議事務所では全世帯に向けたアンケート調査を現在行っており、最終的な集計結果はこれからになりますが、そのアンケートの中でもふれあいパスについては、現状のままで利用したいという方が一番多く、そのほかには現金やICカードの利用可能を求める声も上がってきています。

このことから、ふれあいパスは市民にとって、身近な制度になっていることがよくわかります。ふれあいパスの目的と役割から利用を制限するものではなく、より利用しやすい制度にすることが市民にとっても制度を維持していくためには必要です。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてです。

先月6月18日には、大阪で大きな地震が起きました。先月26日、地震調査委員会が発表した報告によりますと、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が示され、北海道で言えば釧路、根室地域が最高レベルとなりました。地震確率が低い地域でも、全国どこでも心配がないわけではないとも報告されています。小樽市でも、いつ大きな地震が起こるかわかりません。相愛の里はいろいろな事情を抱えて子供と親が入居している施設です。市内だけではなく市外からの入居を希望している方が多

いことから、重要性が高い施設です。しかし、老朽化が心配な建物でもあります。一刻も早く改築に向けて検討を行う必要があります。

そのほかの陳情もこれまでどおり、採択を主張し、各議員の賛同をお願いして、討論を終わります。

(拍手)

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

**○2番（千葉美幸議員）** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

既存借上住宅制度について、昨年度は10件の募集をしたところ、応募はわずか4件しかない状況であり、今年度に至っては、受付期間を延長したにもかかわらず、現状、応募はないとのことである。

応募数が少ない要因として、1棟につき4戸以上という制限や、50平方メートル以上という面積要件、木造住宅であれば築10年以内の建物など、市が設定している条件と、建物のオーナーや関係団体が考えている条件との間に食い違いが見られるというが、このような実態からかけ離れた条件設定は問題であり、現状分析や調査が足りないと言わざるを得ないと思うがどうか。

来年度の募集に当たっては、関係団体や不動産業界と十分に情報共有を行い、制度設計の見直しも含め、しっかり検討すべきではないのか。

除排雪業務の指名競争入札の参加資格者名簿には、40社近くの除排雪業者が登録されているが、市営住宅の構内除雪について行う指名競争入札では、入札案内は、作業現場周辺の一部の登録業者にしか送

られていないと聞く。

業者は、除排雪業務を受注したければ、幾らでも工夫をして仕様書にのっとった体制を整えるものであるのに、入札案内すらもらえないという状態であれば、登録業者の参加意欲を奪うことにもなりかねず、このような除排雪業務の指名競争入札のやり方では、登録業者数の増加は、到底見込めないことから、今後は入札案内を全業者に送付するよう、速やかに改善すべきと思うがどうか。

市は、都市施設整備にかかわる基本方針を示している現行の都市計画マスタープランの最終期限が平成31年度までであることから、今年度から新たなプランの策定に向け改訂作業に着手したところであり、無作為抽出による市民アンケート調査も、既に実施済みとのことである。

その調査項目の一つに、本市の緑に係る設問があるが、公園整備の意見や要望を聞くのであれば、今回のようなアンケートに頼るのではなく、実際に公園を利用している地域住民の声を聞くことこそが、現状を正確に把握する上でも、最も重要であると思うがどうか。

平成29年度の除雪費について、不足額の4,373万2,000円は道路橋りょう費と道路新設改良費の中から目間流用を行ったとのことであるが、除排雪に必要な費用については、基本的に補正予算を組むべきであり、流用を行うべきではないと思うがどうか。

現行予算の除雪費の範囲内で執行するために補正予算を編成せずに流用を行ったというが、この方法では、予算の範囲内に除雪費を抑えるために、除排雪を抑制することにつながりかねないばかりでなく、市民からの除排雪に対する要望にきちんと対応することなく、除排雪の抑制を行うことは決して許されることではないため、除排雪に必要な費用については、補正予算を組んでしっかり対応するべきだと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が裁決し、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第10号、陳情第20号第3項目及び陳情第21号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情第20号第1項目、第2項目及び第4項目は採択と、陳情第13号及びび所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

**○21番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第4号、陳情第10号、陳情第20号、陳情第21号の採択を求め討論します。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、陳情の実現に向けて2016年5月には、オーバーレイなどを施す舗装工事が行われました。陳情者は、その後の状況を見て、判断していくこととしておりました。その後は、雪解け水や雨水が居住敷地内に流れ込み、居住者や通行者が困難な状況が起きていないことから、陳情者は近隣住民とも話し合い、今後の対応を決めたいとのことでした。したがって、対応を決めるまで採択といたします。

陳情第20号高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、第1、第2、第4項目については、NEXCOへの要請であって、ほぼ陳情が実現しております。

第3項については、3世帯の上水道、南側6世帯の下水道整備の課題の実現に当たっては、民有地であることや土地の高低差などもあって、困難をきわめておりますが、市民生活の安全面からも適切な対処が必要であって、採択といたします。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について、陳情第21号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、これまで主張してきたとおり、変わりがないので、省略させていただきます。

議員各位には、陳情の趣旨を御理解いただき、採択をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第21号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第10号及び陳情第20号第3項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

**○18番（佐々木 秩議員）** 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

学校跡の利活用において、民間事業者が学校施設を改修して使用するとなれば多額の費用がかかることが想定されるが、その費用負担を事業者ばかりに求めては利活用が進まないものとする。

学校の跡利用を促進するためにも、施設改修を前提に跡利用を希望する事業者がある場合には、事業者が国などの補助金を活用し、費用負担を少しでも軽減することができるよう、市には、必要な情報を事業者へきちんと提供してほしいと思うがどうか。

また、閉校後の学校跡利用は、数年で決まることもあれば、10年以上かかる事例もあると聞く。今後、さらに閉校する施設がふえることから、市には、なるべく熱いうちに議論を重ね、スピード感をもって施策を考えてほしいと思うがどうか。

市内小・中学校のうち、耐震化されていない学校に関しては早急な対策が必要となるが、市教委の方針では、学校の耐震改修は学校再編の進捗に合わせて行うこととしており、再編対象の学校については、現段階では統合校の位置が決まっていないことや、費用の問題もあることから、今後の耐震改修の予定を示すことは難しいのだという。

しかし、学校は子供にとって生活の場でもあり、地域住民にとっては災害時の避難場所に指定されていることに鑑みると、市民の安心・安全を守ることも考慮した上で早急に耐震化を進めていく必要があることから、市教委には、今後の耐震化の進め方について改めて検討してほしいと思うがどうか。

北山中学校・末広中学校「統合についてのアンケート調査」において、学校統合前の心配事が1年たっても解消しておらず、また、半数近い生徒が統合に対する期待や楽しみが「なかった」、または「わからない」との結果が示されているが、このことは、生徒にとって統廃合は負担であるとの正直な結果のあらわれであり、市教委は、この事実を重く受けとめるべきと思うがどうか。

また、統合により生徒がふえたことに対する設問の結果について、おおむね円滑な統合であったと推測されるとのコメントが記載されているが、何かしらの不満があるという生徒が過半数を超えているという現実を、市教委は押さえておく必要がある。

これらのアンケート結果は、生徒が感じる現実を写し出しており、厳しい声のあらわれであることから、市教委においては、一層きめ細かく配慮して統合を進めていく必要があると思うがどうか。

北陵中学校の「統合についてのアンケート調査」結果では、生徒から、「スクールバスを出してほしい」「バス代援助範囲をもうちょっと増やしてほしい」という要望があり、また、保護者からも、同じように通学に関する多くの悩みの意見があったという。この結果は、議会に提出されている陳情を裏づけるものであると考えるが、市教委は、この結果を見てもなお、生徒や保護者の意見を聞かず、バス通学助成の範囲拡大やスクールバスの運行を検討しないつもりなのか。

一方、市は、小樽市総合教育会議を設置しており、その中では、教育条件整備に関する施策などについて、市長と市教委とで協議することが可能であるのだから、子育て支援を公約に掲げる森井市長こそ、学校設置者として子供たちの命を守り、安全な通学をさせるためにも、この会議の場で、バス通学助成の拡大を検討すべきと思うがどうか。

小樽商業高校跡に海上技術学校と中央山手地区統合中学校を併設しようとする案について、市は、海技教育機構から必要な施設規模に関する具体の話は何ら示されていないにもかかわらず、既存の施設面積を考慮すれば商業高校跡での併設は可能だと主張するが、それは全くのわたらめであり、具体の協議を抜きにして併設ありきで話を進めようとする市の姿勢は、余りにも無責任なのではないのか。

そもそも、地域住民にとっては、商業高校跡に統合中学校を設置することさえ承していない中、新たに海上技術学校との併設案が提示されるのは、まさに寝耳に水であり、市が地域住民をないがしろにして勝手に進めようとしているものであると言えるが、市教委は、このまま進めて地域住民の理解は得られると考えているのか。

商業高校跡に中央・山手地区統合中学校と海上技術学校とを併設する案について、市教委は、この案が実現した場合の施設規模や、一つの校舎に中学生と高校生とが混在することになる状況をどのように考えているのか。

また、市は、海上技術学校の移転先を商業高校跡とする案は選択肢の一つであり、海技教育機構がど

のような判断を下すかはわからないというが、市から道へ商業高校跡の利用について正式な要請を行っていない状況では、機構に同校への移転を判断させるという話にはならないことから、市には、道との協議を事前にしっかりと行った上で、海技教育機構との話を進めるという姿勢を示してほしいと思うがどうか。

市立山の手小学校へ通学する児童の保護者からは、冬季の通学について、既に不安の声が上がっており、冬期間だけでもバス通学助成の対象要件を拡大してほしいとの要望があると聞く。

通学安全マップには、冬季の落雪の危険箇所などが多数示されており、除排雪の苦情がこれまでよりも多い傾向にある中、今後、危険箇所がさらに増加することも十分予想される。

市内全域における公平性を考慮しなければならない事情は理解するが、教育委員会は、山の手小学校周辺の道路の勾配が急であったり、狭隘な道路が多いという地域性も踏まえ、冬季限定のバス通学助成を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、提出された全ての陳情を採択する立場で討論を行います。

陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について、陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方についてです。

そもそも、北陵中学校への通学距離の問題は、学校統廃合の結果起きた問題です。市教委は、3キロメートルには届かないが、長距離通学となる生徒に対し、助成の拡大や冬期間だけでも助成することを検討すべきです。

陳情第17号西陵中学校の現在地での存続方について、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方についてです。

商業高校を新中学校にすることは、きっぱり諦めるべきです。

陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方についてです。

まちづくりの観点から、塩谷小学校を存続すべきです。

以上から、いずれも願意は妥当であり、提出された全ての陳情の採択を求めまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第18号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第14号」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を申し上げます。

議案第14号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、鈴木美代子氏、島常雄氏、中川めぐみ氏の任期が平成30年9月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を、また、石上源應氏が平成30年9月30日をもって辞任することに伴い、後任として、安井能彦氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(鈴木喜明) これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案は同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第14号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし意見書案第10号及び意見書案第12号ないし意見書案第14号につきましては、提案理由の説明を省略し、まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○7番(高野さくら) 日本共産党を代表して、意見書案第1号、第2号の提案説明をいたします。

まず、意見書案第1号カジノ実施法廃案を求める意見書案についてです。

そもそも日本では、賭博行為は刑法で禁止されています。また、現在、日本には、500万人以上がギャンブル依存症と言われ、国際的にも深刻な状況です。ギャンブル依存症に詳しい専門家では、ギャンブル依存症は本人の性格や意志が弱いとかではなく、パチンコ店や競馬など誰でも行けて、インターネットや電話でも買えるというギャンブルへのアクセスのよさという環境が大きく影響していると指摘されています。カジノを解禁すれば、さらに悲劇的な事態が広がる可能性があります。新聞社による世論調査でも国民の6割、7割が反対をしています。

このことから、政府においては、本国会でカジノ実施法案成立を断念し、同法案を廃案にすることを求めます。

次に、意見書案第2号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書案についてです。

北海道教育委員会は、2006年8月に新たな高校教育に関する指針を発表しました。その後も、それにかわる新たな指針を決定しましたが、3学級以下は、原則統廃合の対象としています。この指針どおりに行けば46%もの高校が存続危機となります。小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目が行き届き、一人一人の子供たちに寄り添った教育をすることや、地域の特性を生かした教育課程を編成することができます。

昨年10月の北海道キャリア教育サミットでは、14地域の発表校のうち、12地域が3学級以下の高校でしたが、地域や社会と向き合い、まちの伝統やよさを調べ、自分たちはまちのために何をしたらよいかを主眼的に考え、行動する高校生の活動が生き生きと語られました。小規模校の利点を伸ばすことで、活力ある学校をつくるのが可能なことは、さまざまな実践や研究でも明らかになっています。

4から8学級の高校と3学級以下の高校のどちらの利点が良いかというものは、そもそも生徒や保護者が選択するものです。地方で学校を統廃合して、何十人、何百人もの生徒が毎日長時間移動することを考えれば、道独自に少人数学級を高校で実施し、生徒や保護者、地域住民の声を聞きながら、高校づくりを進めることこそが大切です。

よって、道及び道教委においては、これからの高校づくりに関する指針を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを強く求めます。

以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、意見書案第3号及び意見書案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

**○16番（面野大輔）** 提出者を代表して、意見書案第3号及び意見書案第11号の提案説明を行います。

初めに、意見書案第3号教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の見直しを求める意見書案についてです。

教職員は膨大な業務を担っており、勤務時間内に全ての業務を消化できずに超過勤務が常態化しています。この解決には、根本的な教職員の仕事量を減らす必要があります。

また、教職員には、いわゆる給特法が適用になっており、超勤が抑制されずにむしろ助長されるなど、給特法は問題の原因の一つになっています。

したがって、給特法の見直しは、直接的な超勤解消策ではないものの、不可欠です。給特法は、教員の職務と勤務態様の特殊性を理由に制定され、教職員調整額4%を支払うことで時間外勤務手当、休日勤務手当、割増し賃金を支払わないことや、教職員に対して労働基準法の原則について適用を外すことが内容となっています。

結果、現在では膨大な仕事を抱えたまま、命令によらない超勤がほとんどで、時間外勤務には当たらないとされ、また、調整額4%は現在の超勤実態では労働の対価に全く見合っておりません。

今国会において働き方改革が重要な課題となっており、その解消に向けて、労働基準法の改正案が議論されています。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となります。したがって、学校における働き方改革を進めるに当たっても、まず教育職員にかかわる勤務時間管理の根

幹をなす給特法についての論議がなされてしかるべきです。

何より給特法は労働条件に関する最低基準を定めた労働基準法の一部適用除外を定めた法律であることから、殊さら厳格な運用が求められるものであり、法と実体が乖離している現状の改善なくして学校現場の働き方改革はなし得ません。

こうしたことから、本意見書案では、教育職員の長時間労働解消に向け、給特法の見直しを行うよう求めるものです。

次に、意見書案第11号ライドシェア導入の際には慎重な議論と制度設計を求める意見書案についてです。

少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は地域公共交通の一つであり、地域住民や交通弱者のための移動手段として、大きな役割を果たしてきています。

しかしながら、昨今インターネットを利用したライドシェアと称する、いわゆる白タク行為を合法化する動きが出てきております。

ライドシェアについては、さきの国会の審議において道路運送法に抵触する、タクシー類似行為に該当するとの指摘や安全の確保や利用者の保護等の観点から、大きな問題がある旨の指摘もなされており、容認に向けた規制緩和については、慎重な検討が必要とされているところです。

また、道路運送法、道路交通法、労働基準法などのさまざまな法令を遵守し、安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、議員立法により平成25年11月に改正された特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の意義を損なうものです。

市民の安心・安全のため、ライドシェアの検討については、利用者保護の観点から慎重に対応すること、それから、公共交通の役割を担っているタクシーがより安全・安心で快適・便利な交通機関として利用することができるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を初め、必要な諸施策を講ずることが必要です。

以上のことを求め、各議員の御賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、意見書案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

**○1番（秋元智憲）** 提出者を代表し、意見書案第4号地域材の利用拡大推進を求める意見書案について、提案説明を行います。

我が国は森林面積が約2,500万ヘクタール、国土面積約3,800万ヘクタールの約3分の2を占め、世界第3位の森林率を誇っております。森林資源は約49億立方メートル、毎年約1億立方メートル増加し、その多くが人工林の成長によるもので、成長した人工林が利用可能な状況になっているにもかかわらず、間伐がされなかったり、間伐されながら木材が利用されない森林もある中、木材の自給率は28.6%と低く、残りを輸入に頼っている状況にあります。

こうした森林開発のおくれはCO2の吸収など、森林の多面的機能の低下や農山村地域の活力低下にもつながり、十分な手入れがされず、荒廃が加速するという悪循環が続いております。

これらの問題を解決していくために、本格的な利用期を迎えた豊富な森林資源を循環利用し、林業を成長産業と位置づけ、実効性のある地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出と施策を講じるよう求めるものです。

以上、議員各位の賛同を求め、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕） 日本共産党を代表いたしまして、ただいま提出されました意見書案第1号ないし意見書案第3号は可決、意見書案第4号及び意見書案第11号については否決の立場で討論を行います。

意見書案第1号カジノ実施法廃案を求める意見書案です。

どのような言いかえを行っても、カジノは刑法で禁止された賭博であり、ばくちであり、ギャンブルです。政府は、カジノ単体の解禁は違法だが、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設と収益源としてのカジノを併設するなら合法だとも言います。賭博や競馬や競輪等の公営ギャンブルだけが特別法で認められてきました。

なぜ違法だった民営賭博が合法になるのでしょうか。政府は、経済活性化や雇用増の公益性があるという言いわけをしています。賭博は金を巻き上げるだけで、経済効果を試算する代物ではありません。また、政府がカジノではなくIR統合型リゾートと言いかえを繰り返しているのは、違法の民営賭博の合法化という本質を覆い隠すためのごまかしにすぎません。

政府のカジノ推進本部が公表した一般からの公募意見でもカジノに反対、否定的な声が多数を占めました。日本を賭博国家にするなどという国民の声は明確です。カジノ実施法案の成立は断念し、同法案は廃案にするべきです。

意見書案第2号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書案です。

北海道教育委員会は1学年3学級以下の学校は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図るとしています。高校は、地域の文化、コミュニティー、防災の拠点です。学校がなくなれば、人口減少、過疎化の進行で地域の活力がますます低下することが懸念されます。今求められているのは、子供たちや保護者、地域住民の願いに沿った学校配置であり、道教委は本指針を見直すべきです。

意見書案第3号教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の見直しを求める意見書案です。

文部科学省が実施した2016年度の公立小・中学校教員の勤務実態調査で中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上勤務し、厚生労働省が過労死ラインとしている月80時間以上の残業をしていることが公表されています。教員の多忙化の解消は、待ったなしの課題です。公立学校の教諭は、法令で特別の場合を除き、時間外勤務を命じることが禁じられ、時間外勤務手当を支給しないと定められています。

しかし、実際は、自発的に勤務するとされ、残業手当なしに長期間・長時間の時間外勤務を強いられています。したがって、法改正などで長時間労働に歯どめをかけることが必要であり、賛成いたします。

意見書案第4号地域材の利用拡大推進を求める意見書案です。

意見書案でも記されている公共建築物の木造化の推進、民間事業者が木材を積極的に利用することや木質バイオマス利用促進などについては必要なものです。

しかし、新たな森林管理システムについては、問題である森林経営管理法によって推進するもので反対です。国会審議では、森林所有者は84%が経営意欲が低いことを法整備の必要理由にしました。

しかし、その説明データそのものが捏造であったことが発覚しています。そもそも森林経営管理法の

最大の問題は森林所有者に伐採・造林などに管理義務を課し、それができなければ森林所有者の経営権に介入する仕組となっていることです。なぜ、このような制度をつくる必要があるのか。国がTPPなど自由貿易を推進し、これを林業分野でさらに自由化を推し進めるためです。したがって、本意見書案は賛成できません。

意見書案第11号ライドシェア導入の際には慎重な議論と制度設計を求める意見書案です。

ライドシェアは、白タク行為そのものです。意見書案でも指摘されているとおり、多くの問題点が存在します。ですから、ライドシェアの導入を前提とするのではなく、過疎地域でのバスやタクシーの利用が困難な住民の足の確保は、別の制度設計をするべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（発言する者あり）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 5番、高橋龍議員。

（5番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

**○5番（高橋 龍議員）** 立憲・市民連合を代表して、意見書案第1号、意見書案第3号、意見書案第11号について、いずれも可決の立場にて討論を行います。

まず、意見書案第1号カジノ実施法廃案を求める意見書案です。

そもそも、立法目的については、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とするとされていますが、一方、具体的な場所や施設の規模が決まっていないので、試算できないとの国会での答弁もあり、経済効果の試算はいまだ不明瞭であります。

そして、違法性の阻却についてですが、全体として刑法の賭博に関する法制との整合性は図られているもの、法務省で有識者を集めた議論が一度も行われておらず、刑法が保護する法益がカジノ合法化より守られる、つまり、新しい公益性が法益の侵害より大きいという立証がなされていません。IR事業者も破綻処理も不明確である点なども鑑み、意見書案第1号については、可決の態度を表明するものです。

（発言する者あり）

次に、意見書案第3号についてです。

ちょうどけさ、新聞の紙面でも全国で少なくとも600人以上の教員が不足をしていると報じられました。そのうち道内では97人という数値が示されています。教職員の長時間労働について、全国的に問題視される中、人手不足のためにさらなる労働時間の増加が懸念されます。現状でも既に教員の多くが、いわゆる過労死ラインを超える勤務となっていることも大きな問題である上に、さらなる負担がのしかかってしまうことになるのです。

また、総務常任委員会における市教育委員会の給特法の認識について、制定当時と現在では、教員の勤務実態が変化し、厳しい労働環境にあると理解している、市教委としては、多忙化解消のために働き方改革を進めたいとの答弁がありました。その上で、給特法については、国において議論すべき問題という見解も示されております。

よって、小樽市議会としても、教職員の多忙化を解消すべきとの共通認識のもと、その解決のために給特法の廃止も含めた見直しを進められるように国に働きかけるべきです。

最後に、意見書案第11号ライドシェア導入の際には慎重な議論と制度設計を求める意見書案についてです。

規制改革推進会議において、一般ドライバーが料金を取って、自家用車で利用者を送迎するライドシ

エアの本格導入に向けた検討が進められています。海外からの観光客は、近年増加の一途をたどり、2020年のオリンピックイヤーには、4,000万人の訪日客を目標とする中での移動手段確保策であることは理解するものの、2種免許を必要とせず、アルコールチェックの義務づけもないことや、運行管理や車両整備の責任はドライバーにあること、安全確保や利用者保護の観点では課題が散見されます。

しかしながら、過疎地域における交通の確保など、有益な面もあり、審議に際しては慎重を期す必要があると考えます。

以上、各会派、議員の皆様の御賛同をお願いし、討論とさせていただきます。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第4号及び意見書案第11号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後10時11分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **濱本進**

議員 **佐々木 秩**

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成30年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 小林 優、前田清貴両監査委員から、平成30年2月、3月、4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

カジノ実施法廃案を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員  
同  
同

石田博一  
高野さくら  
面野大輔

2018年通常国会の会期が7月22日まで延長されました。このことは、刑法が禁じる賭博を合法化するカジノ実施法案などを成立することが狙いと報道されています。

カジノ実施法案を今国会で成立させることについて、新聞社による世論調査では、読売で「成立させるべきとは思わない」が69%、朝日で「成立の必要はない」が73%、産経で「成立反対」が61.5%、共同通信で「成立させる必要はない」が69%と国民多数が反対しています。石井啓一カジノ担当大臣も「弊害を心配する声が多い」と認めているように、反対の声を無視して、会期延長までして推し進めることに、全く道理は有りません。

同法案は、違法な民間賭博を解禁することの害悪が審議を通じて次々と浮き彫りになっています。カジノを「世界最高水準で規制する」どころか、面積の上限規制を外し、カジノ事業者には客への金の貸付を認めるなど、抜け穴だらけであることが大問題になり、政府側もまともな説明ができなくなっています。

そもそも、人の金を巻き上げる賭博に経済効果など有りません。ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破綻や治安悪化を招くだけです。それにもかかわらず、国会では国民の疑問に答える十分な審議がなされていません。衆議院では、公聴会も地方公聴会も開かれず、わずか18時間の審議で採決を強行しました。

よって、政府においては、今国会でのカジノ実施法案の成立を断念し、同法案を廃案にすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

平成30年

第2回定例会

意見書案第2号

小樽市議会

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

中村 岩 雄

同

高野 さくら

同

佐々木 秩

北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）は平成18年8月に「新たな高校教育に関する指針」（以下、「旧指針」という。）を発表しました。この「旧指針」によって「高校配置計画」を進めた結果、平成20年から道立高校38校が閉校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。

道教委は2018年3月、「新たな高校教育に関する指針」に代わる「これからの高校づくりに関する指針」（以下、「新指針」という。）を決定しました。ところが、「新指針」は「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象とする「旧指針」の基本方針をそのまま受け継いでいます。今後もこの「新指針」によって高校統廃合が行われれば、実に93校が統廃合の対象となり、46%もの高校の存続が脅かされることになります。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目が行き届き、一人一人の子供たちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、高校統廃合を進めた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。道教委の高校配置計画を策定するために開催される「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校を無くさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。長野県のように、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もある一方で、北海道は全道一律の基準で統廃合を進めようとしています。北海道の広域性を考えれば、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とすることは、全く現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子供たちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切です。また、それが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

今求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子供の学ぶ権利の保障です。

よって、道及び道教委においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

#### 記

- 1 道及び道教委は、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。
- 2 道及び道教委は、地域の願いや実態に応じ、子供の学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日

小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------	------	-----	---------

教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の見直しを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

石田 博一

同

高野 さくら

同

面野 大輔

2017年4月に公表された文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになりました。

こうしたことから、文部科学省は、中央教育審議会に教員の時間外勤務の改善策の検討を諮問し、中教審は「学校における働き方改革特別部会」を設置し、昨年12月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」公表しました。しかし、「中間まとめ」は、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」などについての検討は行ったものの、教職員の長時間労働に歯止めがからない要因である「給特法」の問題には触れていません。

「給特法」は、「正規の勤務時間をこえて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」（6条1項）と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定しています。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しているなど、「給特法」とはかい離した実態が存在します。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、教員の「自発的勤務」として時間外勤務に当たらないとされています。結果として現在、教員の時間外労働は、「給特法」制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、「給特法」の見直しは必須です。

今国会において「働き方改革」が重要な課題となっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されています。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となります。したがって、学校における「働き方改革」を進めるに当たっても、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての論議がなされてしかるべきです。何より、「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、殊更厳格な運用が求められるものであり、法と実態がかい離している現状の改善なくして学校現場の働き方改革は成し得ません。

よって、国においては、教育職員の長時間労働解消に向け、「給特法」の見直しを行うよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日

小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-----------	------	----	------

地域材の利用拡大推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	石田博一
	同	中村吉宏
	同	面野大輔

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。

このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給をするための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取組を総合的に推進する必要があります。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、「地域内エコシステム」構築による、木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があります。

よって、政府においては、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。
- 3 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。
- 4 病院や介護施設、保育所、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用するようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用の在り方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取組を進めること。
- 5 木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-----------	------	----	------

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 斎 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩

さまざまな課題を抱えた子供たちが増える中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は2011年度小学校1年生で、2012年度は加配措置で小学校2年生の35人学級を実施しました。しかし、それ以後、国としての小学校3年生以降の35人学級前進は6年連続で見送られました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子供と向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2015年2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校1年生、2年生では（35人学級を）実現をしているわけですが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の保護者、教職員、地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことが強く求められています。子供の数が減少している今、僅かな教育予算増で35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。
- 2 国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	高橋龍
	同	松田優子
	同	新谷とし
	同	横田久俊

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意が無くても不妊手術を認めていました。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らは約25,000人。このうち、本人の同意無しに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されています。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題が有ります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきです。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	石田博一
	同	高野さくら
	同	松田優子
	同	中村誠吾
	同	横田久俊

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより本年2月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生しました。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていました。さらに、日本年金機構は平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしています。

莫大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起したことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題です。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティ対策を抜本的に見直すべきです。

よって、国においては、下記の事項について取り組むよう強く求めます。

記

- 1 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- 2 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
- 3 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	高橋龍進
	同	濱本進
	同	小貫元

政府は今年9月から、内閣府と厚生労働省の事業として、保育料について非婚のひとり親への寡婦控除のみなし適用を始めます。2015年10月、国土交通省が公営住宅の家賃算定で、みなし適用をする政令改正を行ったことに続くものです。

寡婦控除は所得税法に基づく所得控除の一つで、配偶者と死別・離婚した女性（所得制限有り）が対象です。そのため、結婚歴の無い非婚のひとり親は受けられないので、多くの自治体では、独自の施策による寡婦控除「みなし適用」を実施しています。

そうした中、同じ母子世帯でも、婚姻歴が有るか否かで寡婦控除の適用から外されて、非婚の母が差別されることになりかねません。

よって、政府においては、一日も早く、非婚のひとり親に寡婦控除を適用する所得税法改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	中村誠吾
	同	新谷とし
	同	前田清貴

日本政府は3月、国連女性差別撤廃委員会から、選択的夫婦別姓制度の導入を勧告され、その実施状況について、「我が国の家族の在り方に関わるもので、国民の間に様々な意見があることから、国民的議論を踏まえて慎重に検討する必要がある」としています。

選択的夫婦別姓導入への法改正について、政府の賛否がきつ抗しているとの見解に対し、今年2月に公表された内閣府の世論調査では、賛成が42.5%で反対の29.3%を大きく上回りました。

女子差別撤廃条約は、第16条では「夫と妻の姓を選択する同一の権利」を明記されています。

「夫婦同姓」が定められている現行法では、改姓しているのは96%が女性です。憲法は、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される」、第24条で「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とうたっています。夫婦別姓の実現は、両性の平等が貫かれ、すべての権利の根幹である「個人の尊厳」が問われる問題です。

よって、政府は、選択的夫婦別姓制度において、多様な生き方ができる社会の実現のため、現行の民法を改正することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

国立小樽海上技術学校の存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	斉 藤 陽一良
	同	林 下 孤 芳
	同	川 畑 正 美
	同	山 田 雅 敏

2017年7月に独立行政法人海技教育機構から小樽市に対し、国立小樽海上技術学校について、廃止の方向で作業を進めたい旨の連絡があり、同年8月31日付けで、小樽市、小樽市議会、小樽商工会議所の連名による「国立小樽海上技術学校の存続を求める要望書」を国土交通省及び海技教育機構に提出しました。

同校は、長きにわたり船員を養成し、卒業生が海運事業者へ就職するなど地域に密着した歴史ある学校です。近年の傾向を見ても、定員30名に対し昨年は21人の入学者でしたが、2008年から2017年の10年間の入学者数は平均32.9人であり、応募倍率も高い中、狭き門として、船員を目指す若者を受入れてきました。また、就職率・進学率もほぼ100%で推移し、日本における船員養成の一翼を担っており、北日本における船員養成機関として重要な役割を果たしています。

海洋基本法において、国は船員の育成及び確保に必要な措置を講ずるものとする定められており、同校の存続は今後の船員確保に欠かせないものです。さらには、船員の減少と高齢化も深刻になる中、国土交通省は、海技教育機構の養成定員を500人規模に段階的に拡大するとの目標を掲げており、同校の廃止は、その目標にも逆行し、また、地域経済への影響も大きく、国の地方創生の取組に逆行するものです。

よって、政府においては、国立小樽海上技術学校の存続を早期に決定していただくよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

ライドシェア導入の際には慎重な議論と制度設計を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	石田博一
	同	林下孤芳
	同	前田清貴

北海道では広大な大地を有している上、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少と住民の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題です。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめました。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めています。

ライドシェアは、普通第2種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し、安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されています。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の利便と安心・安全が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、日本全国に展開されれば、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねません。

よって、国においては、地域公共交通の重要性や地域の取組状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェア導入の際には、慎重な議論の上、制度設計するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-----------	------	----	------

義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	酒井隆裕
	同	松田優子
	同	面野大輔
	同	山田雅敏

文部科学省は、2018年度概算要求で、中教審の働き方改革特別部会の近況提言を受け、学校現場の働き方改革に係る予算要求として、9年間の教職員定数改善3,413人増の要求を行いました。しかし、この概算要求は実現されず、加配定数1,210人、2017年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数385人、計1,595人の定数増、内、小学校3～6年の授業増への対応として要求した2,200人についても1,000人とどまりました。これは、自然減は上回るものの加配定数によるものです。また、財務省・財政審も、2017年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選・削減等を挙げ、自治体の自助努力を進めるべきとの態度をとっています。

また、昨年のOECDの発表によると、2014年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となりました。その一方、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあります。さらに、昨年9月の厚生労働省「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、前回調査から若干改善したものの、依然として7人に1人の子ども、半数超の家庭が未だに貧困状態にあります。しかし、教育現場では、いまだに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、いまだに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するケースもあります。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

よって、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要請します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	安	斎	哲	也
	同	酒	井	隆	裕
	同	濱	本		進
	同	中	村	誠	吾

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要です。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積り、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、政府においては、以下の事項の実現を求めます。

記

- 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を始めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。
- 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税等を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。  
同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率の引上げを行うこと。
- 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体に関わる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	中村岩雄
	同	中村吉宏
	同	林下孤芳
	同	小貫元

北海道最低賃金の上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2017年の実質賃金も0.2%減となっています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも43万人と、給与所得者の26%に達しています。また、道内の非正規労働者86万人(雇用労働者の39.4%)の内、35万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引上げに向けた目標設定の合意を4年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「できる限り早期に全国最低800円を確保」「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月2日  
小樽市議会

議決年月日	平成30年7月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

# 平成30年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成30年6月5日～平成30年7月2日(28日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H30.6.5	市長	-	-	-	-	H30.6.5	可決
2	平成30年度小樽市一般会計補正予算	H30.6.5	市長	H30.6.15	予算	H30.6.25	可決	H30.7.2	可決
3	平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H30.6.5	市長	H30.6.15	予算	H30.6.25	可決	H30.7.2	可決
4	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	H30.6.5	市長	H30.6.15	総務	H30.6.26	否決	H30.7.2	否決
5	小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案	H30.6.5	市長	H30.6.15	総務	H30.6.26	可決	H30.7.2	可決
6	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	H30.6.5	市長	H30.6.15	予算	H30.6.25	可決	H30.7.2	可決
7	小樽市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案	H30.6.5	市長	-	-	-	-	H30.6.14	可決
8	小樽市中小企業振興基本条例案	H30.6.5	市長	H30.6.15	予算	H30.6.25	可決	H30.7.2	可決
9	動産の取得について〔除雪グレーダ〕	H30.6.5	市長	H30.6.15	建設	H30.6.26	可決	H30.7.2	可決
10	小樽市副市長の選任について	H30.6.5	市長	-	-	-	-	H30.6.14	不同意
11	小樽市非核港湾条例案	H30.6.5	議員	H30.6.15	総務	H30.6.26	否決	H30.7.2	否決
12	小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案	H30.6.5	議員	H30.6.15	予算	H30.6.25	継続審査	H30.7.2	継続審査
13	製造の請負契約について	H30.6.25	市長	-	-	-	-	H30.6.25	可決
14	人権擁護委員候補者の推薦について	H30.7.2	市長	-	-	-	-	H30.7.2	同意
報告1	専決処分報告〔小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例〕	H30.6.5	市長	H30.6.15	厚生	H30.6.26	承認	H30.7.2	承認
報告2	専決処分報告〔小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〕	H30.6.5	市長	H30.6.15	厚生	H30.6.26	承認	H30.7.2	承認
報告3	専決処分報告〔小樽市税条例の一部を改正する条例〕	H30.6.5	市長	H30.6.15	総務	H30.6.26	承認	H30.7.2	承認
報告4	専決処分報告〔小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例〕	H30.6.5	市長	H30.6.15	総務	H30.6.26	承認	H30.7.2	承認
意見書案第1号	カジノ実施法廃案を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	否決
意見書案第2号	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第3号	教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の見直しを求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第4号	地域材の利用拡大推進を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第5号	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第6号	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第7号	日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第8号	非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第9号	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第10号	国立小樽海上技術学校の存続を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第11号	ライドシェア導入の際には慎重な議論と制度設計を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決
意見書案第12号	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第13号	2019年度地方財政の充実・強化を求 める意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可 決
意見書案 第14号	2018年度北海道最低賃金改正等に関 する意見書(案)	H30.7.2	議員	—	—	—	—	H30.7.2	可 決
陳情 第24号	中村善策美術館(仮称)の設立方に ついて	H30.6.4	議長 付議	H30.6.15	総 務	H30.6.26	不採択	H30.7.2	不採択
その他会議 に付した事 件	後志教育研修センター組合議会議員 の選挙	H30.6.25	—	—	—	—	—	H30.6.25	当 選
	行財政運営及び教育に関する調査に ついて(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	H30.6.26	継 続 審 査	H30.7.2	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	H30.6.26	継 続 審 査	H30.7.2	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	H30.6.26	継 続 審 査	H30.7.2	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	H30.6.26	継 続 審 査	H30.7.2	継 続 審 査

<継続審査中の陳情で今定例会において結果の出たもの>

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
陳情 第20号	高速道札幌道「銭函料金所拡張工 事」に係る要請方について(第1、 2、4項目)	H29.6.2	議長 付議	H29.6.15	建 設	H30.6.26	採 択	H30.7.2	採 択

# 請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
24	中村善策美術館（仮称）の設立方について	H30. 6. 4	H30. 6. 26	不採択	H30. 7. 2	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
12	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 18	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
13	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 25	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
20	高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について（第1、2、4項目）	H29. 6. 2	H30. 6. 26	採択	H30. 7. 2	採択
20	高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について（第3項目）	H29. 6. 2	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
21	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について	H29. 8. 24	H30. 6. 26	継続審査	H30. 7. 2	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H30. 6. 27	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
14	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	H28. 12. 5	H30. 6. 27	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
15	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	H28. 12. 5	H30. 6. 27	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
17	西陵中学校の現在地での存続方について	H29. 2. 14	H30. 6. 27	継続審査	H30. 7. 2	継続審査
18	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について	H29. 3. 1	H30. 6. 27	継続審査	H30. 7. 2	継続審査

# 小樽市議会会議録

平成30年 第2回定例会

平成30年8月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1  
電話 (代) (0134)32-4111